

REVIBLE

リバイブル

～関大法科大学院再生物語～

REVIVAL【再生】

×

BIBLE【司法試験バイブル】

「司法試験の勉強」とは、

重要な条文・判例等を理解して覚え、使いこなせるようにすることをいう。

「合格者」とは、

合格に必要な知識・能力を備え、試験当日に答案に表現できた者をいう。

関大法曹会

続・関大再生物語（第2版はしがき）

関大法曹会 幹事長
弁護士 山田 庸男

勉強方法に悩む司法試験受験生のための「バイブル」としての本書は、多くの受験生にご支持をいただき、発刊後3年が経ちました。

この間、法科大学院の統廃合が進められる等、法科大学院を取り巻く状況はさらに厳しいものになったといえます。

関西大学法科大学院の実受験者に対する合格率も、平成25年度は14.07%（合格者19名）、平成26年は10.3%（合格者19名）、平成27年は13.8%（合格者22名）と推移しています。本年度の合格率は上昇しているものの、関西大学法科大学院の司法試験合格率は依然として低いものと言わざるをえません。

このような結果を受けて、関大法曹会としては、本年度以上に合格率を上昇させるべく、リバイブルを改訂することになりました。

本改訂では、基本的な内容に変更は加えず、当初の内容に初版発刊後の内容を追加、修正する形で行いました。具体的には第1編第1章、第2編第5章、第4編第3章、第7編第2章、その他細部に至るまで現在の状況に沿うものにしました。また第8編合格体験記を充実、別冊化することで、以前にも増して本書が受験生の支えとなりうるものにしました。

本年度の司法試験合格者の増加は、関大再生物語の序章に過ぎません。読者の皆様が関大再生の主役として、関大を盛り上げ、関大法曹会の一員となることを心よりお待ちしております。



ご承知の方も多くいらっしゃると思いますが、関西大学法科大学院の特別顧問教授で、元最高裁判所判事の滝井繁男先生が、平成27年2月28日にご逝去されました。

滝井先生には、平成19年度から特別顧問教授として、元最高裁判所判事および弁護士としての豊富なご経験に基づき、関西大学法科大学院生に法曹としての心構えをご教授くださいました。また、平成27年度入学生のため、ご講演の依頼を受けておられた先生は、お亡くなりになる直前まで、講演原稿にご推敲を重ねられていたとお聞きしております。

このように、関西大学法科大学院を常に気にかけてくださっていた先生のためにも、しっかり、勉学や人格の涵養に励み、関西大学法科大学院から多数の法曹を輩出し続けることを願ってやみません。

関大法科大学院再生物語（初版はしがき）

関大法曹会 前幹事長
弁護士 小松 陽一郎



我らの関西大学は、明治19年に関西で初めての法律教育機関として創立された関西法律学校をその前身とし、爾来125年の間、多数の法曹を世に送り出してきたという輝かしい伝統を有しています。しかし、関西大学法科大学院は現在、冷めた時代を迎えております。

関大法科大学院は、今年度22名の司法試験合格者を輩出しましたが、実受験者184名に対して合格率は11.9%でした。平成23年度は合格者35名、合格率16.6%、平成22年度は合格者32名、合格率14.5%でしたので、年を重ねるごとに司法試験に合格する修了生が少なくなっているのが現状です。このような事態に、関大出身の法曹約630名で組織される関大法曹会も非常な危機感を覚えています。

関大法曹会は、いままで関大法科大学院修了生合格者に対し、極めて好評な修習事前研修や就職支援、在学生に対する特別演習開講などの支援をきめ細かく行ってきました。しかし、上記現状を素直に受け止め、「法科の関大」であることを今一度強く世に示すため、これまで以上に関大法曹会が支援に注力したいとの想いを強くしています。

そこで、在学生に留まらず、関大法科大学院の入学予定者、さらに法科大学院受験生に対して、司法試験合格のためのバイブルを作成し頒布することとしました。

本書には、法科の関大にて学び、司法試験に合格した関大法科大学院修了生合格者のホットな体験をもとに、そもそも司法試験とは何か、合格答案を作成するための効率的な勉強方法は何なのか、関大法科大学院の講義活用法、関大法曹会所属弁護士による特別演習の利用、合格者の法科大学院在学中の学習計画の参考例など、司法試験合格に必要な情報・ノウハウがすべて詰まっています。勿論、これは単なる受験指導のためのものではありません。法曹となるために自己の知識の引き出しにいかに効率よく基礎知識を習得するか、そしてその基礎知識をベースに法曹実務家として求められる法律文書の作成能力をいかに早期に習得できるかというノウハウを開示するものです。

作成を担当したのは関大ファミリーの一員であることを強く意識し、後進のために惜しみない努力を買ってでてくれた合格者諸君であり、合格によって最も客観的に司法試験を語れる人たちです。本書の読者に、彼らの無私の情熱がきっと伝わると確信しています。

司法試験は簡単な試験ではありませんが、各自が法科の関大で努力すれば、司法試験合格を得ることは十分に可能です。このバイブルを活用し、各人が合格され、関大法曹会の一員となることを心より待ち望んでいます。

本書の活用法

本書は、受験生の勉強の指針・勉強方法に悩んだ時の**薬箱的な役割**を果たすために作成された、司法試験に合格するための**バイブル**です。

そこで、本書の利用・活用法としては、日ごろから座右に置いておき、勉強に悩んだときに見ていただくことを想定しています。**詳細な目次**を参考にして、気になるページをめくってみてください。きっと、悩みを解決する糸口が見つかるでしょう。

本書を積極的に活用・実践すれば、司法試験に必ず合格できると信じています。

執筆者一同

- 司法試験の制度について知りたい人

⇒ **第1編 司法試験紹介** へ

- 司法試験の傾向と対策を知りたい人

⇒ **第2編 司法試験に合格する方法** へ

- 勉強方法について悩んでいる人

⇒ **第3編 勉強方法** **第5編 プランニングのすすめ** へ

- 関西大学法科大学院について知りたい人

⇒ **第6編 主な講義の紹介と活用法** **第7編 学習支援** へ

- 関西大学法科大学院の受験を考えている人

⇒ **第6編 主な講義の紹介と活用法** **第1章 講義の重要性** **第4節 分析に基づくメッセージ** へ

- モチベーションを上げたい人

⇒ **別冊 合格体験記** へ

- ちょっと息抜きをしたい人

⇒ **第3編 勉強方法** **第8節 グッズ紹介** へ

※その他にも、小松陽一郎特別任用教授（弁護士）、石井一正特別顧問教授（元札幌高裁長官）などによる **第4編 ミニ講座** も掲載しておりますので、是非ご覧ください。



関西大学法科大学院（以文館）

目 次

第1編 司法試験紹介	12
第1章 制度概要.....	12
第1節 実施日程.....	12
第2節 科目別配点.....	13
第3節 合格率の推移	13
第2章 選択科目紹介.....	14
第1節 選択科目間比較.....	14
第2節 選択科目の選び方	15
第3節 倒産法	16
第4節 租税法	17
第5節 経済法	18
第6節 知的財産法.....	19
第7節 労働法	20
第8節 環境法	21
第9節 国際関係法（公法系）	22
第10節 国際関係法（私法系）	23
第2編 司法試験に合格する方法.....	26
第1章 はじめに.....	26
第2章 必要な能力	26
第3章 合格と不合格の分水嶺 ～関大ロー生に足りないもの～	27
第4章 論文対策総論.....	31
第1節 論文試験では何を見られているか	31
第2節 配点を意識する.....	31
第5章 論文対策各論.....	35
第1節 憲法.....	35
第2節 行政法.....	47
第3節 民法.....	55
第4節 商法.....	64
第5節 民事訴訟法.....	71
第6節 刑法	78
第7節 刑事訴訟法	88
第6章 現場での作法.....	96
第1節 論文試験でのルーティーンワーク	96
第2節 合格者の現場でのルーティーンワークの例.....	97

第3節 問題文へのマーカー・ペンの引き方	108
第3編 勉強方法	118
第1章 司法試験全般	118
第1節 司法試験を過度に難しく考えない	118
第2節 過去問分析の優先順位	118
第3節 法律家の思考過程を意識して勉強する	119
第2章 論文	120
第1節 過去問を書く必要性	120
第2節 論文を書けるようになる勉強方法	120
第3節 論点落としの影響力	121
第4節 答案構成の時間	122
第5節 答案の枚数	122
第6節 事実を「評価」する	123
第7節 答案のナンバリングの仕方	124
第8節 論証パターンの使用法・活用法	124
第9節 再現答案の再現率	125
第10節 ペンの持ち方の重要性	125
第3章 短答	126
第1節 短答の勉強方法	126
第2節 短答の解き方	126
第3節 短答過去問の肢別本の必要性	127
第4章 基本書	128
第1節 基本書の読み方	128
第2節 基本書のマークの方法	128
第3節 基本書を読むときの条文の読み方	129
第4節 基本書の選び方	129
第5節 基本書・演習書ランキング	131
第5章 予備校の活用法	137
第1節 予備校の入門講座の選び方	137
第2節 予備校のインプット講座	137
第3節 予備校のアウトプット講座	137
第4節 予備校の全国模試を受験するメリット	138
第5節 答練の受け方	138
第6節 答練比較	141
第6章 その他	143
第1節 勉強時間の位置付け	143

第2節	モチベーション操作の必要性.....	143
第3節	暗記の重要性.....	144
第4節	暗記の方法.....	144
第5節	年齢と暗記.....	145
第6節	六法を読む際の工夫.....	146
第7節	判例六法の使用法.....	146
第8節	判例集のマーキング.....	146
第9節	講義の受け方・活用法.....	147
第10節	ゼミの内容・時期・人数・工夫.....	148
第11節	本試験終了後～発表までの過ごし方.....	149
第12節	合格者を活用した敗因分析の方法.....	150
第7章	よくある質問.....	152
第1節	判例百選は読んだ方がいいですか？.....	152
第2節	判例の事案を読まなくていいですか？.....	152
第3節	判例を楽に読む方法がありますか？.....	153
第4節	合格者の勉強時間はどのくらいですか？.....	153
第5節	要件事実は覚えた方がいいですか？.....	153
第6節	予備校本だけじゃダメですか？.....	154
第7節	基本書は通読した方がいいですか？.....	154
第8節	「思うに」「この点」は使っていいですか？.....	154
第9節	「以上」は書かない方がいいですか？.....	155
第8章	グッズ紹介.....	156
第1節	司法試験本番・普段の勉強で使えるグッズ.....	156
第2節	おすすめのペン.....	157
第3節	万年筆.....	158
第4編	ミニ講座.....	162
第1章	小松陽一郎流 「論文の書き方ポイント 『十戒』」.....	162
第2章	法的三段論法の基礎.....	165
第3章	伝聞証拠の証拠能力に関する問題の解き方.....	167
第5編	プランニングのすすめ.....	184
第1章	計画の重要性.....	184
第1節	計画を立てることがなぜ重要か？.....	184
第2節	計画の立て方.....	184
第2章	ロースクールの過ごし方.....	187
第1節	未修1年目.....	189
第2節	未修2年目・既修1年目.....	193

第3節 未修3年目・既修2年目	196
第4節 修了後	199
第6編 主な講義の紹介と活用法	206
第1章 講義の重要性（GPAと司法試験合格率の相関関係）	206
第1節 はじめに	206
第2節 GPAの構成図	206
第3節 GPAと司法試験合格率の相関関係	207
第4節 分析に基づくメッセージ	208
第2章 公法系科目	210
第1節 憲法Ⅰ（統治）	210
第2節 憲法Ⅱ（人権）	210
第3節 行政法総論	210
第4節 行政法演習	210
第5節 憲法演習（旧：公法総合演習Ⅰ）	211
第6節 公法総合演習	211
第3章 民事系科目	212
第1節 民法	212
第2節 会社法	212
第3節 民事訴訟法	212
第4節 民法演習	213
第5節 商法演習	213
第6節 会社法演習	213
第7節 民事訴訟法演習	213
第8節 民事法総合演習	213
第9節 民事訴訟実務の基礎	214
第10節 会社法発展講義	214
第11節 民事訴訟法発展講義	214
第4章 刑事系科目	215
第1節 刑法Ⅰ	215
第2節 刑法Ⅱ	215
第3節 刑法演習Ⅰ・Ⅱ	215
第4節 刑事訴訟法演習	215
第5節 刑事法総合演習	216
第7編 学習支援	220
第1章 学習施設紹介	220
第1節 概要	220

第2節 以文館（いぶんかん）	220
第3節 尚文館（しょうぶんかん）	222
第4節 児島惟謙館（こじまいけんかん）	223
第2章 特別演習	224
第1節 在学生向け	224
第2節 その他	225
第3章 TA (Teaching Assistant)	227
第1節 TA の説明	227
第2節 TA の活動	227
第3節 TA 執務室の様子	228
第4章 その他の取組み	229
第1節 司法試験合格体験報告会（毎年9月下旬～10月上旬に開催）	229
第2節 教員による論文過去問解説講義（毎年8～9月に実施）	229
第3節 若手弁護士による全面サポート	229
執筆担当箇所	232
執筆者等紹介	233
【監修】	233
【編集】・【執筆】	233
【執筆】（五十音順）	234
【改訂】	235

第1編 司法試験紹介	12
第1章 制度概要.....	12
第1節 実施日程.....	12
第2節 科目別配点.....	13
第3節 合格率の推移	13
第2章 選択科目紹介.....	14
第1節 選択科目間比較.....	14
第2節 選択科目の選び方	15
第3節 倒産法	16
第4節 租税法	17
第5節 経済法	18
第6節 知的財産法.....	19
第7節 労働法	20
第8節 環境法	21
第9節 国際関係法（公法系）	22
第10節 国際関係法（私法系）	23

第1編 司法試験紹介

第1章 制度概要

第1節 実施日程

※法務省HP (http://www.moj.go.jp/shikaku_saiyo_index1.html) を参照しています。

●全体の流れ【例：平成28年司法試験】

願書〆切	試験本番	短答式試験成績発表	最終合格発表
平成27年 12月4日(金)	平成28年 5月11日(水) ～5月15日(日)	平成28年 6月2日(木)16時 正解・足きり点を 法務省HPにて発表	平成28年 9月6日(火)16時 合格者の受験番号を HP及び掲示板上で発表

●司法試験本番の日程【平成28年】

試験期日	集合時刻	着席時刻	試験時間	試験科目
5月11日(水) 【1日目】	8:30	9:00	9:30～12:30 (3時間)	論文式試験(選択科目)
		13:30	13:45～15:45 (2時間)	論文式試験(憲法)
		16:15	16:30～18:30 (2時間)	論文式試験(行政法)
5月12日(木) 【2日目】	9:00	9:30	10:00～12:00 (2時間)	論文式試験(民法)
		13:00	13:15～15:15 (2時間)	論文式試験(商法)
		15:45	16:00～18:00 (2時間)	論文式試験(民事訴訟法)
5月13日(金)	休み			
5月14日(土) 【3日目】	8:30	9:00	9:30～11:30 (2時間)	論文式試験(刑法)
		12:30	12:45～14:45 (2時間)	論文式試験(刑事訴訟法)
5月15日(日) 【4日目】	9:00	9:30	10:00～11:15 (1時間15分)	短答式試験(民法)
		11:45	12:00～12:50 (50分)	短答式試験(憲法)
		14:00	14:15～15:50 (50分)	短答式試験(刑法)

チェック!

集合時刻になると、試験会場に入室できます。

チェック!

着席時刻になると、試験監督の説明が始まり、問題・答案用紙・答案構成用紙が配布されます。

チェック!

試験開始後も手を挙げればトイレに行けます。なお、試験開始前でも、問題配布後は試験開始までトイレには行けません。

第2節 科目別配点

チェック！

満点の40%を下回る科目が1科目でもあれば、それだけで不合格となります。

チェック！

①満点の25%を下回る科目が1科目でもあれば、それだけで不合格となります。
②短答式試験で、不合格（足きり）となった場合、論文式試験の採点はなされません。

短答式試験 175 点満点

憲法 (50 点)	民法 (75 点)	刑法 (50 点)
--------------	--------------	--------------

論文式試験 800 点満点

公法系科目 (200 点)	民事系科目 (300 点)	刑事系科目 (200 点)	選択科目 (100 点)
------------------	------------------	------------------	-----------------

× 1.75

短答 175 点満点

比率

①

:

論文 1400 点満点

⑧

総合 1575 点満点

チェック！

平成18年～平成27年までの段階では、765点～785点くらい（受験者上位25%～22%程度）が合格点に設定されています。※平成27年度は835点が合格最低点になっている。もっとも受験者上位23%程度が合格しているので、合格者層に変動はない。

第3節 合格率の推移

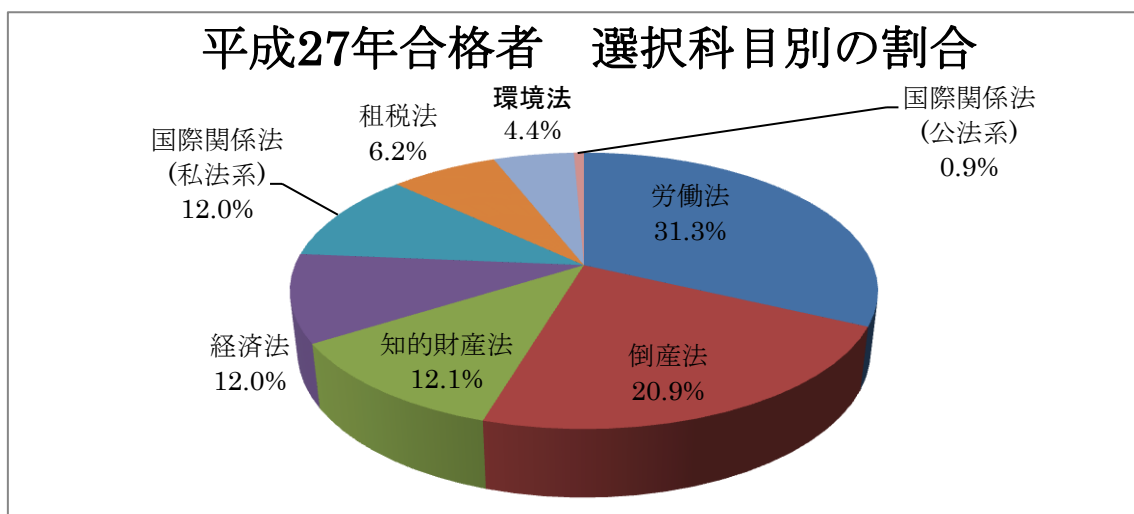
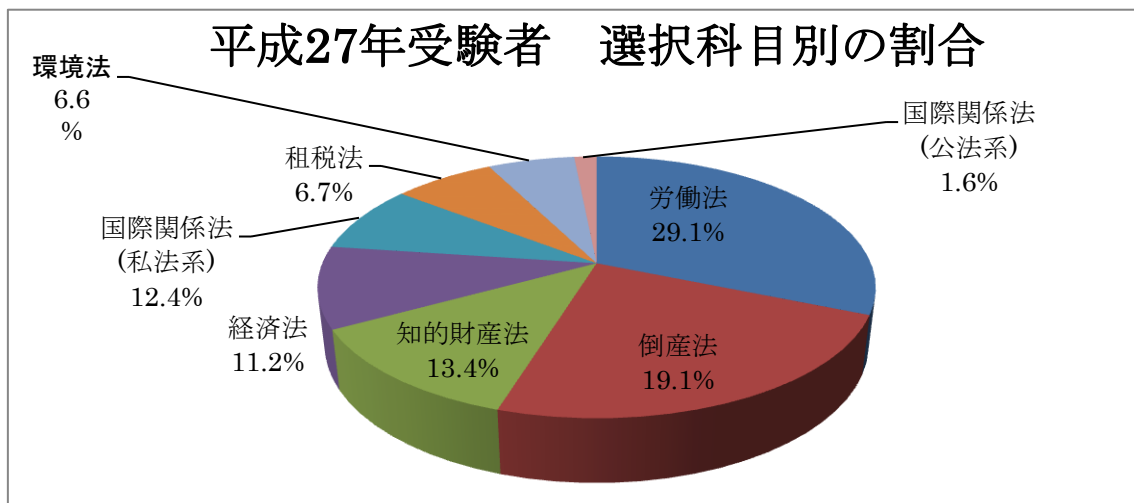
	受験者数	短答合格者	短答合格率	最終合格者	最終合格率
平成18年	2,091	1,684	80.54%	1,009	48.25%
平成19年	4,607	3,479	75.52%	1,851	40.18%
平成20年	6,261	4,654	74.33%	2,065	32.98%
平成21年	7,392	5,055	68.38%	2,043	27.64%
平成22年	8,163	5,773	70.72%	2,074	25.41%
平成23年	8,765	5,654	64.51%	2,063	23.54%
平成24年	8,387	5,339	63.66%	2,102	25.06%
平成25年	7,653	5,259	74.21%	2,049	26.77%
平成26年	8,015	5,080	63.38%	1,810	22.58%
平成27年	8,016	5,308	66.21%	1,850	23.07%

第2章 選択科目紹介

第1節 選択科目間比較

●平成27年 司法試験

	倒産法	租税法	経済法	知的財産法	労働法	環境法	国際関係法 (公法系)	国際関係法 (私法系)
出願者	1,707 人 (19.0%)	623 人 (6.9%)	996 人 (11.1%)	1,193 人 (13.3%)	2,614 人 (29.1%)	584 人 (6.5%)	137 人 (1.5%)	1,103 人 (12.3%)
受験者	1,519 人 (19.1%)	531 人 (6.7%)	887 人 (11.2%)	1,060 人 (13.4%)	2,309 人 (29.1%)	552 人 (6.6%)	124 人 (1.6%)	985 人 (12.4%)
合格者	388 人 (20.9%)	115 人 (6.2%)	222 人 (12.0%)	225 人 (12.1%)	579 人 (31.3%)	82 人 (4.4%)	17 人 (0.9%)	222 人 (12.0%)
合格率	25.1%	23.1%	21.9%	21.1%	23.4%	20.1%	11.2%	21.1%



第2節 選択科目の選び方

1 勉強に自信がない人の選び方

チェックポイント④ 試験に合格しやすいかどうか

考慮要素 ①科目自体の特性として勉強しやすいかどうか

視点⑦暗記量の多さ

⇒現場思考型の出題が多いと暗記量は少ない

⑧範囲の広さ

⇒出題範囲が必修7科目と重複していれば、勉強量は減る

⑨受験者の多さ

⇒受験者が多いと、対策本や周囲の人から情報を入手しやすい

②自分にとって勉強しやすいかどうか

視点⑦自分の経験

⇒法学部時代に講義をとっていたか

⑧先輩・友人による手助けの有無

⇒先輩がノウハウを教えてくれるか、友人とゼミを組めるか

⑨好き嫌い

⇒その科目に興味を持てるか

③ロースクールでのカリキュラムが充実しているかどうか

視点⑦単位数が多いか

⇒講義だけでなく、演習形式の授業はあるか

⑧有力な先生（教え方がうまい先生）が在籍しているか

⇒講義が司法試験に直結するか、いつでも質問できるか

2 勉強に自信がある人の選び方

チェックポイント④モチベーションの維持・向上につながるかどうか

考慮要素 ①その分野に興味があるか

②実務に役立つか

※要は、勉強に自信があるのならどの科目を選んでも結果は出せるので、なるべく勉強時間を稼げるように、モチベーションを維持・向上できるかどうかで選べばOK

3 選択科目を選ぶ時期

ロースクールの最終学年になる前の春休みまで（受験の約1年前）に決めればOK
春休み中にある程度まで勉強していれば、春学期から授業を積極的に活用して勉強することができるからです。

また、必修7科目の基礎をしっかりと固めることが、選択科目の勉強につながるため、あまり早い時期から選択科目に手を出す必要はありません。

第3節 倒産法

1 基本情報

倒産法は、破産法（清算・管理型）と民事再生法（再生・DIP型）から出題される。破産をしっかりと勉強してから、民事再生を破産との違いを意識しながら勉強することが効率的な勉強方法といえる。

倒産法は勉強する分量が多いと思っている人が多いが、制度は合理性を追求しているため、理解しやすく、民法等の知識を前提にすれば、覚えることはかなり少ない。

2 特徴

メリット	デメリット
①民事法（民法，商法，会社法，民事保全法，民事執行法）の勉強をすることになるので，民事法全体の理解ができる。	①倒産法選択者は，平均的な受験生よりレベルの高い人が多い。 （倒産法選択者の合格率が1番高い）
②法改正により，定義条文ができたので，暗記量が少ない。例えば，目次が手続き通りなので，手続きを暗記しなくていい。	②民事系の理解が前提になるので，民事系が苦手な人は，理解に時間がかかる。
③倒産法は，実務で必須の知識であり，受験生の数が多いから，他の科目に比べて基本書・演習書が充実している。	

3 教科書紹介

基本書	伊藤眞『破産法・民事再生法』，山本和彦ほか『倒産法概説』 山本和彦『倒産処理法入門』，松下淳一『民事再生法入門』
判例集	『倒産判例百選』，瀬戸英雄・山本和彦『倒産判例インデックス』
演習書	山本和彦ほか『倒産法演習ノート』，辰巳『えんしゅう本（2）倒産法』 加藤哲夫他『ロースクール演習 倒産法』

4 学習のポイント

- ① 倒産法では，手続開始決定前と後で法律関係が大きく異なるので，時系列を必ず書き，決定前か決定後なのかを必ず把握すること。また，近年では重要判例が問われている傾向にあるので，判例集を読むことが必要である。
- ② 再現答案を分析していると，内容的には同じようなことを書いていても，原理原則から書いている答案とそうでない答案で点数に差がついている。原理原則をしっかりと書くようにインプットすること。
- ③ 勉強の効率性を高めるために，入門書を読んだ後すぐに過去問を読んで，科目の特性と書き方を身につけること。過去問分析と再現答案の分析を最優先にする必要がある。

第4節 租税法

1 基本情報

所得税法，法人税法，国税通則法が出題範囲だが，8割方が所得税法からの出題である。法人税法は所得税法と関連する範囲で出題するとされているので，必要とする条文はその範囲に限られる。なお，国税通則法は試験対策を怠りがちだが，過去に出題もあるので注意すること。

2 特徴

メリット	デメリット
①民法や商法上の行為で経済的利益が生じた際に所得税を課税するということが多いため，これらの科目の理解とリンクさせて勉強できる。	①市販の演習書が不足しているため，アウトプットをする機会が少ない。 ※関大ローでは，元氏先生の租税法の講義で演習を行っているので，積極的に受講すべき。
②租税法律主義の観点から，基本的には条文にすべてが書いてあり，常に条文からスタートするという姿勢を守りやすい。	②条文構造が複雑で分かりにくい（一つの条文でカッコ書きが5つも6つも出てくる），根気よく条文と向きあう必要がある（もっともこれを苦痛に感じるのなら，即司法試験から撤退すべし）。

3 教科書紹介

基本書	佐藤英明『スタンダード所得税法』，谷口勢津夫『税法基本講義』
判例集	『租税判例百選』，金子宏ほか『ケースブック租税法』
演習書	中村芳昭ほか『演習ノート租税法』，岡村忠生ほか『租税法演習ノート』

4 租税法のウワサ ～ホント？ウソ？～

ウワサ① 租税法って問題のレベルが低いって聞くけどホント？？

→新司法試験が始まったころの問題は文章も短く，設問もシンプルで易しい問題もあったが，近年は長文化・難化の傾向にある。

ウワサ② 租税法って勉強する範囲が狭くて楽ってホント？？

→範囲が広いと言われる労働法に比べると狭いといえるかもしれません。百選の掲載判例も半分近くは試験範囲外です。

ウワサ③ 租税法選択者は少なく，レベルも低いから狙い目らしいってホント？？

→租税法に力を入れているロースクールは演習科目も充実しています（関大ローの労働法くらいの充実度）。これに対して関大ローは2コマしかなく演習量が圧倒的に不足しがちです。関大ローの学生のほうがさらにレベルが低いと言えるため，楽をしたいという安易な発想で飛びつくのは止めましょう。

第5節 経済法

1 基本情報

出題範囲は①私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律②入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律③下請代金支払遅延等防止法④不当景品類及び不当表示防止法⑤不正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）である。基本的に設問1は「不当な取引制限・私的独占」、設問2は「不正な取引方法」に関することが問われる。勉強は、独占禁止法がメインになる。

独占禁止法の勉強は、刑法の勉強に類似しているため、刑法が得意な人にはおすすめ。大型経済犯罪は、検察官が捜査するため、検察官を志望する人にはおすすめの科目。

2 特徴

メリット	デメリット
①条文数が少なく、暗記するものも少ない。体系がしっかりしているため、理解もしやすい。	①事実認定の仕方等、考え方のコツをつかまない限り、点数はなかなか伸びない。高得点の合格者に指導してもらうことが近道。
②答案スタイルも刑法と同じなので、答案スタイルで悩まない。	②選択者が労働・倒産と比べて少ないので、ゼミを組みづらい。
③出題傾向が安定しており、対策を立てやすい。	③演習書等が少ない。

3 教科書紹介

基本書	泉水文雄ほか『経済法（LEGAL QUEST）』，川濱昇ほか『ベーシック経済法』 金井貴嗣『独占禁止法』
判例集	『経済法判例・審決百選』，宮井雅明『ケースブック独占禁止法』
演習書	公正取引委員会のHPに掲載されている相談事例

4 学習のポイント

- ① 行為要件の検討→効果要件の検討→適法か違法か，という流れが，思考過程を身に付ける。
- ② 効果要件は，条文ごとに市場に与える影響を意識して準備しておく。
- ③ 事実認定の仕方等，百選などを利用してしっかり身に付けておく必要がある。

第6節 知的財産法

1 基本情報

学問上、かつて無体財産と称されたように、有体物ではないモノ、観念的なモノの財産的価値を取り扱う分野だが、司法試験選択科目としての「知的財産法」の範囲は、特許法と著作権法である。

特許法は発明、著作権法は著作物がそれぞれテーマだが、どちらも身近に溢れており、(過?)少資源国家ともいえる日本の発展にとって不可欠なことなどから今後も需要の増加する専門分野といえる。

2 特徴

メリット	デメリット
あくまで民事法に属する科目であること、民法709条もしくは415条の中の違法性の検討であることを意識すれば、当然民法の復習になる。	関大ローでは、近年選択者が少ないので、ゼミを組むことが困難であったり、相談相手が少ない。
損害額の認定が困難であることや、企業秘密を扱う訴訟となるのが多いことから、損害算定についての立証緩和規定や通常の審理方法とは異なる規定があり、原則の民訴法や行訴法の復習になることが多い。	

3 教科書紹介

基本書	高林龍『標準特許法』、島並良・上野達弘・横山久芳『著作権法入門』
判例集	『特許判例百選』、塩月秀平『特許・著作権判例インデックス』
演習書	小泉直樹『知的財産法演習ノート』

4 学習のポイント

特許法

発明について、特許法上の権利の有無やその内容は、出願前後や登録の有無などにより変わります。特許法上のどの過程、状態にあるのかを確認しながら学習し、あるいは問題に取り組みましょう。また、なぜ当該段階（例えば出願後特許登録前の段階）での特許法上の保護範囲がそのようになるのか、などについて条文を意識しながら学習すれば、自然と発明の保護と産業の発展との調和という制度理念に立ち返った学習につながり、司法試験などで未知の問題を見ても、取っ掛りがつかめるようになるはずです。

著作権法

様々な著作権の態様があり、一見ややこしいです。複製や翻案など、当該権利が保護する内容を意識して学習しましょう。ある表現行為が著作権法上のどの保護態様を侵害するのか、という出発点を見定め誤ると、対応する権利制限規定を誤ってしまいます。試験では表現行為、侵害行為が多数にのぼる問題が出題されます。各権利規定にはどのような制限規定があるか、その制限規定には例外規定があるか、どのような例外規定か、という点を日頃からセットで学習するべきです。

第7節 労働法

1 基本情報

個別的労働関係法（労働基準法、労働契約法）及び集团的労働関係法（労働組合法）に大別され、それぞれから1問ずつ出題される。

労働法は、暗記事項が多いため、暗記が得意で、こつこつやるタイプの人にはおすすめである。他方、勉強量が少ない人は、他の受験者に差をつけられるおそれがあるため、あまりおすすめできない。

労働契約の場面では民法の知識が必要である。したがって、得意科目が民法であるという方々にはおすすめの選択科目といえる。

2 特徴

メリット	デメリット
①選択者数が多いため、市販の参考書が豊富で学習がしやすい。	①範囲が広く、暗記すべき事項が多い。判例の理由づけと規範を暗記していなければ、問題を解けないことが最大の短所といえる。
②関大ローでの教育カリキュラムが充実している。講義では、問題演習も扱ってくれる。	②選択者数が多いため、競争率が高い。
③民法の特別法であるため、民法の理解がより深まる。	③試験問題が長い。 →規範に対応する具体的事実が的確に拾えているかについても問われているため。
④現場思考というより、事前準備が功を奏することが多い科目。	
⑤事例へのあてはめが得意な人は点数を稼ぎやすい。	

3 教科書紹介

基本書	水町勇一郎『労働法』，土田道夫『基本講義労働法』，菅野和夫『労働法』
判例集	『労働判例百選』，大内伸哉『最新重要判例200労働法』
演習書	水町勇一郎・緒方桂子『事例演習労働法』

4 学習のポイント

- ① 範囲は広いが、市販の参考書が充実しているので、効率よく勉強すれば、負担はそれほど大きくない。
- ② 判例の規範が重要であり、覚えるべき量が多いので、あらかじめ論証を作成し、定期的に暗記する必要がある。

第8節 環境法

1 基本情報

出題法令は、環境基本法を始めとする行政法の個別法10法が範囲である。出題法令は多いが、条文の解釈論等はあまり要求されず、勉強量は少なくて済む。

出題傾向としては、①政策型と②訴訟型の2種類が毎年出題される。①は与えられた資料に基づいた現場思考型の問題で、②は民法や行政法の知識を使った事例問題である。

2 特徴

メリット	デメリット
①記憶すべき知識の量が少ない (相対的に勉強量が少なくて済む)	①現場思考的 (捉えようによってはメリット)
②民法・行政法(特に行政法)と出題範囲が大幅に重なるため、これら2法に強くなる。	②選択者数の少なさゆえ勉強方法が分かりにくい(対策本が少ないorない?)
	③法改正が多く、マメにフォローする必要(比較的新しい改正法が出題されることも)

3 教科書紹介

基本書	北村喜宣『環境法』, 大塚直『環境法』
判例集	『環境法判例百選』
演習書	大塚直・北村喜宣『環境法ケースブック』

4 学習のポイント

①まずは過去問分析

どの科目においても同じだが、司法試験の勉強をするには、まず、どのような問題が出題されているのかを把握する必要がある。特に、環境法は、予備校等の対策本がほとんどなく、過去問(問題・出題の趣旨・採点実感等)を分析する以外に傾向を知る手段はない。

②出題傾向とその対策

- 政策型** ⑦出題法令10法制定の理由(法律を制定・改正するに至った背景等)を問う問題
⇒基本書等を利用して10法の制度趣旨を理解・暗記すること
- ⑧10法の現在の問題点とその解決策を問う問題
⇒環境法の基本原則(4つ程度)を理解・暗記すること
- 訴訟型** ⑦民事訴訟型 ⇒共同不法行為・差止訴訟・仮処分等につき、環境法独自の視点から論じられるようにすること
- ⑧行政訴訟型 ⇒処分性・原告適格・国家賠償等の行政法の勉強をすること
- ⑨行政庁側の措置型 ⇒基本書・六法を使用して10法の条文に慣れておくこと

第9節 国際関係法(公法系)

1 基本情報

出題範囲は1 国際連合憲章，2 国際司法裁判所規定，3 外交関係に関するウィーン条約，4 条約法に関するウィーン条約，⑤海洋法に関する国際連合条約，⑥経済的，社会的及び文化的権利に関する国際規約，⑦市民的及び政治的権利に関する国際規約，⑧難民の地位に関する条約，⑨難民の地位に関する議定書，⑩関税及び貿易に関する一般協定である。国際政治や国際情勢などに興味のない人は選択してはならない科目。

例年，[設問1][設問2]の2問構成の事例形式で，数問の設問が付される。

2 特徴

メリット	デメリット
①全国で競争相手が少なく，そのレベルも低いため，努力すれば相対的に高得点を得る可能性が高い。	①予備校本や演習書がほとんどないため，独学が難しい。また，カリキュラムが充実しているロースクールは珍しい。
②受験者のレベルが低いため，基本的な論点と判例をマスターすれば十分合格レベルに達する。	②選択者が少ないため，友人とゼミを組むことが出来ない。また，優秀な先輩を見つけることも困難。

3 教科書紹介

基本書	杉原高嶺ほか『現代国際法講義』，小寺彰ほか『講義国際法』
判例集	『国際法判例百選』，松井芳朗ほか『判例国際法』
演習書	松田幹夫『演習ノート国際関係法「公法系」』

4 学習のポイント

- ① 出題範囲は広いので，やみくもに勉強するのではなく，教科書を理解することに重点をおく必要がある。
- ② 演習をする機会が不足するので，予備校の模試などで問題を数多く収集することがおすすすめ。
- ③ 国家責任条文は司法試験用六法に掲載されていないため，必要な条文を条約集で確認しておく必要がある。

第10節 国際関係法(私法系)

1 基本情報

国際私法（財産法・家族法），国際民事訴訟法，国際取引法の分野に分かれる。毎年，第一問は家族法，第二問は財産法から出題されている。

2 特徴

メリット	デメリット
①覚えるべき知識の量が少ない。	①演習書が少ない。
②一度答案の型をマスターしてしまえば，いろいろな問題に対応できる。	②人によって向き不向きが大きく分かれる。
③手薄になりがちな民法家族法の知識が身に付く。	③選択者が少ないのでゼミを組みにくい。
④関西大学ロースクールでは，国際私法，国際取引法等の講義が充実している。	

3 教科書紹介

基本書	松岡博『国際関係私法入門』，澤木敬郎・道垣内正人『国際私法入門』 伊藤塾『国際私法』
判例集	『国際私法判例百選』
演習書	野村美明『ケースで学ぶ国際私法』

4 学習のポイント

- ① 法の適用に関する通則法の勉強が中心。条文の趣旨をおさえ，答案に書けるようにすることが不可欠である。
- ② 自説だけでなく，反対説も勉強した方が良い。反対説の理由・結論を示した上でそれを批判し自説を書いた答案と，自説のみを書いた答案では，点数に差が付く。
- ③ 国際民事訴訟法の分野では管轄，国際取引法の分野ではC I S Gがよく出題されており，重要である。もっとも，それ以外（c f．国際民事訴訟法では送達，訴訟能力等，国際取引法ではインコタームズ，信用状取引等）についても，過去に出題されたものもあり，今後も出題されないとは限らないので，一通り勉強しておくべきである。メリハリが大事。
- ④ 学説の対立が多く，学者でも解決できていない問題が多い科目なので，深く考え過ぎず，「ここは覚えるしかない」と割り切ることも重要である。

第2編 司法試験に合格する方法.....	26
第1章 はじめに.....	26
第2章 必要な能力.....	26
第3章 合格と不合格の分水嶺 ～関大ロー生に足りないもの～.....	27
第4章 論文対策総論.....	31
第1節 論文試験では何を見られているか.....	31
第2節 配点を意識する.....	31
第5章 論文対策各論.....	35
第1節 憲法.....	34
第2節 行政法.....	45
第3節 民法.....	55
第4節 商法.....	64
第5節 民事訴訟法.....	71
第6節 刑法.....	74
第7節 刑事訴訟法.....	83
第6章 現場での作法.....	96
第1節 論文試験でのルーティーンワーク.....	96
第2節 合格者の現場でのルーティーンワークの例.....	97
第3節 問題文へのマーカー・ペンの引き方.....	108

第2編 司法試験に合格する方法

第1章 はじめに

司法試験に合格するためにはどうしたらいいのでしょうか。1回目の受験の方はもちろん、1回でも不合格を経験した方は不安でたまらないのではないのでしょうか。一生懸命勉強すれば合格するのでしょうか。もちろん、そういう場合もあります。しかし、司法試験が「試験」である以上は客観的な合格基準があり、求められている資質があるはずです。一生懸命勉強していれば、試験委員が想定している基準に合致する可能性は十分にあると思います。現にロースクールではそれを目指し勉強しているはずです。しかし、法律学の難しさや将来への不安からいつの間にか合格基準から離れた方向へ向かって勉強してしまいがちです。違う方向へ向かってどれだけ進んでもゴールへたどり着くことはありません。

関西大学の合格者の中でも未修で1回目の受験で上位合格という方は、ゴールが何かを研究した上で、相当量の勉強をしています。また、いわゆる上位ローといわれる大学の学生は中高の受験時代からそういった分析をした上で「試験」を「試験」と割り切って受験して合格してきます。約2000人が合格できる試験といえば聞こえはいいですが、実際のところ、ロースクール入試段階では自分より実力が上だった人間を何人も抜かなければ合格はできません。そうであるならば、ただ基本書や百選を通読するとか、過去問をゼミで書いてみるとか漫然と勉強している場合ではありません。

まず、ゴールを分析して、そのゴールが何かがわかったならば、死に物狂いで勉強していただきたいと思います。

なお本編には法務省発表の出題の趣旨、採点実感からの抜粋が多数引用されています。これは出題の趣旨等の当該箇所さえ読めば足りるという趣旨で引用したものではありません。本来であれば自分自身で全文を読み込む必要のあるものですが、我々合格者が特に重要であると感じ、受験生の皆さんに強調しておきたい部分を抜粋したものです。本編の抜粋部分のみを読んで満足するという間違えた使い方をしないように注意を促しておきます。

第2章 必要な能力

- 1 司法試験は法律実務家になれるか否かを選別する試験です。したがって、それに見合う能力が必要です。例えば、体力、精神力、事務処理能力、地頭の良さ、知識、勉強時間、戦略ないし方向性です。この点、体力、精神力、事務処理能力、地頭の良さというのは一朝一夕では変えることはできません。しかし、戦略や方向性は、司法試験を分析することで十分に対策が可能です。体力、精神力、事務処理能力、頭の良さで上位の学生に負けていると感じているならば、戦略ないし方向性を間違わないという点を強化するしかありません。本稿はその戦略や方向性を間違わないために、司法試験でいかにして点数をもぎ取り合格するかを分析するためのものです。

- 2 そうは言っても、知識、勉強時間が絶対的に不足していれば、いくら戦略を練ってもそれを使うだけの材料が足りません。本稿を読んでおられる方の中には、答案の書き方が駄目なので評価されないと思っている方もおられるかもしれません。しかし、そうではなく基本的知識が不足しているので書けないという可能性も十分あります。まず、答案を書いて添削してもらい、基本的知識が足りないレベルなのかを分析してもらうことが重要だと思います。基本的知識が何かは語る人によって様々ですが、ここでは条文（とその要件・効果）、定義、趣旨、判例百選レベルの重要判例の理解（事案、判断枠組み）であるとして下さい。この辺りが不十分であると、いくら戦略を練っても合格答案になるのは困難かと思われます。答案を書いた本人は論点を書いて、あてはめたつもりが、採点者には答案作成者の理解が全く伝わらないのです。

そのような方は、まずは基本的知識のインプットを正確にすることを目指して下さい。インプットの方法は、常に具体例を意識してすることが重要であると思います。

- 3 したがって、以下では、基本的知識があるにもかかわらず、合格点が取れない方を対象に議論を進めますが、そうでない方も、インプットをする際にゴールが分かっていることは有益であると思うので参考にさせていただけたらと思います。

また、司法試験の分析、合格答案の書き方等の書籍や予備校の合格者講義等はたくさんあります。しかし、そのような方法論を知っているというレベルでは何の役にも立ちません。方法論はそれを知った上で、反復継続して実践することで初めて自分のものになり使いこなせるようになります。中途半端なマニュアル思考では逆にそれにとらわれ不合格答案になってしまうおそれがあります。そのことを十分に留意し答練等で実践し自分の方法論といえるまで昇華していただきたいと思います。

第3章 合格と不合格の分水嶺 ～関大ロー生に足りないもの～

1 勉強量

関大ローの学生は勉強量が圧倒的に不足していると思います。ロースクール全体に蔓延しているのんびりとした雰囲気が問題でしょう。多くの学生に「司法試験受験生」であるという意識が足りません。私はロースクール入学前に東京の複数のロースクールの自習室を友人に連れられて見学しましたが、どのロースクールも席は埋まっており、ピリピリとした雰囲気だったのがとても印象的でした。そのため関大ローに入学した直後は拍子抜けしたのを覚えています。

「一日何時間くらい勉強したらいいのですか？」という質問をよく聞きますが、合格者の多くが8～10時間と答えています。もちろんこれは休憩を除いた実勉強時間です。一度ストップウォッチで講義の時間を除いた自分の勉強時間を測ってみて下さい。驚くほど少ないことに気が付くはずだと思います。

2 過去問分析

- (1) 「司法試験の答えはラブレターを書くように書け!」と実務家の先生に言われたことがあります。相手方にOKをもらうためには、自分の考えを的確に伝え、心に響くようであればなりません。そのためには当然読み手がどういう内容の「ラブレター」になら心を動かされるかという研究をするものでしょう。司法試験の答えが「ラブレター」ならば、過去問や出題の趣旨、採点実感（ヒアリングを含む、以下省略）は想いを伝えようとする「相手方」なのです。

多くの合格者が過去問の分析を早期に行うように提言しています。これは過去問、出題の趣旨、採点実感の中に合格のヒントが散りばめられているからです。出題者がどういう答案の書き方を求めているのか、受験生に足りないものは何かといったことが随所に記載されています。私は毎日出題の趣旨や採点実感を見るようにしていましたが、重要だと思う記述については別途小さなノートに書きだして、本試験の会場でも直前に見る事が出来るようにしていました。このようにすることで出題者の求めている合格者像というものがだんだんと見えてくるようになるのです。

- (2) 過去問分析で重要なのは「相手方」の研究だけではありません。「ラブレター」を出してOKをもらった方や、残念ながら振られてしまった方の分析も必要となります。

上位合格者の分析は法律構成の丁寧さや事実の指摘・評価のうまさを見習うために必要なことだと思います。しかし、それと同じくらい大切なことは1000番くらいの平均的な合格者、2000番くらいの合格ライン上の合格者、そして不合格者の分析なのです。これらの答案と上位合格者の答案を比較すれば、点数の差がどこから生じているのかがわかってくるでしょう。合格者でも間違った記述が結構あるということに気が付けるだけでも収穫です。

3 法律文書の書き方

関大ローの特に未修者の合格率が芳しくありません。私は既修だったためあくまで想像ですが、未修の方は答案を書くことに慣れていないのではないかと思います。講義中は未修の方も積極的に発言していたし、私の知らない学説などにも詳しくだったので、短答を突破する力があるのなら知識面に一応は問題ないのでしょう。不合格答案を分析して感じたことは書き方の問題、つまり法的三段論法を踏めていない、具体的事実を挙げることだけがあてはめだと思い込んでいるという点です。

- (1) 新司法試験が始まったころは「論点主義は終わった」とか「あてはめを充実させれば受かる」というような風潮があったように思います。そこで規範も書かずにあてはめに走ってしまう人が増えたのかもしれませんが。具体例を出して話を進めると、たとえば平成24年の刑法で「偽造」を検討する場面がありました

『「偽造」にあたるか。本件では……や……という事情があり「偽造」にあたる。』

これが法的三段論法の出来ていない書き方です。なぜ「偽造」に当たるのか、書い

ている本人は頭の中で分かっている、読み手はさっぱり分かりません。司法試験が書面審査である以上、そこに書いてあることが全てであって、行間を読んでくれると甘く考えてはいけません。

「偽造」にあたるか。「偽造」とは名義人と作成者の人格の同一性を偽ることである。「名義人」とは当該文書から理解される意思や観念の表示主体をいう。「作成人」とは文書に意思や観念を表示した者又は表示させた者をいう。本件でXは……であり当該文書から理解される意思の表示主体であり「名義人」にあたる。またYは……であり文書に意思を表示した者であり「作成人」といえる。このように名義人と作成人の人格が異なり、これを偽っているといえるため「偽造」に当たる。

というのが法的三段論法の一例です。このように規範をしっかりとあげてそこに事実をあてはめていく。これは散々採点実感などで指摘されていることですので、もしも出来ていない方は意識して下さい。

もっとも、全ての要件をこのように検討するのはナンセンスです。『「有印」とは』、と厚く論じる人はいないでしょう。あくまで問題となっている部分で事案の解決に必要な範囲で論じるのです。

- 2 (1) 次にあてはめについての注意点を指摘します。具体的事実をたくさんあげることこそが司法試験合格のポイントと当初は私も考えていました。しかし、合格者の答案を分析すると評価のうまさに気がつくと思います。私もロースクール入学当初は「評価って何？」というレベルでしたのでこの点についても少し説明をしておきましょう。

例えば、刑事訴訟法で捜査機関が外部から室内を勝手に望遠カメラで撮影した行為が強制捜査に当たるかが問題になっているとしましょう。

強制処分とは、相手方の意思に反してその重要な権利・利益を制約する処分をいう。本件では室内を住人に黙って望遠カメラで撮影しており、相手方の意思に反しプライバシーという重要な権利を制約する処分であるため強制処分に当たる。

今回は法規範もちゃんとあげたしメデタシメデタシ、と思っただけではありません。ここからはなぜ相手方の意思に反しているのかイマイチよく分かりません。室内は秘匿性が高い生活空間だから外部に公開することを前提としていないとか、それを望まないのが通常であるとか、何らかの評価を加えてやる必要があります。たぶん、頭の中ではこのような評価をしているはずですが、だからこそ、強制処分に当たると判断したわけでしょう。でも、これを書面にしっかりと書かなければ採点する人には伝わりません。

- (2) 私はあてはめの戦略として、事実を大量にあげるよりも、重要な事実のみを絞ってあげ、それに評価を丁寧にしていくことに決めていました。大量の事実が散りばめられている論文試験で全ての事情に触れることはできないし、事実の重要度をメリハリつけて把握していることを試験委員にアピールすることも狙いでした。

- 3 このような答案作成上の注意点はソクラテスメソッドだけでは身につかないように思

います。実際に答案を書いてみることで、何度も失敗し、悩み試行錯誤する中で身に付くものでしょう。したがって、週に1通でも良いので答案を書く、または答案構成をするようにしてみましょう。

第4章 論文対策総論**第1節 論文試験では何を見られているか**

問題文と資料から基本的な事実関係を把握し、都市計画法及び同法施行規則の趣旨を読み解いた上で、都市計画に関する行政訴訟の訴訟要件、本案における違法事由、及び損失補償の要件を論じる力を試すものである。

(平成24年行政法出題の趣旨)

民法上の問題についての基礎的な理解とともに、その応用を問う問題である。具体的な事実を踏まえ、実体的な法律関係を理解して論述する能力、当事者間に成立した契約の内容を理解して妥当と認められる法律的帰結を導く能力及び具体的な事実を法的な観点から分析して評価する能力などを試すものである。

(平成24年民法出題の趣旨)

刑事実体法及びその解釈論の知識と理解、具体的な事案を分析してそれに法規範を適用する能力及び論理的な思考力・論述力を試すものである。

(平成24年刑法出題の趣旨)

ここから読み取れることは、①具体的な事案から、書くべきことを書いているか(机上の理論ではなく、具体的事実を見て問題点を発見できているか)。②書くべきことが分かった上で、書くべき条文、判例、論点を書けているかどうか(法律の解釈、適用能力)を審査されているということです。

当たり前のことと思われるかもしれませんが、問題文を見て書くべきことを判別できる人はなかなかいません。ともすれば、自分が理解している論点を書きたいばかりに自分勝手に問題文を読んで、的外れな答案を書いてしまうことも稀ではありません。そもそも、何を書くべきかという論点抽出レベルで大きなミスをしていると点数は伸びません。それは採点基準がある試験である以上は仕方のないことです。

第2節 配点を意識する

- 1 司法試験は、ある程度の客観的採点基準をもとに相対評価で可否を決する試験です。決して、受験生が地頭の良さをアピールして、それが認められれば合格できるという試験ではありません。また、実務家登用試験であり、単なる資格試験とも異なるので、司法試験委員が欲しい能力をもった人材を採用する、就職試験と類似した性質があります。

したがって、どんなに正しいことを書いたとしても、出題者側が点をくれなければ(採用したい能力を備えた人材であると評価されなければ)合格できないことは当たり前のことです。それにもかかわらず、独りよがりな答案を書く人が多いのが現状です。

したがって、出題者がどのような部分に点数を振っているのかを意識しつつ、その部

分を厚く書くことで、それを意識しない人に勝つことが可能になるのです。

2 では、どのような部分に配点があるのでしょうか。あるいは、どのような点に注意すれば点数がとれるのでしょうか。

3 採点実感等

採点実感として、新司法試験考査委員会議申合せ事項にいう「優秀」，「良好」，「一応の水準」，「不良」の4つの区分に照らすと，例えば，どのような答案がそれぞれの区分に該当するかについて，各設問ごとに示すとすると，以下のとおりとなる。

(平成22年民法採点実感)

2 採点方針

採点に当たっては，従来と同様，受験者の能力を多面的に測ることを目指した。第1に，民法上の基本的な問題についての理解が確実に行われているかどうかを確かめることとした。第2に，単に知識を確認するだけでなく，掘り下げた考察をしてそれを明確に表現する能力，論理的に一貫した考察を行う能力及び具体的事実を注意深く分析した上で法的観点から評価する能力を確かめることとした。第3に，基本的な問題の背後にあるより高度な問題に気が付いて，それに取り組む答案があれば，これを積極的に評価することとした。これらに加えて，総花的に諸論点に浅く言及する答案よりも，ある論点についての考察の要所において周到堅実であるものや創意工夫に富むものの方が，法的思考能力が優れていることを示していると考えられるため，高い評価を与え，反対に，論理的に矛盾する構成をするなど積極的なミスが著しいものについては，低く評価し，さらに，あわせて全体として適切な得点分布が実現することを心掛けた。

そのため，1つの設問に複数の採点項目を設け，採点項目ごとに適切な考察が行われているかどうか，その考察がどの程度適切なものかに応じて点数を与えることとともに，答案を全体として評価し，論述の緻密さ周到さの程度や構成の明快さの程度に応じても点数を与え，そのことにより，ある設問につき考察力や法的思考力の高さが示されている答案については，別の設問についての論点の幾つかを落としていたり，知識不足や理解不足を露呈していたとしても，各設問につき知識のみを浅く書いている答案よりも，高い評価を与えることができるようにした。

(平成22年民法採点実感)

2 採点方針

採点に当たっては，従来と同様，受験者の能力を多面的に測ることを目指した。第1に，民法上の基本的な問題についての理解が確実に行われているかどうかを確かめることとした。第2に，単に知識を確認するだけでなく，掘り下げた考察をしてそれを明確に表現する能力，論理的に一貫した考察を行う能力，及び，具体的事実を注意深く分析した上で法的観点から評価する能力を確かめることとした。第3に，基本的な問題の背後にあるより

高度な問題に気が付いて、それに取り組む答案があれば、そのことを積極的に評価することとした。これらを実現するために、1つの設問に複数の採点項目を設け、採点項目ごとに適切な考察が行われているかどうか、その考察がどの程度適切なものかに応じて点数を与えることとした。さらに、複数の論点について表面的に言及する答案よりも、一つの論点について考察の重要箇所において周到確実な答案や創意工夫に富む答案が、法的思考能力の優れていることを示していると考えられることがある。そのため、採点項目ごとの評価に加えて、答案を全体として評価し、論述の緻密さ周到さの程度や構成の明快さの程度に応じても点数を与えることとした。これらにより、ある設問について考察力や法的思考力の高さが示されている答案には、別の設問について必要なものの一部の検討がなく、そのことにより知識や理解の不足を露呈していたとしても、高い評価を与えることができるようにした。また反対に、論理的に矛盾する構成をするなど積極的なミスが著しい答案については、低く評価することとした。なお、全体として適切な得点分布が実現することを心掛けた。

(平成23年民事系第1問採点実感)

- (1) 出題趣旨に記載がある論点は点数が高い論点です。これを落とすと、点数がつきにくいです(上記では民法の採点実感を挙げていますが、他の科目でも出題の趣旨で挙げられている論点について書けているかが議論になっているので同様です)。
- (2) しかし、そのような論点に触れられているものの、その論点についての考察が不正確ならば、自分は書いていると思っていでも、採点者には、低い評価(論点を書いていない人と同程度の評価)をされる危険があります。また、法律論の部分のみではなく、あてはめを見て、およそ規範の意味が分かっていないと判断されたならば、それは、論証パターンの書き写しと評価されて、遡及して規範の部分の点をつけないといった採点の仕方もありうると思います。法律論の解釈とあてはめは車の両輪であり、2つができて初めて理解しているといえるからです。そういった意味では、予備校が規範とあてはめを完全に別々にして採点表を作っているのは正確には正しいとは言えないと思われます(もっとも、予備校の採点者でも上記の点を考慮して添削されている方もおられます)。
- (3) 司法試験が相対評価の試験である以上は、出題の趣旨に記載がある論点で平均的な受験生が触れられなかった論点は、触れているだけでかなり点がつくと思われます(素点のレベルでは5~6点の差しかなくとも、その5~6点をとれたのが数十人しかいないならば、点数調整した後の点数にはかなりの差がでてきます)。
- (4) 答案の書き方としては、単に知識を平面的に吐き出すのではなく、掘り下げた考察をしてそれを明確に表現し、論理的に一貫した考察を行い、具体的事実を注意深く分析した上で法的観点から評価するようにして下さい。

このような答案を書くことができたならば、論点を一つ二つ落としたとしても超高得点にはならないとしても、十分に合格点はつきます。それは、司法試験が単に知識

の有無を問う試験ではなく、実務家登用試験だからです。

以下では、各科目ごとの特性から、どのように点数をとるべきかを述べていきたいと思います。

第5章 論文対策各論

第1節 憲法

1 求められている能力

「暗記」に基づく抽象的、観念的、定型的記述ではなく、問題に即した憲法上の理論的考察力、そして事案に即した個別的・具体的考察力を見ることを主眼としている。

(平成23年出題の趣旨)

採点においては、条文及び判例についての正確な理解がなされ、事案に対する個別的・具体的検討がなされているか、そして実務家として必要とされる法的思考及び法的論述ができていないかに重点を置いた。

(平成25年採点実感)

本年の問題においても、事案を正確に読んでいるか、憲法上の問題を的確に発見しているか、その上で、関係する条文、判例、憲法上の基本的な理論を的確に発見しているか、さらに、実務家として必要とされる法的思考及び法的論述ができていないかということに重点を置いて採点した。

(平成26年採点実感)

2 出題者の怒りにふれないこと

憲法の出題の趣旨、採点実感では出題者が怒っています。

したがって、まず採点者の怒りに触れた答案から低い評価になっていきます。憲法の場合、周りが沈むのを待っていればボーダーの点数は守れます。

憲法は難しいです。既修者であっても多くの方が壁にぶつかるでしょう。自分の思ったことが正しいと突っ込んで書いたら評価される場合もあれば、そうでない場合もあります。旧司の時代から水物といわれる科目です。無理をせず、基本的知識をもとに怒りに触れない答案を書けば低い評価にはなりません。

3 事案を丁寧に読むことから始まる

まず何よりも、答案作成は、問題文をよく読むことから始まる。問題文を素直に読まない答案、問題文にあるヒントに気付かない答案、問題と関係のないことを長々と論じる答案が多い。

(平成23年採点実感)

問題文の内容を正確に読み取ることは、まずもって、解答者にとって必須の能力というべきであろう。

(平成25年採点実感)

本年の問題では、C社は「条例自体が・・・違憲であると主張して」訴訟を提起しており、

内容的にも、適用違憲（処分違憲）を論じるべき事案ではないにもかかわらず、適用違憲（処分違憲）を論じている答案は、当該記載について積極的評価ができないのみならず、解答の前提を誤るなどとしている点においても厳しい評価となった。

（平成26年採点実感）

問題文はよく読むこと。

問題文の通りに主張，反論というように色分けすれば，意外に答案構成そのものになることが多いです（平成23年の問題を分析してみてください）。

4 法令違憲と適用違憲を区別すること

法令違憲を論じているはずなのに，その理由として，Aの目的や注意書き添付といった個別的行为を理由に違憲の判断を導くものが圧倒的に多く，実際には適用違憲（処分違憲）の論述をしていた。

（平成20年採点実感）

昨年と比べて・・・内容面でも，例えば，まず法令違憲の主張を行い，それが認められない場合でも適用違憲（処分違憲）を論じるというように，両者の関係の理解が適切と思われるものが増えるなど，違憲判断の方法に関する理解ができてきているように思われた。

（平成21年採点実感）

法令違憲と適用違憲（処分違憲）の区別は，今日では当然の前提となっていますので，ここで躓くと大減点のおそれがあります。

ここでまず注意をしなければならないのは法令違憲の中で個別具体的な事情を出すのは間違いということです（平成20年採点実感引用部分）。

立法事実とは，その法令が作られた基盤となっている事実です。

法令違憲では法律自体の合憲性を判断するわけですから，その判断材料も当該法律が根拠としている事実ということになります。「Xさんが生活保護を支給されなかった」というような個別具体的な事実に基づいて法律が作られているわけではないですよ。ですから，こういう具体的事情を法令違憲で論じることは間違いなのです。

先ほど具体例に出したような事実は司法事実といって当該具体的事件に関する事実のことです。司法試験の問題には司法事実がたくさん散りばめられていることが多いです。このような事実は適用違憲で論じます。適用違憲は法令を当該具体的事件に適用したことの合憲違憲を判断するので，司法事実を取り上げて論じることになるのです。まずは法令違憲・適用違憲，立法事実・司法事実の区別をしっかりとつけることが出来るようにしましょう。勉強の格好の材料は判例です。

判例を学習する際には原告は法令違憲・適用違憲をどのように区別して主張しているのか，裁判所はどのような立法事実・司法事実に着目して判断を下しているのかを明確に意識することをオススメします。憲法の思考方法は一朝一夕では身に付きません。判

例をこのような視点で学習することを繰り返すことにより憲法の思考方法がわかってくると思います。

また、平成26年の問題であったように、法令違憲を書くべきか、適用違憲（処分違憲）を書くべきかのヒントが問題文に表れていることもあります。この点を見落とすと、厳しい評価になります。気を付けましょう。

法令違憲と適用（処分）違憲の区別を意識した答案が、ここ3年間で着実に増加してきたことは、評価できる。しかし、当該問題において、必ず法令違憲と適用（処分）違憲の問題が両方存在するとは限らない。今年の問題の場合、生活保護法の法令違憲性を検討したものなど、不適切な答案が目立った。当該事案において、いかなる点の憲法違反を検討すべきかをよく考えることが重要である。

（平成22年採点実感）

皆さんの中には常に法令違憲と適用違憲の両方を論じなければならないと思っている人もいるかもしれません。しかし、司法試験の問題には個別具体的な事情がたくさん散りばめられています。法令違憲を論じる場合にはこのような事情は用いることができないのですから、どうしても書きにくくなるでしょう。また、当事者の立場に立って考えてみてください。あなたがもし生活保護を打ち切られた場合、憲法25条を持ち出して生活保護法の違憲性を主張しますか。生活保護法が違憲となれば、再度支給されるための根拠となる法律がなくなってしまい当事者の救済にはつながりません。それよりも自分に対してなされた打ち切りという処分が憲法25条に反していると主張する方が直接的な当事者の救済となります。

法令違憲と適用違憲のどちらをメインで論じるべきかは問題によります。あくまで一つの例を挙げると、仮想法令が資料として添付されており、その仮想法令が制定されるにいたった過程の事情が詳細に書かれている場合には法令違憲をしっかりと検討してくれというメッセージです。これに対して、個別具体的な事情が多数散りばめられている場合には適用違憲をしっかりと検討するようにとのメッセージです。

処分違憲の審査で、法律適用の合法性、妥当性のみを論じる答案が今年も多かった。憲法との関係を論じないと、合憲性審査を行ったことにならない。

（平成23年採点実感）

答案を作成する際に気を付けなければならないのは、あくまでも「憲法論」を織り込まなければならないということです。例えば、行政機関が何らかの処分を行ったことに不満を持つ者がその処分を取り消すために「憲法〇〇条に反し違憲であり、取消事由となる」と主張するとしましょう。これはどこかで見覚えがありませんか。そう、行政法の主張と同じなのです。憲法も行政法も「公法」ですから同様の主張をすることは何ら問題ありません。しかし、憲法論を織り込まなければ行政法の答案になってしまいます。

憲法の試験であるということを忘れないようにしましょう。

5 法令違憲の論じ方

(1) 司法試験受験生の間では『憲法上の権利』の作法」が大ヒットしています。ここでは、この本を参考に「三段階審査」という論じ方について簡単に説明したいと思います。三段階審査とは、法令審査を、

①国家行為が基本権の保障する領域に関わるか（保護領域の画定）

②その国家行為が基本権の制限となっているか（制限）

③その基本権の制限が憲法上正当化できるか（制限の正当化）

という順序で思考することです。

(2) 保護領域の画定について

ここでは、事実から具体的な自由を抽出し、当該自由が憲法上保障されているかを検討します。

そもそも憲法の保障する領域に含まれていない権利が制限されたのならば、憲法違反していることにはなりません。「憲法の保障があるにもかかわらず、これが制約されているんだ」と主張したいのですから、保護領域を検討する必要があります。もちろん争いなく保護領域に含まれるであろうものについては、簡単に認定しても構いません。

本問で問題となる研究は実験を伴うものであり、思索中心の研究の自由とは異なる
(平成21年出題趣旨)

被験者の遺伝子情報を知る権利・・・の憲法上の位置付けが問題となる。
(平成21年出題趣旨)

問題となる権利について十分な検討がなく、観念的・パターンの論述に終始しているため、違憲性判断の論述の説得力も弱く、論証が不十分になっているとの印象を受けた。受験者には、問題文を読み込み、想像力を働かせて、少し条件を変えてみた場合はどうかなど思考上の工夫をしながら、事案の特殊性をつかみ、何を重点に論じるかを考えてもらいたいと感じた。
(平成23年採点実感)

Aらの行為が憲法上の権利として保障されることについて、条文の文言との関係に留意しないまま論じている答案が一定数見られた。
(平成25年採点実感)

ここで注意をしなければならないのが個別具体的な権利に着目する必要があるということです。平成23年の問題では原告が制約されているのは表現の自由一般なのでしょ。違いますよね。制約されているのは「会社がインターネットで地図画像を提供するという利益」です。この利益がどのような性質のものかを論じて2

1条1項に含まれるということをしっかり論証しましょう。

イ 制限について

ここでは、法律等の条文の仕組みに着目して、第1段階で認めた憲法上の権利が本当に制限されているかを見ます。

法令や処分の合憲性を検討するに当たっては、まず、問題になっている法令や処分が、どのような権利を、どのように制約しているのかを確定することが必要である。次に、制約されている権利は憲法上保障されているのか否かを、確定する必要がある。この二つが確定されて初めて、人権（憲法）問題が存在することになるのであり、ここから、当該制約の合憲性の検討が始まる。

（平成22年採点実感）

この第2段階で否定される問題はそう多くはありません。なぜならば、引用した採点実感にもあるように、制限されている権利に着目して第1段階の時点で保護領域を画定しているわけですから、第2段階ではその権利が制限されていると認定できる場合が多いからです。ただ、制限の有無が被告の反論となる場合もあります。

ウ 制限の正当化について

ここでは、権利の制限が正当化されるのかということを検討します。

判例を勉強していると、憲法上の権利は絶対無制約に保障されるわけではないことに気が付くと思います。第1段階で認めた憲法上の権利に対して第2段階の制限があるとしても、それが正当化されるならば、その法令は合憲となるのです。

答案構成としては、「自由ないし権利は憲法上保障されている、しかしそれも絶対無制限のものではなく、公共の福祉による制限がある、そこで問題はその制約の違憲審査基準だ。」式のステレオタイプのものが、依然として目に付く。このような観念的でパターン化した答案は、考えることを放棄しているに等しく、「有害」である。

（平成23年採点実感）

ここでまず注意をしておきたいのは「公共の福祉」の使い方です。百選に掲載されている古い判例を見ると、権利の制限は「公共の福祉」さえあれば何でも出来てしまうかのような書きぶりです。条文上も「公共の福祉」という文言が出てきます。

「公共の福祉」とは、「人権相互の調整の原理」（内在制約説）と理解している人が多いと思います。しかし、これだけでは人権が対立しているときのみ「公共の福祉」による制約がなされることになってしまいます。平成21年の問題のように研究のもたらす社会への危険性というのが正当化要素として認められる場合もあるでしょう。

このように「公共の福祉」という一言で制約を正当化することはできないのです。試験委員が個別具体的な事情を使ってほしいと思っているのは、第1段階の保護領

域画定の部分や違憲審査基準のあてはめ部分だけではありません。一体どういう対立利益があって憲法上の権利が制限されているのか、ということを事案に沿って具体的に摘示する必要があります。

正当性を検討する際に着目すべきは「権利の重要性」と「制約の重大性」の2点です。これらは当該事案に即して検討しなければなりません。当該事案で表現の自由一般が規制されているわけではない以上、「表現の自由には、自己実現の価値・自己統治の価値があるので……」と論じても意味がないです。どのような権利が問題となり、その権利が保障されるものにとってその権利がどれほど重要なものを丁寧に論じるのです。また、「届出制は許可制よりも規制態様は弱く……」と一般論を述べても説得的ではありません。設問に添付されている仮想法令の中ではもしかしたら届出制という名であっても、実質的には許可制と何ら変わらないくらいの強度を持った規制態様かもしれません。そのため仮想法令の仕組みをしっかりと把握・引用しながら制約の重大性を認定していくのです。

「原告側の主張」と「被告側の反論」において極論を論じ、「あなた自身の見解」で真ん中を論じるという「パターン」に当てはめた答案構成によるものが多かった。そのため、論述の大部分が、後に否定されることを前提とした、言わば「ためにする議論」の記載となっていた。このような答案は、全く求められていない。

(平成23年採点実感)

なお、原告の主張、被告の反論とも、およそあり得ないような極端な見解を述べ、「あなた自身の見解」では中間の立場を採るといった、技巧に走る答案は求められていない。

(平成24年出題趣旨)

原告は厳格審査基準、被告は合理性の基準、私見は中間基準というのは確かに書きやすいですが、問題となっている事例でそれが想定されているのかは慎重に判断しないと怒りにふれることになります。原告と私見が同じ基準になったとしても、事実の評価次第で結論は変わりえます。

求められているのは、「事案の内容に即した個別的・具体的検討」である。あしき答案の象徴となってしまっている「当てはめ」という言葉を使うこと自体をやめて、平素から、事案の特性に配慮して権利自由の制約の程度や根拠を綿密に検討することを心掛けてほしい。

(平成23年採点実感)

ここから先は皆さんもよく知っている違憲審査基準の定立です。あてはめの部分で間違っても司法事実を挙げないように気を付けましょう。ここで一言付け加えるならば、再現答案を見ていると目的はとりあえず簡単に認めて、手段審査の方で頑張るというものが多い気がします。しかし、原告の立場から考えると目的さえも認められないものも

あるはずであり、手段審査は「仮に目的が必要不可欠だとしても……」というようにして書いていけば問題はありません。もしも目的は争わないものと勘違いしている人がいると困るので、注意を促しておきます。

エ あてはめの注意点

観念的・抽象的・パターンの「当てはめ」という解答姿勢を取る受験者の心理は、一種守りの姿勢で、受験生心理としては分からなくはないものの、「事例に迫る」意気込みを感じないものであって、司法試験で事例を基に憲法問題を問うという出題の根本理念を失わせるものであり、極めて不適切であり、「有害」である。

(平成23年採点実感)

事案の分析をほとんどせずに、直ちに違憲審査基準の議論に移行し、一般論から導いた審査基準に「当てはめ」て、そのまま結論に至るという答案が相当数見られた。このように、審査基準を具体的事案に即して検討せずに、審査基準の一般論だけで規則の合憲性を判断するのでは、事実に即した法的分析や法的議論として不十分である。

(平成21年採点実感)

憲法もあてはめが勝負と思って、違憲審査基準は三者間で変えずに、あてはめで挙げた事情と評価を変えて書き分けたつもりになっていることはありませんか。そのような答案はたいてい評価が恣意的になってしまい、自分ではうまく書き分けたつもりでも、読み手には説得力のある論述にはなっていないことがあります。

6 適用違憲の論じ方

適用違憲は、権利の性質、法の趣旨・目的から、原告の権利制限が正当化されるかということを検討します。

適用違憲においても検討する思考過程は法令違憲と同じです。第1段階、第2段階を丁寧に認定するところから始まります。しかし、第3段階で法令審査と異なるのが違憲審査基準を用いることはないということです。違憲審査基準はあくまで立法目的や立法目的達成手段を裁判所が審査する基準に過ぎません。司法事実が問題となる適用審査では立法目的も立法目的手段も出てきませんよね。

適用違憲の第3段階の論じ方の一例を示すと、まず憲法上の権利の重要性や制約の重大性から法令の文言を解釈します(合憲限定解釈など)。制限される憲法上の権利が重要だったり、制限の程度が重大であれば、原告としては文言を厳格に解釈した上で、「その要件に私は含まれません。だから処分をするのは憲法〇〇条に違反しますよ」と主張していくのです。少し刑法各論や行政法の思考に似ていますね。ただ、先ほども注意をしたようにあくまでも「憲法」の答案であることを忘れずに憲法に根差して要件を解釈するようにしてください。

7 出題の趣旨・採点実感等に基づく答案の具体的イメージ

具体的な答案の書き方について悩んでいる方もいると思いますので具体的なイメージを摘示します。合格者の再現答案を分析すると主に2つの論述方法があります。

1つは、原告の主張を見出しの紹介程度にとどめ、私見ですべてを論じるというものです（少数派）。原告の部分を労力なく論じることができ、書きたいことの詳細は私見で大展開すればよいのですから一見簡単に思います。しかし、試験委員が求めている答案はこういうものなののでしょうか。被告側の反論とは異なりわざわざ設問の1つを使って原告の主張を構成せよと問うているのですから、充実した論述を求めています。

設問1では、原告側は一定の筋の通った主張を、十分に行う必要がある。

（平成22年出題の趣旨）

設問2では、「被告側の反論を想定しつつ」検討することが求められている。想定される被告側の反論を書く部分では、結論として憲法上のポイントだけを記せばよい。……被告側の反論の詳細な内容や論拠は、「あなた自身の見解」で書くことが求められている。

（平成23年出題の趣旨）

原告側が一定の筋の通った主張をしようとするすると前述のような書き方は求められていないということが分かります。平成27年度の問題で原告の主張：被告の反論：私見の配点割合が、4：1：5とされていることからしても、原告の主張はある程度の記述が求められているといえます。

原告側の主張、被告側の反論、あなた自身の見解がかみ合っていない答案、現実離れした答案が多いと感じた。問題点を的確に把握し、それを主張・反論、検討という訴訟的な形式で整理する実力が求められるので簡単ではないが、議論がかみ合っているかどうか、例えば、主張に対して反論が有効か、自身の見解がその対立点を押さえた論述になっているかなどは、答案構成の時点できちんと意識的に検討してほしいと感じた。

（平成23年採点実感）

被告の反論を長々と書いてはいけないし、被告だけが独立した意味のない主張になってはいけません。法律の答案は、主張、反論が意識されている必要がありますが、憲法だけあえてそれが明示されている趣旨は、そのことを十分に留意して各主張が噛み合うような答案を書きなさいということだと思われます。

「あなた自身」の結論や理由を「原告と同じ」あるいは「被告と同じ」と書くだけでは、全く不十分である。X社側あるいは被告側のいずれかと同じ立場に立つにしても、それらとは別の見解を採るにしても、求められているのは、X社側及び被告側それぞれの見解を

検討した上で「あなた自身」の結論及びその理由を述べることである。問われるのは、理由の説得力である。

(平成23年出題の趣旨)

出題側としては、「被告の反論」の要点を簡潔に記述した上で、「あなた自身の見解」を手厚く論じることを期待して、その旨を採点実感等に関する意見においても指摘してきたが、依然として「被告の反論」を必要以上に長く論述する答案が多く、そのことが本来であれば手厚く論じてもらいたい「あなた自身の見解」の論述が不十分なものとなる一つの原因になっているのではないかと考えたからである。そこで、本年は、「原告の主張」と「被告の反論」の両者を設問1の小問として論じさせることとし、かつ、配点を明記することによって、「被告の反論」について簡にして要を得た記述を促し、ひいては「あなた自身の見解」の論述が充実したものとなることを期待した。

(平成27年出題の趣旨)

私見においては、その被告の反論に応える形で、指摘した憲法問題点に対する見解を示します。出題の趣旨からもわかるように、求められているのは説得力のある理由づけであって、違憲審査基準を無理矢理に三者間で書き分けることは要求していません。

8 論述力不足を嘆いている

そもそも、問題点に即応した法律の小論文を書くことの訓練が不足しているのではないだろうか。法科大学院としても、ドグマから脱却し、法律実務家として必須である「ペーパーを書くこと」にも力を注ぐ必要があるように思われる。

(平成23年採点実感)

憲法は出題の傾向が最も安定しています。そのため対策は立てやすいはずですが、憲法を苦手とする方が多いように思います。そのような方は基本書の抽象的な憲法の勉強に陥っていませんか。憲法は実際の判例に触れて、原告・被告・裁判所がそれぞれの立場からどのような主張・判断を行っているかを勉強しなければ、答案の具体的イメージを持つことが出来ません。さまざまな事例にあたって自分なりに三者の立場を整理したり、あてはめでどの事情を合憲・違憲の判断要素としているのか、合憲・違憲を分けた決め手となる事実は何かなどを考えたりすると憲法の勉強が楽しくなると思います。これを答案の形で書くことが出来れば理想ですが、答案構成や図表の形で整理・検討するだけでも論述の勉強にはなりますので、ぜひ試してみてください。

9 点を稼ぐというより、点をいただくという姿勢で

以上のことに注意しながら答案を書くだけで印象が良くなります。おそらくその段階で3000番以降になることはないと思われます。

誤解をおそれずに言うのならば、憲法の基本書に書いてあることを使わずに、憲法的

な発想や思考で具体的な事実に着目して紛争を解決している答案が良い答案であると思います。基本書に書いていることを振り回しても理解しているとは評価されないし、逆に、憲法を理解している人の答案は難しいことを書いていなくても評価されるのです。

そして、究極的には、問題となる人権を制約することが違憲か否かが聞かれているのですから、その人権制約を正当化するほどの対立利益が何かを意識した上で、両者のバランスをいかにしてとるのかという悩みが見えるように三者の主張を展開するようになると良い答案になると思います。

<ポイント整理>

- ①法令違憲と適用違憲，立法事実と司法事実をしっかりと分けよう
(形式面での注意)
- ②三者の主張が噛み合うように，争点や主張を整理しよう
- ③憲法の抽象論を振り回すのではなく，当該事案の具体的事情から憲法論を展開しよう

憲法	論文式過去問 出題一覧表
平成18年	○訴訟形式 ・国家賠償法に基づく国家賠償請求 ・憲法29条3項に基づく損失補償請求 ○憲法上の主張 ・消極的表現の自由 ・営業の自由 ・財産権 ・損失補償の要否（特別の犠牲といえるか） ・憲法29条3項に基づく直接請求の可否 ・立法行為と国家賠償法上の違法の関係
平成19年	○条例の合憲性 ・法律と条例の関係（憲法94条2項「法律の範囲内」の意味） ・信教の自由，財産権，居住移転の自由 （ただし，どの人権で構成するか，法令違憲・適用違憲のどちらで主張するかは，議論の余地があるので要注意） ○不許可処分の合憲性
平成20年	○法律の合憲性 ・明確性の原則 ・表現の自由 ・知る自由（未成年と成年の両者の知る自由の制約） ・第三者の違憲主張適格 ○処罰の合憲性
平成21年	○部分社会の法理 ○県立大学医学部「審査委員会規則」の合憲性 ・指針と「規則」の違い ・先端科学技術の研究をする自由 ○研究の中止命令の合憲性 ○県立大学医学部「遺伝子情報保護規則」の合憲性 ・遺伝子情報を知る権利の憲法上の位置付け（自己情報コントロール権） ・第三者の違憲主張適格 ○停職処分の合憲性
平成22年	○生活保護申請却下処分の合憲性 ・生存権 ・平等原則違反

	○選挙権（投票権） ・立法不作為の違憲性 ・立法不作為と国家賠償法上の違法の関係
平成23年	○訴訟形式 ・中止命令の取消訴訟（行政事件訴訟法3条2項） ○憲法上の主張 ・インターネット上の情報提供の自由の憲法上の位置付け（・明確性の原則） ・表現の自由 ・プライバシー権 ・営業の自由（被告の反論あるいは経済的損失に関わる主張で使う程度）
平成24年	○訴訟形式 ・住民訴訟（地方自治法242条の2） ○憲法上の主張 ・政教分離原則 ・「宗教上の組織若しくは団体」（憲法89条前段）の意義 ・「宗教的活動」（憲法20条3項）の意義
平成25年	○訴訟形式 ・国家賠償請求訴訟（国家賠償法1条1項） ○憲法上の主張 ・デモ行進の自由 ・学生がゼミで教室を利用する権利の憲法上の位置づけ
平成26年	○訴訟形式 ・不許可処分取消訴訟（行政事件訴訟法3条2項） ○憲法上の主張 ・職業の自由 ・規制目的が複合的な場合の経済的自由権に対する制限の判断基準
平成27年	○訴訟形式 ・国家賠償訴訟 ○憲法上の主張 ・平等原則違反 ・表現の自由

第2節 行政法

1 求められている能力

採点に当たり重視していることは、問題文中の指示に従って基本的な事実関係や関係法令の趣旨・構造を正確に分析検討し、問いに対して的確に答えることができるか、基本的な判例や概念等の正確な理解に基づいて、相応の言及をすることのできる応用能力を有しているか、事案を解決するに当たっての論理的な思考過程を、端的に分かりやすく整理・構成し、本件の具体的事情を踏まえた多面的で説得力のある法律論を展開することができるか、という点である。決して知識の量に重点を置くものではない。

(平成26年採点実感)

2 行政法の判断枠組みを整理しよう

訴訟要件 ①処分性 ②原告適格 ③訴えの利益 ④被告適格 ⑤管轄 ⑥不服申立前置
⑦出訴期間

本案要件 実体法→資料として添付されている個別法の要件検討など
手続法→書き忘れる人が結構いるので要注意

行政法は上記のように必ず自分が何を検討しようとしているのか整理しなければなりません。時々不合格者答案を見ていると、訴訟要件の検討を本案要件の中でしていたり、その逆を見かけたりします。また、実体法の検討は多くの方が検討しているのですが、手続的瑕疵については見落としてしまいがちです。問題を解くときは上記のように思考を整理して検討しましょう。

3 誘導に素直に従った答案を書く

問題文及び会議録等を分析して、質問のポイントを押さえて素直に答えていく姿勢であれば、自ずから比較的高得点が得られるものであるが、知識の量はうかがわれるのに、会議録等を十分に考慮せずに自分の書きたいことを書いているため、相対的に低い得点にとどまっている答案が少なくなかった。

(平成23年採点実感)

問題文及び会議録には、どのような視点で何を書くべきが具体的に掲げられているにもかかわらず、問題文等の指示を無視するかのような答案がかなり見られた。

(平成26年採点実感)

【平成23年行政法設問2】

(2) Aが国土交通大臣に対し、要求措置に従う意思がないことを表明したため、国土交通大臣がAに対し取消措置を執った場合、当該取消措置は適法か。解答に当たっては、関

係する法令の定め、自治会の同意を要求する通達、及び国土交通大臣がAに対し執り得る措置の範囲ないし限界を丁寧に検討しなさい。

職員：よろしくお願いします。付け加えますと、地元の同意と定めているのは、国土交通省の通達の方であり、これもそもそもの話になるのですが、このような通達に定められたことを理由にして、許可を拒否してよいのですか。この点も教えていただければと思います。

弁護士：問題となっている通達の法的な性格をはっきりと説明するように、文書にまとめてみます。

職員：通達の中身について言いますと、地元の同意を重視している点は、自治体の職員としてはとてもよく理解できます。ただ、許可の取消しという措置まで執ることができるのかと問われると、自信を持って答えられないのです。

弁護士：法律家から見ますと、地元の同意を重視する行政手法には、問題点もありますね。国土交通大臣が本件許可の申請に際して地元自治会の同意を得ておくように求める行政手法の意義と問題点を、まとめておきましょう。その上で、疑惑が事実であると仮定して、国土交通大臣は、Aに対してどこまでの指導、処分といった措置を執ることができるのか、執り得る措置の範囲ないし限界についても綿密に検討しておきます。

行政法の問題には誘導がたくさんあります。誘導といえばヒントと思いがちですが、実はこの誘導こそが真の設問なのです。行政法の設問は訴訟要件の有無や適法性が2行くらいで聞かれるというシンプルなものです。そうすると、訴訟要件があるか、適法か違法かを応えれば解答としては正しいと思えます。しかし、仮に論理的に正しく解答を導いても高得点とはなりません。それは、誘導に従っていないからです。誘導文にある「～を検討して下さい」とか「～しておきます」といった誘導はヒントではなく、そのポイントに答えなさいという指示なのです（平成23年の問題で下線を引いた部分は答えるべき部分です）。したがって、その指示を無視すると必然的にその部分の点数がなくなります。行政法で書けたと思っている人で点数が伸びない人はもう一度このような視点で誘導文を読んで見て下さい。

4 訴訟要件論は判例の研究を

同法第9条第2項の列举する要素を羅列するだけの答案や、小田急訴訟大法廷判決についての知識はあっても、その理解が表面的であり、原告適格判断の基礎が身に付いていない答案が多く見られた。つまり、原告適格の有無が具体的にどのように検討されるべきなのかという基本問題について、理解がなお十分ではない。

（平成21年採点実感）

原告適格について、一般論はそれなりに記載できているものの、一般論を本事案に適用す

るに当たり、関係法令の条文を羅列しているだけの答案や、逆に採石法第1条の目的規定にしか言及しない答案・・・が多かった。

(平成26年採点実感)

例年、訴訟要件を満たすかが聞かれています。特に平成23年、平成24年では原告適格、処分性に絞って検討が求められています。これは、過去に同じ論点が聞かれていたことから、再度の出題の場合はより深い理解が要求された反面、一つの議論に集中できるように論点が少なくなったということだと思います。

対策としては、訴訟要件に関する基本的な判例が、どのような事実に着目しているかを意識・理解し、実際に時間内に答案に書くことができるよう整理しておきましょう。

5 個別法を使い倒そう

関係法令の趣旨を記述したものが余り多くなかった。また、記述されている場合でも、記述量が乏しく、さらに、趣旨の記述を条文解釈に関連付けた答案はごく少数であった。問題文で示されている諸事実が、条文解釈を通じた主張として用いられていない答案も目立った。

(平成22年採点実感)

【資料1】及び【資料2】において、検討すべき法令が具体的に示されており、法令解釈の検討対象が明らかであるにもかかわらず、当該各法令につきその立法趣旨にさかのぼった骨太な立論が展開された答案は少なかった。総じて、一定の視点から事案を分析・整理した上で、法令の解釈・適用を行うという法実務家に求められる基本的素養が欠如していると言わざるを得ない答案が多かったのは、残念である。

(平成22年採点実感)

行政法に個別法の資料が大量に添付されているのは、それを使いこなして本件をどう処理しますか、ということを問うているからです。そのため個別法をどこまで丁寧に引用・解釈したかが点数に反映されることになります。

試験委員は出題可能性のある個別法を全て事前に勉強しておくことを要求しているわけではありません。初見の法律を読み解いて事案をあてはめていく力は今までの基本7法の学習と共通しています。ロースクールの演習や著名な演習書を用いて個別法を読み解く練習を積んでおくと、初見の法律が出題されても法律の仕組みや優先的に読むべき条項などが分かるようになります。そういう意味では個別法の読解も事前準備ができるのです。

6 引用条文を大切に。条文解釈は三段論法で。

条文の解釈、当てはめが欠けている答案について

・添付資料として関係法令が付されているのに、何号によって随意契約が許されるかとい

う当てはめをせず、生の事実だけを書いている例もある程度あり、条文を重視する姿勢が欠けていると思われた。

- ・ 法的三段論法を習得していない答案が多い。
- ・ 関係法令の趣旨を記述したものが余り多くなかった。また、記述されている場合でも、記述量が乏しく、さらに、趣旨の記述を条文解釈に関連付けた答案はごく少数であった。問題文で示されている諸事実が、条文解釈を通じた主張として用いられていない答案も目立った。

(平成22年採点実感)

条文を条・項・号までの確に挙げているか、すなわち法文を踏まえているか否かも、評価に当たって考慮した。

(平成21年採点実感)

接道義務違反、距離制限違反について多くの答案は言及していたが、法律条文の趣旨を踏まえて、その解釈を示し、具体的な事実関係を当てはめて結論を出すという、法的三段論法に沿った論述は少なかった。答案の中には、法律の条文のみを引用して、直ちに結論を示すものが見られ、法律解釈の基本が理解できていない。例えば、児童室が「児童公園、…これらに類するもの」（B県建築安全条例第27条第4号）に該当するかについて、条文の趣旨解釈から説明しているものは少なく、条文を解釈するという姿勢に欠けている。本件児童室は児童が利用しやすい施設だから児童公園に類するなど、法文に続けて、単純に事実関係を論じるだけで、法令への当てはめの議論になっていない答案、当てはめが見られない答案が少なくない。

(平成21年採点実感)

資料で上がっている条文もヒントではなく、それを使って論述しなさいというポイントです。条文をたくさんあげるようにして下さい。そして、条文があげられるようになったら、条文をどういう順番で引用すれば論理的になるかを考えながら答案構成をして下さい。

本案の検討では個別法の文言解釈がよく出題されています。この時、「～という事実からすると〇〇条の「●●」に該当する」というようにラフに書いてはいけません。

個別法の解釈では、法の趣旨を読み取り規範を定立できる能力の有無をみようとしています。

したがって、法の仕組み解釈をして、〇〇条の趣旨を書き、その趣旨からすれば「●●」という文言は△△と解すると書き、本件では～～ですと当てはめをすべきです。

本案の主張の場合、この法の仕組み解釈や趣旨の解釈について誘導で指定がある場合が多いので点を逃さないようにしてください。

7 訴訟要件、個別法の解釈以外からも出題されるので注意

これまでも言われてきたところではあるが、総じて、訴訟法に関する設問1と比べ、主に行政実体法の解釈に関する設問2の評価が低い傾向にあった。結論部分のみを示している答案が相当数見られ、自分の頭で考えて答えを導く答案は、多くはなかった。行政実体法に接する学習が足りていないのか、議論の進め方が雑であるという印象が強い。

(平成21年採点実感)

過去問では、訴訟要件や仮の救済を設問1で聞き、設問2で条文解釈からのあてはめが主流でした。しかし、最近では行政規則の理解や裁量論、損失補償、立法論等広く行政法の知識が聞かれています。そうすると、近時の問題では広く知識を押さえておく必要があります。

もっとも、これらの問題は誘導にのれば得点できます。また、設問3で問われた場合、時間不足で書けない受験生が多いことから、少しでも書ければ相対的に上に位置することができる得点ポイントでもあるので、無駄にしないようにして下さい。

8 行政法総論も忘れずに

行政救済法と行政作用法（総論）とに分けた場合、後者の分野での理解になお不足が感じられる。

(平成20年採点実感)

行政法総論は抽象的な議論が多く、勉強を始めたころは「これはいったい何の役に立つのだろう」と感じてしまうかもしれません。総論部分は基本書を読んだだけでは論文で使えるような知識にはならないと思います。実際に判例を読んだり、演習書でどのような場合に総論部分の知識が問題になるのかを勉強しておく必要があるでしょう。

9 仮の救済の重要性

「仮の救済は、考慮しなくてよい。」と問題文に付記したにもかかわらず、仮の差止めができるかどうか等を選択の根拠に挙げている例もあった。

(平成23年採点実感)

仮の救済の重要性に一言触れておきます。問題文で明示的に検討不要とされている場合にはもちろん検討をする必要はありません。しかし、そうではない場合には答案に書くかは別にしても、常に仮の救済の可能性については頭で考えるようにしておきましょう。

取消訴訟や義務付け・差止訴訟はいずれも審理に時間がかかるため、判決が出たころには当事者救済の意味をなさないということがありえます。そこで、当事者としては執行停止や仮の義務付け・差止めをすることで、当面の救済を図りたいと考えるのが自然でしょう。設問によっては仮の救済の検討を厚くする必要があるものもあるはずです。

「仮」に過ぎないのだから検討は簡潔で良いとは思いますが、事案に応じて丁寧に論

じてください。

1.0 配点比率を利用しろ

受験者が出題の趣旨を理解して実力を発揮できるように、本年も各設問の配点割合を明示することとした。

(平成24年出題の趣旨)

特定の設問に力を入れすぎて、時間不足になったと思われる答案や、各設問の分量バランスが悪い答案が見受けられた。設問1，同2（1）はよく書けているが，設問2（2），同3の順に記述の分量及び質が落ちていく傾向が見られた。

(平成23年採点実感)

採点実感でも嘆いているように，最初の方の設問を丁寧に書いているあまり，時間不足となって後半は乱雑な文章になってしまう受験生が多いのでしょうか。そのような事態に陥らないように，配点比率を利用しましょう。

「出題の趣旨を理解して実力を発揮」してほしいということは，出題者は配点比率の高い部分を厚く書いてほしく，低いところは簡潔で良いとしているのです。こんな重要なヒントを利用しない手はありません。そこで答案構成段階で設問ごとに配点比率に合わせて書く分量を決めてしまいましょう。そうすることにより，設問の最初の方だけ頑張るというバランスの悪い答案を避けることができます。

<ポイント整理>

- ①行政法の判断枠組みを間違えない
- ②添付資料の個別法を使い倒す
- ③誘導が設問になっている意識で，それに沿った解答を論じる
- ④訴訟要件，個別法の解釈以外にも出題されるので準備しておこう

行政法	論文式過去問 出題一覧表 ※訴訟選択の結果によっては論点にならないものもあるので注意
平成18年	○訴訟選択 ・無効等確認訴訟 ・取消事由と無効事由の関係 ・公法上の実質的当事者訴訟 ○国家賠償法1条
平成19年	○訴訟選択 ・取消訴訟 - 処分性の有無 ・執行停止（行政事件訴訟法25条2項） ○原処分主義と裁決主義（行政事件訴訟法10条2項） ○個別法（出入国管理及び難民認定法）の解釈とあてはめ
平成20年	○訴訟選択 ・取消訴訟 - 処分性の有無 ・執行停止（行政事件訴訟法25条2項） ・差止訴訟 ・仮の差止め ・公法上の実質的当事者訴訟 ・民事仮処分 ○調査の違法性が勧告に及ぼす影響 ○勧告に要請される行政手続 ○個別法（介護保険法）の解釈とあてはめ
平成21年	○取消訴訟の訴訟要件 ・原告適格（行政事件訴訟法9条2項） ・狭義の訴えの利益（行政事件訴訟法9条2項） ○仮の救済 ・執行停止の要件（行政事件訴訟法25条2項） ○個別法（建築基準法）の解釈とあてはめ ○主張制限（行政事件訴訟法10条1項）
平成22年	○住民訴訟の訴訟要件（特に4号請求の基本的理解） ○個別法（地方自治法）の解釈とあてはめ ○損害賠償請求権を放棄する旨の議決の効力をめぐる裁判例の理解と自己の見解

平成23年	○取消訴訟の訴訟要件 ・原告適格（行政事件訴訟法9条2項） ○考えられる訴訟を2つ比較検討 ・差止訴訟 ・公法上の実質的当事者訴訟 ○本案の検討 ・通達の法的効果 ・個別法（モーターボート競争法）の解釈とあてはめ ・職権取消しの可否 ・行政行為と裁量 ○立法論（条例の実効性確保措置の必要性とその適法性）
平成24年	○都市計画決定の処分性（最高裁判所平成20年9月10日大法廷判決を踏まえた検討） ○都市計画存続の適法性 ・都市計画変更決定に関する行政裁量の有無とその幅の検討 ・裁量権の行使が違法となる基準と個別法（都市計画法）の解釈 ・裁量基準 ○損失補償
平成25年	○処分性 ○認可の適法性
平成26年	○裁量基準の合理性の検討 ○撤回 ○非申請型義務付け訴訟の訴訟要件
平成27年	○差止訴訟の訴訟要件 ・特に「重大な損害」について、最高裁平成24年2月9日第一小法廷判決（民集66巻2号183頁）を踏まえた検討 ○裁量基準の合理性の検討 ・本件規則が裁量基準にあたることの認定 ・裁量基準の合理性の検討 ・個別的審査義務違反の検討 ○損失補償 ・最高裁昭和58年2月18日第二小法廷判決（民集37巻1号59頁）の趣旨を踏まえた検討

第3節 民法

1 求められている能力

具体的な事実を踏まえ、実体的な法律関係を理解して論述する能力、当事者間に成立した契約の内容を理解して妥当と認められる法律的帰結を導く能力及び具体的な事実を法的な観点から分析して評価する能力などを試すものである。

(平成24年出題の趣旨)

第1に、民法上の基本的な問題についての理解が確実に行われているかどうかを確かめることとした。第2に、単に知識を確認するだけでなく、掘り下げた考察をしてそれを明確に表現する能力、論理的に一貫した考察を行う能力、及び、具体的事実を注意深く分析した上で法的観点から評価する能力を確かめることとした。第3に、基本的な問題の背後にあるより高度な問題に気が付いて、それに取り組む答案があれば、そのことを積極的に評価することとした。

(平成23年採点実感)

2 論点に飛びつかず、順序立てて考える

民法の問題は一見して何が問われているかわからないことが多いです。しかし、当事者の言い分をもとに順序立てて答案構成すると意外に書くべきことが見えてきます。そして、その過程で解釈の余地がある部分が論点です。

例えば、次のように考えることができます（というよりも、法律家ならそのように考えています）。

①原告Xの生の主張をまず考える。※自分が法律相談を受けたと仮定

Xさんが当該事例でやりたいことは何なのか。お金を払って欲しいのか、土地を明け渡して欲しいのか等をまず考えます。

ここまでは、法律家でなくとも人の気持ちがわかる人ならできます。もっとも、意外なことにこの段階ができていない人が散見されます。

②原告の主張することを実現する法的な構成を考える。

Xのやりたいことがわかったなら、その請求を導く法律構成を考えます。契約があるからこれに基づいて請求するのか、契約違反だから損害賠償請求するのか、契約はないから不法行為で請求するのか、所有権に基づいて請求するのか等です。

ここまでは、法律を勉強した人ならできます。もっとも、この段階ができない人がいることは前述と同じです。

③効果を発生させる要件を考える。

まず、条文から出発して要件を検討します。そして、その要件に解釈の余地があれば検討します。また、そもそも条文にない要件で必要とされるものは解釈で導き出します。

この段階の条文解釈等が論点です。最初から、この段階に飛びつくと何を書いているかわからない答案になるばかりか、思考過程すら採点者に伝わりません。難しい問題ほど自分の考えを示し、事案における問題点には気付いたということをアピールして下さい。

④あてはめと結論

ここまでくれば、あとは要件に事実をあてはめるだけです。後述しますが、民法では、その要件との関係でその事実が持つ意味は何かという問いがなされます。したがって、問題文の事実を違う要件の検討で挙げてしまうと印象がよくありません。あたりまえのようですが、意外に難しいのです。

3 原則論を明示すること

民法に限ったことではないですが、特に民法では原則と例外を分かるように書くことが大切です。原則は無効、例外で有効なのか、その逆なのか。これがごちゃごちゃしている答案は良くありません。基本書に書いてある、原則、例外という記述を意識して書くようにしてください。

4 結論の妥当性

また、少数ではあるが、本件売買契約の目的物は誤記された型番の機械（当事者の意図していないもの。）であるとした上、この契約は錯誤により無効であると述べて済ませているものもあったが、これについては、それではどこおかしいと考え直すことができないのは、法曹となるための資質が疑われるという意見があった。

（平成21年採点実感）

最終的な結論が一般常識に照らして妥当なものなのかについては注意しましょう。形式的に条文や判例通りにあてはめただけの結論が求められているわけではありません。

「この結論では何かおかしい。納得できない。」という生の思考は大切かと思います。

他方で、（行為）規範としての予測可能性を維持するため、一般的に法解釈には確実性が求められます。

すなわち、民法の解釈には「一般的確実性と具体的妥当性の調和」が求められているのです（有斐閣双書民法（1）P17）。

「条文に形式的にあてはめると原則論としてこのようになりそうだが、条文の趣旨に戻ると到底納得できない結論となる。そこで妥当な結論を得るべく『判例や学説』などの理論を借り、一見条文に反するが趣旨に照らし理屈の通る理由づけのもと、このような結論にする」という姿勢で問題に対処する能力が問われているのです（前記1参照）。

5 要件事実の問題は主張整理だけが聞かれているわけではない

事実①は2000万円の融資についてCに代理権があるものと信ずる正当な理由があるとする評価を根拠付ける事実である意義を有し、それとともに、事実①はAがCに1500万円の限度における代理権を授与したことを推認させる間接事実である意義を有するとも考えられる。また、事実②はCに2000万円の借入れの権限があるかどうかをFが調査しようと試みたことを意味するものであるから、他の事情とあいまって、正当理由を根拠付ける一つの事実である意義を有するものとも考えられる。反対に、事実②のうち携帯電話がつかないことは、Cの不審な挙動を示唆するものとみることができないものではないから、それにもかかわらずA本人との接触に成功しないまま融資を敢行したこととあいまって、正当理由の評価障害事実になるとする性質把握も一定の説得力を持つ。そこで、適切な理由が付されて解答されているかが問われることになる。

(平成22年採点実感)

新司特有の設問として、要件事実論が出題されているといわれることがあります。要件事実という、請求原因、抗弁、再抗弁というように主張を整理することが正解だと思う受験生が多いです。しかし、その設問で問われているのは、その事実の持つ意味です。したがって、要件事実論はその前提として機能するにすぎない前提問題であって最終的な解答ではありません。長々と要件事実論を書いて「したがって、抗弁に該当する事実としての意義を有する」みたいな答案は求められていません。求められているのは、あくまで実体法としての民法の理解ですので、要件事実的な出題であっても、まず前述の「2 論点に飛びつかず、順序立てて考える」と同じ視点で答案構成をしてみてください。

その中の③の検討の際に、原告が主張すべきことか、被告が主張すべきことかを民法の理解をもとに分けます。そして、あてはめをするという普通の答案をまずイメージします。そうすると、あてはめをする際に問題文で問われている事実をどう評価しようかと悩むことになります。例えば、普通、間接事実なのであれば、その推認過程を書いてあてはめているはずですが、その推認過程を書いてあげれば解答になります。「過失」という規範的要件ならば、その評価根拠事実をあげて、普通のあてはめと同じく評価できれば解答になります。

結局、要件事実的な設問は、普通の民法の問題を逆から聞いているにすぎません。すなわち、事実から出発して、問題となる要件との関係でその事実がどういう意味を持つかを聞いているのです。それにもかかわらず、主張整理で終わってしまう答案は点数を捨てているに等しいといえます。

6 原則として論点ごとに配点がある

2 採点方針

採点に当たっては、従来と同様、受験者の能力を多面的に測ることを目指した。第1に、

民法上の基本的な問題についての理解が確実に行われているかどうかを確かめることとした。第2に、単に知識を確認するだけでなく、掘り下げた考察をしてそれを明確に表現する能力、論理的に一貫した考察を行う能力及び具体的事実を注意深く分析した上で法的観点から評価する能力を確かめることとした。第3に、基本的な問題の背後にあるより高度な問題に気が付いて、それに取り組む答案があれば、これを積極的に評価することとした。

これらに加えて、総花的に諸論点に浅く言及する答案よりも、ある論点についての考察の要所において周到堅実であるものや創意工夫に富むものの方が、法的思考能力が優れていることを示していると考えられるため、高い評価を与え、反対に、論理的に矛盾する構成をするなど積極的なミスが著しいものについては、低く評価し、さらに、あわせて全体として適切な得点分布が実現することを心掛けた。

そのため、1つの設問に複数の採点項目を設け、採点項目ごとに適切な考察が行われているかどうか、その考察がどの程度適切なものかに応じて点数を与えることとともに、答案を全体として評価し、論述の緻密さ周到さの程度や構成の明快さの程度に応じても点数を与え、そのことにより、ある設問につき考察力や法的思考力の高さが示されている答案については、別の設問についての論点の幾つかを落としていたり、知識不足や理解不足を露呈していたとしても、各設問につき知識のみを浅く書いている答案よりも、高い評価を与えることができるようにした。

(平成22年採点実感)

民法に限らず細かく分けて採点されているようです。したがって、論述すべきポイントを落とせばその分の配点はなくなります。逆に言えば、難しい問題ができなくとも、簡単な問題に解答できれば全体として点をとることができます。簡単な問題が設問3のように後の方にあたりするので、最後まであきらめず全部書ききることが大切です。そのため、問題文にある配点を参考にして時間配分を必ずしてください。

7 もっとも答案全体の構成やバランスも採点対象である

しかし、上記採点実感にあるように、答案を全体として評価することを採点者は明示しています。「各設問につき知識のみを浅く書いている答案よりも、高い評価を与えることができるようにした。」と暴露しているのですから、この点を無視した答案は駄目でしょう。「ある設問につき考察力や法的思考力の高さが示されている答案」であれば、とにかく論点を書きまくるよりも評価すると言っているのですから、事案の特殊性に気付いたならば、踏みとどまって論じるべきでしょう。「基本的な問題の背後にあるより高度な問題に気が付いて、それに取り組む答案があれば、これを積極的に評価する」とまで言ってくれており、よく見る論点で構成されていても、「本番のひねり」が加わっているというような問題が毎年出題されているのですから、これを意識した答案が良いはずです。

平成23年の採点実感P. 11にいたっては、冒頭で

「採点に当たっては、従来と同様、受験者の能力を多面的に測ることを目指した。第1に、民法上の基本的な問題についての理解が確実に行われているかどうかを確かめることとした。第2に、単に知識を確認するだけでなく、掘り下げた考察をしてそれを明確に表現する能力、論理的に一貫した考察を行う能力、及び、具体的事実を注意深く分析した上で法的観点から評価する能力を確かめることとした。第3に、基本的な問題の背後にあるより高度な問題に気が付いて、それに取り組む答案があれば、そのことを積極的に評価することとした。これらを実現するために、1つの設問に複数の採点項目を設け、採点項目ごとに適切な考察が行われているかどうか、その考察がどの程度適切なものかに応じて点数を与えることとした。

さらに、複数の論点について表面的に言及する答案よりも、一つの論点について考察の重要箇所において周到確実な答案や創意工夫に富む答案が、法的思考能力の優れていることを示していると考えられることがある。そのため、採点項目ごとの評価に加えて、答案を全体として評価し、論述の緻密さ周到さの程度や構成の明快さの程度に応じても点数を与えることとした。これらにより、ある設問について考察力や法的思考力の高さが示されている答案には、別の設問について必要なものの一部の検討がなく、そのことにより知識や理解の不足を露呈していたとしても、高い評価を与えることができるようにした。また反対に、論理的に矛盾する構成をするなど積極的なミスが著しい答案については、低く評価することとした。」

と同じことを述べており、毎年採点する度に「論点を浅く広く拾う（披露）だけではね…」と感じていることが強く伺われます。

8 民事系は実力勝負

長々と書いてきましたが、民法に限らず民事系は当該設問に対して答えるか否かで勝負が決まります。刑事系のように、「罪責を述べよ。」「捜査の適法性を論じなさい。」という大まかな設問の中で、事実と評価で点を取りまくるという書き方で点が変わる科目ではありません。日頃のインプット段階で勝負が決まっており、勉強量と点数が比例しやすい科目といえます。したがって、まず基本的知識のインプットが本当にできているかを確認していただきたいと思います。

<ポイント整理>

- ①論点主義にならず、条文から順序立てて考える
- ②原則論を明示する
- ③結論の妥当性を意識する
- ④要件事実は民法の実体法の理解に基づくべき

民法	論文式過去問 出題一覧表
平成18年	○将来債権譲渡担保の要件事実 ・将来債権譲渡担保の法的構成 ・将来債権譲渡担保の請求原因事実 ○動産・債権譲渡特例法および商法の基本的知識の確認と論理的思考力 ・将来債権譲渡担保の有効性（将来債権，集合債権という点について） ・いわゆる動産・債権譲渡特例法4条1項，2項（債権譲渡の対抗要件について） ・契約解除の有効性 ・商法526条2項（買主による目的物の瑕疵の通知） ・いわゆる動産・債権譲渡特例法4条3項後段 ・異議をとどめない承諾と解除原因の関係 ・不当利得返還請求
平成19年	○代金返還を主張する法的構成 ・履行遅滞を理由とする解除に基づく原状回復請求（民法541条） ・定期行為の履行遅滞による解除（民法542条） ・瑕疵担保を理由とする解除（民法570条） ○損害賠償請求の法的構成 ・債務不履行に基づく損害賠償請求（民法415条） ・瑕疵担保を理由とする損害賠償請求（民法570条） ○履行補助者の意義 ○特別事情（民法416条2項） ○信託利益と履行利益の関係 ○債権者の損害軽減義務違反
平成20年	○所有権に基づく返還請求 ・解除前の「第三者」（民法545条1項但書）の意義 ・「第三者」の対抗要件の要否 ・「第三者」の善意・悪意の対象とその要否 ○賃貸借契約終了に基づく返還請求 ・解除と賃貸人たる地位の移転の関係 ・賃貸借契約終了に基づく返還請求の要件事実 ○無断転貸を理由とする解除における「背信行為と認めるに足りない特段の事情」 ○相続開始時から遺産分割時までの間に支払われた賃料の帰属 ・相続財産（遺産）の範囲 ・遺産分割の効力と賃料債権についての判例の評価と自己の見解

平成21年	○契約において当事者の真意は合致しているが表示が異なる場合の処理 ・売買契約の目的物の確定 ・誤記が契約の効力に与える影響 ・錯誤の成否 ○即時取得 ・即時取得の要件事実 ・即時取得における過失の評価根拠事実 ○使用料相当額の請求（法的根拠及びいつから請求できるか） ・不当利得返還請求権 ・悪意占有者の果実返還義務 ・不法行為に基づく損害賠償請求権 ・所有権留保特約付売買の法的性質
平成22年	○主張の法的構成と（掲げられた）事実の性質の把握 ・有権代理の要件事実 ・権限外の行為の表見代理の要件事実 ○抵当権侵害による不法行為に基づく損害賠償の成否 ・抵当権侵害における損害の発生 ・抵当権侵害における損害の確定時期 ・「第三者」（民法177条）の意義と不法行為の成立要件との関係 ○貸金債権に係る元本支払義務の有無 ・認知届の提出がない場合の認知の効力 ・自筆証書遺言の解釈 ・割合的包括遺贈における金銭債務の承継
平成23年	○請負残代金に相当する額の回収方法 ・不当利得返還請求（民法703条） ・転用物訴権 ・詐欺行為取消権（民法424条） ○将来債権売買契約の解除 ・将来債権の売主の義務 ・将来債権売買契約を解除するための法的根拠 ○身体侵害の不法行為における損害賠償請求の相手方および論拠 ・土地工作物責任（民法717条1項） ・一般不法行為責任（民法709条） ・被害者の素因と過失相殺（民法722条2項）の類推適用
平成24年	○土地所有権を売買契約により取得したと主張する場合における要件事実 ○民法162条1項の取得時効の要件事実

	○混合寄託契約における添付契約書の解釈 ・物権と債権の関係 ・共有者間の権利関係 ○債務不履行に基づく損害賠償請求 ・債務不履行の成否 ・民法416条2項の特別損害 ・因果関係
平成25年	○保証債務履行請求 ・保証債務履行請求の要件 ・民法446条2項の書面要件 ○債務不履行に基づく損害賠償請求 ・債務不履行に基づく損害賠償請求の要件 ・帰責事由の有無－履行補助者責任 ○必要費償還請求（民法608条1項） ・必要費償還請求の要件 ○抵当権物上代位と相殺の優劣 ・判例の射程 ・判例の妥当性
平成26年	○賃貸借契約の債務不履行解除 ○主張の法律上の意義 ・不当利得返還請求権 (賃貸借契約における一般法理、危険負担法理、民法611条1項類推、契約解釈、錯誤無効等) ・損害賠償請求権 (債務不履行、説明義務違反、瑕疵担保責任の準用) ・相殺 ○使用者責任（民法715条） ・被相続人の損害賠償請求権の相続・胎児の死産による影響 ○和解契約の効力・不当利得返還請求 ・胎児の相続に関する法的地位 ・和解契約の効力の有無・効力を失う範囲 ・錯誤無効 ○所有権に基づく返還請求権・下線事実の法律上の意義 ・訴訟物・要件事実 ・共有持分権に基づく明渡請求 ・民法177条の「第三者」－土地の不法占拠者

平成27年	○所有権の所在をめぐる法律関係 ・契約の解釈と当該事案での所有権の所在の確定 ・加工 ・即時取得の要件の認定 ○民法248条に基づく償金請求 ・付合の意義、及びあてはめ ・不当利得の成立要件の検討 ・即時取得の要件の検討 ○対抗要件具備による所有権喪失の抗弁 ○留置権 ・「その物に関して生じた債権」（295条1項） ・295条1項ただし書 ○714条と709条の関係 ○709条の要件の検討 ○過失相殺 ・被害者側の過失
-------	---

第4節 商法

1 求められている能力

全体として、会社法の条文を的確に理解し、これを摘示することも求められている。

(平成24年出題の趣旨)

会社法の基本的な知識の確実な習得とともに、論理的思考力を養う教育が求められる。

(平成25年採点実感)

2 難しい論点ではなく、まずは条文や制度の正確な理解

譲渡制限株式の譲渡の効力と名義書換未了の場合の取扱い、株主総会における取締役の報酬に関する決議の効力、株主割当てによる新株発行の差止めの可否及び新株発行の効力についての記述は、会社法の基本的な規律であると考えられるが、これらについての理解に不十分な面が見られる。

(平成25年採点実感)

会社法は条文が読みづらいためなのか、そもそも条文の理解が怪しい受験生が多いと思われます。しかしながら、趣旨や採点実感では、基本となる条文の理解の重要性が繰り返し強調されています。したがって、難解な論点にとらわれることなく、まずは条文の定義・趣旨をしっかりとインプットすべきでしょう。

⑦の瑕疵と本件自己株式取得の効力との関係については、無効説と有効説とがあるが、採点では、どちらの見解を採っても、その理由等が適切に述べられていれば、同等に評価した。さらに、⑦、①、⑧のそれぞれの瑕疵と本件自己株式取得の効力について検討した結果、その結論が有効と無効とに分かれることがあり得るが、全体として本件自己株式取得の効力をどのように考えるかにつき論理的整合性を意識しながら記述した答案には、高い評価を与えた。これに対し、⑦の瑕疵について有効説を採った上で、これに加えて⑦又は①の瑕疵があったとしても本件自己株式取得は有効であると特に理由を述べないで誤った解答をした答案が若干見られた。

(平成23年採点実感)

会社法では発展的な論点が聞かれていることもありますが、ここで述べられている通り、重視されているのは結論そのものではなく、結論に至るための道筋です。もう少し具体的にいうと、論理的に整合しているかどうか（矛盾はないか）という点です。

したがって、「難解な論点も聞かれている！学者先生の論文読まなきゃ！」という発想は誤りです。むしろ、基本の理解を前提にして自分なりに考えられているかどうかを可否を分けるのだと思います。

3 条文の趣旨を大切に

会社法の条文は、「定義→あてはめ」だけで決着がつく場合が多いです。もっとも、

条文の文言だけでは必ずしも結論にたどり着けない、あるいはまったく条文がない（ex. 平成24年度設問1）という場合もあります。このような場合は、条文の趣旨から自分なりの規範を導くことが有用です。

4 判例への言及

新株発行により形成された法律関係の安定性や新株発行が会社の業務執行に準ずるものであることを重視する見解（最判平成6年7月14日民集172号771頁参照）に言及した答案…は、少なかった。

（平成25年採点実感）

設問2において、まず、見せ金による払込みの効力が問題となる。しかし、「見せ金」の概念及び問題の所在を示した上で、本件事案が見せ金に該当するか否かを論じている答案は、少なかった。最高裁昭和38年12月6日第2小法廷判決（民集17巻12号1633頁）は、払込み後、当該借入金を返済するまでの期間の長短、払込金が会社資金として運用された事実の有無、当該借入金の返済が会社の資金関係に及ぼす影響という三要件により、見せ金に該当するか否かを判断し、見せ金による払込みは効力を有しない旨を判示しており、この判例を引用して解答すべきであるが、この判例に言及している答案はほとんどなかった。

（平成22年採点実感）

条文と並んで重要なのが判例です。判例に賛成するにせよ反対するにせよ、判例に言及したうえで回答することが求められています。少なくとも百選に掲載されているレベルの判例は押さえておきましょう。

5 その他

問題文を丁寧に読めば、会社提案に係る4名の取締役候補者数や定款所定の取締役の員数を超えて、決議要件を満たす候補者がいることに気付くものと思われるが、定款所定の員数にさえ触れない答案や、特段の理由を示さないまま、4名の取締役が得票順で選任されるべきであったなどと結論のみを示す答案も多く、複数の考え方を意識して自らの考え方を論ずるという出題趣旨に沿う答案は僅かであった。

（平成24年採点実感）

結局、問題文を丁寧に読み、問題の所在を掴み、条文の趣旨や判例を踏まえて自分なりの論述をするという、ほかの科目と同じ能力が問われているということになります。

まずは条文の理解を確かなものにするようにしてください。

<ポイント整理>

- ① 条文を正確に理解し、適示する（条文の趣旨も）
- ② 難しい議論にとらわれすぎない
- ③ 判例への言及

商法	論文式過去問 出題一覧表
平成18年	○会社法上の手続の進め方についての説明 ・事業譲渡（会社法467条1項2号）の意義 ・「重要な一部」（同条項）の意義 ・「重要な財産の処分」（会社法362条4項1号）の意義（・吸収分割） ○株主総会決議の取消原因（会社法831条1項3号） ○株主総会決議を欠く事業譲渡契約の効力 ○取締役の対会社責任（会社法423条1項） ○利益相反取引（会社法356条1項2号，365条）
平成19年	○新株発行無効の訴え（会社法828条1項2号） ・募集株式の有利発行（「特に有利な金額」の意義） ・招集通知を欠く取締役会決議の効力 ・不公正発行 ・上記募集株式発行の瑕疵が無効原因となるか ○株式引受人に対する不足額支払請求（会社法212条1項） ○取締役の任務懈怠責任（会社法423条） ・任務懈怠責任と善管注意義務の関係 ・注意義務違反の判断基準（経営判断の原則）
平成20年	○保証債務履行請求の可否 ・「多額の借財」（会社法362条4項2号）の意義 ・取締役会決議を欠いた代表取締役の行為の効力 ・利益相反取引（間接取引）（会社法356条1項3号，365条） ・取締役会決議を欠いた利益相反取引の効力 ○株式交換の問題点 ・株式交換の手続 ・株式交換無効の訴え（会社法828条1項11号）の無効原因 ・株式交換無効の訴えの原告適格 ○会社の責任財産の回復 ・利益相反取引（直接取引）（会社法356条1項2号，365条） ・取締役の対第三者責任（会社法429条1項） ・法人格否認の法理 ・事実上の取締役 ・株主の権利の行使に関する利益供与（会社法120条） ・剰余金配当として分配可能額を超える部分の返還（会社法462条，463条2項）

平成21年	○株主総会の招集を阻止するための手段となる株主の権利 ・株主による取締役の違法行為の差止め（会社法360条） ○株主総会における議決権行使数の検討 ・賛否の記載のない議決権行使書面について賛成又は反対とみなす旨の記載の有効性 ・白紙委任状の許容性 ・代理人が株主の意思に反する議決権行使をした場合の効果 ・代理人による議決権行使と書面による議決権行使が矛盾する場合の両者の優劣 ○合併阻止のための手段 ・株主総会決議取消しの訴え（会社法831条1項） ・株主総会決議無効確認の訴え（会社法830条2項） ・仮処分命令の申立て ・合併無効の訴え（会社法828条1項7号） ・合併無効原因 ・総会決議取消しの訴えと合併無効の訴えの関係
平成22年	○現物出資に関する発起人および設立時取締役の責任 ・現物出資財産の価額が不足する場合の責任（不足額填補責任）（会社法52条） ・発起人、設立時取締役の任務懈怠責任（会社法53条） ○見せ金による払込みの効力 ○見せ金により発行された株式の効力 ○取締役の対会社責任 ・取締役の任務懈怠責任（会社法423条1項） ・取締役の監督（監視）義務違反 ○会社法208条5項による失権の有無および212条1項（不公正な払込金額で株式を引き受けた者等の責任）の類推適用の可否 ○取締役の対第三者責任（会社法429条） ・「職務」（会社法429条1項）の具体的内容 ・429条1項と2項の責任の関係 ・「取締役」（会社法429条2項）の意義
平成23年	○自己株式取得の効力 ・手続的瑕疵（会社法160条2項、4項違反）と自己株式取得の効力 ・財源規制（会社法461条1項3号）違反と自己株式取得の効力 ○財源規制違反の自己株式取得後の法律関係 ・剰余金の配当等に関する責任（会社法462条）

	・自己株式取得の無効と支払済み金銭および株式の帰属 ○自己株式処分の効力 ・取締役の説明義務（会社法314条）違反 ・特別利害関係人の議決権行使（会社法831条1項3号） ・自己株式処分無効の訴え（会社法828条1項3号）の無効原因 ○取締役の対会社責任 ・取締役の剰余金配当等に関する責任（会社法462条1項柱書又は1項2号） ・欠損填補責任（会社法465条1項3号） ・取締役の任務懈怠責任（会社法423条）
平成24年	○取締役選任の当否 ・4名を候補者とする取締役選任の会社提案と取締役の員数を6名とする定款の関係を踏まえた、選任されうる取締役の数の検討 ・選任されうる取締役の数を超えて会社法の決議要件を満たす候補者がいる場合の決定方法（採決順か得票順かなど） ○取締役の貸付行為の差止め ・株主による取締役の違法行為の差止め（会社法360条1項、3項） ・監査役による取締役の違法行為の差止め（会社法385条1項） ・仮処分（会社法385条2項参照） ○役員に対する損害賠償請求 ・利益相反取引（直接取引）（会社法365条1項、356条1項2号） ・利益相反取引における任務懈怠の推定（423条3項各号） ・株主による責任追及の提訴権限（会社法847条） ・監査役による責任追及の提訴権限（会社法386条1項） ・監査役の独任制（会社法390条2項但書） ・監査役の調査権限（会社法381条2項） ○株主総会決議取消しの訴え（会社法831条）の当否 ・「否決の決議」が総会決議取消しの訴えの対象となるか ・監査役の意見陳述（会社法345条4項、1項）の機会が奪われたという手続上の瑕疵を株主が主張することの可否
平成25年	○譲渡制限株式の譲渡の効力と名義書換未了の株式の取扱い ・株券の交付による株式譲渡の効力の発生（会社法128条1項本文） ・みなし承認（会社法145条） ・145条本来の制度目的とは異なる目的でみなし承認が利用された場合の承認の効力に与える影響 ・会社が名義書換未了の者を株主として扱うことの可否（会社法130条）

	○取締役の報酬の増額決議の効力 ・招集通知に記載された株主総会の目的事項以外の事項について決議したことが決議方法の法令違反になること（会社法309条5項本文、298条1項2号、831条1項1号） ・共有株式の権利行使者の指定方法（会社法106条本文）、権利行使者として定められた者の議決権行使を無効として扱うことは決議の瑕疵になるか ・著しく不当な決議（会社法831条1項3号） ・報酬増額決議が取消された場合の遡及効と各取締役に対する不当利得返還請求の可否 ○株主割当てによる新株発行の阻止のために考えられる法的手段 ・不公正発行を理由とする差止め請求（会社法210条2号） ○新株発行の効力の否定のために考えられる法的手段 ・新株発行無効の訴え（828条1項2号） ・非公開会社における新株発行無効事由
平成26年	○新株発行不存在確認の訴え（会社法829条1号） ・新株発行無効の訴えの出訴期間の経過（会社法828条1項2号カッコ書） ・いかなる場合に新株発行が不存在になるか ・新株発行が不存在と認められた（あるいは認められなかった）場合の法律関係（民法703条、会社法429条1項など） ○代表権のない者が会社を代表して行った借入れの効力 ・「副社長」という肩書と表見代表取締役（会社法354条） ・代表取締役として登記されていること（会社法908条2項） ・代表権の濫用 ・多額の借財（362条4項2号）にあたるか、あたるとした場合の借入れの効力 ○株主代表訴訟 ・適法に選任されていない者に対する責任追及の可否（事実上の取締役、423条1項類推など） ・所有権移転登記義務も株主代表訴訟による追及の対象となるか（847条1項本文の「責任」の解釈） ・退任した取締役に対する責任追及と取締役の欠員（会社法331条4項、346条1項） ・監視義務違反の有無

平成27年	○競業禁止義務違反 ・「事業の部類に属する取引」（356条1項1号）の認定 ・「自己又は第三者のために」（356条1項1号）の認定 ・「重要な事実の開示」（356条1項柱書）の認定 ○忠実義務違反 ○事業譲渡 ・「事業の重要な一部の譲渡」（467条1項2号）の解釈、あてはめ ○特別決議を欠く事業譲渡の効力 ○「重要な財産の処分」（362条4項1号）の認定 ※事業譲渡該当性を否定した場合 ○新株発行の効力 ・株主総会の決議により新株予約権の行使条件の決定を取締役会委任することの可否 ・当該行使条件を取締役会決議により廃止することの可否 ・瑕疵ある手続により発行された新株予約権の行使により発行された株式の効力、又は講師条件に反した新株予約権講師により発行された株式の効力
-------	--

第5節 民事訴訟法

1 求められている能力

①民事訴訟法の基本的な原理・原則や概念を正しく理解するとともに、基礎的な知識を習得しているか、②それらを前提として、問題文をよく読み、設問で問われていることが何かを的確に把握した上で、それに正面から答えているか、③抽象論に終始せずに、事例に即して具体的に、かつ掘り下げた考察をしているか、といった点を重視して採点をしている。

(平成23・24・25年採点実感)

2 問いに対して素直に答える

問われていることに正面から答えていなければ、たとえ設問に関連する論点を縷々記載していても、点数は付与していない。自分の知っている論点がそのまま問われているものと思ひ込み、題意から離れてその論点について長々と記述する答案や、結論に関係しないにもかかわらず自分の知っている諸論点を広く浅く書き連ねる答案に対しては、問われていることに何ら答えていないと評価するなど、厳しい姿勢で採点に臨んでいる。

問われていることに正面から答えるためには、論点ごとにあらかじめ丸暗記した画一的な表現（予備校の模範解答の類）をそのまま答案用紙に書き出すのではなく、設問の検討の結果をきちんと順序立てて自分の言葉で表現する姿勢が極めて大切である。採点に当たっては、そのような意識を持っているかどうかにも留意している。

...

簡単に結論が出るような問題でないことは容易に分かるはずである。それにもかかわらずそのような悩みが全く感じられない答案が大多数であったことは、誠に残念である。

(平成23・24・25年採点実感)

法律実務家を目指す者の答案として不適切なものがある。繰り返しをいとわずに不適切な答案の例を挙げると、次のとおりである。

- ・論すべき点が問題文で丁寧に示唆されている（設問1の「事実の自白の撤回制限効の根拠にまで遡った検討が必要」、設問3の「判例がある場合にはそれを踏まえる必要があります」など）にもかかわらず、これに注意を払わないもの。
- ・問われていることに正面から答えずに、結論に関係しない一般論を長々と論ずるもの、何か書けば点数をもらえると誤解していると思われるもの。
- ・論理を積み上げて丁寧に説明しようとししないで、抽象的な用語（禁反言、相手方の信頼保護など）のみから説明したり、直ちに結論を導いたりするもの。
- ・当該事案における結論の妥当性のみを追求し、論理的な一貫性を欠いていたり、理論的な検討が不十分であったりするもの。

…なお、採点実感からすると、合格者の答案であっても「一応の水準」とどまるものが

多いのではないかと考えられる。当然のことであるが、合格したからといってよくできたと早合点することなく、学習を継続する必要がある。

(平成23年採点実感)

民事訴訟法の設問は難しいものばかりですが、設問1では基本的な制度から出題がされることが多いです。この基本的な問題こそしっかりと答えて下さい。

何よりも、弁論主義とか手続保障等のワードをあげただけで他の説明がないといった、知ったかぶりで中身がない答案を書かないように注意して下さい。また、民事訴訟法の問題では例年会話文が記載されており、回答の方向性を誘導してくれています。この誘導にしっかり乗るようにしましょう。誘導で示されている方向性から外れてしまうと、安定した得点が期待できません。誘導に乗るという意識を強く持ってください。難しいようですが、基礎的事項から思考し、誘導に乗ることができ、自分の言葉で答案に表現することができれば、合格点がつきます。

3 4段階構造、手続きの流れを意識する

旧司の頃から言われていることですが、民事訴訟法の答案では4段階構造や手続きの流れを意識して、設問で問われているのはどの部分に当たるのかを考えた上で、その部分を支える基本原理に遡って思考するといいいと思います。

● 4段階構造

①訴訟物 (処分権主義)
②法律に関する主張
③事実に関する主張 (弁論主義第1・第2原則)
④立証の段階 (弁論主義第3原則, 自由心証主義, 証明責任)

● 手続きの流れ

I 訴訟の開始 (処分権主義) → II 審理内容 (弁論主義) → III 手続きの進行 (職権進行主義)

また、実体法上の権利義務または法律関係、つまり訴訟物についての理解は設問に解答するにあたって重要です。平成24年の設問2では参加効力が問われましたが、係属する訴訟の当事者双方に補助参加する利益を有する者が、双方から訴訟告知を受けて板挟みになるという事案でした。問題文から当事者双方への参加の利益があることを読み取れるか＝実体関係の理解を前提とできているかも重要と考えられます。どのような事実が主要

事実にあたるかの理解も重要です。

4 既判力の理解

平成24年では参加的効力でしたが、新司では判決効の理解が聞かれています。特に既判力は民事訴訟法の最重要概念であり今後も出題される可能性が十分にあります。平成25・26年は既判力の理解を前提として、既判力の範囲の縮減を論じさせる問題が出題されました。

ここでは、論点の内容には踏み込みませんが、客観的範囲、時的限界、遮断効、主観的範囲等の言葉が何を表しているのか、各原理のつながりはどうなっているのかを理解できるように勉強してください。既判力の一般的な事項を理解することで、本試験の問題で問われている事案の特殊性に気づくことができるようになります。そのために一人で基本書を読むだけでなく、授業で質問するなどして深い理解ができるようにすることが重要だと思います。

5 基本概念の正確な理解と応用力

法科大学院教育に求めるもの

採点実感に照らすと、基礎的な知識を習得すること、すなわち基本的な概念を正確に、かつその趣旨から理解することの重要性を、繰り返し強調する必要があると思われる。司法試験では受験者が初めて考えるような問題も出題されるが、そこで求められる能力は基礎的な知識とそれを使いこなして考える能力であり、もとより法科大学院において特殊な論点や事例にまで手を広げて学習することを期待するものではないからである。事例の分析能力や事例に即して考える能力を涵養することももちろん重要であるが、これらの能力は基礎的な知識と能力の上に初めて成り立つものである。土台をおろそかにしたまま複雑な事例を分析させることは、今年の場合にも見られたように、論理的に突き詰めて考えることをしないで結論の妥当性のみを安易に追求する姿勢を助長するおそれがある。

(平成23年採点実感)

民事訴訟法の論文式試験では、判例に関する記憶の量を試すような出題はしていない。むしろ、当該判例の位置付けを民事訴訟法全体との関係において体系的に把握し、判例の基礎となった事案の特殊性を理解しておくことが肝要である。試験会場において、出題された内容に応じて考察し、その判例の射程を論じたり（設問1）、その判例の示した法理に基づいて立論したり（設問4）できる能力を養うことを目標にして日々の教育を行う必要がある。

(平成25年採点実感)

上記1とも関連しますが、基本概念の理解とそれを応用する力が問われています。採点

実感では応用力と言っているのかもしれませんが、毎年難しい問題が出題されます。知っている細かな知識の披露を求められていないことは分かりきったことですので、基本の理解を前提にした応用問題が出題されることを意識し、問題演習を行う必要があります。

＜ポイント整理＞

- ① 基本的な原理・原則を正確に理解する
- ② 抽象的な言葉のみで説明しようとせず、その具体的内容を書くこと
- ③ ピラミッド構造・手続きの流れを意識する
- ④ 応用問題も基本的な知識からの積み上げであることを忘れずに

民訴	論文式過去問 出題一覧表
平成18年	○共同訴訟人独立の原則と共同訴訟人間の証拠共通の原則の基本的理解 ○弁論併合と共同訴訟人間の証拠共通の原則 ○強制執行を免れるための主張の検討 ・反射効肯定説と否定説 ・既判力の時的限界（口頭弁論終結前に生じた解除事由に基づく口頭弁論終結後の解除権の行使に関して）
平成19年	○陳述の訴訟法上の効果 ・書証の成立に関する事実（補助事実）についての擬制自白の成否 ・書証の成立の真正の証明 ・自白ないし擬制自白の成否 ・自白の撤回の可否 ・時機に後れた攻撃防御方法 ○訴訟を終了させる当事者の行為の比較検討 ・訴えの取下げの合意 ・請求の放棄 ・訴訟法上の和解
平成20年	○主観的追加的併合（原告による被告の追加）の許容性 ○文書提出命令に違反した場合の効果 ・民訴法224条3項の効果に関する諸説の比較検討 ・真実と認めることができる「事実に関する相手方の主張」（民訴法224条3項）の意義 ・固有必要的共同訴訟における民訴法224条3項の効果
平成21年	○自己に不利益な事実の陳述 ・建物買取請求権の行使の訴訟法的な意義 ・弁論主義（第1テーゼおよび主張共通の原則） ・自白された事実について証明を要しないとする民訴法179条の趣旨 ・自白（先行自白） ・擬制自白（民訴法159条1項）の成否 ○与えられた主張の論拠とそれに対する反論の説明 ・訴えの利益 ・既判力の意義（客観的範囲） ・既判力の積極的作用・消極的作用 ・一部認容判決の敗訴部分の既判力 ・既判力の時的限界（基準時前の事由を前訴において主張することの期待可能性）

平成22年	○当事者として訴状に記載された者に対する，別人の行った行為の効力 ・当事者確定の基準論 ・弁護士資格のない訴訟代理人による訴訟行為の効力 弁護士代理の原則（民訴法54条1項本文） ○債務不存在確認訴訟の確定判決の既判力 ・判例の理解及び設問における2つの見解の理解 ○条件付給付判決の可否 ・処分権主義（民訴法246条）との関係での質的一部認容判決の許容性 ・将来給付判決の許容性（民訴法135条） ・条件付給付判決と全部棄却判決のそれぞれの既判力の客観的範囲の比較検討
平成23年	○権利自白の撤回の可否 ・事実の自白の撤回制限効の根拠 ・事実の自白の撤回制限効の根拠論の権利自白への類推の可否 ○当事者としての訴訟参加の方法 ・債権者代位訴訟における他の債権者による独立当事者参加（民訴法47条1項後段）の可否 ・債権者代位訴訟における他の債権者による共同訴訟参加（民訴法52条）の可否 ○本訴請求と中間確認請求が矛盾する場合の処理 ・必要的共同訴訟と通常共同訴訟の区別の基準 ・共同訴訟の場合の請求の認諾，放棄の効果
平成24年	○契約書中に本人の印章による印影が顕出されていることが持つ意味 ・処分証書の意義 ・いわゆる二段の推定 ○弁論主義第1テーゼ ○訴訟告知（参加的効力の根拠及び客観的範囲） ○同時審判の申出がある共同訴訟による審判の統一の程度
平成25年	○確認の利益（遺言無効確認訴訟の判例の理解） ○当事者適格（遺言執行者の判例の理解） ○相続に関する特定財産の取得についての請求原因 ○弁論主義第1テーゼ、主張共通の原則 ○既判力の遮断効の範囲の縮小（判例と関連させて）
平成26年	○訴訟上の和解に対する表見法理の適用の可否（判例の射程） ○訴訟上の和解についての訴訟代理人の代理権限の範囲 ○予測できない後遺障害の主張と訴訟上の和解における既判力との関係

	・既判力の縮小 ・訴訟上の和解における合意内容の限定
平成27年	○相殺の抗弁と二重起訴 ・平成3年12月17日第三小法廷判決・民集45巻9号1435頁と平 - 成18年4月14日第二小法廷・民集60巻4号1497頁の理解 ○相殺の抗弁と不利益変更禁止の原則 ・最高裁判所昭和61年9月4日第一小法廷判決・判例時報1215号47頁 ○相殺の抗弁と既判力

第6節 刑法

1 求められている能力

具体的事例について…事実関係を法的に分析した上で、事案の解決に必要な範囲で法解釈論を展開し、事実を具体的に摘示しつつ法規範への当てはめを行って妥当な結論を導くこと、さらには、甲乙丙それぞれの罪責についての結論を導く法的思考過程が相互に論理性を保ったものであることが求められる。

(平成26年採点実感)

2 刑法の採点基準(書けましたは嘘の可能性が…)

答案の水準

以上の採点実感を前提に、「優秀」「良好」「一定の水準」「不良」という四つの答案の水準を示すと、以下のとおりである。

「優秀」と認められる答案とは、本問の事案を的確に分析した上で、本問の出題の趣旨や上記採点の基本方針に示された主要な問題点について検討を加え、成否が問題となる犯罪の構成要件要素等について正確に理解するとともに、必要に応じて法解釈論を展開し、事実を具体的に摘示して当てはめを行い、甲乙丙の刑事責任について妥当な結論を導いている答案である。特に、摘示した具体的事実の持つ意味を論じつつ当てはめを行っている答案は高い評価を受けた。

「良好」な水準に達している答案とは、本問の出題の趣旨及び上記採点の基本方針に示された主要な問題点は理解できており、甲乙丙の刑事責任について妥当な結論を導くことができているものの、一部の問題点についての論述を欠くもの、主要な問題点の検討において、構成要件要素の理解が一部不正確であったり、必要な法解釈論の展開がやや不十分であったり、必要な事実の抽出やその意味付けが部分的に不足していると認められたもの等である。

「一応の水準」に達している答案とは、事案の分析が不十分であったり、複数の主要な問題点についての論述を欠くなどの問題はあるものの、刑法の基本的事柄については一応の理解を示しているような答案である。

「不良」と認められる答案とは、事案の分析がほとんどできていないもの、刑法の基本的概念の理解が不十分であるために、本問の出題の趣旨及び上記採点の基本方針に示された主要な問題点を理解していないもの、事案の解決に関係のない法解釈論を延々と展開しているもの、問題点には気付いているものの結論が著しく妥当でないもの等である。

(平成26年採点実感)

試験後に刑法（あるいは刑事系）はできたという人が多いです。しかし、そういう人中で合格点をとれている人はあまり聞きません。答練でも同様です。

主観的な評価と客観的な評価の差が一番大きいのが刑法であると思います。刑法の答案は思考過程の形が分かりやすいので一番最初にかけるようになる科目であると言われています。しかし、それは周りの受験生も同じです。司法試験が相対評価の試験である以上、他の科目よりは書けるというレベルでは他の受験生と差をつけることはできません。他の受験生も、他の科目よりは書けるのですから。主観的な評価としての「書けた」というのは最低限の答案のレベルであるという可能性は十分にありうることは留意していただきたいです。

3 点取りゲームという意識で

事案を離れた抽象的な解釈論ばかりを論ずるのではなく、どのような事実が当該要件の充足の判断においてどういう意味を持つのか（具体例を挙げれば、乙がナイフを甲の運転する車内に落としたことは「急迫性」判断ではどう評価され、同じ事実が「相当性」判断ではいかなる意味を持つのか）についても明らかにすることが肝要である。

（平成23年採点実感）

問題文に示された具体的事実が持つ意味や重さを的確に評価することが求められているが、事実の持つ意味や重さを考慮せず、漫然と問題文中の事実を書き写すことで「事実を摘示し」たものと誤解している答案や、事実の持つ意味や重さについて不適切な評価をし、あるいは、自己の見解に沿うように事実の評価をねじ曲げる答案もあり、これらは低い評価となった。

（平成21年採点実感）

刑事責任が余り問題とならないような点について延々と論述する一方で、主要な論点については不十分な記述にとどまっているなどバランスを欠いた答案(があった)。

（平成25年、平成26年採点実感）

(1) 刑法的な理解が示されているのに点数が伸びないという場合は、事実の適示とその評価が弱いことが多いです。自分の頭の中では、構成要件にあてはめて犯罪を成立させたつもりでも、問題文に使っていない重要な事実が残っている場合があります。自分ではそこまで事実をあてはめなくてもいいのではないかと思っても、問題文にある以上は、残りの事実点数があります。また、その事実を使わないであてはめをしているということは、どこかで論理が飛躍している可能性があり抽象的な理解すらも疑われる可能性があります。もっとも、全ての事実重要な意味があるとは限りません。全部の事実を使おうとすることは、事実の重要度を区別できていないとも捉えられますし、ありえない事実認定をしてしまうこともあります。事実の重要度の高低を答案構成段階で判断す

ることが出来るように、普段の学習からどの事実が結論に大きく影響を与えているのかを意識して勉強する必要があります。

事実を摘示しても、それを評価しなければあてはめをしたことにはなりません。評価というのは法律要件と事実をつなぐ架け橋であるので、それが抜けているということは論理が飛躍しているということと同じですので注意してください。

このように、構成要件に事実の摘示と評価であてはめて点数を稼ぐという意識を常に持って下さい。

- (2) また、本件事案において結論を導くうえで重要となる箇所については厚く書き、本件事案の結論にさほど影響しないといえる箇所はさらっと書くというようにメリハリをつけて下さい。自分の知っている論点が出た場合に、その論点が結論に影響するか否かに関わらず、じっくり書いてしまって、他の部分で点が拾えないという事態は避けましょう。

4 基本的な理解を示す

刑法総論の理論体系に従い、まず構成要件該当性、次に違法性（違法性阻却事由の有無）という順序で検討し、問題となる構成要件要素や正当防衛等の成立要件を一つ一つ吟味すべきである。

（平成23年採点実感）

刑法の学習においては、総論の理論体系、例えば、構成要件要素である実行行為、結果、因果関係、故意等の体系上の位置付けや相互の関係を理解した上、これらを意識しつつ、各論に関する知識を修正することが必要であり、答案を書く際には、常に、論じようとしている問題点が体系上どこに位置付けられるかを意識しつつ、検討の順序にも十分に注意して論理的に論述することが必要である

（平成25年、平成26年採点実感）

そこで、まず問題となっている「行為」を特定し犯罪の成立を検討するという基本的な答案の形や構成要件要素、違法性、責任という体系的な形がぶれないように最低限の答案の形を守ることを意識してください。そして、要件の解釈ですが、基本的な論点については現場で考えている時間はありませんので、事前に論証を自分で用意しておく必要があります。その際には、その論点の理解が伝わる最低限の理由を書けるように基本書や論証集を圧縮して置く必要があります。

5 時間が足りないという言い訳はしない

事実認定上又は法律解釈上の重要な事項については手厚く論じる一方で、必ずしも重要といえない事項については、簡潔な論述で済ませるなど答案全体のバランスを考えた構成を工夫することが必要である。

（平成25年、平成26年採点実感）

刑事系の答案は時間との勝負ですので時間が足りないのは受験生全員の悩みです。しかし時間が足りないと言っている人に限って、無駄な記述が多いです。

例えば、構成要件の全部を①・・・②・・・と列挙する人がいます。確かに、罪刑法定主義である以上、全ての要件を検討する必要があります。しかし、列挙した要件の中には、争点にならないものが多く入っています。時間がないというならば、まず争点になっている要件を検討し余力があるならば、他を検討すればいいのです（実際、8枚目まで書いてその余力があるという人はめったにいないですが）。どうしても、検討するというのならば、先に列挙するという形にしないで、適宜、事実と要件をあげてあてはめるという形にして少しでも時間を省略して下さい。

6 罪数まで書く

たとえ時間がなくとも、罪数は必ず書いて下さい。そこにも点数があります。

また、採点者はまず罪数から見て、成立する犯罪が出題者の想定したものと同一かを最初にチェックしているといわれています（噂ですが）。そうであれば、そのチェック部分がないという意味でも印象は悪くなってしまいます。

さらに罪数まで書くということは論文を書く自分自身の思考も整理することができます。

罪数の書き方は行為者ごとにまとめてもいいですし、一番最後に「罪数」という見出しをつけてまとめて構いません。時間管理は徹底すべきですが、仮に時間不足に陥った場合でも罪数の部分点を取ることが出来るという点で、行為者ごとにまとめるほうが安全策かもしれません。

なお、罪数処理は一人に複数の犯罪が成立した場合や、複数人が犯罪に関与した場合に全体としてみるとどういう処理をすべきかということなので、ある一人の者が一つの罪責しか負わない場合、わざわざ罪数のところで改めて書く必要はありません。

7 行為者ごとか行為ごとか

刑法の答案を書く際に犯罪の成立しそうな特定の行為ごとにまとめて書いていくべきか、または行為者ごとに成立する犯罪を検討していくべきか、迷う方もいると思います。結論から言えば「書きやすいほうでよい」と思います。

共犯関係がメインで出題されている場合には行為ごとのほうが特定の行為について誰が正犯で誰が共犯なのかを整理して処理することが出来るので書きやすいというメリットがあります。他方で、行為ごとに書くデメリットは行為をあまりに細かく分断してしまう恐れがあるということです。例えば簡単な例を挙げれば『金を出せ』と脅して、金銭を奪った。」という事例で全体を強盗罪とすべきところを、『金を出せ』と脅した行為について」と見出しをつけて脅迫罪の検討をしてしまうということです。行為を丁寧に分析するという姿勢は評価できますが、全体として見たときに不自然さはないかを常に

意識しなければなりません。

共犯関係の処理よりも、一人に成立する罪責をじっくりと検討する問題（ex. 平成22年、26年等）の場合には行為者ごとにまとめたほうが書きやすいです。デメリットとしては、行為者ごとに分断して考えすぎて、全体として見たときに共犯関係になっているものがあるにもかかわらず、それを見落としてしまう恐れがあることです。

いずれの書き方にせよ、一朝一夕で出来るようにはなりませんし、答案を書く中で自分の書きやすいスタイルが固まっていくと思います。

8 総論と各論を意識する

刑法総論の場合は共犯論を含め、あてはめ勝負が多いので、自分では書けたと思っても相対的に点数がつかないということが多いです。一方で、各論主体の問題の場合は、あてはめ勝負というより、淡々と要件にあてはめていくことが重要です。また各論の場合は、何罪が成立するのかという段階で失敗する人がいるため、成立する犯罪さえあっていれば相対的に助かる可能性があります。

その年の問題が総論型なのか各論型なのかは、問題文を見て早い段階で判断した方がいいと思います。もっとも、平成24年のように各論型と共犯の認定という総論型が混ざっている場合もあるので、配点がどこにあるのかを見失わないように注意して下さい。

＜ポイント整理＞

- ①刑法総論は独特の理論体系を守る
- ②刑法各論は淡々と要件の検討をすること
- ③問題文の事実をしっかりと使うこと
- ③争点になっているところを見極めて、そこを厚く書くようにすること
- ④罪数処理も忘れずに

刑法	論文式過去問 出題一覧表 ＊構成によっては論点にならないものもあるので注意
平成18年	○甲の罪責 ・ 傷害罪（丁に対して） 正当防衛 ・ 傷害致死罪（丙に対して） 殺人の故意（殺意）の有無 共謀の成否 正当防衛（過剰防衛） ○乙の罪責 ・ 傷害致死罪（丙に対して） 承継的共同正犯 同時傷害の特例（刑法207条）
平成19年	○甲の罪責 ・ 詐欺罪 ・ 恐喝罪 権利行使と恐喝（違法性阻却の有無） ・ 詐欺罪と恐喝罪の関係 ・ 単純横領罪 恐喝によって得た物の横領 ○乙の罪責 ・ 恐喝罪 共犯関係の解消
平成20年	○甲の罪責 ・ 住居侵入罪 ・ 窃盗罪 ・ 強盗致傷罪 強盗罪における暴行・脅迫の判断基準 強盗の機会性 因果関係 ・ 強盗致死罪の成否（共謀の範囲） ○乙の罪責 ・ 住居侵入罪，窃盗罪 共同正犯と幫助犯の区別 共謀共同正犯 ・ 強盗致傷罪

	異なる構成要件間の共犯の錯誤 異なる犯罪についての共同正犯の成否 ・事後強盗致死罪 強盗罪における暴行・脅迫の判断基準 窃盗の機会 因果関係
平成21年	○甲の罪責 ・業務上横領罪 - 横領罪における「占有」の意義と「預金の占有」 - 間接正犯 - 間接正犯と教唆犯との間の錯誤 ・監禁罪 被害者の同意 ・偽計業務妨害罪 ・犯人隠避罪 ・虚偽告訴罪 ・証拠隠滅罪 ○乙の罪責 ・(業務上)横領罪 - 故意ある幫助道具 - 刑法65条の解釈(身分と共犯)と業務上横領罪 ・単純横領罪
平成22年	○甲の罪責 ・殺人罪(不作為)と保護責任者遺棄致死罪の区別 ・殺人罪または保護責任者遺棄致死罪 - 作為義務ないし保証人的地位の発生根拠 - 不作為犯における因果関係 - 殺人の故意(殺意)(殺人罪を成立させる場合) ○乙・丙の罪責 ・業務上過失致死罪 - 過失犯の理論 - 介在行為がある場合の因果関係 (信頼の原則)
平成23年	○甲の罪責 ・傷害罪 ・殺人未遂罪

	殺人罪の実行行為性 殺人の故意（殺意） 正当防衛（過剰防衛） 自招侵害 ○乙の罪責 ・傷害罪（2つ） （現場）共謀の成否（乙・丙間について） 正当防衛 （量的）過剰防衛 ○丙の罪責 ・傷害罪 （現場）共謀の成否（乙・丙間について） 共謀の範囲 新たな共謀の成否（共犯関係からの離脱）
平成24年	○甲の罪責 ・横領罪と背任罪の区別 ・業務上横領罪または背任罪（抵当権設定行為について） ・（有印又は無印）私文書偽造罪及び同行使罪 ・業務上横領罪または背任罪（売却行為について） 横領後の横領（抵当権設定行為について業務上横領罪を成立させた場合） ・背任罪（Dに対する関係） ○乙の罪責 ・（業務上）横領罪または背任罪（売却行為について） 共同正犯と教唆犯，幫助犯の区別 共謀共同正犯 正犯性 刑法65条の解釈（身分と共犯）と業務上横領罪，背任罪
平成25年	○乙の罪責 ・殺人罪 早すぎた構成要件の実現 因果関係 故意 ・監禁罪・監禁致死罪 殺人既遂罪との関係 ・建造物等以外放火罪

	「自己の所有に係るとき」の該当性 公共の危険性 ○甲の罪責 ・殺人罪 - 間接正犯(故意ある道具・間接正犯の実行の着手時期) - 片面的共同正犯 - 教唆犯(間接正犯の故意のもと教唆の結果発生) - 因果関係 - 故意 ・監禁罪等・監禁致死罪 - 監禁罪の保護法益 - 殺人既遂罪と監禁罪等との関係 (生命身体加害目的誘拐罪) ・建造物等以外放火罪 - 共謀共同正犯 - 公共の危険発生の認識
平成26年	○甲の罪責 ・殺人罪 - 不作為の実行行為性，実行行為の着手時期 - 第三者の行為が介在した場合の因果関係 - 中止犯 ○丙の罪責 ・殺人罪 - 単独正犯 - 片面的共同正犯 - 幫助犯 ○乙の罪責 ・住居侵入 - 違法性阻却事由 ・未成年者略取罪 - 違法性阻却事由
平成27年	○甲の罪責 ・建造物侵入罪 ・窃盗罪又は業務上横領罪 - 占有の有無の認定 ・傷害罪

	・ 誤想過剰防衛ないし誤想过剰自救行為 ○乙の罪責 ・ 窃盗罪又は業務上横領罪について共謀共同正犯と教唆犯の区別 錯誤 ○丙の罪責 ・ 窃盗罪 - 占有の有無 - 不法領得の意思 - 自首
--	---

第7節 刑事訴訟法

1 求められている能力

比較的長文の事実関係を記載した事例を設定し、そこに生起している刑事訴訟法上の問題点につき、問題解決に必要な法解釈をした上で、法解釈・適用に不可欠な具体的事実を抽出・分析し、これに法解釈により導かれた準則を適用し、一定の結論を筋道立てて説得的に論述することを求めており、法律実務家になるための学識・法解釈適用能力・論理的思考力・論述能力等を試すものである。

(平成23年採点実感)

いずれの設問についても、正確な法的知識を当然の前提としながら、法解釈論や要件を抽象的に論じるだけでなく、事例中に現れた具体的事実関係を前提に、法的に意味のある事実の的確な把握と要件への当てはめを行うことが要請されており、採点に当たっては、このような出題の趣旨に沿った論述が的確になされているかに留意した。

(平成23年採点実感)

2 捜査は強制処分法定主義と令状主義の理解を示す

強制処分性と任意処分としての相当性とは問題となることには、一応理解が及んでいるものの、それぞれの内実に関する理解が浅く、強制処分性についても任意処分としての相当性についても、判断構造や判断要素が十分に意識されないまま、事例中の具体的事実を漫然と羅列して結論を導くような答案、両者の関係の理解が不十分で、強制手段を用いるものでないことを前提に任意処分としての相当性を問題としたはずなのに、相当性を逸脱していることを理由に強制処分に該当するとの結論を導くような答案も見られた。

(平成26年出題の趣旨)

刑事訴訟法では毎年、捜査法から出題がされます。刑事訴訟法も刑法と同じくあてはめ勝負の科目です。強制処分の定義・任意処分の限界についての規範を暗記していても、説得的なあてはめができていなければ、点数は伸びません。問題文に挙っている事実を羅列するだけでなく、判断要素ごとに適示し、評価を加えることで、説得的なあてはめになるかと思います。

不正確な抽象的法解釈や判例の表現の意味を真に理解することなく機械的に暗記して、これを断片的に記述しているかのような答案も相当数見受けられたほか、関連条文から解釈論を論述・展開することなく、問題文中の事実をただ書き写しているかのような解答もあり、法律試験答案の体をなしていないものも見受けられた。

(平成22年採点実感)

なぜ「逮捕する場合において」令状なくして捜索を行うことができるのかという制度の趣旨に立ち返り、「逮捕の現場で」の解釈を明確にした上で、各自の見解とは異なる立場を

意識して事例中に現れた具体的事実を的確に抽出、分析しながら論ずるべき。

(平成24年出題の趣旨)

どの科目にも共通してことですが、特に刑事訴訟法は基本原理や条文から思考をスタートさせることが大切です。逮捕に基づく搜索・差押えの場合、いきなり論点として飛びつくのは思考過程が見えず分かりにくいです。「令状主義の観点からすると原則として違法となる。しかし、220条1項の趣旨は……。したがって、『逮捕の現場』とは～をいう。」とすれば、基本原理や条文の理解を示すことができます。

3 あてはめの考慮要素を用意しておく

刑事訴訟法の要件は、必要性、相当性、蓋然性等の抽象的なものが多いので、あてはめも場当たりのになりがちです。しかし、判例で問題となった事案において重要な事実とそうでない事実、適法方向、違法方向に傾く事実に類似した事実が問題文に散りばめられているので、判例を意識したあてはめをしなければ高い評価を受けることはできません。そのためには、事前準備として判例を読んで、規範を覚えるとかではなく、どの事実をどう評価して、結論を導いているのかを分析しておく必要があります。あてはめは現場勝負だと思っている人がいるかもしれませんが、実は自分の論証を準備するように事前にある程度用意しておくものなのです。

また、あてはめは、規範に対する理解を示す場所でもあります。自分の論証を見直しする際には、自分が当該規範に具体的事実を説得的にあてはめることができるかどうかを意識すれば、あてはめの訓練になると同時に、論証に対する理解も深まります。

4 事実の評価を忘れない

法適用に関しては、事例に含まれている具体的事実を抽出・分析することが肝要であるところ、様々な具体的事実を考慮要素として挙げながら、どの事実をどのように評価したのか全く言及がないまま結論を導き出すなど、結論に至る思考過程が不明確な答案が目立っており、学習に際しては、具体的事実の抽出能力に加えて、その事実が持つ法的意味を意識して分析し、これを表現する能力の体得が望まれるところである。

(平成23年採点実感)

行政法の「求められている能力」でも強調しましたが、試験委員が求めているのは答案作成者の思考過程を追うことの出来る答案です。具体的事実を摘示せよと言われると、本当に事実のみを羅列してしまいがちですが、法的評価も加えなければ採点者にはなぜその事実が規範に当てはまるのか、伝わりません。あてはめをするときに皆さんは頭の中では法的評価を加えているはずですが、それを書面にもしっかりと示しましょう。

法的評価は事前に準備することが出来ます。例えば覚せい剤を搜索差押えをする場合には、「覚せい剤はトイレに流すなど証拠隠滅をしやすい」や「被害者なき犯罪で他から証拠を集めて立証するのが難しい」などです。判例を学習する際にも裁判所がどのよ

うな具体的事実を挙げて、それにどういう法的評価を加えているのかを意識して読むことで、法的評価のストックがどんどんと溜まっていきます。前述しましたが、あてはめは完全に現場思考というわけではなく、事前準備で対応できるところなので、サブノートなどにまとめておくといいでしょう。

5 その他の要件のあてはめを忘れない

刑事訴訟法の定める逮捕及び勾留の各要件（刑事訴訟法第199条，第212条，第207条第1項により準用される第60条等）について，事例に含まれている具体的事実を抽出・分析して，各要件へ当てはめを行う必要がある。問題文に，各要件の検討に必要な具体的事実関係が与えられているにもかかわらず，これらについて全く触れないまま，別件逮捕・勾留に関する抽象論を記述するだけで終わっているような答案が相当数見受けられた。

（平成23年採点実感）

例えば，平成23年では別件逮捕の論点がでましたが，この論点だけをしっかり処理してもそれほど高得点にはなりません。逮捕の必要性や，勾留の要件等，あてはめるだけの要件の認定を忘れないように注意して下さい。

前述の刑法の場合と矛盾するようですが，刑事訴訟法の場合は要件の認定を怠らない方が点数が伸びる印象があります。もっとも，前述の通り時間との兼ね合いから配点が大きい論点の部分を重視すべきことは言うまでもありません。

6 伝聞証拠の理解を正確に

真に伝聞法則を理解していると見られる答案であるが，このように，出題の趣旨を踏まえた十分な論述がなされている答案は，本年は極めて僅かであった。

（平成23年採点実感）

「一応の水準」に達していると認められる答案・・・・・伝聞法則等の知識があり，一応これを踏まえた論述ができてはいるものの，本件での具体的な事実関係を前提に，要証事実を的確にとらえることができていないような答案である。

（平成22年採点実感）

「不良」の水準にとどまるものと認められる答案とは，伝聞法則等の刑事訴訟法の基本的な原則の意味を真に理解することなく機械的に暗記し，これを断片的に記述しているような答案である。

（平成23年採点実感）

平成24年・26年では出題されませんでしたが，証拠法の分野からは伝聞法則が毎年出題されていました。そして，受験生の理解が不十分であると毎年批判されていました。

た。伝聞法則は難しいので、事前の理解が不十分であれば本番で対応することは不可能です。「伝聞法則の趣旨は・・・」と書いて、適当にあてはめて終わる答案がほとんどです。

授業や自習で理解が定着するまで勉強する必要があります。また、一般的な基本書や解説書の理解でもいいのですが、まずは問題を検討し、出題の趣旨のような結論をだせるロジックを身に着けるほうが点数をとるという観点からは重要であると思います。ここでは深入りはしませんが、例えば伝聞か非伝聞のメルクマールになる要証事実が何かを検討する際には、前述の民法の要件事実で述べたように推認過程を意識することが大切です。

7 判例との異同を強く意識すべき

最高裁判例（最決平成19年2月8日刑集61巻1号1頁）が存在するから、同判例の内容を踏まえた上で各自の見解を展開することが望ましい。

（平成24年出題の趣旨）

「相当」性については、…との立場や、…との立場等、その判断方法に関する理解が分かれ得るが、いずれの立場に立脚するにせよ、検討の前提として、上記最高裁判例を踏まえつつ、…その適法性判断の枠組みを明確化しておくことが求められる。

（平成26年出題の趣旨）

最高裁判例（最決平成13年4月11日刑集55巻3号127頁）が現れるに至っているのであるから、同判例の内容を踏まえた上で説得的に各自の基本的な立場を明らかにし、訴因変更の要否の一般的な基準を定立する必要がある。そして、本事例の具体的状況下における当てはめを行うことになるが、本事例が、同判例の事案と様々な点で異なるものであることは明らかであるから、本事例における具体的事実の分析、評価に関しては特に留意を要する。

（平成24年出題の趣旨）

刑事訴訟法の論文試験では最近の重要判例を元ネタとしていることが多いです。最新版の重判も刑訴の部分は潰してしまっていたという合格者も聞きます。ただ、司法試験では判例の事案をそのまま問うようなことはありません。どこかの事情が変更されており、判例の射程が本件にも及ぶかを問うものがほとんどです。判例と類似の事案が出たと舞い上がってしまい、判例と異なる部分を見落として判例と同じようなあてはめをしてしまうと、判例を正確に理解していないことが露呈してしまいます。重要な判例は正確に理解すること、普段の判例学習のときからどの事情を変えたら結論に影響があるかを考えるようにすること、問題文を勝手に判例の事案に引き付けてしまわないことに気を付けてください。

8 捜査、伝聞以外にも注意する必要がある

平成24年では訴因変更の要否、択一的認定の可否が、平成26年では、訴因変更の要否、訴因変更の可否が問われました。いずれも重要基本論点に関する出題であるにもかかわらず、きちんと押さえている受験生はそう多くありませんでした。もっとも、2度も訴因からの出題があったことから、今後は皆、きちんと押さえてくると思われます。

来年以降も、何が出題されるかわからないので、伝聞法則は押さえながらも、他の分野についてもある程度書けるようにしておく必要があります。特に違法収集証拠排除法則、自白の任意性については、前述のあてはめの考慮要素も含めて十分に準備する必要があります。

<ポイント整理>

- ①判例の射程を意識した勉強をすること
- ②基本的な原則論から論じること
- ③法規範や事実の評価など、事前に準備できるものはまとめておくこと

刑訴	論文式過去問 出題一覧表
平成18年	○捜査法 ・職務質問の適法性 ・所持品検査の適法性 ・職務質問に伴う有形力行使の適法性 ・現行犯逮捕の適法性 - 現行犯逮捕の要件 ・逮捕に伴う無令状搜索・差押えの適法性 「逮捕の現場」(刑訴法220条1項2号)の意義 - 無令状搜索・差押えの物的限界 ○証拠法(メモの証拠能力) ・伝聞法則の意義 ・伝聞・非伝聞の区別 (・違法収集証拠排除法則)
平成19年	○捜査法 ・ビデオ撮影・録画の適法性 - 強制処分と任意処分の区別 - 任意処分の適法性判断基準 ○証拠法 ・同種前科に関する事実を犯人性の認定に用いることの許容性
平成20年	○証拠法(ノートの証拠能力) ・伝聞法則の意義 ・伝聞・非伝聞の区別 ・伝聞例外(刑訴法321条1項3号) ・再伝聞 ○捜査法 ・「必要な処分」(刑訴法222条1項, 111条1項)の意義 ・令状呈示の時期の適否
平成21年	○捜査法 ・搜索差押時に行われる写真撮影の適法性 - 写真撮影の法的性質 - 写真撮影の適法性の判断基準 - 写真撮影の対象物が差押対象物に該当するか ○証拠法(犯行再現実況見分調書の証拠能力) ・伝聞法則の意義 ・伝聞・非伝聞の区別

	・現場供述の証拠能力 ・写真の証拠能力 (・伝聞例外 (321条3項, 322条1項))
平成22年	○捜査法 ・遺留物の領置 (刑訴法221条) ・消去されたデータの復元・分析の適法性 ・おとり捜査の適法性 ・秘密録音の適法性 ○証拠法 (捜査報告書の証拠能力) ・伝聞法則の意義 ・伝聞・非伝聞の区別 ・伝聞例外 (刑訴法321条1項3号)
平成23年	○捜査法 ・逮捕及びこれに引き続く身体拘束の適法性 - 通常逮捕の要件 - 勾留の要件 - 現行犯逮捕又は準現行犯逮捕の要件 - 別件逮捕・勾留に関する捜査手法の適法性 ○証拠法 (捜査報告書の証拠能力) ・伝聞法則の意義 ・伝聞と非伝聞の区別 ・伝聞例外 (刑訴法321条1項3号) ・再伝聞
平成24年	○捜査法 ・搜索差押許可状に基づく搜索 (刑訴法218条1項) - 搜索実行中に届いた荷物を開封することの適法性 - 被疑者以外の者に宛てられた荷物を搜索することと管理権の関係 - 被疑事実と関連する物が存在する蓋然性の有無 - 従業員のロッカーを搜索することと会社の管理権の関係 ・現行犯逮捕に伴う搜索・差押えの適法性 「逮捕の現場」(刑訴法220条1項2号)の意義 ○公判 ・「疑わしきは被告人の利益に」の原則と択一的認定 ・訴因変更の要否
平成25年	○捜査法 ・準現行犯逮捕の適法性 (刑訴法212条2項)

	「罪を行い終わってから間がない」の認定 「被服に犯罪の顕著な証跡があるとき」の認定 ・令状によらない差押え（刑訴法220条） 「逮捕の現場」の意義 ○証拠法 ・伝聞法則の意義 ・伝聞と非伝聞との区別
平成26年	○捜査法 ・宿泊を伴う取調べの適法性 ・起訴後の被告人取調べの適法性 ○公判 ・訴因変更の要否 ・訴因変更の可否
平成27年	○捜査法 ・秘密録音 - 強制処分該当性 - 任意処分の限界 ○証拠法 ・自白法則 ・派生証拠の証拠法則 ・違法性の承継 ・伝聞法則の意義 ・伝聞と非伝聞との区別 ・伝聞例外

第6章 現場での作法

第1節 論文試験でのルーティーンワーク

①問題の枚数をチェック（必須）

まず、問題が何ページまであるのかを確認します。これを初めにしておかないと、問題の最後に付いている資料に気付かず、見落としてしまうおそれがあります。

②配点チェック⇒枚数（あるいは時間配分）を設問の横に書込み（必須）

自分が書ける枚数（or 試験時間）に配点をかけ合わせたものを、各設問の横に書き込む。

例えば、行政法において、自分が5枚書けるとして、配点が【設問1：設問2：設問3＝2：5：3】となっている場合

設問1 ⇒ 5枚（120分）× 2 / 10 = 1枚（24分）

設問2 ⇒ 5枚（120分）× 5 / 10 = 2.5枚（60分）

設問3 ⇒ 5枚（120分）× 3 / 10 = 1.5枚（36分）

憲法・刑事系以外の科目では、配点が明示されており、配点に応じて答案の分量・時間配分を決める必要があります。

となり、この枚数（時間配分）を設問の横（および答案構成用紙）に書き込んでおきます。

※枚数を決める場合、自分の書ける答案の枚数をあらかじめ把握しておくことが前提です。

③設問を読む【できればマーカーを使用】（必須）

まず、設問から読み、何が問われているのかを把握します。これをせずに問題文（事案）を読んでしまうと、どこが重要か分からず、無駄に時間がかかってしまいます。

その際、問われているところにマーカーを引くと後で見やすいです。

※具体的な引き方は、次ページ以降参照。

④参照法令がある科目（特に公法系）では、法令名および条文の見出しにマーク（任意）

参照法令を使いこなせるかどうかは、可否に関わります。したがって、参照法令をしつかりと把握することは極めて重要です。具体的な引き方は、次ページ以降参照。

⑤問題（事案）を読み進める【できればマーカーを使用し、人物関係図・時系列表も描く】

次に、問題（事案）を読んでいきます。その際、マーカーや色ペンを使うと、より問題文を把握しやすくなります。詳細は、次ページ以降を参照してください。

また、答案構成用紙に人物関係図（簡単な事案の場合でも）や時系列表（複雑な事案の場合のみ）を描くこともおすすめです。これにより、事案を把握しやすくなります。

⑥時間配分を常に意識する

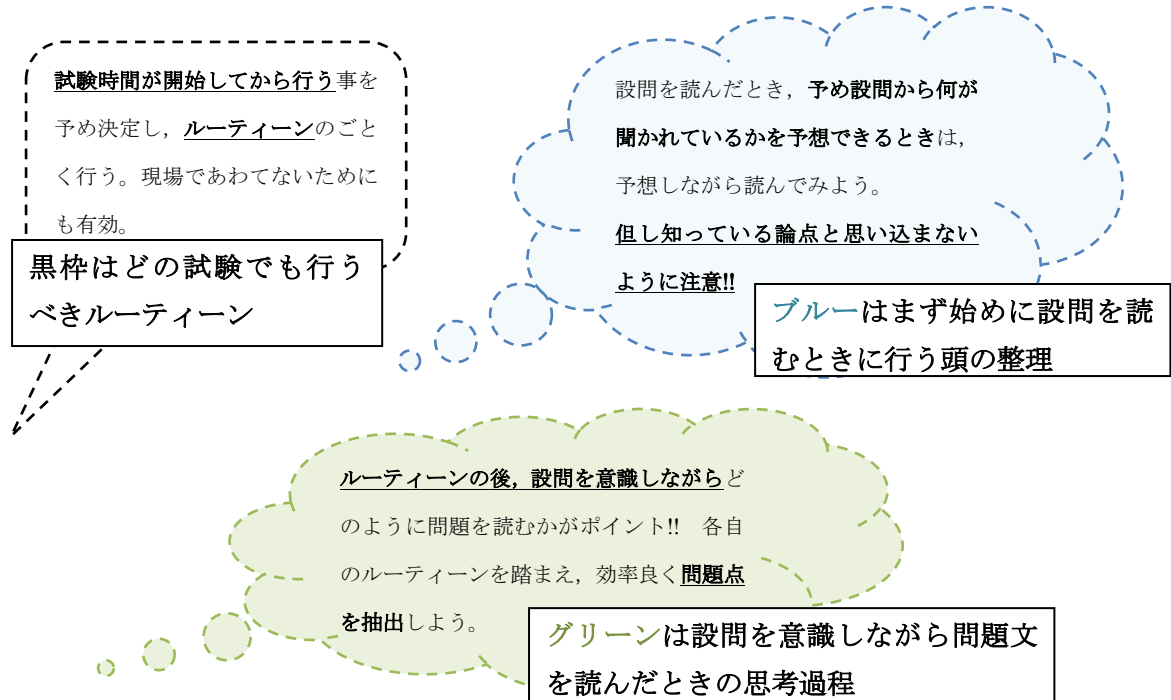
何分までに答案構成を終わらせ、書き始めるのかを、あらかじめ決めておき、それを実践する必要があります。これにより、深入りしすぎ、書きすぎを防止します。

第2節 合格者の現場でのルーティーンワークの例

ルーティーンワークの具体例 【例：平成24年民事系科目第3問】

前ページで示した「第1節 論文試験でのルーティーンワーク」の具体例を平成24年合格者の民事訴訟法・倒産法の問題用紙と答案構成用紙の原本を用いて示していきます。

※なお、「第1節 論文試験でのルーティーンワーク」の執筆者と「第2節 合格者の現場でのルーティーンワークの例」の執筆者が異なるため、内容に若干の違いがあります。しかし、合格者にはそれぞれのやり方があり、両方を参考にして下されば幸いです。



司法試験本番の現場では、当然緊張するものです。論文問題を解くにあたってのルーティーンが決まっていると、気持ちを落ち着かせて問題に臨めると思います。

参考例では、①問題に書いてある配点をチェックし、②各設問ごとの配点を大きく書き込み、さらにその設問にかけられる大まかな時間まで配分して書き込んでしまいます。そして、③先に設問を読み、長めの設問の時はマーカーを引いて要点を絞ります。この③でおおよその設問のイメージを掴んだ後、ようやく④問題文全体を読み始めます。

参考例で先に設問を読んでいる理由は、時間短縮のためです。特に問題中に会話文の出てくる行政法や民事訴訟法では、設問に「会話を参考にしながら…」などと書かれていることが多いです。先に設問の方を読んでおき、イメージを掴んだ後に会話文を読むと、時間短縮になることが多かったなので、この順番にしています。

マーカーは設問の要点を絞るため、そして設問を読んだあとに読む問題文の中から、あてはめなどに使えるような事実や問題点を導くと思われる記述をチェックするために使用しました。

みなさんの論文ルーティーンの確立にあたって、参考になれば幸いです。

ルーティンワークの具体例

【民事系科目】

【第3問】（配点：100〔設問1〕から〔設問3〕までの配点の割合は、3.5/4:2.5/4）

次の文章を読んで、後記の【設問1】から【設問3】までに答えなさい。

【事例】

Xは、Aに対し、300万円を貸し渡したが、返済がされないまま、Aについて破産手続が開始された。Xは、BがAの上記貸金返還債務を連帯保証したとして、Bに対し、連帯保証債務の履行を求める訴えを提起した（以下、この訴訟を「訴訟1」という。）。

第1回口頭弁論期日において、被告Bは、保証契約の締結の事実を否認した。

原告Xは、書証として、連帯保証人欄にBの記名及び印影のある金銭消費貸借契約書兼連帯保証契約書（資料参照。以下「本件連帯保証契約書」という。なお、その作成者は証拠説明書においてX、A及びBとされている。）を提出した。

Bは、本件連帯保証契約書の連帯保証人欄の印影は自分の印章により顕出されたものであるが、この印章は、且頃から自分の所有するアパートの賃貸借契約の締結等その管理全般を任せている娘婿Cに預けているものであり、押印の経緯は分らないと述べた。Xが主張の補足を検討したいと述べたことから、裁判所は、口頭弁論の続行の期日を指定した。

以下は、第1回口頭弁論期日の後にXの訴訟代理人弁護士Lと司法修習生Pとの間でされた会話である。

弁護士L：証拠として本件連帯保証契約書がありますから、立証が比較的容易な事件だと考えていましたが、予想していなかった主張が被告から出てきました。被告の主張は、現在のところ裏付けもなく、そのまま鵜呑みにすることはできませんから、当初の請求原因を維持し、本件連帯保証契約書を立証の柱としていく方針には変わりはありません。もっとも、Xによれば、本件連帯保証契約書の作成の経緯は「主債務者AがCとともにX方を訪れた上、連帯保証人欄にあらかじめBの記名がされ、Bの押印のみがない状態の契約書を一旦持ち帰り、後日、AとCがBの押印のある本件連帯保証契約書を持参した」ということのですから、こちら側から本件連帯保証契約書の作成状況を明らかにしていくことはなかなか難しいと思います。

修習生P：二段の推定を使えば、本件連帯保証契約書の成立の真正を立証できますから、それで十分ではないでしょうか。

弁護士L：確かに、保証契約を締結した者がB本人であるとの前提に立てば、二段の推定を考えていけば足りるでしょう。他方で、仮にCがBから印章を預かっていたとすると、CがBの代理人として本件連帯保証契約書を作成したということも十分考えられます。

修習生P：しかし、本件連帯保証契約書には「B代理人C」と表示されていないので、代理人Cが作成した文書には見えないのですが。

弁護士L：代理人が本人に代わって文書を作成する場合に、代理人自身の署名や押印をせず、直接本人の氏名を記載したり、本人の印章で押印したりする場合があります。このような場合を署名代理と呼んでいます。その法律構成については、考え方が分かれるところですが、ここでは取りあえず通常の代理と同じであると考え、かつ、代理人の作成した文書の場合、その文書に現れているのは代理人の意思であると考え、本件連帯保証契約書の作成者は代理人Cとなります。

そこで、私は、念のため、第2の請求原因として、Bではなくその代理人Cが署名

①まずは設問ごとの配点をチェック!!そして時間配分をおおまかに決める。

④

①から③を終えたら、先に読んだ設問を意識しつつ問題文本文を読み始める。

このとき、解答にあたって重要と思われる部分(後で役立たないこともあるが…)にマーカーを引くと、答案を書いているときに探しやすくなる。

特に刑法や刑訴ではあてはめに使う事実のチェックのためにはかなり効果的。

例年通り今年も設問1の(1)に「会話を踏まえて説明せよ」と書いてあったなあ…

代理の方式によりBのために保証契約を締結した旨の主張を追加し、敗訴したときには無権代理人Cに対し民法第117条の責任を追及する訴えを提起することを想定して、Cに対し、訴訟告知をしようと考えています。

修習生P：訴訟告知ですか。余り勉強しない分野ですのでよく調べておきます。

しかし、本件連帯保証契約書を誰が作成したかが明らかでないからといって、第2の請求原因を追加する必要まであります。裁判所が審理の結果を踏まえてCがBの代理人として保証契約を締結したと認定すれば足りるのではないのでしょうか。最高裁判所の判決にも、傍論ながら、契約の締結が当事者本人によってされたか、代理人によってされたかは、その法律効果に変わりがないからとして、当事者の主張がないにもかかわらず契約の締結が代理人によってされたものと認定した原判決が弁論主義に反しないと判示したもの（最高裁判所昭和33年7月8日第三小法廷判決・民集12巻11号1740頁）があるようです。

弁護士L：その判例の読み方にはやや難しいところがありますから、もう少し慎重に考えてください。先にも言ったとおり、本件連帯保証契約書の作成者が代理人Cであるという前提に立つと、本件連帯保証契約書において保証意思表示したのは代理人Cであると考えられ、その効果がBに帰属するためには、BからCに対し代理権が授与されていたことが必要となります。そうだとすると、第2の請求原因との関係では、BからCへの代理権授与の有無が主要な争点になるものと予想され、本件連帯保証契約書が証拠として持つ意味も当初の請求原因とは違ってきますね。なぜだか分かりますか。

修習生P：二段の推定が使えるかどうかといったことでしょうか。

弁護士L：良い機会ですから、当初の請求原因（請求を基礎付ける事実）が、①XA間における貸金返還債務の発生原因事実、②XB間における保証契約の締結、③②の保証契約が書面によること及び④①の貸金返還債務の弁済期の到来であり、第2の請求原因（請求を基礎付ける事実）が、①XA間における貸金返還債務の発生原因事実、②代理人Cが本人Bのためにすることを示してXとの間で保証契約を締結したこと（顕名及び法律行為）、③②の保証契約の締結に先立って、BがCに対し、同契約の締結についての代理権を授与したこと（代理権の発生原因事実）、④②の保証契約が書面によること及び⑤①の貸金返還債務の弁済期の到来であるとして、処分証書とは何か、それによって何がどのように証明できるかといった基本に立ち返って考えてみましょう。

【設問1】

- ① Xが当初の請求原因②の事実を立証する場合と第2の請求原因③の事実を立証する場合とで、本件連帯保証契約書を持つ意味や、同契約書中にBの印章による印影が顕出されていることが持つ意味にどのような違いがあるか。弁護士Lと司法修習生Pの会話を踏まえて説明せよ。
- ② Xが第2の請求原因を追加しない場合においても、裁判所がCはBの代理人として本件連帯保証契約書を作成したとの心証を持つに至ったときは、裁判所は、審理の結果を踏まえて、CがBの代理人として保証契約を締結したと認定して判決の基礎とすることができるというPの見解の問題点を説明せよ。

【事例（続き）】

第2回口頭弁論期日において、原告Xは、第2の請求原因として、被告Bではなくその代理人Cが署名代理の方式によりBのために保証契約を締結した旨の主張を追加した。Bは、第2の請求原因に係る請求原因事実のうち、保証契約の締結に先立ちBがCに対し同契約の締結についての代理権を授与したこと（代理権の発生原因事実）を否認し、代理人Cが本人Bのためにすることを示してXとの間で保証契約を締結したこと（顕名及び法律行為）は知らない述べた。

弁護士が修習生に問いかけた後に丁寧な説明をしてくれるなあ…。

「処分証書とは何か、これによりどのように証明できるか、に立ち返って考える」か…。

処分証書の定義を書くヒントになりそうだなあ。

②各設問に配点を大きく書き込んで配点を参考にした締切時間も書き込む。

③先に問を読んでしまい、設問が短くないときは、必ず要点にマーカーを引く。

設問1から事例は続くか…

設問2では訴訟告知の後で新たな訴訟で事実を否認できるかって書いてあったなあ…。参加できた時に参加したとみなされるんだっとなあ…

出た判例(P)の批判(問題点の指摘)

…。んーそうか。上の小問(1)で検討したけど法律構成によって本件書面が処分証書として直接証拠やったり間接証拠でしかなかったりしたよな。

同じ証拠でもその証拠価値は当事者の主張が異なれば変わってくる……んやったら弁論主義の不意打ち防止機能に照らすとやっぱりあかんがな

ルーティーンワークの具体例

第3回口頭弁論期日において、Xは、第3の請求原因として、Xは、Cには保証契約を締結することについての代理権があるものと信じ、そのよりに信じたことについて正当な理由があるから、民法第110条の表見代理が成立する旨の主張を追加した。Bは、表見代理の成立の要件となる事実のうち、基本代理権の授与として主張されている事実は認め、その他の事実を否認した。同日の後、Xは、Cに対し、訴訟告知をし、その後、BもCに対して訴訟告知をしたが、Cは、X及びBのいずれの側にも参加しなかった。

裁判所は、審理の結果、表見代理が成立することを理由として、XのBに対する請求を認容する判決を言い渡し、同判決は確定した。

Bは、CがBから代理権を与えられていないにもかかわらず、Xとの間で保証契約を締結したことによって訴訟1の確定判決において支払を命じられた金員を支払い、損害を被ったとして、Cに対し、不法行為に基づき損害賠償を求める訴えを提起した（以下、この訴訟を「訴訟2」という。）。

【設問2】

訴訟2においてBが、①CがBのためにすることを示してXとの間で保証契約を締結したこと、②①の保証契約の締結に先立って、Cが同契約の締結についての代理権をBから授与されたことはなかったこと、を主張した場合において、Cは、上記①又は②の各事実を否認することができるか。Bが訴訟1においてした訴訟告知に基づく判決の効力を援用した場合において、Cの立場から考えられる法律上の主張とその可否を検討せよ。

【事例（続き）】

以下は、訴訟1の判決が確定した後に原告Xの訴訟代理人弁護士Lと司法修習生Pとの間でされた会話である。

弁護士L：今回は幸いにして勝訴することができましたが、私たちの依頼者Xとしては、仮にBに敗訴することがあったとしても、少なくともCの責任は問いたいところでした。そこで、B及びCに対する各請求がいずれも棄却されるといういわゆる「両負け」を避けるため、今回は訴訟告知をしました。民事訴訟法にはほかにも「両負け」を避けるための制度があることを知っていますか。

修習生P：同時審判の申出がある共同訴訟でしょうか。

弁護士L：そうですね。良い機会ですから、今回の事件の事実関係の下で同時審判の申出がある共同訴訟によったとすれば、どのようにして、どの程度まで審判の統一が図られ、原告が「両負け」を避けることができたのか、整理してみてください。例えば、以下の事案ではどうなるでしょうか。

（事案）XがB及びCを共同被告として訴えを提起し、Bに対しては有権代理を前提として保証債務の履行を求め、Cに対しては民法第117条に基づく責任を追及する請求をし、同時審判の申出をした。第一審においては、Cに対する代理権授与が認められないという理由で、Bに対する請求を棄却し、Cに対する請求を認容する判決がされた。

【設問3】

同時審判の申出がある共同訴訟において、どのようにして、どの程度まで審判の統一が図られ、原告の「両負け」を避けることができるか。上記（事案）の第一審の判決に対し、①Cのみが控訴し、Xは控訴しなかった場合と、②C及びXが控訴した場合とを比較し、控訴審における審判の範囲との関係で論じなさい。

あれ？CってXにもBにも参加する利益あり

そうやけど両方から告知されてるやん。

双方に挟まれてるのに…敗訴責任なんか分担

せなあかんのかね。……ここやなヒントは…

訴訟告知…参加的効力やな。

ん？それを否認

する主張か。参

加的効力の根拠

は敗訴責任の分

担やったな…分

担する理由がな

いっていう事情

でも問題文にあ

「どの程度まで」…？…ん～配点25点ね。おそらく配点

からすると設問1と2にみんな時間取られるやろうし…

割合的には30分て書いたけど設問2の「告知を受けた者

による参加的効力回避」の理屈の方がメインやろうなあ…

やっぱりこの問いは20分かなあ

【資料】
金銭消費貸借契約書兼連帯保証契約書

平成〇〇年〇月〇日

住 所 〇〇県〇〇市・・・(略)
貸 主 X 印

住 所 〇〇県〇〇市・・・(略)
借 主 A 印

住 所 〇〇県〇〇市・・・(略)
連帯保証人 B 印

1 本日、借主は、貸主から金三百萬円を次の約定で借入れ、受領した。
返済期 平成〇〇年〇月〇日
利 息 年3パーセント(各月末払)
損害金 年10パーセント

2 借主が次の各号の一にでも該当したときは、借主は何らの催告を要しないで期限の利益を失い、元利金を一時に支払わなければならない。
(1) 第三者から仮差押え、仮処分又は強制執行を受けたとき
・・・(略)

3 連帯保証人は、借主がこの契約によって負担する一切の債務について、借主と連帯して保証債務を負う。

今回の資料はあまり解答に影響がなさそうや

参考例では、先に紹介したルーティーンに基づき、以上のような現場対応でした。その結果、先に設問を読んだあとに問題文を読んだとき、その出題の趣旨から外れずに論述できるに至ったと思います。設問1の小問(1)については、会話中の弁護士Lによるヒントの「処分証書とは何か」について、処分証書の定義を書くことで、ある証拠の証拠価値が要証事実との関係で変わること気づき、そのあとの小問(2)につながりました。

次に設問3のところは読めばそのままの問題でしたので、配点との割合、時間配分との兼ね合いから割り当て時間を減らし、メインと思われる設問2の解答時間を増やすという修正を行いました。最後の設問ですからおそらくほとんどの受験生が時間に追われてじっくり書けないと思われますので、書くポイントのみ決めて時間を絞って解答しても相対評価による採点ゆえにあまりダメージがないだろうという理由からです。そのため、ルーティーンだといいいながら、かなりのイレギュラーですが、設問3の答案構成はこの時点で殴り書きでさっと済ませました(後に掲載する答案構成用紙の右半分の部分)。

平成24年度の出題の趣旨に照らしてみますと、P.8の28行目から、「参加的効力を制限する論拠として」…「被告知者と告知者との利害対立の可能性に着目すること」…「が考えられる」と述べられていますので、設問を読むときに予め問題点を予想したこと、それを意識しながら問題文を読んだことにより、出題者の意図する問題点に気が付くことができた参考例の答案者個人は考えています。

もちろん、すべての科目で同じようにはできませんし、問われ方によって現場対応も臨機応変さが必要でしょう。初見の問題で自分の能力をすべて出しきる工夫、ともいえると思いますのでぜひ皆さんも各自の論文ルーティーンを確立して本番に臨んでください。

答案者は設問を読んだ後に問題文を読みながら答案構成するのが通常です。

答案構成用紙も以下に掲載しておきますので、参考にしてください。

ルーティーンワークの具体例

答案構成用紙

登場人物図は頭の整理に必須です。今回の問題は人物が少なかったですが、図を書き、相互の関係を意識すると問題点が見えてくる

ことも多いです

※本用紙は、民事系科目第3問専用です。他の試験科目で使用

問題の事案
で訴訟が提起
されている場
合、その請求の
趣旨や請求原
因についてま
とめるのも、問
題点を抽出す
るために役立
つことが多い
です。

[illegible]

処分証書について定義してみたものの、本件書面の証拠価値の変化に関して気づくまでは少し時間がかかりましたが、このように定義や要証事実との関係を整理しながら答案構成のようなものを整理していくうちに考えも整理できました。小問(2)については、問題点に気付けたのであまり構成を書き残していません。

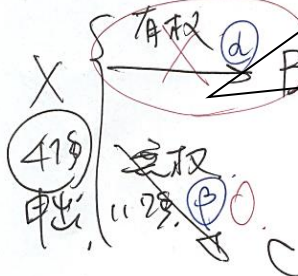
することはできません。両面を問題検討用に使用できますが、破らないでください。また、1人につき1枚で追加配布はしません。

平成24年民事系科目第3問(答案構成用紙)

やはりここでも図は書きました。この図を見て「そうか。同時審判の申立がされる場合って原告は両負けは避けたいかもしれないけど一方に負けるのははじめからわかってるよね…」と気づき、「原告に控訴する動機がない」ことを論じるきっかけとなりました。

469

- ①, 各時刻に $\beta_i = 1$ となる
その
②. ↑ 拒絶.
~~③. $\beta_i = 0$~~
④. β_i, C の逆相関係数で
散逸 $\rightarrow$ 非効率.



- ① Cのみ控訴. Xは不控訴.
②. C, X控訴.

と"の字, 何故 - ?

第3, 第4, 第5

1. ①. 10%

419 ... 共計. (3)

→ すると、Cの円周上... 初等好.

④ 子不嫌良

... (控) 審判 範圍以 (B) 0.24

... (舟) 押え 控で X → が 腹 取 り 込

→ 七ヶ子と、419は実洋期を立しない
もの

裁判統一とい

2. ②の端点.

(1). 双字(拼) → d. ① 巧手和双喜.

→ 4(825) 併合

可及性, α, β 及び γ に関する

Xは両数に等しい

3: ~~しかし~~ (2)は、原に期待がない、それと矛盾する

平成24年民事系科目第3問 (答案構成用紙)

どの程度審判の統一が図れる

かねえ…

通常共同訴訟やから独立原則

が妥当…控訴は他方に影響与

えず審判範囲は控訴した者と

の訴訟のみやから…と。

でもそんなことだけ聞きたい

んかなあ試験委員は。

原告って控訴するかね…。

時系列表の具体例 【例：H24年選択科目（倒産法）第1問】

次に倒産法について、民事訴訟法とは異なり**時系列の整理を要する問題**であったので、合格者の問題用紙の原本、および小松陽一郎弁護士の答案構成メモを掲載し、時系列表の具体例を示します。両者を比較しつつ、時系列表作成の参考にしてください。

合格者の問題用紙原本

〔倒産法〕

〔第1問〕（配点：50）

次の事例について、以下の設問に答えなさい。

【事例】

A株式会社（以下「A社」という。）は、コンピュータ・ソフトウェアの製造及び販売を業とする会社であり、平成20年頃には、年間で50億円を超える売上げを計上するなど、順調な業績を維持していたが、平成22年末頃以降は、徐々にその経営が悪化し、平成23年9月5日には、破産手続開始の申立てをするに至り、同月15日、破産手続開始の決定を受け、弁護士Xが破産管財人に選任された。

〔設問〕 以下の1及び2については、それぞれ独立したものとして解答しなさい。

1. A社は、平成22年12月頃、売上げの半分以上を占めていた取引先が破綻し、当該取引先からの支払が突然途絶えたため、以後は、その資金繰りが悪化した。

そこで、A社は、メインバンクを含む金融機関に新規の融資を求めたものの、十分な額の融資を得ることができそうになかったため、取引先からの紹介を受け、いわゆる事業再生ファンドであるBアセット株式会社（以下「B社」という。）と交渉した結果、将来の他社とのM&Aを念頭に置いてB社から最大で20億円をめどに融資を受けられることとなり、まず、平成23年2月1日に5億円の融資を受ける旨の契約をB社との間で締結し、その融資は、同日、実行された（以下においては、利息については考慮せず、当該契約に基づくA社の債務額は、5億円とする）。この契約においては、A社は、同年8月1日をもって、借入金を返済する旨の条項が含まれていた。

A社によるスポンサー企業等の開拓は、その後も精力的に続けられたが、業界の景気の更なる悪化などのため、適当なスポンサー企業等を獲得するには至らなかった。その結果、A社の経営状況は、同年6月頃から深刻さを増したものの、B社から上記の5億円の融資金の残りを利用することができたため、一部の金融機関に対する債務の返済計画を相手方の同意を得て変更した以外は、全ての債務を約定どおり弁済していた。

一方、B社は、同年6月頃には、A社への上記の融資は失敗であり、その回収に向けた準備が必要であるとの判断に至ったことから、当該融資の段階でその担保のために抵当権の設定を受けていたA社所有の不動産の評価を進めたところ、2億円しか満足を受けられる見込みがないことが明らかになった。そこで、同年7月25日、B社の代表取締役らがA社を訪れ、5億円の融資の返済期日を同年9月1日に変更するとともに、その見返りとして、A社の有する複数の売掛金債権（全てが優良債権であり、その評価額は、2億円であった。）を追加担保（譲渡担保）としてB社に差し入れることを求めた。A社の代表取締役であるCは、同年7月25日、やむを得ず、これに応じて、当該売掛金債権について債権譲渡担保を設定し（以下「本件債権譲渡担保設定行為」という。）、A社とB社は、同年28日に債権譲渡登記を経由した。A社は、この当時、同年8月中旬までに弁済期が到来する債務を幾つか負担し（この他には、同年8月中旬に弁済期が到来する債務はなかった。）、その総額は、1億円に達していたが、B社に対する債務の支払の猶予を受けたことで余裕ができたため、何とか、これらの債務を全額返済することができた。ただし、CはA社の経営陣は、同年7月末時点で、A社の余裕資金はぎりぎり1億円であり、他方で、同年8月中旬に新たな弁済資金の調達の見込みがなかったため、同年8月中旬には弁済資金が枯渇するものと予想していた。そして、実際にも、その予想どおりに資金状況は推移し、返済期日が同年9月1日に変更されたB社に対する上記の債務の支払をすることができなかった。

以上の場合において、A社の破産手続開始後、A社がB社のためにした本件債権譲渡担保設

- 2 -

①まずは設問ごとの配点をチェック!!そして時間配分をおおまかに決める。大問2つで3時間の選択法は大問1つあたり1時間30分が基本。

④
①から③を終えたら、先に読んだ設問を意識しつつ問題文本文を読み始める。

設問中、独立した問として解答するよう指示されていることもあるので、見逃さない!!

…債務額と日付と…数字多いがな気づけて時系列書かんとミスしたら支払不能時期やら弁済期やら間違ってもうたら否認権の類型多いから選択ミスしたら致命的やで問1は否認だけしか問われてへんのに!!

②各設問ごとの配点が分からない場合もある。

その場合は設問の文章量などから答案用紙の配分をおおまかに決定する。

今回設問2の事例は短いですが、わざわざ①～③の決議取消訴訟の提起とあるので、書くべきことが多いと

山口 氏

定行為をXが否認することができるかどうかについて、予想されるX及びB社の主張を踏まえて、論じなさい。

2. A社は、平成23年5月27日、株主総会を開催し、①取締役としてDらを選任すること、②定款を変更して、本店を移転すること、③1株当たり5000円の配当をすることをそれぞれ決議した。ところが、A社の株主Eは、同年7月29日、当該株主総会の決議の取消の訴えを提起した。

なお、この訴訟においては、④がA社を代表して訴訟追行をしていた。

以上の場合において、当該訴訟は、A社に対する破産手続開始の決定によってどのような影響を受けるかについて、論じなさい。

③先に設問を読む。

本問の問い方自体は簡単だが、もちろんこれを意識して問題文を読むため、マーカーを引く。

設問1は否認権ね…

どの否認類型にあたるか、支払停止や支払不能やらの時系列を丁寧に書きながら問題文読まなあかんあ…

設問2は…短いね事例。んー決議が3つに分かれてるから…書くこと多いな相互の異同とその理由とかも書いて欲しいんやろなあ

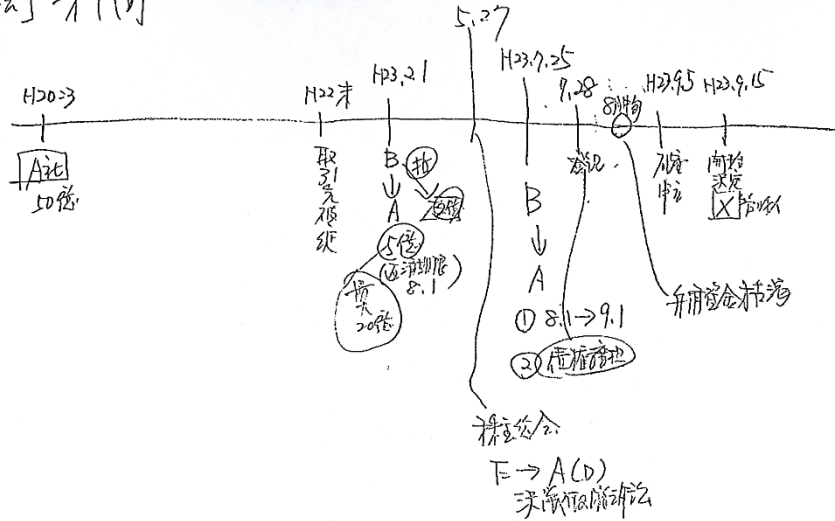
いつから支払不能かな…そうかB社の主張としては支払不能時期の判断基準についてそもそも争うかも知れへんね。そこらも踏まえて論じると得点できるんやろなあ…

まずは条文やな…中断と受継は44条や…「財団に関する訴訟手続」かどうかの問題やな。株主総会決議の取消訴訟は法人の組織上の問題やけど…①は委任終了事由うんぬんかんぬんの重要判例出とったな。②本店の移転は組織上の行為でいいと思うけど……

時系列表・答案構成の具体例

小松陽一郎弁護士の答案構成メモ

[民法] 才1内

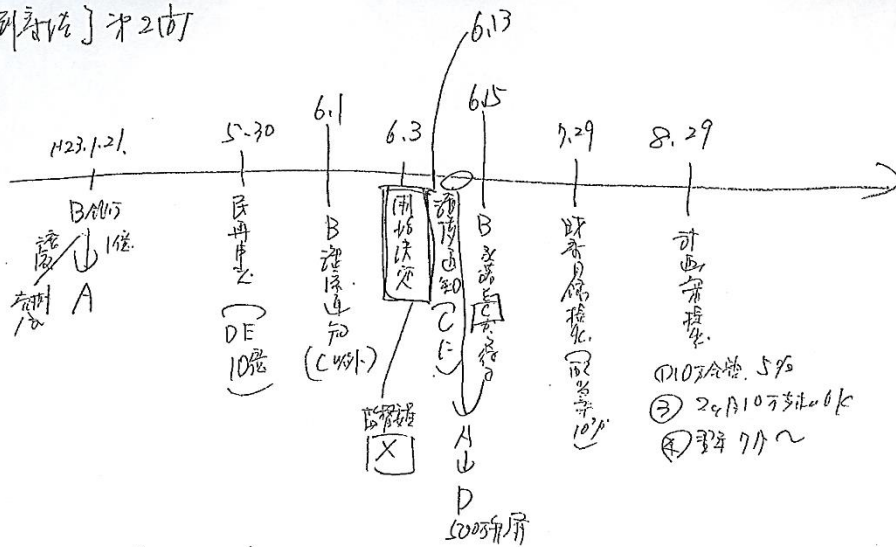


1. ① X → 取引先破綻が使用
 ② 取引先破綻とすると、管理人 → 未済債権 = 債権 対抗可能。但し、7.25時点、3A債権は100% NO
 ③ とすると、164が債権として認められる理由、E162工(債権)
 ④ 債権譲渡が成立しない理由、E162工(債権)
 ・E162工①本文、「支払不能」
 ・7/25時点で支払不能
 ・E162工「弁済期にあり得る」(B社) 7/25時点「支払不能」 NO
 (A社) 164(100%)未済債権1億、B社8/1中まで支払え、2億5千万、D社2.5億
 164人はD社に支払え

2. 会社決議取消の訴えの争点

- ・E44 財団に有利な決議の取消しと管理人受託
- ・E44 財団に有利な決議の取消し、無効
- ・A社代表としてDが決議進行 A社代表は終了(E453②)
 164、E44財団に有利な決議の取消し、無効(164) 無効進行
 (E44財団に有利な決議の取消し、無効)
 → 債権譲渡の可能性がある → 2020年11月10日 判決後継

[例題] 才20丁



(1) (C 100% 100%)
 1423.1.21 → 1423.1.21 5.45 不審 難関

① 1423.1.21 5.45 開始決定 「DEの行為は「5.45」として、1423.1.21 5.45 (1423.1.21 5.45)

(2) (1423.1.21 5.45) ① 1423.1.21 5.45 開始決定 1423.1.21 5.45 開始決定 1423.1.21 5.45 開始決定

② 1423.1.21 5.45 開始決定 1423.1.21 5.45 開始決定 1423.1.21 5.45 開始決定

③ 1423.1.21 5.45 開始決定 1423.1.21 5.45 開始決定 1423.1.21 5.45 開始決定

④ 1423.1.21 5.45 開始決定 1423.1.21 5.45 開始決定 1423.1.21 5.45 開始決定

1423.1.21 5.45 開始決定

第3節 問題文へのマーカー・ペンの引き方

ここでは、マーカーやペンを使った問題文の読み方のテクニックを紹介します。

あくまで、テクニックの1つであり、これを参考にしつつ、みなさんが実際にやりやすい方法を生み出していってください。

なお、便宜上、一定の色のマーカーを使っていますが、どの色を使うのかは各自の好みに合わせて下さい。ただし、「これはこの色」（例：「主語」は「ピンク」のマーカー）と自分の中であらかじめ決めておくこと。

全科目共通の引き方

①設問で問われていることにマーク

【例：平成24年 公法系科目第1問P3】

なるべく要点を絞って、コンパクトにマーカーを引くこと。

〔設問1〕

Dは、今回のB村によるA寺への助成は憲法に違反するのではないかと思います、あなたが在籍する法律事務所に相談に来た。

あなたがその相談を受けた弁護士である場合、どのような訴訟を提起するか（なお、当該訴訟を提起するために法律上求められている手続は尽くした上でのこととする。）。そして、その訴訟において、あなたが訴訟代理人として行う憲法上の主張を述べなさい。

〔設問2〕

設問1における憲法上の主張に関するあなた自身の見解を、被告側の反論を想定しつつ、述べなさい。

②固有名詞（【○○○（以下「○○」という。）】と書かれているところ）をマーク

固有名詞につき、あとから検索しやすくするため

【例：平成24年 民事系科目第2問P2】

4. 乙株式会社（以下「乙社」という。）は、設立以来、株主も取締役もPだけの会社であるが、実際の事業活動は、ほとんど行っていない。

乙社は、平成21年7月に入り、金融業者から融資を受けて市場において甲社の株式を買い集め、平成22年1月に、甲社の株式33万株を有するに至った。

5. 平成22年6月に開催された甲社の定時株主総会（以下「22年総会」という。）では、その終結の時をもって、取締役5名のうちHを除くA、B、C及びDの4名について取締役の任期が満了するため、A、B、C及びDの4名を候補者とする取締役選任議案が会社提案として提出された。

- ③登場人物・場所とその説明部分に、その人物や場所が初めに登場した時に下線を引く
人や場所の意味をあとから検索しやすくするため

【例：平成24年 民事系科目第2問P2】

甲社の取締役は、平成20年6月に選任されたA、B、C及びDの4名であり、Aが代表取締役社長である。なお、Aは、甲社の株式1万株を有している。

甲社の監査役は、平成19年6月に選任されたE、F及びGの3名であり、Eが常勤監査役、F及びGが非常勤の社外監査役である。

- ④あてはめで使えそうな事実に波線を引く ※番号(①、②等)を振ること

番号を答案構成段階で使うことで、時間を節約できます。

【例：平成24年 民事系科目第2問P2】

3. 甲社は、平成20年秋頃の経営環境の著しい悪化を受け、その業績及び株価は、共に下落の一途をたどった。それにもかかわらず、Aは、効果的な経営立て直し策を実施できないままであったため、甲社内外のAに対する評価は、日増しに厳しくなる一方であった。

マーカーで塗ると強調されすぎてしまい、あとからやっぱり重要でないと思った時につぶしがきかなくなるため、波線を引くことをおすすめします。

科目別の引き方（全科目共通の引き方に加えて）

●憲法

①参照法令の法令名および条文の見出しにマーク

法令および条文の意味を意識しやすくなります。

【例：平成23年 公法系科目第1問P4】

【参考資料】特定地図検索システムによる情報の提供に伴う国民の被害の防止及び回復に関する法律

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、特定地図検索システムによる情報の提供が、インターネットの普及その他社会経済情勢の変化に伴うコンテンツに対する需要の高度化及び多様化に対応した利用者の利便の増進に寄与するものであることに留意しつつ、当該情報の提供に伴い個人に関する情報が公にされることによる被害から適確に国民を保護することの緊要性に鑑み、当該被害の防止及び回復に関し、基本理念を定め、国及びシステム提供者の責務を明らかにするとともに、システム提供者の遵守事項、被害回復のための措置、被害回復委員会の設置その他必要な事項を定めることにより、国民生活の安全と平穩の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 特定地図検索システム インターネットを通じて不特定又は多数の者に提供される地図に関する情報の検索システムであつて、文字、記号その他の符号又は航空写真を用いて表現される情報提供の機能を補完するための機能として、画像の情報を提供する機能を有するものをいう。

②条文の主体・客体・〔要件〕・＜効果（行為）＞に記号をつける。

条文が言いたいことをシンプルに理解できます。

※全ての条文ではなく、重要な条文についてだけすれば足ります。

【例：平成23年 公法系科目第1問P5】

(被害回復措置)

- 第8条 A大臣は、特定地図検索システムによる情報の提供により被害を受けた者から申立てがあつたときは、措置を講じる必要が明らかでないことを認めるときは、当該申立てに係る被害及びこれと同種の被害を回復するために必要な措置について、被害回復委員会に諮問しなければならない。
- 2 A大臣は、前項の規定による諮問に対する答申があつた場合において、同項の申立てに係る被害及びこれと同種の被害を回復するため必要があると認めるときは、システム提供者に対し、画像の修正その他の提供に係る情報の改善のために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。
- 3 A大臣は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、第1項の申立てに係る被害及びこれと同種の被害を回復するため特に必要があると認めるときは、その者に対し、その勧告に係る措置の実施又はインターネットによる特定地図検索システムの提供の中止を命ずることができる。
- 4 A大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

③原告に有利な事実（違憲方向の事実）と被告に有利な事実（合憲方向の事実）に波線を引く ※番号（①，②等）を振ること

【例：平成23年 公法系科目第1問P2】

インターネット上で提供されるZ機能画像が惹起するプライバシーの問題に関して、会社側は、基本的には、①公道から見えているものを映しているだけであり、言わば誰もが見ることのできるものなので、プライバシー侵害とはいえない、と主張している。特にX社は、以下のように、より積極的にZ機能画像が提供する情報の価値を主張している。まず、その情報は、ユーザー自身がそこを実際に歩いている感覚で画像を見ることができ、②ユーザーの利便性の向上に役立つ。また、それは、不動産広告が誇大広告であるか否かを画像を見て確かめることによって詐欺被害を未然に防止できるなど、③社会的意義を有する。

ところで、Z機能画像をめぐるのは、個人を特定されないことや生活ぶりをのぞかれないことをめぐる問題ばかりでなく、次のような問題も生じている。Z機能画像には、公道上であっても、その場所にいることやそこでの行動を知られたくない人にとっては、①公開されたくない画像が大量に含まれている。また、ドメスティック・バイオレンスからの保護施設など、②公開されては困る施設も映されている。加えて、路上や公園で遊ぶ子供が映されていることで、③誘拐等の誘因になるのではないかと案ずる親もいる。さらに、インターネット上に公開されたZ機能画像の④第三者による二次的利用が、頻繁に見られるようになっている。

④立法事実と司法事実の間に線を引く

あてはめで使う事実を混同しないようにするため

【例：平成23年 公法系科目第1問P2】

こういう中、Z機能画像をインターネット上に提供することの中止を求める声が高まってきた。

20**年に、国会は、「特定地図検索システムによる情報の提供に伴う国民の被害の防止及び回復に関する法律」（以下「法」という。）を制定した【参考資料】。法は、システム提供者に対し、Z機能画像をインターネット上に掲載する前に、A大臣に届け出を求めている（法第6条参照）。また、法は、システム提供者が遵守すべき事項を規定している（法第7条参照）。A大臣は、Z機能画像の提供によって被害を受けた者からの申立てがあったときは、法に定める手続に従って被害の回復のための措置を講じることとされている（法第8条参照）。

法が制定されてから、多くの会社は、法の定める遵守事項を守り、また個別の苦情に応じて必要な修正を施している。X社も、人の顔や表札など特定個人を識別することのできる情報と車のナンバープレートについてはマスキングを施し、車載カメラの高さも法が定める高さに改めた。しかし、X社は、家の中の様子など生活ぶりがうかがえるような画像については、法で具体的に明記されていないとして、修正しなかった。数件の申立てに応じて、X社に対して、そのような画像に必要な修正をすることを求める改善勧告がなされた。しかし、X社は、それらの修正を行わなかつ

●行政法

①参照法令の法令名および条文の見出しにマーク

※やり方は、憲法のところを参照

②条文の(主体)・△(客体)・[要件]・<効果>に記号をつける。

※やり方は、憲法のところを参照

③会議録等の誘導文の重要部分にマーク

行政法では、会議録の誘導文が真の問いであり、こちらにもマークする必要があります。

④会議録等の誘導文の設問の切れ目に線を引く

誘導文はかなり長いため、設問の区切りを明確にして、頭を整理する必要があります。

③④につき⇒【例：平成24年 公法系科目第2問P4】

Q2

弁護士S：では、現時点において本件計画を変更せずに存続させていること、ここでは単に計画の存続ということにしますが、このことが違法といえるかどうかを検討してください。本件計画決定が1970年において違法であったという主張は、検討の対象から外してください。それでも、都市計画の存続を違法とした先例はなかなか見当たりませんので、計画の存続を適法とする法律論と違法とする法律論の双方を示して、都市計画法の関係規定を挙げながら、本件の具体的な事情に即して綿密に検討するようにお願いします。

Q1

弁護士T：承知しました。それから、計画の存続の違法性を主張するために、どのような訴えを提起するべきかという問題もあります。

弁護士S：そのとおりです。最高裁判所は、大法廷判決で、土地区画整理事業の事業計画の決定に処分性を認める判例変更をしましたね（最高裁判所平成20年9月10日大法廷判決、民集62巻8号2029頁）。ただし、都市計画施設として道路を整備する事業は、都市計画決定とそれに基づく都市計画事業認可との2段階を経て実施されるのですが、土地区画整理事業の事業計画の決定は、道路に係る都市計画でいえば、事業認可の段階に相当します。

弁護士T：そのためか、Q県の職員は、道路に係る都市計画決定は、この大法廷判決の射程の外にあり、事業の「青写真」の決定にすぎず、処分性はない、と解釈しているようなのです。

弁護士S：私たちとしては、この大法廷判決の射程をよく考えながら、道路に係る都市計画決定の法的効果を分析して、本件計画決定に処分性が認められるかどうか、判断する必要があります。都市計画決定の法的効果を分析する際には、その次の段階に位置付けられる都市計

●民法

①日付にマーク

時系列を把握しやすくなります。

【例：平成24年 民事系科目第1問P2】

【事実】

1. Aは、店舗を建設して料亭を開業するのに適した土地を探していたところ、平成2年（1990年）8月頃、希望する条件に沿う甲土地を見つけた。

甲土地は、その当時、Bが管理していたが、登記上は、Bの祖父Cが所有権登記名義人となっている。Cは、妻に先立たれた後、昭和60年（1985年）4月に死亡した。Cには子としてD及びEがいたが、Dは、昭和63年（1988年）7月に死亡した。Dの妻は、Dより先に死亡しており、また、Bは、Dの唯一の子である。

②契約の当事者と契約内容にマークと下線

民法において契約は重要なので、目に付くようにするため

【例：平成24年 民事系科目第1問P2】

3. AとBは、平成2年（1990年）11月15日、甲土地を代金3600万円でBがAに売却することで合意した。そして、その日のうちに、Aは、Bに代金の全額を支払った。また、

●商法

①日付をマーク

※やり方は、民法のところを参照

●民事訴訟法

①日付や口頭弁論等の期日にマーク

時系列を把握しやすくなります。

【例：平成24年 民事系科目第3問P2】

第1回口頭弁論期日において、被告Bは、保証契約の締結の事実を否認した。

②訴訟の当事者および訴訟内容にマーク

民事訴訟法において訴訟は重要なので、目に付くようにするため

【例：平成24年 民事系科目第3問P2】

【事例】

Xは、Aに対し、300万円を貸し渡したが、返済がされないまま、Aについて破産手続が開始された。Xは、BがAの上記貸金返還債務を連帯保証したとして、Bに対し、連帯保証債務の履行を求める訴えを提起した（以下、この訴訟を「訴訟1」という。）。

●刑法

①設問冒頭の甲・乙・丙にそれぞれ別の色でマーク

下記②で使う色を、この段階で人物ごとに決めてしまいます。

【例：平成23年 刑事系科目第1問P2】

【第1問】（配点：100）

以下の事例に基づき、甲、乙及び丙の罪責について、具体的な事実を摘示しつつ論じなさい（特別法違反の点を除く。）。

②行為者＋犯罪が成立する行為＋法益侵害結果にマークと下線

これを行うことで、マーカーを引いた問題文自体が簡単な答案構成用紙の機能を果たすことになります。※①の色と同じ色で、行為者ごとに色を塗り分けるようにします。

【例：平成23年 刑事系科目第1問P2】

甲と乙は、歩道上に向かい合って立ちながら、「謝れ。」「そっちこそ謝れ。」などと言いつつやりあっていたが、そのうち、甲は、興奮のあまり、乙の腹部を右手の拳で1回殴打し、さらに、腹部の痛みでしゃがみ込んだ乙の髪の毛をつかんだ上、その顔面を右膝で3回、立て続けに蹴った。これにより、乙は、前歯を2本折るとともに口の中から出血し、加療約1か月間を要する上顎左側中切歯・側切歯歯牙破折及び顔面打撲等の怪我をした。

③甲・乙・丙が主語になるところに全てマーク

どの人物がどの辺で登場しているのかが一目瞭然となり、事案の全体像を把握しやすくなる

【例：平成23年 刑事系科目第1問P2】

その頃、乙（23歳、男）と丙（22歳、男）は、二人で酒を飲むため、同繁華街で適当な居酒屋を探しながら歩いていた。乙と丙は、かつて同じ暴走族に所属しており、丙は、暴走族をやめた後、会社員として働いていたが、乙は、少年時代から凶暴な性格で知られ、何度か傷害事件を起こして少年院への入退院を繰り返しており、この当時は、地元の暴力団の事務所に出入りしていた。丙は、乙の先を歩きながら居酒屋を探しており、乙は、少し遅れて丙の後方を歩いていた。

その日は週末であったため、繁華街に出ている人も多く、歩道上を多くの人が行き交っていたところ、甲は、歩道を対向して歩いてきた乙と肩が接触した。しかし、乙は、謝りもせず、振り返ることもなく歩いていった。甲は、一旦はやり過ぎたものの、乙の態度に腹が立ったので、一言謝らせようと思い、4、5メートル先まで進んでいた乙を追い掛けた上、後ろから乙の肩に手を掛け、「おい。人にぶつかっておいて何も言わないのか。謝れ。」と強い口調で言った。乙は、振り向いて甲の顔をにらみつけながら、「お前、俺を誰だと思ってんだ。」などと言ってすごんだ。甲は、もともと短気な性格であった上、普段から体を鍛えていて腕力に自信もあり、乙の態度にひるむこともなかったため、甲と乙はにらみ合いになった。

●刑事訴訟法

①設問で適法性を問われている捜査官の行為と捜査官に下線とマーク

論じる対象を明確に意識するため

【例：平成24年 刑事系科目第2問P3】

そこで、司法警察員Kは、同日午後3時45分、乙宛ての荷物を開封した【捜査①】。その結

②日付が出てきたときはマーク

民事系ほど日付を把握することの重要性はないが、あてはめで使えるので、マークしておくの也有りです。

※やり方は、民法のところを参照

第3編 勉強方法	118
第1章 司法試験全般	118
第1節 司法試験を過度に難しく考えない	118
第2節 過去問分析の優先順位	118
第3節 法律家の思考過程を意識して勉強する	119
第2章 論文	120
第1節 過去問を書く必要性	120
第2節 論文を書けるようになる勉強方法	120
第3節 論点落としの影響	121
第4節 答案構成の時間	122
第5節 答案の枚数	122
第6節 事実を「評価」する	123
第7節 答案のナンバリングの仕方	124
第8節 論証パターンの使用法・活用法	124
第9節 再現答案の再現率	125
第10節 ペンの持ち方の重要性	125
第3章 短答	126
第1節 短答の勉強方法	126
第2節 短答の解き方	126
第3節 短答過去問の肢別本の必要性	127
第4章 基本書	128
第1節 基本書の読み方	128
第2節 基本書のマークの方法	128
第3節 基本書を読むときの条文の読み方	129
第4節 基本書の選び方	129
第5節 基本書・演習書ランキング	131
第5章 予備校の活用法	137
第1節 予備校の入門講座の選び方	137
第2節 予備校のインプット講座	137
第3節 予備校のアウトプット講座	137
第4節 予備校の全国模試を受験するメリット	138
第5節 答練の受け方	138
第6節 答練比較	141
第6章 その他	143
第1節 勉強時間の位置付け	143
第2節 モチベーション操作の必要性	143

第3節	暗記の重要性	144
第4節	暗記の方法	144
第5節	年齢と暗記	145
第6節	六法を読む際の工夫	146
第7節	判例六法の使用法	146
第8節	判例集のマーキング	146
第9節	講義の受け方・活用法	147
第10節	ゼミの内容・時期・人数・工夫	148
第11節	本試験終了後～発表までの過ごし方	149
第12節	合格者を活用した敗因分析の方法	150
第7章	よくある質問	152
第1節	判例百選は読んだ方がいいですか？	152
第2節	判例の事案を読まなくていいですか？	152
第3節	判例を楽に読む方法がありますか？	153
第4節	合格者の勉強時間はどのくらいですか？	153
第5節	要件事実は覚えた方がいいですか？	153
第6節	予備校本だけじゃダメですか？	154
第7節	基本書は通読した方がいいですか？	154
第8節	「思うに」「この点」は使っていいですか？	154
第9節	「以上」は書かない方がいいですか？	155
第8章	グッズ紹介	156
第1節	司法試験本番・普段の勉強で使えるグッズ	156
第2節	おすすめのペン	157
第3節	万年筆	158

第3編 勉強方法

効率的な勉強方法

勉強対象を明らかにしても、非効率な勉強をしていれば、満足のいく結果を得ることができません。効率的な勉強方法は、その人の能力と環境によって異なりますから、すべての人に共通のものはありません。そこで、今の自分の能力と環境で一番効率のいい勉強方法は何なのか、定期的に検討する必要があります。以下、効率的な勉強方法を提示しますので、勉強方法を検討する際の参考にしてください。

第1章 司法試験全般

第1節 司法試験を過度に難しく考えない

- 1 新司法試験は、旧司法試験と異なり、出題趣旨が詳細であり、採点実感までであるので司法試験に求められる知識・能力がわかりやすいです。

すなわち、新司法試験では、分析がかなり容易であり、ゴールが明確であるので勉強の方向性に迷うことはありません。

そのため、新司法試験では、分析している人と分析していない人の差が大きくなります。

すなわち、現在の司法試験は、しっかり分析するだけで、合格する可能性が大きくなります。

司法試験はめちゃくちゃ大変だけど、それほど難しいのです。

問題が難しくても、人よりマシな答案を書ければ合格するので、合格自体はそれほど難しくありません。

- 2 それにもかかわらず、難しいものだとして過度に考えてしまうと、難しい議論ばかりを勉強するような誤った勉強をしてしまうおそれがあります。

また、本番でも難しいことを書こうと考え、簡単に点数が取れる基本的な部分で点を稼げないことになるおそれがあります。

油断をしてはいけません、過度に難しく考える必要はありません。

それを認識しながら、全力で努力してください。

第2節 過去問分析の優先順位

- 1 直近の司法試験の分析が最優先です。真面目な人は、初年度から分析しようと思いがちですが、情報（試験の傾向等）の価値は直近の過去問が一番高いので、勉強の効率性を上げるためには、直近からするのが得策です。

論文も短答も直近3年を優先してください。

- 2 過去問の分析は、1年度だけでも大変です。

論文では、試験問題、出題の趣旨、採点実感、上位答案の分析等、1科目の分析だけでも大変なのに、実質8科目あります。

短答も実質7科目あるので、解いて解説を読むだけでも大変です。

何も考えずに読んだり、解くだけであれば、簡単に全年度できると思います。

しかし、それでは意味がありません。

出題傾向を把握し、出題予想や点数の取り方を身につけるために、過去問分析をします。

- 3 直近の3年を分析すれば、最新の司法試験のイメージができるので、18年度は、軽く読むだけにとどめる等、効率的な勉強ができます。

まずは、直近3年をじっくり分析してください。

第3節 法律家の思考過程を意識して勉強する

法律家とは、重要な条文・判例等を理解して覚え、使いこなせる者をいいます。

使いこなせるとは、法律を武器(請求を基礎づける根拠)として覚えているということです。

法律を武器として覚える勉強のコツは、効果(結論)から考え、要件を検討する癖をつけることです。

ドラクエやFF等のRPG(ゲーム)で魔法やアイテムを覚え使うのと同じです。

例えば、体力を回復するという効果を発生させるためには、薬草を使う・ホイミを唱える(ホイミを使うMPはあるのかを検討する)。毒を直すという効果を発生させるためには、解毒薬を使う・キアリーを唱える(MPはあるのか検討する)。死んだ仲間を生き返させるという効果を発生させるためには、フェニックスの尾を使う・ザオリクを唱える(ザオリクを使うMPはあるのか検討する)。

この思考過程と法律を使う思考過程は同じです。法律家もこのような思考過程で事件を解決しています。

例えば、金をよこせ。という効果を発生させるためには、債務不履行に基づく損害賠償請求がある(契約関係にあるのか等を検討する)。不法行為に基づく損害賠償請求がある(加害者に過失があるのか等を検討する)。不当利得返還請求がある(因果関係があるのか等を検討する)。

答案は、上記の思考過程を文章にすれば足りるのです。

効果が発生するか。効果が発生するためには要件を満たす必要がある。本件では、要件を満たす。よって、効果が発生する。

上記のことを意識して勉強すれば、実践的な勉強になり、効率的に記憶が定着し、実力が飛躍的に向上すること間違いありません。

第2章 論文

第1節 過去問を書く必要性

1 自己分析

受験生の最終目的は、合格答案を書くことです。合格答案を書くために自分に必要なものを把握する必要があります。

自己分析の最善の方法は、司法試験の過去問を書くことです。

過去問を解き、書くことによって、自分の弱点や課題が明確にわかるからです。

書けないことを明確にすること自体も重要です。知識に十分な自信がない人も夏休み等、時間があるときは積極的に書いてください。

2 司法試験の分析

解いて書いた後は、必ず出題の趣旨・採点実感と合格答案を読んで、過去問の分析をしてください。客観的なゴールを明確にしなければ、自己分析も不十分なものになるからです。

書くことだけで終わるのは、もったいないです。

第2節 論文を書けるようになる勉強方法

1 論文が書けなくて辛い人の勉強方法

論文を書けるようになる勉強として、問題演習書の①問題文を読んで、②答案構成をしてから③答案例を読む。という勉強方法があります。

しかし、全く書けない、知識がない人は②をできません。知識がないので、答案構成をしようとする時間が無駄であり、考える練習にすらなりません。

仮に得るモノがあるとしても、時間対効果が悪すぎます。

そこで、①問題文を読んで、(②の答案構成をしないで直ちに) ③答案例を読んで覚えてください。そして、もう一度①問題文を読んで、答案構成できるかチェックしてください。

翌日、もう一度、問題文を読んで、答案構成できるかチェックしてください。できればオッケーです。次の問題を覚えましょう。

ただし、③の答案例を覚える作業の際に注意点があります。丸覚えをしないでください。

全く同じ問題はでないで、丸覚えしても意味がありません。

理解して覚える箇所は、構成の大枠です。ナンバリングを意識して、問題となっている条文・論点を覚え、なぜそれを書くのかを強く意識して理解してください。

問題集は、典型論点の使い方をマスターするために使うので、基本的な論点で構成されているもの（予備校本、具体的には、伊藤塾のオリジナル問題集）がオススメです。

また、知識がない段階で答案を書いても無駄が多過ぎるので、答案は書かないでくだ

さい。問題を読んで、理解して暗記する。それを素早く、数多くして、教科書もしっかり読めば、必ず答案を書けるようになります。

答案を書く前提となる知識のインプットの勉強と、答案の書き方・答案のパターンを身につけるインプットの勉強をすれば、必ず答案を書けるようになります。

安心して勉強してください。

2 論文は書けるけど、重要な争点（論点含む）を抽出できないことがある人の勉強方法

- (1) 重要な争点を落とすのは問題文をしっかり読めていないことに原因がある可能性があります。

線を引くことや図を書く等、正確に読む練習をして、問題点を把握してください。

- (2) 問題文をしっかり読んでいる人が争点を落とすなら、知識不足の可能性があります。

論点自体は知っていても、問題文で問われると、その論点が出てこない、又は間違った論点を出してしまう場合、知識不足です。

その論点の問題の所在・典型的な具体例を理解して覚えてないから、論点抽出ができないのです。

論証パターン等を読むときは、意識して問題の所在・具体例を覚えてください。

判例百選等を読むときもなるべく事案を読んでください。解説に問題の所在が書いてある時もあるので、流し読みしてください。

- (3) (1)と(2)の人は、ある程度の知識があると思われるので、①問題文を読んで、②論点抽出をできるか（答案構成）の勉強をすればいいと思います。

そして、時間対効果の点から、答案を書かず、答案構成ですませてください。

目的は争点・論点の抽出ですから、それに特化した勉強をしてください。

第3節 論点落としの影響

争点・論点（以下、論点）には点数が割り振られています。

書けなければ点数はもらえません。

しかし、論点落としは合格者のほとんどが必ずします。

論点の点数も様々であり、配点の高い論点や配点の低い論点、受験生のほとんどができる論点や受験生のほとんどができない論点等、同じ論点落としでも影響力は全く異なります。

受験生のほとんどが書くであろう、配点の高い重要な論点を落としたときに、不合格になるリスクが高まるのです。

もっとも、重要な論点を落としてしまっても、他の部分でしっかり点をとれば合格点がつく場合もありますし、他の科目でしっかり点数をとれば合格します。司法試験は全科目の合計で合格点をとればいいのです。

失敗は誰でもありますので、受験生としては、失敗しないと考えのではなく、失敗の数を少なくする。と考える方が適切だと思います。

そして、論点落としを可及的に防止するためには、事案をしっかり読み、問われていることが何かをしっかり考えることです。

第4節 答案構成の時間

答案構成の時間を短くすれば、答案を書く時間が多くなるメリットがあります。そのため、早く問題文を読み、早く問題点を把握し、早く法律構成を考えられる能力が必要になります。

上記の能力がないにもかかわらず、答案構成の時間を短くすれば、問題文を誤読し、真の問題点を把握できず、法律論も点数がつかないリスクが高まります。

合格者のなかには、20分から30分で構成する人もいますが、その人たちは上記の能力があるのです。

そうでない人は、しっかり問題文を読み、しっかり問題点を把握し、しっかり法律構成を考えればいいのです。その方が点数を取れます。

自分の実力に応じて答案構成をしましょう。

第5節 答案の枚数

- 1 知識のない人が過度に分量（ページ数）にこだわるのは勉強の方向性がズレている可能性があります。

当たり前ですが、書けば書くほど点がもらえるわけではありません。「点がある部分」を多く書ければ、多くの点がもらえるのです。

8頁書いても、間違っている、わけのわからないことを書いていけば、点数になりません。

上位答案が上位なのは、点があるところをたくさん書いているからです。たくさん書いたから上位になったわけではありません。

無駄なことばかり書くと、文章が読みにくくなり、印象が悪くなるだけです。

書くべきことがたくさんあるのであれば、たくさん書けばいいのです。

知識があれば、答案の分量は自然に増えるのです。法解釈をしっかりして、事実をしっかり評価すれば分量は増えるのです。

無駄に分量を増やそうと考える時間があれば、勉強して知識を増やした方がいいです。それでも時間が余るなら、思考過程を丁寧に書くか、字を丁寧に書けばいいのです。

- 2 もっとも、答案を早く、多く書ける能力は強力な武器になります。

普段の答練等は、答案構成が早くても、本番では、時間がかかる可能性があります。問題が難しいのと緊張が原因だと思います。

早く多く書ける能力があれば、答案構成の時間が長くかかってしまっても、点数を抬えます。

また、丁寧な論述をすることもできます。

そこで、早く多く書けるように、筆力を上げる訓練はした方がいいです。

授業中や普段の勉強の際に、暗記対象を紙に素早く書けば訓練になります。

優秀答案を写経することも勉強になりますので、その勉強のときに早く書く訓練もしたらいいいと思います。

第6節 事実を「評価」する

1 価値判断を示す

「事実の評価」は、受験生各人が自己の価値判断を示しながら論じるものです

〇〇（事実）は、「□□」（要件）にあたる。では足りません。

〇〇（事実）は、△△といえる（評価）から、「□□」（要件）にあたる。というように評価してください。

なぜ、その事実が当該要件に該当するのか、という説明をする必要があるのです。

事実が、要件との関係でどのような意味を有するのかを説明するのです。

要件に該当すると考えたのであれば、該当すると考えた頭の中の思考プロセスを言語化して書くのです。

2 評価の勉強方法

どのような評価をすればいいのかを意識しながら、上位の再現答案（刑事系がわかりやすい）を読んでください。評価部分に色を付ける等しながら読めば、身に付くと思います。

採点実感も読んでください。

こんな評価をして欲しかったの！

プンプン！というメッセージが書いてあり勉強になります。

第7節 答案のナンバリングの仕方

1 ナンバリングのメリット

他人が書いた文書を読む際に、ナンバリングがあった方が読みやすいです。どこまでが一つのまとまりなのかが分からないと、整理して読めません。

ナンバリングの有無で、読みやすくなるだけでなく、試験委員に整理して書いていることをアピールできるので、印象が良くなります。

2 ナンバリングの具体的な方法

第1, 1, (1), ア, (ア) ……とナンバリングするのが法律文書のルールです。

第1 設問1

1 小問1

- (1) 問題提起
- (2) 規範定立
- (3) あてはめ
- (4) 結論

2 小問2

- (1) 問題提起
- (2) 規範定立
- (3) あてはめ
- (4) 結論

詳細な内容を答案構成段階で詰めて考えようとする必要はありません。答案を作成しているときに段落を変えるなどしていれば、後で組み込むこともできます。

答案で書くならどのレベルに位置づけられるかを普段の勉強のときから考えていけば、実際に答案を書くときに容易にナンバリングをすることができます。

なお、一文ごとに改行することはやめてください。何も考えずに改行していることがバレるからです。意味を考えながら改行してください。

第8節 論証パターンの使用法・活用法

1 論証集（論証パターン）の読むべき（意識すべき）ところは、論理（主張の方向性）です。論証は論理でできているからです。

論理とキーワードを覚えれば論証を書けます。

そこで、接続詞を意識して読んでください。

なお、多くの受験生が持っている論証集の論証には、接続詞が破綻しているものもあるので、改善しながら読んでください。

2 論証集（論証パターン）の覚えるところは、①問題の所在、②理由付け（原則一つ）、③規範の3つです。

(1) 問題の所在（①）を理解・記憶することによって、論文の問題を解くときに論点の抽出ができるようになります。①の簡単な勉強は、具体例を覚えることです。どういう事例で何が問題になるのかを言えれば、バッチリです。

(2) 理由付け（②）がなければ、なぜ規範（③）が出てくるのかわからず、論理的でない文章になります。そこで、理由付けを自然に2個・3個覚えればいいのですが、そうでなければ、とりあえず1個だけ覚えてください。

また、理由を覚えれば、記憶の定着レベルが高まります。

- (3) 規範 (③) は三段論法の大前提です。あてはめて結論を出すために不可欠なものです。

もっとも、論証集での勉強では、簡略化した規範を覚えればいいと思います。判例の正確な言い回し等は、判例を読んでいるときに身につければいいからです。

- (4) 最後に、争いがほとんどない論点の場合や、時間がない場合等、答案に問題提起や理由を書かないことがあります。

実践での答案作成と時間無制限での答案作成は違います。 気をつけてください。

そこで、ほとんど争いのない論点は、最初から、問題の所在と規範だけを覚えるという方法でもオッケーです。

第9節 再現答案の再現率

上位の合格者は、再現率が高いです。なぜなら、上位の合格者であれば、答案の書き方や論証等の事前準備ができているため、思い出す量が少なく済みます。また、問題の正解を書いている比率も多いことから、問題文を改めて見た際にも思い出しやすくなっているはずだからです。

これに対して、下位の合格者は、再現率が上位と比べて低いです。なぜなら、下位の合格者は上位の合格者と比べてインプットが不十分な人が多く、事前準備が不十分なため、現場で書いたことを思い出す量が多くなります。また、不正解を書いている比率が高くなるため、再現を書いているときに嘘を書いたり、丁寧に書いたりする等、虚偽が介在し、再現答案の趣旨を逸脱するおそれが高くなるからです。

再現答案を分析するときは、上記の差異に注意してください。

第10節 ペンの持ち方の重要性

ペンを正しくもつことは重要です。持ち方が正しくないと、思い通りにしっかり線を書けないので、キレイな字を書くことができません。

また、ペンを正しく持てば、長時間、文章を書いても疲れにくくなります。ペンを正しく持てば、腱鞘炎になることはないのです。

正しい持ち方を身に付けるためには、ある程度の期間が必要ですから、試験直前でない限り、練習することをお勧めします。

第3章 短答

第1節 短答の勉強方法

短答式で出題される条文・判例は限られています。やみくもに基本書を読んだり、条文を素読するよりも、**まず過去問**を読んで（試験に出る重要な条文・判例を手っ取り早く把握して）から、基本書や条文・判例を読んでください。

初学者で過去問を解いたり読んだりすることが困難な人は、予備校の短答六法を利用してください。予備校の短答六法であれば、過去に出題されたマーク等があるので、そのマーク等がある条文の要件・効果・趣旨・具体例・判例だけをまず覚えれば、試験にでる重要な条文・判例を優先的に身に付けることができるので、効率がいいです。短答にでる条文・判例が把握できれば、教科書を読む際にもメリハリがきくようになります。

第2節 短答の解き方

基本的な知識がない人は、短答の解き方を工夫しても点は取れませんので、インプット量を増やして試験に出る条文・判例を記憶してください。

基本的知識はあるけど、択一で点数が取れない人の原因は、落ち着いたら解ける問題でも、時間がないため、焦り、十分に考えることができず、正解に辿り着けないことにあると思います。

基本的知識と考える時間が十分にあれば、基本的な問題でしっかりと点がとれます。応用的な問題でも基本的知識を推論して点がとれます。

すなわち、短答の解き方のポイントは、

「無駄な時間を徹底的になくす！」これに尽きます。そのために、

- ①知識を思い出さない。とりあえず飛ばす。
- ②わからない、自信がない肢は、△をつけて、とりあえず飛ばす。△飛ばしを多用・乱用する。
- ③何回も同じ問題に戻ってくる。

①②③を時間が許す限り繰り返します。

①は、他の肢で答えがでる可能性があるため、思い出している時間が無駄になる可能性・時間をかけても思い出せない可能性があるからです。

②は、後で戻ってきて、解き直すときの目印として△を使うからです。

③は、わからなかった問題は時間が経つと、わかる場合があるからです。

飛ばしまくれば、時間に余裕がでるため、冷静に、ゆっくりと時間をかけて、問題を読むことができます。

わからなかった問題が基本的な知識を問う問題である場合、基本的知識を有する人が冷静に解けば、正解します。

①から③は、脳の働き・潜在意識（一度考えたら答えが出るまで考えてくれる）を利用

するテクニックでもあります。

択一は知らない知識が出て当然です。すべての肢を答えられることは要求されていません。受験生を悩ますための肢も存在するのです。そんな肢で時間を使わないのが最大のポイントなのです。

わからない肢・問題は飛ばしましょう。短答では基本的知識と事務処理能力を試されているのですから、知らないものをドンドン飛ばす能力（事務処理能力）を身につければ、短答の点数は上がります。

また、「わからない肢をあやふやな知識で解かない。推論で解く。」これも大事です。

図を書くことも、正確性や時間短縮のために必要です。

第3節 短答過去問の肢別本の必要性

1 肢別本のメリット

肢別本は、通年度や体系別と異なり、一つ一つの正誤を答えるので、曖昧な知識をなくせる可能性が高いです。

また、一つの肢を解く毎に知識がつくので、勉強の負荷が小さく、勉強を開始しやすいです。

さらに、本のサイズが小さいことと、一つの肢だけをすぐに解くことができるから、電車の中やトイレの中等、いつでもどこでも過去問を解けます。

2 肢別本のデメリット

過去問の問題の重要性はそれぞれ異なります。また、肢それぞれにも重要性が異なります。

通年度や体系別の過去問で解くと、正解を出すために不可欠な肢か否かがわかるので、メリハリを意識できるのですが、肢別本は、肢を分断しているので、メリハリを意識しづらいことがあります。

メリハリを意識できなければ、細か過ぎる知識は理解するに留め、無理に暗記しない、ということができなくなります。

3 併用する

上記のデメリットを防止するためには、通年度や体系別を持っていればいいのです。

すなわち、この肢は重要か、細か過ぎるのではないかと思ったときは、通年度や体系別で確認すればいいのです。

4 まとめ

上記のメリットとデメリットを理解していれば、肢別本は強力なツールになります。

電車等のコマ切れ時間に勉強をしていない人は、肢別本を買ってもいいと思います。

第4章 基本書

第1節 基本書の読み方

- 1 今まで法律の勉強をしてきたけど、基本書(学者の書く教科書)をあまり読んだことがないから、読んでみたい。

しかし、なぜか途中で辛くなって、基本書の通読ができない。

でも、体系的な思考を身に付けたい。穴のない勉強をしたい。しかも、効果的かつ効率的な読み方が知りたい。そんな悩み・欲望をお持ちの方は参考にしてください。

- 2 オススメする読み方は、目次を積極的に活用する方法です。

具体的には、基本書を初めから読むのをやめて、気になるページから読みます。

気になるページがない時は、目次を眺めて、苦手な分野を読みます。

目次だけを読んで、その制度・趣旨・原理・原則・例外・具体例等を説明できるか確かめます。

最終的には、目次のどの章のどの項目に〇〇があると言えるようにします。

- 3 この読み方をすれば、知的好奇心(気になるから読みたいという欲求)が刺激されるので、途中で飽きて辛くなることを防止することができます。

目次を積極的に活用して覚えるので、体系的な思考が身に付きます。

自分の苦手分野を意識しながら読むので、初めのページからなんとなく通読するよりも格段に記憶が定着します。

第2節 基本書のマークの方法

人によっていろんな方法があるでしょうが、一例を紹介します。

黄色	→反対説や対立利益など
緑	→問題の所在，解説
オレンジ	→定義
赤	→重要なところと規範
青	→事案

基本書や判例百選は主にこの5色を使って加工していました。あまり色を多くしてしまうとカラフルで見にくくなってしまうからです。

初学者がマーカーを使用する場合は、アンダーラインに留めておいた方がいいと思います。ベタ塗にしてしまうと、勉強が進んでくるにつれて強調したくなる部分が出てきたときに加工しにくくなってしまいます。

私は、マーカーより色鉛筆を多用していました。薄く書くところや濃く書くところでメリハリをつけられる点と間違ったところや不要になった部分を消せる点が理由です。

もっとも、現在では、色分けは面倒くさいことと、そんなに何度も見ないので、色を使うとすれば、赤と青ぐらいです。

第3節 基本書を読むときの条文の読み方

- 1 基本書を読む際に逐一条文を読む方法は、伝統的かつ王道の勉強です。

基本書は、条文の解説書に過ぎない。とというるぐらい条文を読むことは必要不可欠です。

しかし、文章を読む途中で条文を読めば、再度、文章の途中から読まねばならず、読むスピードが遅くなります。

また、基本書で理解できるから条文を読んでもあまり効果がないと錯覚して条文を読まなくなる人がいます。

そこで、条文のまとめ読みをオススメします。

- 2 段落、章、2ページ毎等、一定のまとまりを読んだ後に、出てきた条文だけを一気に読むのです。

この方法であれば、条文をしっかりと読むだけでなく、条文と条文の関連性を把握しやすく、また、復習効果もあるので記憶の定着にもなります。

ちなみに、一定のまとまりを読む際に、条文を鉛筆で囲む等のマークをしていれば、条文だけを一気に読む際に便利です。

- 3 条文を読んだ後に条文に該当する基本書の範囲を読む方法もあります。

例えば、基本書で賃貸借を読むのであれば、基本書を読む前に、賃貸借の条文をすべて読むのです。

条文を読むときは、趣旨と具体例（使い方）を考えてください。そうすれば、条文を自然に覚え、かなり力がつきます。

基本書は、自分の考えた趣旨や具体例が正しいか否かの確認に使うのです。

第4節 基本書の選び方

- 1 定番を選ぶ。

司法試験は相対評価であり、他の受験生を意識する必要がありますから、なるべく定番の売れ筋を選ぶことが賢明だと思います。

定番であれば、試験対策として間違いがないし、他の受験生も使っているから安心です。

安心であれば、新しい本が出ても買いたくなる衝動を小さくすることができます。

- 2 実際に読んでみる。

(1) 最近では、わかりやすい基本書がたくさんあるので、人気のある基本書ならどれでもいいとも思えます。

しかし、筆者が親切過ぎて、何回も同じ概念の説明を繰り返す基本書があります。

本をしっかり理解し、じっくりと読む人であれば、何回も同じ説明を繰り返されれば、うっとうしいだけです。読むのが億劫になります。

もっとも、本をじっくりと読まず、サラッと読む人であれば、説明の繰り返しは学習効果が高いと思います。

受験生がわかりやすいと絶賛する基本書は、あなたにとって、うっとうしい基本書の可能性があるので注意が必要です。

(2) 基本書を読む目的を明確にする。

辞書目的であれば、分厚く情報量が多いものもいい。

通読目的であれば、わかりやすく薄いものもいいと思います。

また、通読目的であれば、実際に読んでみて、じっくりくる文章で選ぶべきです。

例えば、読み手のために「です。ます。」調で書かれている基本書があります。

私は、基本書は固い文章が好きなので、「です。ます。」調は嫌いです。嫌いな文章は、買っても読みません。

3 まとめ

定番のわかりやすい本を本屋で立ち読みしてください。

じっくり選ぶのであれば、図書館でたくさんの本を借りて、読み比べるのがいいと思います。

※どの基本書が定番なのか知りたい方は、次ページ以降の「**第5節 基本書・演習書ランキング**」を参照。

第5節 基本書・演習書ランキング

以下では、平成24年～27年司法試験合格者（関西大学法科大学院修了生）を対象に行ったアンケートを分析した結果を掲載しています。

憲 法	基本書	
	1位	芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法』岩波書店 ∴定番。受験生の多くが使用
	2位	高橋和之『立憲主義と日本国憲法』有斐閣 ∴新しい議論も載っており、かつコンパクト
	3位	小山剛『「憲法上の権利」の作法』尚学社 ∴三段階審査の理解のため有用
法	演習書	
	1位	木下智史・渡辺康行・村田尚紀編著『事例研究憲法』日本評論社 ∴受験生の多くが使用しているため
	2位	大島義則『憲法ガール』法律文化社、小山他『判例から考える憲法』法学書院 ∴過去問の勉強に有用

行 政 法	基本書	
	1位	櫻井敬子・橋本博之『行政法』弘文堂 ∴コンパクトで人気がある
	2位	芝池義一『行政法読本』有斐閣 ∴授業で指定された。わかりやすい
	3位	宇賀克也『行政法概説1・2』有斐閣 ∴分厚いが内容は充実している
	演習書	
法	1位	曾和俊文・金子正史編『事例研究行政法』日本評論社 ∴多くの受験生が使用
	2位	稲葉馨他『ケースブック行政法』弘文堂 ∴判旨が長めに引用されている

基本書	
民法	総則
	1位 佐久間毅『民法の基礎1』有斐閣 ∴定番。読みやすい。
	2位 川合健『民法概論Ⅰ』有斐閣 ∴定番
	3位 内田貴『民法Ⅰ』東京大学出版会 ∴読みやすい。
	物権
	1位 佐久間毅『民法の基礎2』有斐閣 ∴定番。読みやすい。
	2位 川井健『民法概論Ⅱ』有斐閣 ∴定番。
	3位 道垣内弘人『担保物権法』有斐閣 ∴参考書として使える。
	債権総論
	1位 中田裕康『債権総論』 岩波書店 ∴辞書として使える。
	2位 内田貴『民法Ⅲ』東京大学出版会 ∴参考程度に用いた。
	3位 川井健『民法概論3』有斐閣 ∴定番。
	債権各論
	1位 潮見佳男『債権各論1, 2』新世社 ∴圧倒的人気。コンパクトだが要件事実にも配慮。
	2位 内田貴『民法Ⅱ』東京大学出版会 ∴記述がコンパクトであるため
	親族・相続法
	1位 川井健『民法概論Ⅴ』有斐閣 ∴定番
	2位 二宮周平『家族法』、内田貴『民法Ⅳ』、有斐閣双書
演習書	

	1位	千葉恵美子他『Law practice 民法』有斐閣 ∴論点を網羅している
	2位	『試験対策問題集』伊藤塾 ∴参考答案が付いている
	3位	『スタンダード100』早稲田経営出版 ∴旧司の問題を解くことができる

基本書	
商 法	会社法 1位 伊藤靖史・大杉謙一・田中亘・松井秀征『リーガルクエスト会社法』 ∴コンパクトだが高度な議論にも配慮 2位 江頭憲治郎『株式会社法』有斐閣 ∴辞書として利用できる。ただし索引の使い勝手が悪い 3位 神田秀樹『会社法』弘文堂 ∴とにかくコンパクト
	商法総則・商行為法 1位 弥永真生『リーガルマインド商法総則・商行為法』有斐閣 ∴薄い基本書がよかったため 2位 近藤光男「商法総則・商行為法」、藤田勝利「プライマリー商法総則・商行為法」、有斐閣 s「商法Ⅰ」 ∴いずれも薄いが十分
	手形法小切手法 1位 早川徹『基本講義手形・小切手法』新世社 ∴他を大きく離しての1位。定番で読みやすい 2位 丸山秀平『基礎コース商法Ⅰ総則・商行為法／手形・小切手法』新世社 ∴コンパクト
演習書	
商 法	1位 中村信男・受川環大著『ロースクール演習 会社法』法学書院 ∴有名。定番 2位 伊藤・大杉・齊藤・田中・松井『事例で考える会社法』有斐閣 ∴司法試験と同様の長文問題。解説も充実 3位 前田雅弘・北村雅史・洲崎博史『会社法事例演習教材』有斐閣、『Law practice 商法』 ∴前者は定番。ただし解説なし。後者は解説あり、難易度低め。

基本書	
民事訴訟法	民事訴訟法
	1位 和田吉弘『基礎からわかる民事訴訟法』商事法務 ∴百選の事案・判旨がシャープにまとまっていて読みやすい
	2位 高橋宏志『重点講義民事訴訟法上下』有斐閣 ∴基本事項から応用へ丁寧にわかりやすく記載されている
	3位 裁判所職員総合研修所（監修）『民事訴訟法講義案』司法協会 ∴記載がシンプルで比較的、人を選ばない
	演習書
	1位 長谷部・山本弘・笠井著『基礎演習民事訴訟法』弘文堂 ∴基礎知識を確認しつつ、本試験に出るような問題意識にも触れられる
	2位 三木・山本和彦著『ロースクール民事訴訟法』有斐閣 ∴民事訴訟法発展講義の指定教材になっている 基礎的な理解がある人が、ネクストステージを目指すのにオススメ
	3位 藤田広美著「解析民事訴訟法」東京大学出版会 ∴知識的な事項の確認がなされた後に、旧司法試験の問題の解説がなされているので、インプット時に具体的な問題を意識しやすい

基本書	
刑法	刑法総論
	1位 裁判所職員総合研修所（監修）『刑法総論講義案』司法協会 ∴学説の対立について記載が少なく、通説判例ベースで分かりやすく書かれているため
	2位 呉明植著『刑法総論』成文堂 ∴初学者でも分かりやすく、必要かつ十分な情報が詰まっている
	3位 山口厚著『刑法』有斐閣 ∴薄い本に情報を一元化できる
	刑法各論
	1位 西田典之著『刑法各論』弘文堂 ∴受験生の多くが利用している
	2位 呉明植著『刑法各論』成文堂 ∴初学者でも分かりやすく、必要かつ十分な情報が詰まっている
	3位 前田雅英『刑法各論講義案』東京大学出版会 ∴判例の分析、検討が充実している
演習書	

	1位 井田・佐伯・橋爪・安田著『刑法事例演習教材』有斐閣 ∴重要論点を網羅している
	2位 井田・田口・植村・河村著『事例研究刑事法1』日本評論社 ∴問題数は少なめだが、実務家によるあてはめの解説が役立つ
	3位 大塚裕史『ロースクール演習刑法』法学書院 ∴理論・書き方ともに解説がしっかり書いてあるため

刑事訴訟法	基本書
	刑事訴訟法
	1位 池田・前田著『刑事訴訟法講義』東京大学出版社 ∴実務の視点で記載されている
	2位 宇藤・松田・堀江著『リーガルクエスト刑事訴訟法』有斐閣 ∴コンパクトで読みやすい
	3位 裁判所職員総合研修所（監修）『刑事訴訟法講義案』司法協会 ∴手続きの説明が詳しく想像しながら学習できる
	演習書
	1位 古江著『事例演習刑事訴訟法』有斐閣 ∴多くの受験生が使用している
	2位 井田・田口・植村・河村『事例研究刑事法2』日本評論社 ∴問題数は少なめだが、実務家によるあてはめの解説が役立つため
	3位 佐々木・猪俣著『捜査法演習』立花書房 ∴痒いところに手が届く感覚を得られる

第5章 予備校の活用法

第1節 予備校の入門講座の選び方

絶対に、講師の質(教え方がうまいか否か)で選ぶべきです。

講座選択の考慮要素として、値段、時間、自宅から通えるか、通信にするか等、色々ありますが、必ず、講師の質で選ぶべきです。

司法試験は他の法律資格と異なり、勉強する範囲が広く、理解も深いものが要求されるので、入門講座の質がその後の勉強の質を左右します。そして、入門講座の質は講師の質で決まります。

ちなみに、現在の予備校講師で一番いいのは伊藤塾の呉先生です。

第2節 予備校のインプット講座

予備校のインプット講座のメリットは、勉強の効率化を図れることです。試験に出やすい知識をメリハリつけて教えてくれます。

そこで、お金があれば、予備校の講座を受講することが得策だと一般論としては言えます。

そして、予備校の入門講座は、試験に重要な条文・判例等、基礎知識の習得を目的としていますので、初学者にとって有益であることは間違いないと思われます。

しかし、入門講座以外のインプット講座は、お金を出したにも関わらず、得るものがほとんどなく、時間が無駄になってしまうおそれがあるので、気を付けてください。講座の先生がガイダンス等している場合は、予備校で聞ける場合があるので、購入前に各予備校に問い合わせることをお勧めします。

注意点は、予備校のインプット講座は、効率を良くするための勉強の補助にすぎないということです。講義を受講するだけで復習しなければ、身につかず合格することができません。

それを認識した上で、しっかり復習する。二倍速で何度も聞く、本を読めない移動中に聞き本を読みやすくする等、自分なりの方法・工夫をし、目的意識をもって活用してください。

第3節 予備校のアウトプット講座

答練のメリットは、勉強のペースメーカーになる、時間制約のある場所で書ける、合格者に添削してもらえる、書けないとき(点数が悪いときに)に焦り勉強の改善ができることです。

そこで、基本的知識がある(重要な条文・判例・典型論点を書ける)人は答練を受けて、答案力(表現力や時間感覚)を磨くことをお勧めします。

これに対して、基本的知識がない(重要な条文・判例を知らない、典型論点を書けない)

人が受けても時間対効果が悪いです。なぜなら、答練を受講すると、一日の予定の大半を答練で使うことになるにもかかわらず、扱う論点等の知識はわずかですが、答練を受講しなければ、問題演習書の数も多くこなせるので、短期間で実力を向上させることができるからです。

そこで、基本的知識がない人は、論文答練を受講せず、アウトプットを意識したインプット(論文の勉強方法を参照)をやりまくることをお勧めします。答練を受講するとしても、回数が少ないものを選ぶか、実際に書く日と書かない日を作る等すればいいと思います。

第4節 予備校の全国模試を受験するメリット

1 予行練習になる

会場の雰囲気や日程の感覚等がつかめるので、予行練習になり本番の緊張・ストレスが少しは軽減されると思います。

特に、受験1回目の方は、交通機関や宿泊場所からの移動時間を把握することができる点からも全国模試を受験するメリットが高いと思います。

2 弱点分析になる

添削による指摘や短答の点数等、自分の弱点を把握できます。

それによって、本試験までに何をすべきかを考えられるので、勉強スケジュールの修正の機会になります。

3 他の受験生と自分のレベルがだいたい把握できる

問題の質、採点者の質、採点方法が本試験と異なるので、模試の順位がそのまま受験生の実力を反映するわけではありません。

もっとも、予備校の問題は、重要判例や基本的な論点によって作成されているので、予備校の問題で、何を書けばいいのかわからない場合は、完全に知識不足です。全国模試で合格点を大きく下回る成績であれば、本試験に合格する可能性はほとんどありません。その意味では、受験生の実力を反映しています。

4 その他

本試験を意識して勉強を継続してきた優秀な受験生は、全国模試を受ければ当然順位は高いので、本試験1か月前に受験生のレベルは低いと認識できます。そうすると、自信につながるので本試験で少々ミスをしてもしっかりと落ち着きを維持できます。

これに対して、勉強が不十分な受験生は、本試験1か月前に死にもの狂いで勉強するきっかけになります。また、受け控えを検討する契機になります。

第5節 答練の受け方

予備校答練は、漫然と受けるだけでは全く意味がありません。必ず目的意識を持って、受講する必要があります。

答練を受講する目的は、大きく3つあります。

1つ目は、勉強のペースメーカーにすることです。

2つ目は、答案の書き方（問題文の読み方や答案構成の仕方も含む）を訓練することです。

3つ目は、自分の弱点を見つけることです。

1 勉強のペースメーカーにすること

- (1) ロースクール生であれば、日ごろの講義の予習・復習が忙しいため、司法試験を見据えた勉強はなかなかできませんが、答練を受ければ、いい点数をとりたい、自信をつけたいと思い、それに向けて講義の予習や復習以外の勉強をするきっかけになります。
- (2) 修了生であれば、定期テストのような短期的な目標がなく、勉強のモチベーション維持が困難になると思います。そんな時に、答練を受ければ、短期的な目標ができ、モチベーションを維持することができます。
- (3) 勉強のペースメーカーに利用する場合、全範囲に軽く目を通すということではあまり意味がありません。重要な規範や定義等をしっかり暗記して書けるようにしてください。

2 答案の書き方の訓練をすること

予備校の問題は、本試験と比べて質が悪いです。一流の学者達が作成する問題と複数の合格者が作成する問題に差が出るのは当たり前です。

そこで、問題の質には期待せず、「答案の書き方の訓練」と割り切ってください。

(1) 時間配分の練習

答案構成（問題を読んで答案の結論などの方向性を決めること）に何分かかって、答案を書く時間は何分程度にするのかをルール化するための練習をします。

確認の仕方としては、答練の際に、今日は30分で答案構成をして、1時間半使って答案を書くなどと決めて答練に臨み、それが自分にしっくりとくるのかで判断します。

一度試してみた時間配分がしっくりこなかったら、次は、45分かけて答案構成、あるいは1時間かけて答案構成、と決めてしっくりくるかを判断していけばよいのです。

また、答案構成の仕方としては、答案構成用紙に書く人と問題文に書きこむだけの人がいます。

そのどちらでも、合格できます。科目や問題に応じて変える方法もあります。自分に合うやり方でやればよいのです。

(2) 書く型を決める

あまり答案を書いたことがない段階では、そもそもどのように答案を書けばよいのか分からないと思います。そこで、司法試験合格者の再現答案を見るなどして、普段の勉強から、どのように書くのかを意識してください。答練で失敗して修正する。答

練で失敗して修正する。を繰り返してください。

(3) 書ける答案の枚数の把握

司法試験本番までには、自分は何枚くらい答案を書けるのかをあらかじめ把握しておく必要があると多くの合格者は言います。

自分が書ける枚数によって、各設問ごとに使える枚数を決める必要があるかららしいです。

しかし、配点が多いところは分厚く丁寧に書こう。配点が少ないところは時間をかけずに書こうと思い、実践できる人は、あまり気にしないでいいと思います。

答案の配分をよく間違える人は、書ける答案の分量を把握しておきましょう。

(4) ペンの相性

自分と相性のいいペンを使えば、疲れにくく、早く書けるため、色んなペンで答練を受講し、一番気に入ったペンを本番に使えばいいと思います。

※ペンの選び方については、「[第3編 勉強方法](#) [第8章 グッズ紹介](#) [第2節おすすめのペン紹介](#)」を参照。

(5) 問題文の読み方（マーカーの使い方）

問題文を正確かつ効率的に読むために、色鉛筆やマーカーを使うなど一定の工夫をすべきだと思います。答練の時には、いろんなやり方を試してみて、自分なりに一番正確かつ効率よく読める方法を探してください。

※マーカーやペンの引き方の具体例は、「[第2編 司法試験に合格する方法](#) [第6章 現場での作法](#)」を参照。

3 自分の弱点を見つけること

答練で出るレベルの重要な判例や論点を知らないということであれば、知識不足という弱点を発見できたことになります。その判例や論点を知らないのは、恥ずかしいと思います確実に押さえておきましょう。

また、答練の点数をあまり気にする必要はありませんが、合格者が添削をしてコメントしてくれているのですから、コメントを大切にしましょう。

第6節 答練比較

※修了生 TA が平成 26 年度の受講経験をもとに分析したものですので、あくまでも参考資料の一つとしてお考え下さい。

	辰巳	伊藤塾	LEC	TAC
価格 ＊平成 24 年 9 月現在のパンフレット参照	スタ論本コース （選択科目付） 17 回 約 20 万円	ペースメーカー論文答練（後期） 12 回 約 18 万円	論文パーフェクト答練（一括） 18 回 約 16 万円	論文合格答練 （1 月から） 9 回 約 12 万円
	上記の価格は各種割引の有無（グループ割、特待生割等）、解説講義の有無でかなり変動するので、あくまで参考程度にして下さい。			
割引等	正確には、各予備校のパンフレット等を参照してください。グループ割や他の講座とセットにすることで割引になる制度等があります。期間が決まっている場合もあるので注意して下さい。			
内容	基本的問題 考えさせる問題というより、典型論点の寄せ集め問題が多い。	難しい 現場思考重視。 法律の勉強が好きな人にはオススメ。学者の論文を元ネタにしているらしい。	基本的問題 考えさせる問題というより、典型論点の寄せ集め問題が多い。	基本的問題
採点者の質	論点表が詳細なのでバラツキは少ない。 たまに、甘い採点者もいます。	採点表がおおまかなのでブレが多い。 論証重視でやれば、高得点になる可能性が高い。	論点表が詳細なのでバラツキは少ない。 採点者の質のムラが激しい気がする。	論点表が詳細なのでバラツキは少ない。

メイン 講師	<u>西口竜司</u> 賛否両論。 とりあえず熱血さは一番。 答案戦略面については非常に参考になる	<u>岡崎敬</u> 予備校答案とは別に、岡崎講師作成の実務的な答案を提示してくれるので、ありがたい。	<u>武山茂樹ほか</u> 予備試験ルートでの司法試験合格者。 講義については無料公開講義が LEC のホームページ上にあるので、相性を確認できる。	<u>羽広政男</u> 条文操作が秀逸。 ストーリーミング等で体感できる。
	辰巳	伊藤塾	LEC	TAC
メリット	受験生が多いので自分の相対的な位置を知るのに有益。 答練で約 1000 人 模試で約 3200 人	解説が詳しい。 基本的な論点を習得した人にとっては、現場思考を鍛えることができる。 26 穴が最初から空いているのでファイリングしやすい。	値段が安い (特に模試) 基本的問題で質にブレがないので、インプットをしながらアウトプットをしたい人におすすめです。	値段が安い (特に模試) 基本的問題で質にブレがないので、インプットをしながらアウトプットをしたい人におすすめです。
デメリット	出題者によっては意味不明な問題の場合がある。	本試験の問題をあまり分析していない人なら、細かい知識が必要だと勘違いして勉強の方向性を間違える可能性がある。	母集団がすくないので、高得点をとっても、他の受験生との位置関係がわからない。 もっとも、最近は若干ながら受験者が増えてきている模様。	母集団がすくないので、高得点をとっても、他の受験生との位置関係がわからない。 値段が安いのは回数が少ないからであって、本当はそれほど安くない。

第6章 その他

第1節 勉強時間の位置付け

毎日10時間勉強していても、身につかなければ無意味です。

寝る前に、「今日は〇〇を書けるようになった。」「今日は〇〇と〇〇を理解した」と言えなければ、非効率な勉強になっているおそれがあります。

勉強時間は、自分が限界まで勉強しているかどうかの基準に過ぎません。

勉強時間を増やすこととともに、勉強が身についているかをしっかりチェックしてください。

第2節 モチベーション操作の必要性

1 モチベーションは下がる

勉強したい日と勉強したくない日、勉強しやすい時と勉強しにくい時が誰でもあると思います。

人のモチベーションは上がり下がりを繰り返すからです。

モチベーションを高め毎日勉強するためには、まずは、誰でもモチベーションが下がることがあることを認識してください。

2 高める工夫

モチベーションは誰でも下がるのですから、下がったときにモチベーションを高める工夫をしなければなりません。

例えば、合格体験記を読む、自分の将来の合格体験記を書く、法律の映画を見る、前向きになる歌を聞く等があります。

合格体験記を読むことはオススメの方法です。

合格したい気持ちが高まるだけでなく、先輩の経験をこれからの勉強に活かせるからです。

勉強のやる気がないと思ったときにモチベーションを高める方法をあらかじめ用意してください。

3 自分次第

モチベーションを人に上げてもらうことを期待してはいけません。人に頼ると相手が忙しいときにモチベーションを上げられません。

自分のモチベーションは、自分で上げるのです。

そのように考えれば、嫌なことや辛いことがあっても、自分次第でうまくいきます。

4 作業興奮

モチベーションは高いけど、なかなか勉強を開始しにくいとき、又は、勉強をスムーズに開始したいときは、作業興奮を利用する方法があります。

作業興奮とは、単純な作業をしているうちに興奮してくるというメカニズムをいいます。

す。

これを利用して、勉強がしにくいとき（勉強の開始時等）は、負荷の低い勉強をしてください。

例えば、受動的に勉強できる講義を聞く、判例まんが本の4コマだけ読む、基本書の目次だけ読む等あります。

第3節 暗記の重要性

方向性が正しい勉強をしているけど、結果が出ない人の特徴は、暗記をサボっていることです。

暗記をサボっていれば、知識が不正確になるので、まともに定義をかけない。思い出すのに時間が書かる。理由付けがズレてる等、いい答案を書けるはずがありません。

暗記をサボっている人は、知識が定着していないので結果として知識量が少なくなります。そのため、短答の成績も悪くなります。

司法試験の勉強とは、重要な条文・判例を理解し、使いこなせるようにすることです。覚えていなければ、使いこなせません。

論文で書く可能性が高い重要なものは必ず覚えるようにしてください。

第4節 暗記の方法

1 暗記のポイントは、インパクトと繰り返しにあります。

人が忘れない情報は、生きていくために必要だと脳が認識したものです。

インパクトがあり、繰り返されれば、脳が生きていくために必要な情報だと認識してくれます。

また、脳に負担をかけない、暗記しやすくするための工夫も必要です。

2 インパクト

小さい字で書くよりも大きい字で書いた方がインパクトがあり、視覚を大きく刺激するので、記憶が定着します。

また、インパクトは、感情を大袈裟に表現すれば、大きくなります。

単なる音読よりも、感情を込めた大きな声で読む方がインパクトが大きく、記憶が定着します。

ちょっと辛かったことは忘れても、物凄く嬉しかったことや、物凄く辛かったことは覚えていると思います。

感情の高ぶりを勉強の際にも意識してください。

脳に記憶させるというより、心に記憶させるイメージです。

3 繰り返し

繰り返すタイミングは、一週間後や一ヶ月後にできればいいかもしれませんが、スケジュールに組み込むのは大変です。少なくとも、私には無理です。

無理なく繰り返せる方法は、勉強した直後、休憩後の勉強開始時、翌日の勉強開始時です。

勉強しているのに知識の定着が悪い人は復習不足だと思われます。

無理なく繰り返せる私の方法で復習してください。

4 理解

他の情報との関連性を把握し理解することを重視してください。

理解を伴わない暗記では、いくら繰り返しても情報の羅列にすぎないので、覚えることは困難です。

これに対して、理解し納得できれば、情報に意味付けされるので、脳に対する負担が小さく記憶の定着になります。

また、理解することによって勉強が楽しくなり、感動すれば、忘れません。

5 情報の分断

多くの情報を一気に覚えるよりも、分けて覚える方が脳に対する負担が小さいので、覚え易いです。

定義も分断して、キーワードの組み合わせにしてください。

例えば、司法とは、国家作用である。と覚えて、その後に、法を適用し解決する(国家作用)と付け加えて覚えて、最後に、具体的な争訟について(法を適用し解決する国家作用)と付け加えて覚えます。

6 リズム

歌を好きな人はわかると思いますが、歌の歌詞は簡単に覚えることができます。

歌詞を忘れても、メロディーが流れたり、途中まで歌う思い出します。

俳句や川柳が覚えやすいのもリズムがあるからです。

リズムとセットで覚えれば、リズムと情報が関連付けられるので、記憶の定着になります。

例えば、破産法の破産債権確定手続きは、債権者の届出の後に、管財人が調査をし、他の債権者と管財人の異議がなければ、債権が確定します。

この流れは、届出、調査、確定！

届出、調査、確定！

届出、調査、確定！と何回か言えば覚えることができます。

法律の勉強では、リズムで覚えられるところが多いので、活用してください。

第5節 年齢と暗記

年をとっても暗記することはできますが、忘れるのは早いと思います。

年をとれば、色んな経験を得ることによって理解力が高まり、理解することが容易になります。

しかし、理解したことに対する感動がないので記憶にインパクトがなく、記憶が定着し

づらいと思います。

また年をとる過程で暗記のトレーニングを怠っていれば、海馬の機能が低下していることも考えられます。

そこで、高齢の受験生の方は、若者よりも意識して暗記する必要があると思います。

第6節 六法を読む際の工夫

1 編・章・節・款をそれぞれ違う色で塗る方法があります。会社法のように条文数は多いが、条文構造をつかむ必要が高い科目はオススメです。塗り分けると、ある条文がどの編のどの章にあるのかを強く意識できるようになるので、条文検索スピードも向上します。

また、一つの章や節の中でもグループ分けすることが出来る場合、グループごとに間に線を引く方法もあります。これも条文構造を理解する助けになります。

2 条文を要件と効果に分けて色を塗る方法があります。すべての条文に色を塗れば、条文が見づらくなるので、重要な条文だけをすればいいと思います。

多くの条文に色を塗る場合、落ち着いた色にすれば見やすくなると思います。

第7節 判例六法の使用法

1 メリット

①条文に関係する判例が条文の後に載っているため、判例の要旨を知りたいだけのときに便利。

②判例と条文の知識を多く問われる短答式においては判例六法が情報一元化のツールとして便利。

有斐閣の判例六法であれば、判例百選の掲載判例か否かの明示と重要判例の明示があり、最新の判例と重要な判例の要旨を一気に読むことができる。

2 デメリット

①判例六法は情報量が多すぎて条文検索がしにくい。

3 使用方法

判例六法は、喫茶店等で勉強するときなど、ちょっと調べるときに便利です。また、有斐閣の判例六法であれば、メリハリをつけて判例の勉強ができます。

しかし、普段の学習では、素早く条文を引いて読む必要ですから、判例六法とは別にポケット六法等を必ず使用してください。条文検索が遅くなる判例六法を使用して、条文を読むことが億劫になることは絶対に避けてください。

第8節 判例集のマーキング

判例集の事案を読む際には原告・被告の主張部分をふり分けると、争点は何であるか、

立場の違いからそれぞれどのような主張が可能かを学ぶことが出来ます。これによって、争点を見抜きそこを厚く書くことができます。

色で塗り分ける方法や線で囲んだりする方法等，工夫してください。

第9節 講義の受け方・活用法

1 積極的に発言する。

間違えたら恥ずかしいので，記憶の定着に効果があります。

授業に積極的に参加しているイメージを先生に植え付けることになるので，平常点が上がり単位を取りやすくなります。

クラスの中には，発言をするのが嫌な人がいると思うので，そのような人が当てられていれば，発言を横取りすればいいと思います。横取りされた人も喜びます。

言っていることがわからない人の発言も横取りしていいと思います。授業のテンポを害する人の発言を横取りすることは，公共の福祉に適合し正当化されます。ただ，横取りされた人に恨まれるおそれがあります。気を付けてください。

積極的に発言することにより，眠気の解消にもなるので，一番おすすめの方法です。

2 すべての発言を書き写す。

授業を，答案を早く書くトレーニングの場として考えるのです。

2時間しかない論文試験において，早く書けることは，丁寧な論述等によって，点を稼ぐための強力な武器になります。

早く書く練習は，必要だと思っけていても，時間を作って実践するのは困難ですから，日々の授業を活用すれば時間を有効活用できます。

また，授業内容をすべて書き，授業後に，重要な箇所をマーカー等によって強調していれば，学期末テスト前に復習する教材ができあがります。

さらに，新司法試験本番を意識して早く書くことは，常に本番を意識して勉強することになり，モチベーションの維持・向上につながります。

3 あまりお勧めはできませんが，授業中に内職をする場合，講義のテーマに合わせてした方がいいです。もしも当てられてしまったときでも，答えやすいからです。

また，内職によって生じた疑問を授業直後に先生に質問することをお勧めします。疑問点が解消できるのみならず，話を聞いてないのに，真面目に授業を受けていた印象を与えることができるからです。

しかし，授業で先生が強調していたところを質問すれば，話を聞いていなかったことがバレてしまうおそれがあるので，友人に質問し確認してから先生に質問しましょう。

なお，本気で内職するときでも先生が話をしている時は，顔を上げたり，うなずいたりして，話を聞いていますアピールは忘れないでください。アピールを怠ると，内職しているのがバレてしまい，平常点が悪くなるおそれがあるからです。

4 2倍速で聞く。

授業の内容はいいけど、喋るのが遅い先生に対しては、授業を録音して、後で2倍速にして聞く方法があります。

録音していれば、心置きなく内職ができます。

5 1から4は組合せ自由です。授業の内容・自身の体調等によって工夫してください。

第10節 ゼミの内容・時期・人数・工夫

1 内容

ゼミの内容としては、①答案を書いて意見・批判しあうゼミ、②答案を書くだけのゼミ、③短答を解くだけのゼミ、④予習・復習を一緒にするゼミ等、いろいろあります。

目的に応じてやればいいのですが、①のゼミは注意が必要です。合格答案のイメージが不明確な段階であれば、いくら指摘し合っても、合格答案を書けません。時間対効果の悪いお遊びをするよりも、一人で上位答案を読むか写経しているほうが勉強になります。ただし、合格者や教授が同席するならば問題ないと思われます。

②と③は、勉強の強制力としての効用を得ることができるので、答案を書きたい（短答を解きたいけど）けど一人では先延ばしにしてしまう人には効果的な方法だと思います。

2 時期

ロースクール入学後、試験直前まで時期は気にせずやればいいと思います。ロースクールの授業の予習の負担を減らす目的であれば、④はロースクール入学後すぐにでもやればいいと思います。

ただ、前述したように、①を受験生のみでする場合、各人が過去問を分析した上ですることが望ましいので、3回生になってからすればいいと思います。

3 人数

ゼミは、人間関係の上で成り立つものなので、余計なトラブルを防止する上で3人か4人程度の少人数の方がいいと思います。また、少人数の方が予定を合わせやすいです。

4 工夫

時間を守らない人等、周りに迷惑をかけ、ゼミの士気を下げるような人間は、ゼミに誘わないようにしましょう。そうしなければ、そんな人とは思わなかったと後で知ってもゼミを辞めづらいことがあります。

また、効果的だと考えたゼミをやってみたけれど、あまり効果がなかった場合にゼミを辞めづらいことがあると思います。

そこで、ゼミをやる際は、お試し期間を設けてください。お試し期間があれば、どういう人間なのか、効果があるのか等を検証できます。

例えば、過去問を6年分やりたくても、はじめは我慢して、2年分だけ（2回だけ）やろう。とか言いながらやれば、リスクを最小限度にすることができます。

さらに、あらかじめゼミのルールを厳格に設定しておくことも考えられます。

例えば、遅刻を多数回すれば、クビになる。効果を検証し、効果がなければ、改善案があるまでゼミをお休みする等です。

第11節 本試験終了後～発表までの過ごし方

1 勉強を継続する

ほとんどすべての受験生が本試験終了後に勉強しません。本試験まで全力で勉強し、5日間の戦いが終了したので気が抜けるのです。

しかし、受験生の多数派は不合格になります。それにもかかわらず、合格するだけの知識・能力が足りていなかった不合格者が約4か月も勉強しなければ、より合格から遠のくのは明らかです。

そこで、もし不合格であった場合に、翌年は必ず合格したいのであれば、必ず勉強を継続しておくべきです。

2 発表までの勉強内容の注意点

合否が気になって勉強に集中できません。不合格だと確信している人は、苦手な科目を克服してください。確信通り不合格になったとしても、苦手科目を克服できているのですから、前向きな気持ちで敗因分析ができるからです。

合格している可能性があると思っている人は、受験勉強をすることはモチベーションが上がらないので、全力で修習の勉強をしてください。それによって、要件事実と事実認定や刑法各論を仕上げていれば、予想に反して不合格になったとしても、司法試験に役立つからです。

3 勉強する工夫をする

合格しているかもしれないという期待は、本当に勉強をする気持ちを奪っていきます。一人で今までと同じように全力で勉強することは不可能だと考えて、少しでも勉強できるように工夫をしてください。

ゼミを定期的に多く開催して強制的に勉強することがオススメです。この場合、お喋りしてしまう時間があってもかまいません。勉強を継続することが目的なのです。ゼミの質を上げたい場合、現役生等、翌年に受験することが確定している人をゼミのメンバーにすればいいと思います。

また、楽しく勉強すれば、勉強しやすいので、修習に役立つ勉強や実務に役立つ勉強はオススメです。その内容が司法試験に関係あるものであれば、不合格になった場合の保険にもなります。

4 まとめ

落ちてしまった場合に備えて準備しておくことが大事です。

再現答案を作っておくこと、敗因分析、落ちた場合の勉強計画を作っておくことが大事です。これらを作成すれば、落ちることを覚悟できるので、落ちたときに精神的に落ち込む量を最小限度に留めることができ、翌日から勉強しやすくなるからです。

また、法律事務所に見学できるのであれば見学してください。合格していれば、就職活動に役立ちますし、落ちてしまった場合でも、弁護士に対する憧れが具体化されるので、モチベーションを高めやすくなるからです。

第12節 合格者を活用した敗因分析の方法

1 合格者を活用する

一人でする敗因分析のみならず、合格者（以下、教授を含む場合もある）の意見を聞くことが来年の合格可能性を高める最善の方法だと思います。

主観的な分析に客観性が付加されるからです。

2 客観的な成績を開示する

合格者にアドバイスを求める際に、質問者の客観的な成績（能力）がわからなければ、具体的なアドバイスをすることはできません。

そこで、できるかぎり成績を開示してください。

再現答案があれば1番いいと思いますが、なければ、自分が実践的な合格答案であると考えer答案を作成して持参してください。

そうすれば、質問者の合格答案のイメージや文章力、知識等がわかるので、具体的なアドバイスをすることができます。

書くことが困難な場合は、出題趣旨を実際書けた部分と書けなかった部分で色分けして持参することでも効果があると思います。

また、論文の成績のみならず、短答の成績やロースクール時代の成績、答練の成績を開示すればいいと思います。

成績を開示することは恥ずかしいと思いますが、来年の合格可能性を高めるために不要なプライドは捨てた方がいいと思います。

馬鹿だと思われたって、来年合格すればいい。という強い気持ちが最後まで諦めない姿勢を生み出してくれます。

3 複数の合格者に聞く

合格者でも、司法試験の分析をしっかりした人とあまりしなかった人、分析がズレる人とズレていない人等、色んな人がいます。

複数の聞くと、あまり分析していない人やズレている人にアドバイスをされ、間違った勉強に向かうリスクを避けることができます。

また、合格者は共通して、合格に必要な知識・能力を備え、試験当日に答案に表現したのです。そこで、複数の合格者に話を聞くほど、合格に必要な知識・能力とは何なのか、どのような勉強をすれば身につくのか等、見えてくると思います。

4 厳しくしてもらう

合格者は、遠慮して傷つけないように質問者に対して優しくアドバイスすることができます。

しかし、質問者は弱点を明確にしたいのですから、その優しさは不要です。

厳しくお願いします。コテンパンに指摘してください。とお願いすることによって、**合格者の本音を聞き出す**ことができます。

この方法は、答案を添削してもらったときも使えます。(答練等でも活用してください。)

5 注意

合格者に話を聞いても新しく得るモノがなかった場合、無駄だと思うのは間違いです。新しく得るモノがないということは、合格しうる勉強方法等を知っていたことを意味します。

それにもかかわらず、結果を出せなかったのですから、単に情報として知っていたにすぎず、合格しうる勉強を実践できなかったということだと認識できます。

また、合格しうる勉強だと強く認識できることによって、本試験まで、勉強の方法に迷うことが少なくすみます。

ただし、合格者が極度に喋り下手な場合、話を聞いても得るものが少ないことがあります。そのような場合は、添削だけお願いするのがいいと思います。

6 お願い

多くの合格者は、自分の協力できることであれば、受験のお手伝いをしたいと考えています。

知り合いに合格者がいれば、**積極的に連絡**をとってください。

第7章 よくある質問

第1節 判例百選は読んだ方がいいですか？

- 1 判例百選は重要な判例をセレクトして掲載されているため、判例の深い理解のため、読んだ方がいいと思います。

しかし、実務では重要な判例でも、試験として重要でない判例もあります。

それにもかかわらず、始めから最後まで網羅的に読むことは、試験対策として無駄が多過ぎます。

そこで、初学者の段階（試験で出題されそうな判例かどうか分からない段階）で一人でメリハリなく読むことは避けた方がいいと思います。

もちろん、講義等で指示された判例を読む等、メリハリがきいている場合であれば、問題ありません。

また、基本書を読んで、よくわからない判例があるときも問題ありません。

ドンドン読んでください。

過去問や問題演習本を読み、良く出る論点や典型論点を把握できるようになれば、試験に出そうな判例がわかるようになります。

そうなれば、一人でも効果的に百選を読めるので、ドンドン読んでください。

2 解説について

解説は問題の所在や他の判例や学説との位置付け等、判例の理解が深まるので、なるべく読む方がいいです。

ただし、全く役立たない解説もあるので、全部を真剣に読むのではなく、いい記述があればラッキー。という感覚で気軽に読めばいいと思います。

第2節 判例の事案を読まなくていいですか？

残念ですが、判例百選等の判例を読むときは、判例の使い方・射程を理解するために事案を読むことが必要不可欠です。

しかし、最近の判例百選は法科大学院を意識しすぎて事案が長いので、読むのがどうしても億劫なときがあるのも事実です。そこで、どうしても事案を読みたくない人や、読んでいる時間がない人は、せめて判旨を読んだ後に事案を確認する程度に読む。という方法を取り入れてみてはいかがでしょうか。

すなわち、事案から読むのをやめて、①判旨や解説を読んでから、どんな事案かを想像し、②最後に想像通りの事案か否かの確認だけする。この方法であれば、事案をサラッと読めるだけでなく、事案を読みたくなります。

辰巳の「判例まんが本」という本は、事案が四コマなので、気軽に読むことができます。

第3節 判例を楽に読む方法がありますか？

重要な部分はどこか。という視点で読めば、覚える量が少なく済むので楽だと思います。重要な部分は論理の流れです。主張の方向性を意識しながら、キーワードを見つけて、論文で書くときに短く書けるように準備しておくことが必要です。

この判例が好きか否かを分類しながら読むこともお勧めです。

事案が好き。判旨の論理が好き。反対意見が好き。一つの判例で色んな知識を学べて一石二鳥だから好き等、理由は何でもいいのです。

好きな判例を作ろうと意識すれば、判例がより身近になります。身近になれば記憶の定着につながります。記憶が定着すれば、勉強が楽しくなります。

好きか否かという意識で判例を読めば、楽しく勉強できます。

小説を読む感覚やドラマを見る感覚で判例を読んでみてください。その判例を、キーワードを用いて人に説明できるようになれば、知識として定着します。

第4節 合格者の勉強時間はどのくらいですか？

合格者のほとんどが、毎日平均8時間以上は勉強しています。

周りから絶対に合格すると言われている（上位で合格する）人は、毎日10時間以上の勉強を2年又は3年継続して合格しています。

ロースクール時代にほとんど勉強せずに1回で合格している人は、旧司法試験を受けていたベテランか、素養と要領がいい人です。勉強時間の参考にできません。

必ず合格したい人は、毎日10時間の勉強は当たり前だと考えた方がいいと思います。問題の難易度が変わろうが、体調が悪かろうが確実に合格する人は、誰よりも勉強しています。

法律の勉強は、既存の条文・判例・制度を理解して記憶を定着させることですから、勉強時間が多い人が勝つに決まっています。

どんなに地頭が良くても、どんなに戦略が素晴らしくても、どんなに勉強の効率が良くても、勉強しなければ意味がありません。

戦略、効率を意識しながら勉強時間を増やしてください。

今日から、誰でもできる合格の可能性を高める絶対的な方法は、勉強時間を増やすことです。

第5節 要件事実は覚えた方がいいですか？

基本的な要件事実（問研や類型別レベル）は覚えるものと思います。

しかし、理解をしない丸暗記では使えません。しっかり理解して、覚えてください。

たとえ忘れてしまっても、条文を見れば、一瞬で要件事実がわかるぐらいに理解して記憶を定着させるべきです。

そうすれば、考えたことのない条文であっても、自分で要件事実を考えることができます。

理解するときのポイントは、理由付けをしっかりと覚えることです。

理由付けを意識して覚えれば、単なる丸覚えにならず、要件事実は簡単だと思えるはずです。

要件事実の勉強は、①必要最小限の事実は何か。②証明責任は原告・被告のどちらか。

③攻撃防御はどこに位置付けられるか（再抗弁か請求原因事実か）。の3つだけです。

その3つを意識して勉強すれば、理解が早くなると思います。

第6節 予備校本だけじゃダメですか？

苦手分野だけでいいので、基本書は読んだ方がいいと思います。通読しなくていいので、つまみ食い（読み）はするべきだと思います。

なぜなら、予備校本は、学者でなく、合格者が作成しているので、記述に間違いがある場合があります。予備校本は、基本書の記述を切り貼りしているので、説明部分が省略されており、理解しづらいところがあります。

それにもかかわらず、予備校本だけで理解しようとすれば時間がかかりすぎます。無駄な時間です。予備校本だけで合格したという人も大多数は、疑問点を調べるときは基本書を読んでいます。

よって、予備校本で分からないときは、基本書を読んで簡単に理解しましょう。

第7節 基本書は通読した方がいいですか？

予備校本で勉強してきた人が基本書を通読することのメリットは、①理解が不足していたところを理解し、意識できる点、②（一般的な受験生が読んでいる）基本書を読んだという安心感を得られる点だと思います。

①又は②の点で、得るものがあるので、時間がある人は通読した方がいいと思います。

通読する際は（基本書の読み方は）、前述のとおり、目次を活用してください。

第8節 「思うに」「この点」は使っていいですか？

「思うに」は自説の論証をするときに、「この点」は反対説や反対利益を書くとき、話を変えたいとき等で使う受験生が多いと思いますが、使わない方がいいと思います。

これらの言葉を使うことが嫌いで嫌いでしかたがない学者がいるからです。万が一これらの言葉を嫌う学者に採点されてしまえば、減点はなくとも、印象が悪くなります。印象が悪くなれば、採点が厳しくなり、不利益を被る恐れがあります。

確かに、学者の使うべきでないという理由には説得力がないのですが、受験生は、採点していただく立場である以上、相手の嫌がる表現を使うべきではないと思います。

ちなみに、「思うに」を使わなくても、段落を変えれば自説だとわかります。反対説や反対利益は、「確かに」と書けばいいだけです。

第9節 「以上」は書かない方がいいですか？

「以上」は答案の終わりを示すものとして書きますが、これを嫌がる学者がいます。

曰く、答案を読めば、答案が終わったことがわかるから「以上」は不要らしいです。

しかし、「以上」を書いたとしても文章として読みにくくなることはありません。

また、答案の途中に出てくる「思うに」「この点」と異なり、「以上」は、答案を読んだ後に書いてあるので、たとえ印象が悪くなっても点数に影響はないと思われます。

さらに、旧司法試験で合格した弁護士の先生方の中には、答案の終わりに「以上」を書きなさいと言う方もいます。

よって、「以上」は、書いても書かなくてもいいと思います。

どっちでもいいのです。

第8章 グッズ紹介

第1節 司法試験本番・普段の勉強で使えるグッズ

DRETEC デジタルタイマー



特徴 ①カウントアップ（いわゆるストップウォッチ）およびカウントダウン（いわゆるタイマー）の双方の機能を備えている点

②机上に置いた時に時刻表示の文字盤が見やすい点

③ボタンが大きくて押しやすい点

検索は【 DRETEC T-186 】で！

ぺんてる Handy-lineS



ノック式のラインマーカーです。キャップ式のマーカーがうっとうしいという方は、是非一度お試しを！

特徴 ①片手ノックで「使う・収納」をすばやく切り替え

②スマートなポケットサイズ！

③カートリッジを替えて繰り返し使えます。

検索は【 Handy-lineS 】で！

●フリクションシリーズ

フリクションボールノック



消えるノック式ボールペン

フリクションボール3



消える3色ボールペン

フリクションライト



消える蛍光ペン

フリクションシリーズの特徴

①こするとインクが透明になります（一定以上の温度になると色が消える仕組み）

②こすっても消しカスが出ません。

③何度でも書き・消しが可能です（ただし、紙が若干ふにゃふにゃになります）。

※文字が消えるおそれがあるため、司法試験の答案用紙には使えません。

第2節 おすすめのペン

司法試験は5日間にわたる長期戦であり、ペンが合わなければ大変な目に会うこともあります。また、本番は上質紙で滑りやすいため、その点も考慮する必要があります。

ペンを選ぶ視点

- ①油性・水性・ジェルインキのいずれにするか（書きやすさに関わる）
- ②軸（持ち手部分）の太さ（一般的には軸が太いと疲れにくい）
- ③グリップの滑りにくさ（筆圧の強い人は注意）
- ④調達しやすさ（本番にペンを忘れても、人気のペンだとコンビニ等で調達できる）
- ⑤芯（インク）の太さ（細字・太字）

●書き味がよく100円程度の安価なペン

三菱鉛筆 ジェットストリーム



インク：油性
Point：よく滑るため筆圧が高い人には向かない

ZEBRA スラリ



インク：エマルジョン
（＝油性＋ジェル）
Point：サラサよりもしつかりとした手ごたえ

ZEBRA サラサ



インク：ジェル
Point：書き味サラサラ

●1000円程度のペン

三菱鉛筆 ジェットストリーム αゲルグリップ



インク：油性
Point：ペン先に重さがあるおかげで安定感があり、100円のジェットストリームよりも遥かに書きやすい。また、持ち手の部分もぷにぷにして気持ちいい。多くの合格者が愛用しており、高価な万年筆を購入することをためらう人におすすめです。万年筆を購入する前に一度試す価値はあると思います。

<ペンを持ちやすくするテクニック>

書き味はいいがグリップが持ちにくい、というペンをお持ちの人におすすめ！

Before



After



お持ちのペンに、他のペンのグリップをはめると持ちやすくなります。図は、「サラサ」に「ドクターグリップ」のグリップをはめています。

第3節 万年筆

万年筆の最大の特徴は、あまり力を入れずに書くことができ、とにかく疲れにくいことです。しかし、万年筆は慣れるまでに時間がかかる上（何度も実際に書くしかありません）、ペンに比べると値段も高いです。しかも、市販のペンと比べると調達しにくいといえます。

そのようなデメリットを考慮してもなお、書きやすさや疲れにくさを追求したい人へのみ、万年筆をおすすめします。

万年筆を選ぶ視点 ※素人の考えにすぎないので、詳細はお店の人にお聞き下さい。

- ①価格（現実的に買える範囲としては、1,000 円～2 万円くらいと幅があります）
- ②ペン先が「金」かどうか（金であれば柔らかく、カリカリしません）
- ③ペン先の太さ（F【0.3mm 程度】かM【0.5mm 程度】か ※【】内の数字は目安です）
- ④カートリッジ式か吸入式か（カートリッジ式はペンと同じ感覚でインク交換できます）
- ⑤軸（持ち手部分）の太さ（一般的には軸が太いと疲れにくい）

※万年筆は、実際に書いてみないと自分に合うかどうかの判断がしにくいので、必ずお店で**試し書き**をさせてもらいましょう。また、値段が高ければよいというものではなく、自分が書きやすいものを選んでください。

以下では、万年筆といっても何を選んでいいのか全く分からないという人のために、万年筆の一部を紹介します。

ペリカーノジュニア



メーカー：ペリカン
 価格：1,500 円程度
 ペン先：ステンレス
 機能：カートリッジ&
 吸入式の両方 OK
 Point：初心者向け

サファリ



メーカー：LAMY
 価格：4,000 円程度
 ペン先：スチール
 機能：カートリッジ&
 吸入式の両方 OK
 Point：持ち手部分に工夫があり持ちやすい

カスタム 742



メーカー：PILOT
 価格：2 万円程度
 ペン先：14 金
 機能：カートリッジ&
 吸入式の両方 OK
 Point：滑らかさはピカイチ

※これらの万年筆は、関大正門前の「フジヤ文具店」で購入できます。

第4編	ミニ講座	162
第1章	小松陽一郎流 「論文の書き方ポイント 『十戒』」	162
第2章	法的三段論法の基礎.....	165
第3章	伝聞証拠の証拠能力に関する問題の解き方.....	167

第4編 ミニ講座

第1章 小松陽一郎流「論文の書き方ポイント『十戒』」

〔前提の確認〕

1 連続読破最低3回

まずは、各科目の基本書はなにかと聞かれたら、1冊だけ比較的薄い本を自信を持って言えるようにしよう。あれとこれ、というように複数を上げる人が散見されるが、それで合格した人はまずいない。

そして、その薄い基本書を連続して3回は頑張って回す（2回しか読んでないとか、いろいろな本に手を出して特定の本を複数回読んでいないという人があるが、絶対にだめ。体系の理解習得ができないから。まだ十分に間に合う。なお、予備校のテキストは行間が読めないのもダメ）。

2 判例は重要

ただし、民事系では、各要件事実（刑法における構成要件〔記述されざる構成要件を含む〕と似ていて条文がベース）がなぜそのように構成されているのかについて、かならず理解しておく

その際、その制度趣旨も再確認してそれとの関連性を押さえておく。

よく最高裁判決では、「特段の事情がない限り」という限定をつけているが、それはどのような場合かをチェックすると見えてくることもある。最高裁判所判例解説もよいのでは。

また、有名（重要）な判例を中心論点とした出題がしばしばなされるが、事案そのままは「絶対に」出ない。どこが違うかのポイントを意識した展開ができるかが勝負の分かれ目、ということを肝に銘じて勉強すること。

3 過去問の傾向

たとえば、過去の知財法で出たように、均等論では、各要件の「具体的な」意味を理解しておれば、どの要件事実の部分が事案のなかで関連するかが、あるいは間接事実を複数見つけると、第5要件について問うているんだなあということがわかる。国際消尽では、制度趣旨さえ指摘できれば、あとは右左どちらの結論でもいい。

また、民事系で、事業譲渡がでていたと思うが、なぜ譲渡人に競業避止義務があることが要件となっているのかの趣旨を理解していると先へどんどん進める。

過去の倒産法でも、「債権者」に「財団債権者」が含まれるのかという問題があった。文言上は含まれそうだが実質的には含めるとおかしかことになるということに気づけるかどうかは、なぜ破産の申立権が認められているのかの制度趣旨に遡る（せめてそこまで触れる）ことができるかどうかで決まる。

なお、知らない（考えたことがない）論点が出た場合、民法等の基本に戻って途中まででよいから答案に書けばよいので全く恐れることはない（但し、これができていない人が多い）。この人は基本はわかっているんだなあ、と採点者は好印象を持つから。

4 事実の当てはめを忘れるな

なお、事例問題が出題されるのであるが、試験委員のヒアリングにもあるとおり、かならず意味のある一定の事実がちりばめられていて、それによって結論に影響することになるから（結論はどちらでもよいが、具体的事実の「当てはめ」は不可欠）、試験委員はそこに注目している。したがって、当てはめ根拠事実を簡潔に指摘しておくのは、まさに好印象につながる。

要件事実の認定＝複数の間接事実から経験則・論理則で認定される

〔具体的な注意点〕

5 間接事実（間接証拠）のピックアップ

事実関係から法律上意味のある事実をピックアップする能力をみがく（ヒアリングにも繰り返し出てくるが、論点を見つけたとして規範内容をくどくど書くのは最低。複数回練習すればこの悪い癖はあっちへやれる）。

もし、このことがなかなかびんと来ないのであれば、昭和時代の古い判例を読んでみる。請求原因・否認・抗弁等に分けたものに出会える。そして、争点についてどのような事実をピックアップして要件事実を認定（or 否定）しているか実感すること。

6 項立てと丁寧な文字

「1 ●●
.....
.....
(1) ●●●
.....

というように、項目を立てること。項目のついていない文書とついてる文書では、中身が同じでも全然評価が異なる。

なお、乱雑な字を書く人は、この際、へたでも丁寧な字が書けるように頑張ること（乱雑な字のラブレターでは相手を口説けない）。

7 問題文中の事実は必ず引用する

繰り返しになるが、応用力が試されているので、賛成か反対かに影響すると思う「問題文中の事実と自分の評価を、まとめの前に簡潔に必ず書く」こと（結論に自信がなくともよい）。

8 参考答案の分析

上記の視点で、手元の参考答案をみてる。好印象答案は大抵はそうなっているハズ。
自分でそれを会得するまで確認する。

9 自分で書いて比較する

その後、すでに過去にその問題を解いたことがあっても気にせずに、なにか問題を自分で書いてみる。

そして、両者を比較して自分で採点する。これを複数回すること。何十時間の勉強にも勝る必勝法！

10 弁護士ゼミ等

なお、恥を忍んで、弁護士に直接採点してもらうのが最も有効で合格へのもっとも近道である（今からで遅くない）。弁護士は、いつもその視点で法律文書を書いている。実務をしている弁護士を利用する勇気をもてるかどうか。予備校等に行くことや基本的知識を身につけてから利用しようと考えて、そちらにプライオリティを置きたくなるのも理解できるが、ここで二者択一をしてはだめ。両方利用することが成功につながる。まだそうしていない人は、「すっばいぶどう」ではないか問うてみる。時間が重なっているときどちらを選択するか。

これは、ジェットコースターに乗るようなもの。あれこれ考えずに乗ってしまうこと。乗るとあっというまにゴール！！。

〔最後に〕

11 「十戒」

この「十戒」を実践しよう！！

第2章 法的三段論法の基礎**1 法的三段論法を学ぶ意義**

法的三段論法は、法律を使って論理的に相手を説得するための道具なのです。

結論だけを提示するのであれば、法律を勉強していない人でもできます。例えば、交通事故にあったから、被害者は加害者にお金をよこせとすることができる。誰でもわかります。

その事例で法律家(三段論法を駆使して事件解決をする職業)なら、民法 709 条がある。本件事案(事実)は 709 条に該当する。よって、被害者は加害者に損害賠償請求できる。というように法律の根拠を示して結論を提示できるのです。これによって説得力がでるのです。

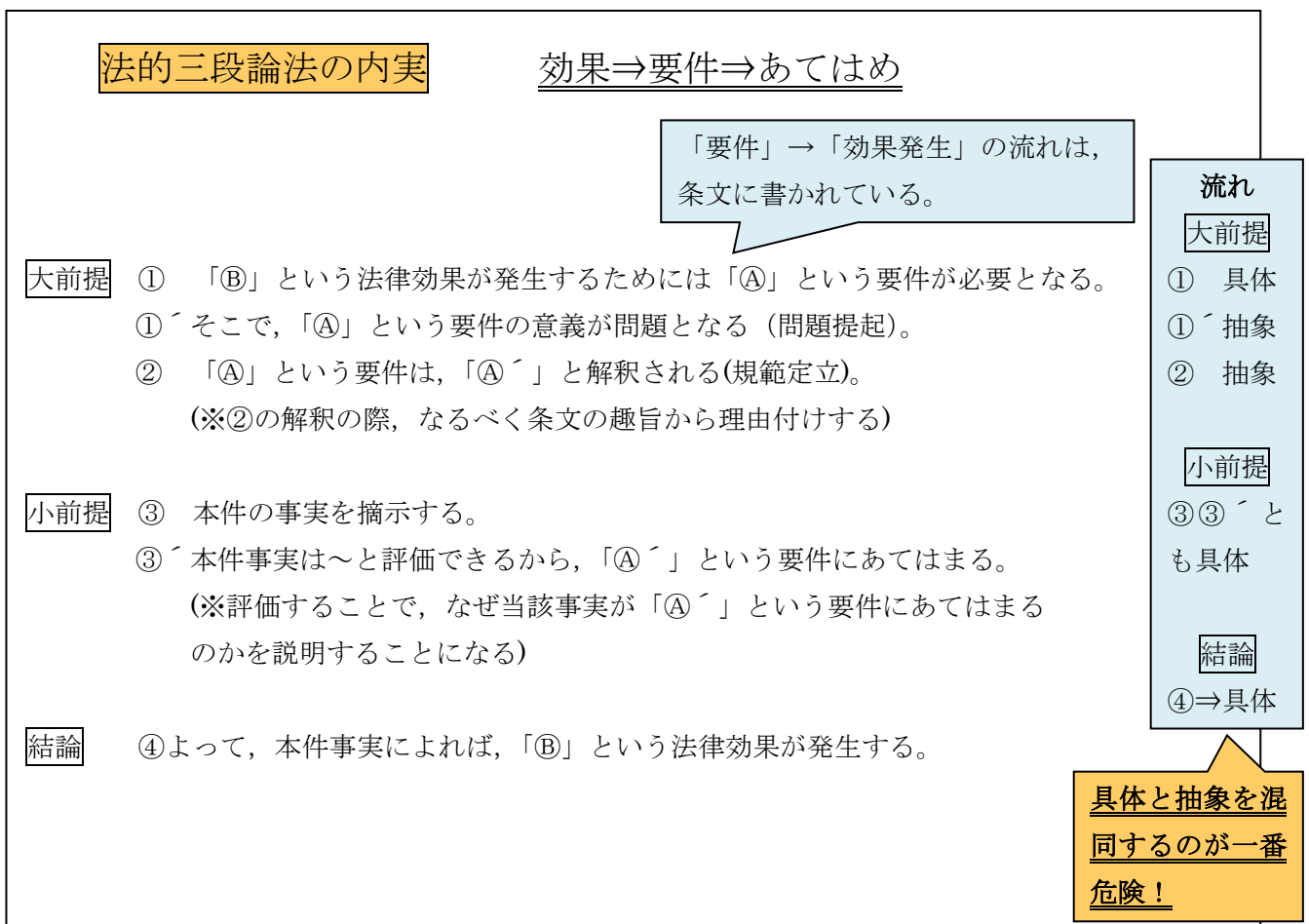
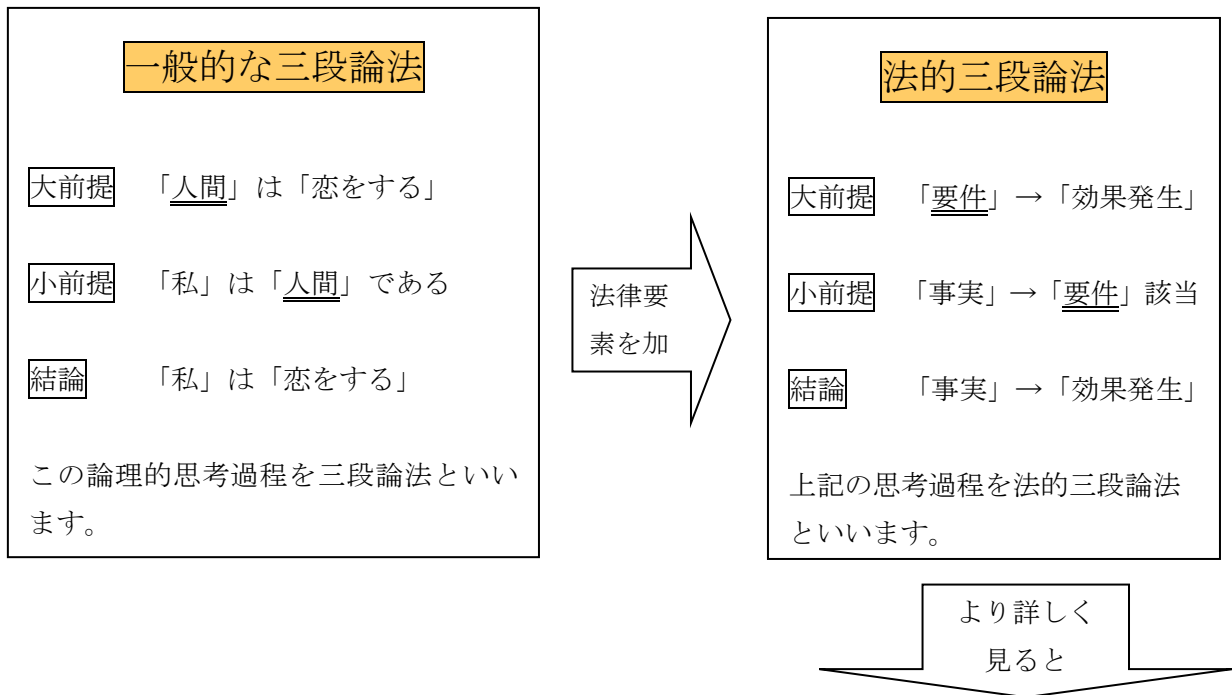
そして、論文試験の答案も、法的三段論法の繰り返しにすぎないのです。

2 注意

次ページの「3 視覚で理解する法的三段論法」は丁寧な論述をする際のモデルです。

現実の答案では、ほとんど争いのない論点や前提論点の場合等、問題提起をせずに規範定立をしたり、そのまま事実を規範にあてはめたりする場合があります。メインの論点だけを丁寧に論述するのです。いわゆる「答案のメリハリ」というものです。答案のメリハリの方法は具体的な問題文を前提にするため、上位の合格答案を参考にしてください。

3 視覚で理解する法的三段論法



第3章 伝聞証拠の証拠能力に関する問題の解き方

(改訂版、平成 27 年 2 月、石井一正)

1 新司法試験に出題された伝聞証拠の問題

(1) メモの証拠能力(平成 18 年度)

強盗を計画した甲、乙共同作成のメモ

立証趣旨は、共謀

(2) ノートの証拠能力(平成 20 年度)

被告人と交際していた女性作成のノート(被告人宅で覚せい剤を見つけた状況、その際の被告人の発言が記載)

立証趣旨は、覚せい剤を発見して被告人と会話した状況、本件覚せい剤を被告人が乙から入手した状況、組が過去に覚せい剤を密売した際の価格

(3) 実況見分調書の証拠能力(平成 21 年度)

被告人の犯行再現写真及び説明文が添付

立証趣旨は、被告人がそのような犯行をすることができたこと

(4) 捜査報告書の証拠能力(平成 22 年度)

犯行に関する被告人との会話及び会話の相手方がその状況を述べた録音を警察官が反訳したもの添付

立証趣旨は、会話の存在と内容

(5) 捜査報告書の証拠能力(平成 23 年度)

①死体遺棄の犯人が婚約者にあてたメール(パソコン内)を印刷した用紙を添付したもので、メールは殺人の犯人二名の自白及び三人で死体を遺棄した状況を内容とするもの

②殺人・死体遺棄の犯人と死体遺棄の犯人との間に交わされたメール(前者の携帯電話内)を印刷した用紙を添付したもので、メールは両者間の死体遺棄についての報酬に関するやりとりを内容とするもの

立証趣旨は、①につき、死体遺棄及び殺人に関する犯罪事実の存在

②につき、死体遺棄の報酬に関するメールの交信記録の存在と内容

(6) 実況見分調書の証拠能力(平成 25 年度)

①目撃者の犯行現場における指示説明に基づき、警察官が犯行状況を再現した写真で、

目撃者の犯行状況についての説明文が添付されたもの

②目撃者の犯行現場における指示説明に基づき、警察官が犯行状況を再現した写真で、目撃者が立っていたと指示した場所から撮影したもの。目撃者の立っていた位置及びそこからの犯行状況の見通しの説明文並びに警察官のその位置からの見通しの説明文を添付

立証趣旨は、犯行状況及び目撃者が犯行を目撃することが可能であったこと

[問題の特徴]

- (1) ある書面の中にその書面の作成者以外の者の供述が含まれている伝聞証拠の証拠能力が問題とされている。
- (2) 伝聞法則の例外及び伝聞法則の適用外(伝聞性＝伝聞・非伝聞)双方の問題が含まれていることがある。
- (3) 伝聞法則の適用外(伝聞性＝伝聞・非伝聞)か否かは、その証拠の要証事実いかんによって結論が分かれる。したがって、要証事実のとらえ方の理解が前提として必要である。問題文に立証趣旨が明示されているのはその故である。

2 この種の問題の解き方

(1) 書面の証拠能力(外側の検討)

① その書面に含まれているその書面の作成者以外の者の供述内容にとらわれることなく、まず、その書面の証拠能力について検討する。この検討は、伝聞例外の問題であることが多いので、その書面が刑訴法 321 条以下のどの条文により、その証拠能力を判断すべきかを考える。

② この書面が検面調書とか自白調書とか検証調書、鑑定書とかの条文に出ている書面であれば、刑訴法 321 条あるいは刑訴法 322 条に列挙されているので、どの条文によって証拠能力を判断すべきかは容易に答えが出る。

③ この書面が条文に出ていないが、定型的な捜査書類で、その証拠能力に判例・実務上争いがないもの(実況見分調書、診断書、捜査報告書など)は、どの条文によって証拠能力を判断するかをしっかりと理解・記憶しておく必要がある(実況見分調書は刑訴法 321 条 3 項、診断書は刑訴法 321 条 4 項、捜査報告書は刑訴法 321 条 1 項 3 号などと)。

ただし、捜査報告書は、名前は同じであるがその内容はさまざまであり、内容によっては、刑訴法 321 条 1 項 3 号によるのではなく、他の考え方をしなければならない場合がある点に留意してほしい(後述参照)。

④ 定型的な書面でない場合(メモ、ノート、手紙、手帳、日記など)は、そうはいかないが、まず、刑訴法 323 条書面に該当しないかを検討することが重要である。同条の書面に該当して証拠能力が肯定されるならば、刑訴法 321 条あるいは刑訴法 322 条に規定されている要件の存否を判断する必要があるからである。

この際、同条 1 号は公務員の証明文書だから、これに該当することはまずないし、2 号は業務文書であるから、文書の実質によりこれに該当することがありうるものの、ごく稀である。したがって、主として 3 号書面(特信性のある文書)に該当するか否かを検討する必要がある。この検討に当たっては、判例では、3 号書面は定型的に特信性がある文書に限らず、具体的に当該文書に特信性があれば、3 号書面に当たると解していることに留意(個別説あるいは実質説)。

④ その書面が刑訴法 323 条書面に当たらないと判断されるときは、刑訴法 321 条あるいは刑訴法 322 条に戻ってその証拠能力を判断する。

どちらの条文で判断するかは、その書面の作成者が被告人以外の者(共犯者あるいは共同被告人を含む)である場合と被告人の場合とで異なる。

被告人以外の者の場合→刑訴法 321 条 1 項 3 号

被告人の場合→刑訴法 322 条 1 項

⑤ 刑訴法 321 条 1 項 3 号はその書面の作成者が「死亡、所在不明、国外にいる」など供述不能を要件としている。この要件が満たされなければ、同号の他の要件の有無にかかわらず、その書面の証拠能力は否定され、したがって、その書面に含まれている他の者の供

述の証拠能力も否定されることになる。そこで、設題では、書面の作成者が死亡していることになっている例がおおい(前掲試験問題(2)、(5)、なお(4)も同号の要件が問題になるが、供述者は死亡していることになっている)。死亡など供述不能の要件が満たされておれば、同号の他の要件(「不可欠性」、「特信性」)を検討する。

⑥ 刑訴法 322 条 1 項は、被告人に不利益な供述を内容とする限り(設題ではほとんどがそうである)、任意性さえあればその書面の証拠能力が肯定される。そして、被告人がみずから書いたメモ、ノート、手紙、手帳、日記などのような書面に任意性がないなどという場合は通常想定しにくい。そうすると、被告人作成のこの種書面は、証拠能力が肯定される場合が多いと考えてよい。

(2) その書面に含まれているその書面の作成者以外の者の供述の証拠能力(内側の検討)

① 書面の証拠能力が肯定された場合は、次に、その書面に含まれているその書面の作成者以外の者の供述の証拠能力を検討する(この書面が伝聞証拠であってしかも伝聞例外に当たらず、したがってその証拠能力が否定されるという結論を出した者も、仮定的にこの点の検討をして記述しておいたほうがよい)。

② 検討は、以下の二点

(ア)要証事実との関係でその供述が伝聞証拠に当たるか否か(伝聞法則適用の有無、伝聞性=伝聞・非伝聞)

(イ)伝聞証拠に当たるとすれば、伝聞例外により証拠能力が肯定されるか否か

③ 伝聞法則適用の有無(伝聞性=伝聞・非伝聞)検討の枠組み

伝聞・非伝聞はその供述の要証事実によって決まる。そこで、その供述の要証事実はなにかをまず考えなければならない。要証事実の決め方については、後掲の別紙参照

(ア) 要証事実がとらえられ、その要証事実であれば、その供述の証拠としての用い方あるいは証拠としての意味が「その供述の存在自体」にあるとき(ことばの情況的使用)→非伝聞

(イ) 要証事実がとらえられ、その要証事実であれば、その供述の証拠としての用い方あるいは証拠としての意味が「その供述の中味に沿う事実が過去に存在したこと」にあるとき→伝聞(その供述者への反対尋問などにより、その体験事実の真偽を確かめなければならないから)

(ウ) 現在の心の状態を表すことば(感情、犯行計画・犯行の決意など)については、上記のどちらに入るか争いがあるが、非伝聞説が有力であり、判例の傾向でもあるので、非伝聞説によったほうがよい。

非伝聞説によれば、

A 甲が自己の現在の心の状態を書いた書面(例えば、犯行計画メモ)あるいは甲の現在の心の状態を聞いた乙の法廷供述は非伝聞

しかし、

B 甲の現在の心の状態を聞いた乙が書面にした場合(例えば、甲の犯行計画を聞いた乙が作

成したメモ)は伝聞証拠である。

C 甲・乙双方の現在の心の状態を甲又は乙が一通の書面にした場合(上記 A、B のいわばミックス型、たとえば、甲、乙が犯行計画を相談して互いに内容を了解して甲が作成したメモ＝試験問題(1)参照)は、判例では非伝聞と解されている。

④ 上記の検討により、その書面に含まれているその書面の作成者以外の者の供述が非伝聞であるとすれば、問題はなく、その供述の証拠能力は肯定される(再伝聞＝二重伝聞ではないから)。

⑤ その書面に含まれているその書面の作成者以外の者の供述が伝聞であるとすれば、再伝聞(二重伝聞)の証拠能力の問題を検討しなければならない。

⑥ 再伝聞(二重伝聞)の証拠能力

再伝聞(二重伝聞)が伝聞例外として証拠能力が肯定されるか否かは、一重伝聞が解消された場合には(この場合でいえば、書面の証拠能力が肯定される場合には)、書面が公判廷における供述に代置されるものとして、刑訴法 324 条によりその証拠能力を判断するというのが、判例(最判昭 32・1・22 刑集 11 卷 1 号 103 頁など。この判例では、甲の検察官調書中に共同被告人乙の供述が含まれている場合)の考え方である。

したがって、

その供述が被告人の供述を内容とする場合→刑訴法 322 条 1 項の準用(刑訴法 324 条 1 項)→被告人に不利益な供述であれば(設題では多くは不利益供述)、任意性さえあれば(通常は任意性あり)証拠能力がある。

その供述が被告人以外の者の供述を内容とする場合→刑訴法 321 条 1 項 3 号の準用(刑訴法 324 条 2 項)→供述者が死亡など供述不能の要件を満たさない限り、証拠能力は肯定されない。この要件を満たせば、他の要件(「不可欠性」、「特信性」)の検討に進む。この際、「不可欠性」は、争点の判断にはその証拠が唯一であることまでを要しないこと、「特信性」は、刑訴法 323 条 3 号にいう特信性より低い程度で足りることに留意。

いずれも、原供述者の署名押印は不要。

3 具体的説明

以上の検討方法を平成 20 年度、平成 22 年度及び平成 25 年度の司法試験問題(前掲(2)、(4)及び(6))によって具体的に説明する。

[平成 20 年度の試験問題]

(1) 平成 20 年度の試験問題は、被告人が営利目的による覚せい剤所持で起訴され、所持及び営利目的を否認しているところ、検察官は被告人の交際相手である W 方から押収した W 作成のノートの取調べ請求をしたという設題である。

そして、そのノートは、W が日記帳がわりにつけていたもので、その最終日付には被告人宅で覚せい剤を見つけた状況、その際の被告人の発言が記載されており、検察官の

立証趣旨は、覚せい剤を発見して被告人と会話した状況、本件覚せい剤を被告人が組関係者乙から入手した状況、被告人の組が過去に覚せい剤を密売した際の価格である。

(2) 外側の検討その一=ノートの伝聞性(伝聞・非伝聞)

ノートの記載内容の真実性(ノートに書かれていることが過去にあったこと)を問題にする限り(検察官の立証趣旨)、非伝聞証拠とみる余地はない。このノートに「証拠物たる書面」としての側面があっても、伝聞法則の適用は排除されない。

(3) 外側の検討その二=ノートの伝聞例外

伝聞例外として刑訴法のどの条文によって証拠能力の有無を判断するか。ノートは非定形的書面であるから、前述のとおり、まず、刑訴法 323 条によりその証拠能力を判断する。

① 同条 2 号←ノートは W が日記帳がわりにつけていたもので、連続性はあるが、業務性はないので不該当。

② 同条 3 号←定期的に高度の信用性の情況的保障がある文書に限るとの説によれば、該当しない。個別的に高度の特信性が立証されたときは定型性がなくても 3 号該当ありとする説(判例)によっても、設問のノートはそこまで高度の特信性はあるか疑問(W死亡につき、特信性の個別立証なし)。

(4) そうすると、このノートは、被告人以外の者の作成した供述書ということになるから、刑訴法 321 条 1 項 3 号によってその証拠能力を判断する。

W は死亡しているから、供述不能の要件は満たされており、かつ、設題からすると、「不可欠性」の要件もあり、設題にいうこのノートの性質、体裁、記載内容からすると「特信性」も肯定できる。

(5) 内側の検討=本件ノートに証拠能力ありとした場合、これに含まれている被告人の供述部分の証拠能力

① 被告人の供述部分の伝聞性(伝聞・非伝聞)

伝聞性(伝聞・非伝聞)は、前述のとおり、要証事実によって決まる。すなわち、W と被告人の会話状況という立証趣旨を要証事実とすれば、被告人の供述の存在自体が証拠となるから、非伝聞

その余の立証趣旨を要証事実とすれば、被告人が述べるような事実が過去に存在したことが証拠となるから、被告人の供述は、再伝聞(二重伝聞)になる。

② 被告人の供述部分の伝聞例外

このノートの証拠能力が肯定されると、これが公判廷における供述に代置されるから、ノートに含まれている被告人の供述部分の証拠能力については、刑訴法 324 条 1 項により、刑訴法 322 条 1 項が準用され(判例)、任意性があれば、証拠能力がある(被告人が W に話したことにつき、任意性がないとは考えられない)。

[平成 22 年度試験問題]

(1) 警察官が、拳銃を密売しているという嫌疑がある被告人甲におとりの乙を接触させ、拳

銃密売に関する甲、乙との会話(電話及び面談)及び乙がその状況を述べた録音を警察官が反訳した捜査報告書の証拠能力が問題となっており(他にも、丙との電話の録音が問題になっているが、ここでは省略)、検察官の立証趣旨は、会話の存在と内容。

(2) 外側の検討その一=捜査報告書の伝聞性(伝聞・非伝聞)

捜査報告書は、捜査官(警察官 K)が体験したこと(設題では、録音を聞いてその内容を反訳したこと)ことを記載して上司あてに報告した書面(Kの供述書)であり、伝聞証拠である。

(3) 外側の検討その二=捜査報告書の伝聞例外

①捜査報告書の証拠能力は、証拠とすることの同意がない限り、通常は、刑訴法 321 条 1 項 3 号の要件を満たすか否かによって判断する。

刑訴法 321 条 1 項 3 号は、供述者が「死亡、国外にいる」など供述不能を証拠能力の要件としているから、設題の K が証人として公判に出頭して供述をする限り、捜査報告書が同条により証拠能力を取得することはできない。

②しかし、この捜査報告書は、客観的に存在する録音を聴覚によってその内容を認識しこれを文字によって表現(反訳)したものである。あたかも、道路状況を視覚で認識した警察官がこれを文字で説明した検証調書(実況見分調書)に似通っている。この点に着目して、この捜査報告書を実況見分調書として考える見解がありえる。

録音内容が人の供述である場合それを聴覚で認識した場合は、これを検証の概念に含めることには疑問があるものの、通信傍受法制定前は、電話による会話の傍受及び録音は、検証令状によっていたことを考えると、この見解が妥当かも知れない。

この見解によれば、K が公判廷において「作成の真正」証言すれば、この捜査報告書の証拠能力が認められることになる。

(4) 内側の検討=捜査報告書中の甲、乙の供述部分の証拠能力

捜査報告書に証拠能力が認められるとしても、この書面の中に含まれている甲、乙の供述部分の証拠能力はさらに検討を要する。

甲、乙の供述部分は、両者間の電話による会話部分及び対面した際の会話部分並びに乙が体験したことをまとめて供述した部分がある。

① 乙が体験したことをまとめて供述した部分(設題の捜査報告書 1、2 の各(2)の部分)はその供述内容に沿う事実が要証事実になると解されるから、捜査報告書のこの部分は再伝聞(二重伝聞)である。したがって、捜査報告書が証拠能力を取得した場合は、刑訴法 324 条 2 項の準用により(判例)、刑訴法 321 条 1 項 3 号の要件を満たしたときに、証拠能力が認められる。乙は死亡しているうえ、同号の他の要件(「不可欠性」、「特信性」)も肯定されようから、結局乙のこの供述部分は証拠能力が認められる。

② 捜査報告書中の甲、乙の会話部分(捜査報告書 1、2 の各(1)及び 3 の部分)は、そのような会話の存在(拳銃売買の合意、その代金支払いの合意)が要証事実であると解されるから、これらの部分は非伝聞である(再伝聞ではない)。したがって、捜査報告書が証拠能力を取得する場合には、この会話部分も証拠能力が認められる。

先に触れたように、捜査報告書は、通常は、その作成者である警察官の供述書として刑訴法 321 条 1 項 3 号によってその証拠能力を判断するのであるが、その内容によっては、この設問のように、実況見分調書の実質を持つものとして、刑訴法 321 条 3 項により、その証拠能力を判断してよい場合もあるし、ときには、他の文書を添付して、捜査報告としては、その文書の由来・作成経過を述べたにすぎないものもある。この種の捜査報告書は、むしろ、写真の奥書と同様、その文書の関連性を明らかにするものであって、厳格な証明を要しない事実に関する証拠であるから、証拠能力の制限を受けない(自由な証明であるから伝聞法則が適用されない)と考えてよいと思われる(平成 23 年度の司法試験問題における捜査報告書参照)。

[平成 25 年度試験問題]

(1) 平成 25 年度試験問題は、実況見分調書の証拠能力である。すなわち、殺人事件の目撃者 W を立ち合わせて、警察官 P が犯行現場である公園内において実施した実況見分の結果である実況見分調書を作成し、その実況見分調書に下記のような犯行再現写真 や説明文を添付し、検察官が、下記のような立証趣旨でこの実況見分調書の証拠調べ請求をしたところ、弁護人はこれに対し、証拠とすることの同意をしなかったという設題になっている。

①目撃者 W の犯行現場における指示説明に基づき、警察官が犯行状況を再現した写真で、目撃者の犯行状況についての説明文が付記されたもの(資料 1)

②目撃者 W の犯行現場における指示説明に基づき、警察官が犯行状況を再現した写真で、目撃者が立っていたと指示した場所から撮影したもの。目撃者の立っていた位置及びそこからの犯行状況の見通しの説明文並びに警察官のその位置からの見通しの説明文が付記されたもの(同 2)。

立証趣旨は、犯行状況及び目撃者が犯行を目撃することが可能であったこと

(2) この種の実況見分調書の証拠能力については、すでに平成 21 年度にも出題されており(被告人の犯行再現写真及び説明文添付の実況見分調書の証拠能力)、また、参考判例として著名で重要な最高裁判例(後述)が存在し、また、この判例の解説等を含め多くの文献が存する分野である。

(3) そして、この問題は、伝聞証拠についての司法試験問題の特徴(前記参照)を兼ね備えた典型的な問題ともいえる。すなわち、実況見分調書という伝聞証拠の中に他人(W)の供述が含まれており、解答としては、二段の検討(外側と内側)をしなければならないし、後者の検討に当たっては、要証事実を頭に置かなければならない。

(4) 検討の順序は、先に述べたように、いきなり内側の問題(犯行再現写真や説明文の証拠能力)からはじめないで、外側の問題(実況見分調書の証拠能力)から検討したほうが分かりやすい。

(5) 外側の検討=実況見分調書の証拠能力

実況見分調書は、犯行現場などの状況を警察官などが五感の作用で認識した結果を法廷で直接供述しないで、書面化して報告したものである。したがって、実況見分者(かつ調書の作成者)Pの供述書であって、伝聞証拠であることは明らかである。

伝聞証拠である実況見分調書の証拠能力を刑訴法 321 条以下のどの条文によって判断するかについては、判例・実務上、刑訴法 321 条 3 項により判断すべきであることが確立されているといってよい。もとより、証拠とすることの同意(刑訴法 326 条)があればこの条文によって証拠能力を取得するが、司法試験の設題ではすべてこの同意がないことになっている(同意があれば実況見分調書は、「その中に含まれる再伝聞を含め」、証拠能力を取得するので問題が消滅する)。

したがって、設題では、作成者 P が法廷で「作成の真正」を証言すれば実況見分調書は、証拠能力がある(「作成の真正」とはなにかを理解しておく必要があることに留意—「作成の真正」=名義の真正+記載の真正。なお、この証言が得られない場合は実務上ほとんどない)。

ちなみに、実況見分調書の証拠能力を刑訴法 321 条 3 項で判断する(任意の検証)ということとは、判例・実務上だけではなく、学説上も一異説がないわけではないが一確立した見解といってよいから、この点は詳述しなくてもよい。

(6)内側の検討その一=分類の必要性

内側の検討に当たっては、内側の部分(設題では別紙 1 及び 2 に記載されている部分)を分類して検討することが不可欠であることをまず認識しなければならない。なぜなら、同じ内側の部分であっても、その証拠能力の検討や検討結果が異なることが多いからである(同じ検討過程と同じ結論になる試験問題であれば、単調で簡単すぎ、試験問題としては好ましくない。試験問題としては、この部分は証拠能力がないが、この部分は証拠能力があるということになるか、あるいは、同じ結論でもその根拠が異なる—この部分は非伝聞だから証拠能力があるが、この部分は伝聞例外として証拠能力がある、という具合に)。

設題の内側の部分を大きく分類すると、

- ①立会人(目撃者 W)の犯行再現写真(資料 1)
- ②写真に付記された W の説明文(資料 1 及び 2)
- ③立会人が立っていたとする位置から犯行再現状況を写した写真及びこの写真に付記された実況見分者(実況見分調書の作成者)P の見通し状況についての説明文(資料 2)

(7) 内側の検討その二=前提となる知識

① 実況見分調書は「作成の真正」の立証があれば、伝聞証拠であっても証拠能力がある。問題は、これにより証拠能力がある部分は、実況見分調書のどの部分なのかということにある。実況見分調書は、通常、立会人の指示説明や写真、図面その他いくつかの部分で構成されていることが多いので、このことが常に問題になり、また、従前から議論されてきた。最高裁判例や多くの文献があり、旧司法試験に出題された問題でもある。

実況見分調書中の実況見分者が五感の作用により感得したものを記載した部分—たとえば、建物・道路の状況、距離関係、現場に残された痕跡の有無・状態、車の往来の多少、ある地点からの見通しなど—は、それが文章として書かれた場合はもちろん写真や図面で代用あるいはこれらを補助として用いた場合も含め、この「作成の真正」の立証により証拠能力がある。

しかし、立会人の指示説明は、その供述内容に沿った事実の有無を要証事実とするときには、再伝聞であるから、「作成の真正」の立証によつては、いまだ証拠能力を取得しないと解されている。それは、実況見分者がその指示説明によってある場所や物を見分した契機あるいは動機としてしか用いることができないと解されている(動機説)。その用い方であれば、立会人の指示説明を非供述証拠として用いていることになるから、再伝聞に当たらず、「作成の真正」の立証によって十分まかなえるのである。

② 犯行再現写真の証拠能力については、著名な最高裁判例があり(最決平 17・9・27 刑集 59 巻 7 号 753 頁、刑事訴訟法判例百選第 9 版 180 頁)、これを知っておくことがこの問題を解く前提として不可欠である。

この判例は、被害者あるいは被疑者の犯行再現写真を添付した実況見分調書ないしその実質を持つ写真撮影報告書で、写真には被害者あるいは被疑者の説明文が付記されているものについての証拠能力に関し、

ア 犯行再現写真は、刑訴法 321 条 3 項の要件が満たされるほか、

● 再現者が被害者など被告人以外の者の場合は、刑訴法 321 条 1 項 2 号(実況見分者が検察官の場合を想定していると思われる)ないし 3 号(警察官の場合)の要件が必要

● 再現者が被告人の場合は、刑訴法 322 条 1 項の要件(任意性)が必要

(ただし、いずれも署名押印は不要)

イ 説明文も、同様であるが、こちらは署名押印が必要。それがなければ、他の要件を検討するまでもなく、証拠能力なしと判断している。

この判例は、犯行再現写真ないしこれに付記された被害者等の説明文は、警察官に対する被害者等の供述を録取した書面と解しており、刑訴法 321 条 1 項 3 号ないし刑訴法 322 条がもろに(刑訴法 324 条を媒介としないで)適用されると解し、ただ、写真だけはその作成過程の機械性のゆえに署名押印は不要と考えているようである。

(8) 設問へのあてはめ

上記の内側の部分のそれぞれにつき、以上の前提知識により、その証拠能力を検討すれば

①立会人(目撃者 W)の犯行再現写真(資料 1)

要証事実は立証趣旨のとおり、犯行状況であるから、前記判例のいうように、これが証拠能力を取得するためには、刑訴法 321 条 1 項 3 号の要件を満たす必要がある(署名押印は不要)。同号は、前に述べたように、供述者が「死亡、国外にいる」など供述不能の要件

を定めているから、W が証人として公判に出頭して供述をする限り、犯行再現写真が同号により証拠能力を取得することはできないことになる。設題では、W は生きており、供述不能の要件は満たされていないようである。

ちなみに、そのような場合、実務では、検察官は、証人 W の尋問の際、この犯行再現写真を示しながら尋問し、証人尋問終了後この犯行再現写真を公判調書の末尾に添付する扱いが多い。この場合の手続及び犯行再現写真の証拠としての扱い方については、最高裁判例が出ており、これも非常に重要な判例であるから、一本問とは無関係ながら一ぜひ習得しておいてほしい(最決平 23・9・14 刑集 65 巻 6 号 949 頁、平成 23 年度重要判例解説 192 頁)。

② 写真 に付記された W の説明部分(資料 1 及び 2)

前記判例によれば、この部分は、警察官が被告人以外の者の供述を録取した書面という理解になるから、証拠能力を取得するには、刑訴法 321 条 1 項 3 号の要件を満たす必要があり、かつ、この場合は、署名押印が必要であるところ、設題の資料には、W の署名押印がないから、この部分は、同号の要件の有無を検討するまでもなく、証拠能力がない。

③ W が立っていたとする位置から犯行再現状況を写した写真 及びこの写真に付記された実況見分者(実況見分調書の作成者)P の見通し状況についての説明部分(資料 2)

要証事実、立証趣旨のとおり、W が立っていたという位置から犯行までの見通しであるから、P の実況見分の結果を記載したものと考えられ、したがって、再伝聞の問題は起こらず、実況見分調書が「作成の真正」の立証により証拠能力を取得すれば、この部分も証拠能力があることになる。

(実際に W がこの位置から犯行状況を目撃したという別途の立証がなければ、この証拠の価値はないが、それは、③部分の証拠能力の問題ではない)

別紙 要証事実の決め方

- 1 伝聞・非伝聞の区別が要証事実によって決まることについては、判例・学説上争いがないが、要証事実が何かということは、それほど明確ではない。そのことは、ある供述が伝聞か非伝聞であるかについて下記の最高裁判例と下級審の結論が異なったのは、伝聞概念の相違ではなく、その証拠の要証事実の把握の差異によることから知れる。
- 2 伝聞・非伝聞の区別としての要証事実とは、その証拠によって証明しようとする事実と考えてよい。そして、この要証事実とは、当事者の述べた立証趣旨を基準にして定めるが、明示的にその立証趣旨に限定して証拠を採用していない限り、必ずしも立証趣旨に限定しないで、事件の争点やその証拠が争点との関係で果たす立証機能を考慮して定めるものと解されている(下記文献②参照)。

- 3 要証事実を決める基準についての文献は乏しいが、

①石丸ほか・刑事訴訟の実務(新版下)84 頁

②三好「伝聞法則の適用」大阪刑事実務研究会「刑事証拠法の諸問題上」65 頁
などが参考になる。

- 4 判例でこの点が参考になるのは、

①最判昭 30・12・9 刑集 9 卷 13 号 2699 頁(強姦致死事件)

②最判昭 44・6・25 刑集 23 卷 7 号 975 頁(夕刊和歌山事件)

③最決平 17・9・27 刑集 59 卷 7 号 753 頁(犯行再現写真)

である。

- 5 判例の具体的検討

- (1) 判例①(強姦致死事件)の検討

判例①では、被害者(美人おかみ)の愛人が法廷で「被害者は生前『被告人は好かんわ、いやらしいことばかりする』といていた」という供述の伝聞性が問題となった。

原判決は、この供述の要証事実とは、被害者が被告人に嫌悪の感情を持っていたことであり、被害者の当時の心の状態を表す供述であるから、伝聞ではないと解した。

これに対し最高裁は、この事件の争点は強姦か和姦ではなく、被告人と犯人の同一性であるから、この供述の要証事実とは、被告人が被害者に対し姦淫の動機を有していた事実であるとして伝聞性を肯定した。

すなわち、被害者の嫌悪の感情は、強姦か和姦かという点が争点であればそれを立証する意味(機能)があるが、被告人と犯人の同一性が争点であれば、被告人の被害者に対する感情(たとえば、敵意、殺意、憎悪、姦淫の意図・動機など)を立証することに意味はあるが、被害者の被告人に対する感情を立証することは意味がないのである。

被告人の姦淫の動機は、「被告人がそれまでに被害者にいやらしいことばかりしていた」という事実から推認されるが、それ自体はまさに被害者の体験であり、これを伝え聞いた証人の体験ではないから、その伝聞性は明らかである。

(2) 判例②（夕刊和歌山事件）の検討

判例②では、名誉毀損で起訴されている被告人の部下で被告人に記事の情報を提供した証人が法廷で「市役所の職員から『被害者の部下の記者が市役所で公訴事実(2)記載のようになすごんだ』という話を聞いた」と供述した部分の伝聞性が問題となった。被告人側申請のこの証人の立証趣旨としては単に「公訴事実(2)の事実について」とのみ記載されていた。

第一審及び控訴審は、この供述の要証事実、名誉毀損の内容である公訴事実(2)の事実(被害者の部下の言動)が真実存在した点にある(真実性の証明)から、それを体験しているのは、この証人ではなく市役所の職員であって、この供述は伝聞であるとした。

これに対し最高裁は、この事件の争点は、名誉毀損の内容である公訴事実(2)の事実(被害者の部下の言動)が真実存在した点にある(真実性の証明)だけではなく、真実性の誤信の相当性も含まれており、この関係では証人である被告人の部下が公訴事実(2)に沿う被害者の部下の記者の言動を聞いたことが要証事実であり、したがって、この関係では非伝聞であると判断した。

(3) 判例③(犯行再現写真)の検討

判例③は、模擬現場で、被告人又は被害者に犯行状況を再現させた写真(実況見分調書ないしその実質を持つ捜査報告書に添付)の証拠能力に関するものである。

検察官の立証趣旨は「犯行再現状況」又は「被害再現状況」であった。一審及び控訴審は、刑訴法 321 条 3 項により実況見分調書の証拠能力が認められた際、特段の要件を考慮しないで、これらの写真の証拠能力をも肯定した。

これに対し最高裁は、立証趣旨が上記のように記載されていても、この写真の実質は再現されたとおりの犯罪事実の存在が要証事実になるものであるから、伝聞であると判断した。

被告人又は被害者が模擬現場でこういう動作をしたということを要証事実とするならば、非伝聞であるが(あたかも実況見分調書に添付されている建物や道路の状況を写した写真と同様)、この事件ではちかんの故意の有無が争点になっているから、それを立証しても意味がない。この事件では、こういう状況で犯行に及んだあるいは被害を受けたということが立証されてはじめて意味があるから、写真による報告過程そのものは、非供述過程(カメラという機械による認識・報告)であると解しても、伝聞なのである。

現場写真の場合は、犯行がまさに行われたと認められる際に、被告人あるいは被害者がこういう動作をしていたということを立証することに意味があつて(たとえば、被告人が被害者の腰に手をまわしていた)、逆に動作に供述的な意味合いがないから、写真による報告過程を非供述過程(カメラという機械による認識・報告)と解する限り、非伝聞なのである。

[参考]

○ 被告人が犯行現場で犯行を再現した写真について、検察官が「被告人はこのようにし

て犯行を行うことができた」ことを立証趣旨として、取調べ請求をし、弁護人は「被告人の犯行状況」が立証趣旨であると考えてこの写真につき不同意とした場合(平成21年の司法試験問題)の要証事実について

検察官のいう立証趣旨であれば、再現写真は非伝聞の場合に当たり、しかもこの立証趣旨であっても証拠としての意味・機能があり、これに限定することに合理性がないとはいえない場合の要証事実をどう考えるかという問題である。たとえば、被告人や被害者が供述するような犯行の態様が現場の客観的状況との関係であるいは被告人や被害者の行為自体において物理的に可能であるか否かを吟味・検討するために犯行を再現させたということを立証趣旨とする場合である(芹沢・最高裁判例解説平成17年度345頁以下参照)。

このような場合の要証事実のとらえ方については、下記の両説があると思われる。

甲説＝検察官のいう立証趣旨を要証事実と解してよいとする説

この試験問題の設題でいえば、被告人は、犯人でないと争っているから、被告人が犯行を現場で再現してみせて、被告人に犯行を行う能力があることを立証することは意味がある。すなわち、犯行能力は犯人性の一つの状況証拠なのである。

したがって、検察官のいう立証趣旨であっても証拠としての意味・機能があり、これに限定することに合理性がないとはいえないから、これを要証事実と解して、この再現写真の伝聞性を考えればよい(非伝聞になる)。

乙説＝検察官のいう立証趣旨に限定して裁判所がその証拠を採用していない限り、要証事実とは、より証拠としての意味・機能の高い「再現されたとおりの犯罪事実の存在」と解すべきであるとする説

これを要証事実とする限り、上記判例③と同様、再現写真は伝聞証拠である(刑訴法322条1項によりその証拠能力を判断、ただし、署名押印は不要)。

第5編 プランニングのすすめ.....	184
第1章 計画の重要性.....	184
第1節 計画を立てることがなぜ重要か？	184
第2節 計画の立て方	184
第2章 ロースクールの過ごし方.....	187
第1節 未修1年目	189
第2節 未修2年目・既修1年目	193
第3節 未修3年目・既修2年目	196
第4節 修了後	199

第5編 プランニングのすすめ

第1章 計画の重要性

第1節 計画を立てることがなぜ重要か？

「計画を立ててもどうせ実践できないから意味がない」という言葉を耳にします。

しかし、それは間違いです！計画は立てること自体に意味があるのです（もちろん、実践するのがベストです）。

まず、計画を立てようとする、これから自分が何をやるべきなのかを把握する必要があります。この自分がやるべきことを把握するという過程が何よりも重要なのです。この過程を踏むことで、（司法試験までに）残された時間で一体何ができるのかを自然に考えることができるのです。

これにより、いかに残された時間が少ないのかを知り、あせり、勉強に精を出すことができます。他方で、やるべきことを明確にすることで、何からしたらよいのか分からない、本当に間に合うのかといった漠然とした不安を消すこともできるのです。

第2節 計画の立て方

①やるべきことを把握する

夏休みや春休みといった長期休みでは時間がたくさんあると感じるため、やりたいことがたくさん出てくると思います。欲張ってもいいので、それをまず全て紙に書き出してみましょう。短答・論文過去問、基本書、演習書、百選など、人それぞれいろいろあると思います。

次に、書き出したものに優先順位をつけましょう。欲張って全部を長期休みにやることはできません。本書の「ロースクールの過ごし方」を参照しながら自分が今すべきことに沿って、やることを絞り込んでいくのです。

②長期的な計画をまず大雑把に決める

今が3年の夏休みとしましょ。司法試験まであと10カ月という段階です。この時期になれば後期は授業が少ないでしょうし、長期的な計画が立てやすくなります。もっとも10カ月丸々使えるわけではありません。直前の4月・5月は全科目の総復習、1月は期末試験の勉強に追われるでしょうから、計画を立てることができるのは実質的に7カ月です。

勉強の基本は「繰り返し」です。あまり手を広げずにやるべきことを絞って繰り返すことで、知識はどんどんと定着していきます。同じ過去問や演習書を複数回解いても、そのたびに新鮮な発見がありますし、間違える問題は何度やっても間違えることがあります。

1つの基本書・演習書をやるときは出来れば3周は解いてほしいです。ただ、回数が増

えるにつれて回すスピードも上がっていくでしょうから、1周目3カ月→2周目2.5カ月→3周目1.5カ月というようにスケジュールを組むようにするといいいでしょう。

1周目が3カ月といっても8科目あるわけですから、あまりゆっくりとはしてはいられません。日曜日は調整日（基本的にスケジュールを空けておいて、遅れた分を取り戻す日）に充てたほうがいいので、1週間で計画を立てることが出来るのは6日間です。ここにやりたいことを割り当てていくのです。ここまで考えていくと、やることが出来るものはかなり少ないということが分かると思います。

③一日のスケジュールを作る

上記の計画に基づいて、優先順位の高いものを日割りで計算すると一日に出来る分量が分かると思います。これを付属の「1週間の勉強計画」（次ページ参照）に書き込んで、およその計画を立ててみましょう。「この時間帯は毎日百選20個」とか「この演習書は毎週5問ずつやれば3カ月で終わるなあ」など、自分がやるべきことがどれくらいのペースでやればいつ終わるかが明確になってきます。

計画を立てても計画通りに進むことはありません。必ず遅れが出てきますので、調整日である日曜日にやったり、計画自体を修正していく必要があります。計画は一度作成したら終わりではなく、自分の進路に応じて臨機応変に変更していきましょう。

次ページ「1週間の勉強計画」の使用例

ページ数や設問の個数等を記入して、ノルマを具体的に設定すること。

タイマーを使用するなどして一日の勉強時間を計測してみると、モチベーション維持にもつながります。
そして、一日の最後に実際の勉強時間を記入しましょう！

10/29 (月)	
目標: 10 時間勉強	
6	
7	起床
8	
9	
10	苦手科目の克服
11	会社法リーク P20~50
12	昼食
13	
14	演習書を使用してアウトプット
15	ロースクール演習
16	会社法 [27]~[29]
17	P226~251
18	
19	夕食
20	
21	短答 憲法20問
22	
23	
今日の勉強時間	9 時間 30 分

9時～12時（3時間）
13時～19時（6時間）
20時～22時（2時間）
の合計11時間分の勉強時間を確保していますが、トイレ休憩等があるため、1時間分ひいて、目標は10時間に設定しています。

日曜日はあらかじめ調整日に設定しておいて、月曜から土曜までにこなされなかったノルマをこなしましょう。

このページをコピーして、計画作成の際にご使用ください。

1週間の勉強計画

(月)		(火)		(水)		(木)		(金)		(土)		(日)	
目標:	時間勉強	目標:	時間勉強	目標:	時間勉強	目標:	時間勉強	目標:	時間勉強	目標:	時間勉強	目標:	時間勉強
6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22
23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23
今日の勉強時間	時間	今日の勉強時間	時間	今日の勉強時間	時間	今日の勉強時間	時間	今日の勉強時間	時間	今日の勉強時間	時間	今日の勉強時間	時間
分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分

第2章 ロースクールの過ごし方

以下に書いた勉強計画は、ロースクール生活を有意義に過ごすための1つの指標を示したものである。入学時の能力により、どの時期に何をすべきかは異なるであろうから、あくまでも1つのモデルケースとして参考にしてほしい。

そして、以下には執筆者の様々な思いが込められているので、自分の勉強に行き詰った時や、勉強方法に悩んだときには、是非自分が今いる時期に該当する箇所を参考にしてより一層勉強に励んで欲しい。

●ロースクール入学前～ロースクール修了後までの勉強計画の概観

未修 1年目	入学前	①薄い入門書の通読 ②関大の事前ガイダンスへの参加 ③裁判の傍聴
	前期	①予習・復習をこなす体力をつける ②無事に単位を取得する ③六法を使いこなす ④情報を一元化したサブノート作り
	夏休み	後期の講義の予習
	後期	①短答対策 ②サブノート作り
	春休み	①短答過去問を時間を測って解く ②2年次の年間計画を作成

未修 2年目	入学前 (既修者)	①基本書等で知識の確認 ② 裁判傍聴
	前期	①講義の予習復習を司法試験で使える形で行う ③ 基本知識の習得
	夏休み	短答過去問を時間を測って解く
	後期	講義の予習・復習をペースメーカーにして基本7法の理解を深める
	春休み	①司法試験の論文過去問を解く ②選択科目の勉強を始める

未修3年目 既修2年目	前期	①講義の予習・復習をペースメーカーにして基本7法の理解を深める ②論文過去問分析の継続 ③論文過去問の答案練習（2週で1通）
	夏休み	①短答苦手→短答の勉強 ②短答得意→短答と並行しつつ，論文の演習書を解く ③選択科目を一定レベルまで引き上げる ④論文過去問の答案練習（週1通）
	後期	①短答苦手→短答の勉強 ②短答得意→夏休みの演習書を繰り返す ③過去問分析をしていない人はこの時期に必ずする ④論文過去問の答案練習（週1通。期末試験後は週2通）
	司法試験 直前期	①全科目の重要論点や判例を総復習 ②全国模試の受講

修了後	短答不合格者	①5月中に再現答案を作成（遅くても6月中） ②9月までに短答合格レベルまで引き上げる
	論文不合格者	①5月中に再現答案を作成（遅くても6月中） ②論文の敗因分析
	受け控え	試験問題が公表されたらすぐに時間を測って解く

次ページからは，合格者の経験を踏まえて，より詳細にそれぞれの時期における過ごし方の指標を示していく。

第1節 未修1年目

この第1節の筆者は、1年目択一不合格、2年目最終合格（800位）の未修コース出身者である。自己の経験や反省を踏まえ、自分が考える理想の未修1年目の過ごし方について記載した。

しかし、この過ごし方もあくまで参考である。司法試験に合格するためには、試験委員が求める能力と、現在の自分の能力の差を埋めることが必要であるが、各々の能力に応じて勉強方法も色々である。この記述を一つのきっかけとして、自己の勉強スタイルを確立していつてもらえたら幸いである。

入学前**1 法律の勉強をしよう**

法律の入門書等を読むべきであるとする。入学前に一通り読んでおかないと、ローの授業についていけない。その結果、授業についていくのが精一杯、もしくは消化不良となり、司法試験の過去問対策に手を付けるのが遅れ、合格が遅れる。

純粋未修者には、伊藤塾の試験対策講座がおすすめ。全く法律的な知識がなくても、スラスラ読めるし、分かりやすい（ただし、授業には持っていけないこと）。

入学までに、目次を見て、どこに何を書いてあったか、大まかにどのような制度があったか、などがすぐに思い出せるくらいはなっておきたい。

なお、関大は入学予定者向けの事前指導も行われており、これを利用するのも良い。

2 予備校入門講座の勧め

金銭的な余裕があるのならば、予備校の入門講座を受けておくことを強く勧める（修習に行って初めて知ったが、合格率の良いローの現役（上位）合格者は、そのほとんどが予備校の入門講座や論文答練を受講していた）。私も、ロー入学前に一通りの入門講座を受講していた一人である。

関大の未修者は、妙に予備校嫌が多い印象がある。しかし、司法試験を確実に合格するという観点からすれば、予備校の入門講座を受けて、入学後の勉強の方向性を間違わないようにすること（関大の未修者の合格率を参照）がとても重要であるとする。

前期**1 授業についていこう**

まず、ローに入学したら、予習復習の量にびっくりすると思う。1科目の予習をするのに3時間以上かかることもあるだろう。めげずになんとか食らいついていこう。単位を落とすことは、2年次の負担が増大し、結果として司法試験の勉強が遅れることにつながる。単位を落とすことだけはないようにしよう。

2 六法をこまめにひこう

すべては条文から始まる。未修者は、六法をこまめにひく癖があまりついていないように思う。どの条文のどの文言が問題となっているのか、その文言をどのよう解釈し、どのように事実にあてはめているのかを意識して、判例も参考にしつつ、六法をこまめにひいて

勉強するようにしよう。

3 特別演習を受講しよう

合格者の授業をタダで受講できるのであるから、受けない手はない。司法試験に合格するためには、試験委員が求める能力と現在の自分の能力の差を埋めることが必要である。そのためには、合格者の話を聴くのが一番手っ取り早い。未修者の中には、ある程度の知識を習得してから、受講しようとする人がいる。しかし、司法試験に合格するためにはどの程度の知識を習得すべきか、日々の勉強の方向性を見定めるためにも、早い段階で特別演習を受講することを勧める。また、自分の答案を人に見られたくない、恥ずかしいという変なプライドから、特別演習を避ける人がいる。しかし、我々の目標は、司法試験に合格することのはず。今現在カス答案しか書けなくても、司法試験当日に合格答案が書けるようになっていたら良いのである。変なプライドはどうか捨ててほしい。

4 択一を解こう

この時期から、択一の過去問を解くべきである。わが校の未修者の現役択一合格率は低い。現に、筆者の私も1年目択一不合格という情けない結果に終わった。原因は択一の勉強開始時期が非常に遅れたことにあると思う。だから、「過去問を解くのはまだ早い」なんて思わず、なんとかして時間を確保して、択一の勉強をしてほしい。

そして、択一を解く際は、ただ漫然と解くのではなく、その肢をきっかけとして条文の文言や、関連判例、その他周辺知識をさらい、その肢を「真に理解する」という勉強をしてほしい。この勉強は大変時間がかかる。一日数問しかこなせないこともあるだろう。しかし、それでいいのである。勉強の目的は、あくまで試験当日、初見である択一問題の正解の肢を選ぶことができるようになること。ただ漫然と過去問を1問1問解き、数をこなしても、到底択一合格はできない。自分が、試験当日、初見の問題を正解できるようにするためには、どう勉強すればよいかを常に意識してほしい。

5 周りに惑わされないようにしよう

授業中の「〇〇先生の基本書にはこう書いてある」などという発言に惑わされてはいけない。また、授業中やたらと発言する生徒が基本書を大量に収集していたとしても、惑わされてはいけない。それらに引きずられて学問的研鑽に走ると、司法試験合格のルートから外れていくことになる。

夏休み

1 司法試験の論文過去問を見てみよう

試験委員が求める能力と、現在の自分の能力の差を埋めるためには、まず試験委員が求める能力を把握することが重要である。試験委員が求める能力を把握するためには、過去問・出題趣旨・採点実感を読むことが近道である。この段階で、答案を書く必要はないと考えるが、過去問・出題趣旨・採点実感を読んで、考査委員がどんな能力を求めているか、ざっくりでもいいので把握するよう努めよう。

2 学問的研鑽をしない

法律の勉強は面白いし奥が深い。夏休みということで、時間的余裕ができたと感じて、細かな学説の研究をしたくなったり、1科目につき基本書を何冊も通読したくなったりするかもしれない。しかし、司法試験は実務家登用試験である。実務は判例通説で動いている。そのことを意識して、知的好奇心をどうか抑えてほしい。我々に与えられた時間は、とても少ない。判例通説を身につけるだけでも、大変である。学問的研鑽は合格後にすることとして、判例通説の知識の習得に励むようにしよう。

3 択一の勉強を継続しよう

前期に引き続き択一の勉強を継続しよう。特に夏休みは怠惰になりがち。択一にあてる時間を決めて、毎日択一の勉強をしてほしい。前述したが、その勉強の際には、ただ漫然と解くのではなく、その肢をきっかけとして条文の文言や、関連判例、その他周辺知識をさらい、その肢を「真に理解する」という勉強をするように（しつこいようだが、できていない人が多い。私もその一人だった）。

後期

1 授業を「こなす」

この頃になると、だいぶペースもつかめて授業に追われることはなくなると思う。また、前期、夏休みを通して、択一・論文で要求されている能力を、ざっくりとでも把握できている状況であると思う。授業で習得した知識を、司法試験を意識した形で教科書に書き込むなり、一元化ノートに挟みこむなりしていこう。ロースクールの授業と司法試験の勉強をまったく切り離してしまうのはもったいない（私は完全に切り離してしまっていた。後悔している。）。司法試験合格を常に意識して、授業を利用しよう。特に、制度の原理原則を学ぶのは、ロースクールの授業が一番適切と考える。

2 合格者報告会に参加しよう

10月頃になると、わが校の合格者報告会が開催される。多数の合格者の話を聴くことのできる格好の機会である。ここで注意してほしいのは、合格者は勉強方法について、色々なことを話すということである。司法試験に合格するためには、試験委員が求める能力と、現在の自分の能力の差を埋めることが必要であるが、各々の能力に応じて勉強方法も色々である。したがって、1人の合格者の勉強方法が自分に合っているとは限らない。そのことは十分注意してほしい。しかし、合格者全員が共通して述べていることが必ずある。その最大公約数的な勉強方法や、思考は吸収するようにしてほしい。

春休み

1 択一過去問を時間を計って解いてみよう

当然であるが、試験は時間との勝負である。特に択一試験の試験時間はかなりシビアである。そのシビアさを、身をもって体験しておくことによって、自己の知識の定着の甘さや、時間管理の甘さを思い知ることができる。また、時間内に試験問題を解くことができるためには、どうすればよいかを考えるきっかけとなる。この時期までには必ず時間を計って解くようにしよう。

2 司法試験過去問の再現答案を読んで相場観をつかもう

試験委員が求める能力と、現在の自分の能力の差を埋めることが出来れば、司法試験に合格できる。しかし、試験委員の求める能力を100%身に着けなくとも、試験には合格できる（そもそも試験委員の求める能力を100%身に着けることは不可能に近い）。ただ、試験委員が、「これだけは書いてほしい」と考えている水準が必ずある。それを把握するために、1000番から1500番の答案と、不合格答案を比べて、何が合否を分けたのか、研究することが重要である。その上で、「これだけ書けていれば1000番くらいで合格できる」という相場観を身に着けてほしい。相場観を身に着けたら、現在の自分の能力でこのような答案が書けるのかを検討し、足りない能力を補うような勉強をしよう。

第2節 未修2年目・既修1年目

既修入学者の入学前の過ごし方

法科大学院入試は11月頃には終わると思います。その後から法科大学院入学までは、色々忙しい時期だとは思いますが、合間を見つけて法科大学院進学後に向けた勉強をしておきましょう。

まず、基本知識の確認をしておきましょう。既修者コースは法律知識があることを前提にしていますので、いきなり演習科目から始まります。また、講義がある科目についてもロースクールでの授業のコマ数は多くないため、万遍なく触れることはできません。そのため、入学前から一定の法律知識を備えておく必要があります。基本知識の確認としては、基本書の通読等がよいと思います。多くの合格者は、司法試験直前期に復習しやすいように情報を一元化するツールを持っていますので、情報一元化という視点を持って基本書等を絞っていきましょう。

また、できれば司法試験の短答・論文の過去問を1年分でも見ておくのが良いと思います。司法試験の問題を知らなければ勉強対策が立てられないからです。司法試験の問題は難しいので、入学前に見てもよく分からないかもしれませんが、よく分からないということも発見の一つです。2年後にはその問題に対して一定の解答ができなければならないのですから、よく分からないと感じた人は精一杯勉強するようにしてください。

その他には、裁判傍聴や法律家の書いた本を読む等して、モチベーションを高めておくというのも良いかもしれません。法律家になりたいという気持ちが強くあれば、落ち込んだときでも頑張れると思います。

前期

授業の数はそれほど多くありませんが、予習復習すべきことが多いため、とても忙しいように感じるとと思います。あまりの忙しさに落ち込むこともあるかもしれませんが、徐々に慣れていきますので、あきらめずに頑張りましょう。

まず、授業の予習復習を大切にしましょう。授業でやったことをしっかり身に付け、基本知識を定着させることが大切です。授業について批判をする人もいますが、授業を上手く活かせるか活かさないかは個々人の問題です。司法試験に合格している人の多くは授業を上手く活かしているという印象です。法科大学院の生活は、授業が中心となるので、授業を上手く活かすことが合格に結び付くと思います。なお、予習と復習のどちらに重きを置くかは好みの問題だと思うので、自分に合う方を選んでください。

また、授業を大切にしつつも司法試験に向けた勉強もしっかりしておきましょう。具体的には過去問の検討等です。私は、この時期は主に短答の勉強をしていました。授業にあわせて該当範囲の基本書を読み、短答過去問を解く等すれば授業の予習復習と司法試験対策を同時にすることができます。効率のよい方法で試験対策も行っていきましょう。

GW は、法科大学院で最初の長期休暇ですので、論文の過去問を見る等して有意義に過ごしてください。私は、GW に過去問を見たおかげでその後の勉強計画を立てることができました。また、特別演習にも積極的に参加して論述の練習をするようにしましょう。

この時期に大切なことは、基本知識をしっかり定着させることです。司法試験の出題趣旨や採点実感等を見ても基本知識が強く要求されており、応用的な問題も基本知識から考えることが求められています。細かい学説や学術的な理論は求められていませんし、それらを追い求めてもきりがないので、むやみに学術的な勉強に走ることなく、基本をしっかりさせることを心掛けましょう。

夏休み

定期試験が終わり、怠けてしまいがちですが、気を引き締めてしっかり頑張りましょう。夏を制する者が司法試験を制すると言いますが、法科大学院の2・3年という短い期間では自分の勉強時間をとれる長期休暇が非常に重要になってきます。また、夏休みに勉強を頑張れば、後期を安心して迎えられます。

基本的には司法試験対策を行いましょう。司法試験の過去問を解くことでゴールが明確になります。まず、短答対策をする必要があります。関西大学法科大学院では、毎年、修了生 TA による短答体感模試なるものが開催されます。本番の時間で短答を解く貴重な機会ですので積極的に参加しましょう。多くの人はここで自分の実力に衝撃を受けるのではないのでしょうか。私もこの時期に短答足切り点にすら達しておらず落ち込んだのを覚えています。ただ自分の実力を知ることができ、危機感を持てたことは良かったと思います。現実から逃げても意味はありませんので、時間を計って短答過去問を解く機会を設けるようにしてください。そして、過去問を解いた後はしっかり復習し、短答知識を身につけるようにしてください。また、私は、前期の授業でやらなかった範囲の基本書を読み、短答の過去問を解く等していました。これは試験対策になるだけでなく、後期の授業にも生きてくるものでした。

できれば論文の過去問もやりましょう。新司法試験となってから何年も経つため過去問は蓄積されています。多くの過去問を解くことによって司法試験の傾向を知ることができ、それにより対策を考えることができるので、できるだけ多くの過去問を見るのが良いと思います。もっとも、直近の過去問の方が参考になることが多いので、新しい問題からやっていくことをお勧めします。一人では過去問を解く気が起きないという人は、ゼミを組む等して強制的に過去問を解く機会を作るのも良いかもしれません。

また、近年は、AA の先生方による夏期特別演習等も多く開催されています。自分に合う良い講座を見つけて、積極的に参加し、勉強をする機会にしましょう。

後期

再び予習復習に追われる忙しい日々が訪れます。前期をうまく過ごせなかったという人

は、切り替えて後期からは効率よく過ごすようにしましょう。

基本的には前期と同様、授業が中心になります。そのため、授業をしっかりこなすことが求められます。授業の予習復習をペースメーカーにして基本知識の定着を図りましょう。演習等では課題を試験問題に見立てて、答案に書くとするばどのように書くかということ意識していれば、インプットをしながらアウトプットの練習をすることができます。授業を大切にして、そこからしっかり学んでいきましょう。また、授業の予習復習だけで終わることの無いよう、できる限り自分の時間を作るようにして、司法試験の対策もするようしましょう。

春休み

春の暖かな陽気に誘われて遊びに行きたくなるかもしれませんが、ぐっところえて勉強するようにしましょう。勉強の内容としては自分に足りないものをしましょう。

まだこの時期は、多くの人が短答対策も十分ではないと思います。基本書を読み、過去問を何度も解いて基本知識を身につけていきましょう。私は、この時期にTKCの短答模試を受けました。自分の実力を知ることができたので良かったと思います。模試や過去問等を解いてみて、すでに短答の実力十分なら安心して論文対策をしていきましょう。

短答合格間違いない人も短答不安な人も論文対策を始めましょう。優先すべきは論文試験の過去問です。この時期は多くの人が論文の過去問検討も不十分だと思うので、過去問をしっかりやっていきましょう。過去問を解く際は、ただ解いて終わりにするだけでなく、出題趣旨や採点実感、合格者答案等を見て合格に必要な力を知るようにしてください。また、自分の書いた答案等も自分でしっかり検討し、自分に足りないものを明らかにしましょう。余裕がある人は演習書にも取り組みましょう。多くの人は演習量が不足していると思います。時間を見つけて事例問題を解く機会を作り、アウトプットの力を身につけていきましょう。基本書や判例集を読む際にも、漫然と読むことなく、アウトプットを意識することが重要です。たとえば、基本書のケースや小見出し、判例の事案を問題に見立てて、自分の頭で考えるようにすれば、基本書や判例集を読みながら、アウトプットの練習をすることができます。効率よく勉強するために、アウトプットを意識したインプットを心がけましょう。

また、選択科目を決めておくのも良いと思います。この時期はまだ選択科目を決めていない人もいます。私も既修1年目は選択科目を履修しておらず、この時期になって選択科目を決めました。選択科目の深い勉強は授業が始まってからでもよいと思いますが、薄めの入門書等でその科目の概要を知っておけば授業を受けて得ることは多くなるので、入門書等を読んでおくことはお勧めです。ちなみに私は労働法を選択しましたが入門書としてはプレップ労働法がおすすめです。

第3節 未修3年目・既修2年目

前期

この時期も授業の予習復習に追われることになると思います。授業のコマ数は、未修2年目・既修1年目より多くなるので、さらに忙しくなるかもしれません。ただ、必修科目は減り、司法試験科目以外の授業が多くなるので、授業間でもメリハリをつけることが必要になると思います。法科大学院生の目標は、司法試験に合格することですので、司法試験的に見て必須でない科目の授業の予習復習は最低限のものにするなどして、自分の時間を確保していくことが必要かと思います。与えられたことだけに追われることなく、自分でしっかり考えて司法試験合格に必要なことをしていきましょう。

単位を落とすのが怖いかもしれませんが、司法試験科目の発展科目等は履修するのが良いと思います。授業でしっかり学べば正確な法律知識が身についていくと思います。

また、予習復習の合間や休日等を利用して、過去問検討・演習書等の司法試験対策もしっかりしていきましょう。特別演習に参加する等して答案を書く機会も作り、論述の練習もやるべきです。司法試験まで1年ほどになり、残された時間は多くありません。怠けることなく一日一日を大切にしましょう。

夏休み

司法試験までの間で最後の夏休みですので無駄にしないように過ごしましょう。この夏休みにやるべきことは、苦手科目の克服等、自分に足りていないことをすることです。

短答がまだ合格ラインに届いていない人は、特に危機感を強く持って勉強するようにしましょう。短答の勉強としては、引き続き過去問をしっかりやることで良いと思います。過去問は何度もやったという人がいるかもしれませんが、過去問を本当に身につくまでしていれば短答合格ラインを大きく上回ることができると思います。単に正誤を確認するだけでなく、正誤の理由をしっかり考え、論文で聞かれたらどう書くか等を考えて勉強をしていけばより伸びていくと思います。司法試験では論文の配点割合が大きく、短答では細かい知識も問われるため、司法試験直前期に短答の勉強ばかりをするのは、精神的にも、合格という観点からもよろしくありません。この時期に合格点は取れるようにしておきましょう。

また、論文の勉強もしっかりしていきましょう。司法試験では、論文試験の配点割合が大きいため、司法試験に合格するポイントは論文試験にあります。まず、過去問をしっかりこなしましょう。過去問をすることで、司法試験の傾向をつかみ対策を立てやすくなります。また、司法試験の問題には解き方があるように思います。そのため、過去問をしっかりこなし、司法試験の問題に慣れるようにしましょう。過去問は特別演習で解いたという人もいますが、過去問は何度解いても良いと思います。出題趣旨・採点実感・合格答案等でしっかり検討すればその度に新しい発見があるからです。また、演習書

もやるべきだと思います。基本書・判例集等を読む際にも論文で書くとしたらどう書くかということを意識して、アウトプットを意識したインプットをしていきましょう。論文の勉強量が不足している人は多いと思うので、夏休みという時間のある時にできる限り勉強し、演習量を確保しましょう。

夏休み等自分の時間が取れるときには自分の好きな科目ばかりしてしまいがちです。もちろん、得意科目を伸ばすというのも良いことですが、司法試験は穴がなければ合格できる試験です。論文試験では50%取れば十分合格することができるのです。そのため、不得意科目を作らないよう万遍なく勉強しましょう。

後期

法科大学院での生活も終盤に差し掛かり、だいぶ余裕が出てくると思います。授業をしっかりこなしつつ、司法試験に向けた勉強もしていきましょう。

短答が不安な人は、短答の勉強を続けましょう。短答試験で不合格となれば、論文が採点されず、次の年に向けた対策を立てにくいため、絶対に短答は合格できるというレベルにまで持っていきましょう。

論文の勉強は、引き続き過去問や演習書等をこなしていきましょう。司法試験では正確な法律知識が求められるため、何度も同じ基本書・演習書を繰り返し、当該基本書・演習書の知識を定着させるのが良いと思います。むやみに多くの基本書・演習書に手を出すことはやめましょう。参考程度に他の教科書を見たり、不得意科目をなくすために新たな基本書を読むのは良いかもしれませんが、手を広げすぎて発展的な知識を追い求め、基本がおろそかになれば合格は難しくなります。どの程度、他の基本書・演習書をするかは各人の判断に任せますが、基本を大切にすることとは心がけてください。

また、答案を書く練習もしましょう。授業で答案を書く機会があれば積極的に利用しましょう。また、特別演習にも参加して、答案を書く機会を設けましょう。司法試験と同じ時間で自分はどのくらい書けるのかということを把握し、力が足りていないと感じた人は、その後もしっかり答案を書く練習をしましょう。予備校の答案練習会を活用するのも良いと思います。私は、辰巳法律研究所のスタンダード論文答練に参加していました。予備校の答案練習会は質が悪いという人もいますが、基本的な論点を聞いてくることが多いので勉強になると思います。注意すべきことは、答案を書くことは重要ですが、ただ書いていれば合格に必要な知識・能力・答案の型が身に付くというものではありません。答案を書いて人に添削してもらった場合、指摘を真摯に受けとめ改善していくように努めましょう。また、答案を書く度に課題を設けたり、答案を読み返して自己反省する等して、答案を一通書くごとに成長できるように工夫しましょう。しっかり、自分で考えて、反省することが必要です。

直前期

この時期は全科目の復習を中心にしていきましょう。司法試験の試験時間は短いため、基本知識がぱっと出てくることが重要になります。今までやってきたことを総復習して、基本知識をしっかり固めるようにしましょう。本番にピークを持ってくるということを心がけてください。直前期に新しいことをやっても消化することは難しいため、あまり手を広げないようにしましょう。

過去問もやっておくのも良いと思います。司法試験には解き方・傾向があるので、過去問を解き、カンを忘れないようにしておきましょう。過去問で司法試験の解き方を身に付けておけば、本番で新しい問題を見ても焦らずに解くことができると思います。

また、答案を書く機会を作っておくのも良いと思います。直前期に書くことを怠ると本番で筆がとまると聞いたことがあります。そんなことにならないよう答案を書く機会も作り、腕が鈍らないようにしておきましょう。

普段から本番を意識しておくのも良いと思います。夜型の人は朝型に切り替えたり、普段より体調管理に気を配ったりする必要があります。多くの人は本番で緊張するので対処法を考えておくというのも良いと思います。本番で凡ミスをしないようにするためにはどうすればよいか、対処法を考えておきましょう。また、必須ではありませんが予備校主催の全国模試は、本番と同じ環境・時間帯で行われることが多いので、本番慣れするために受けるのも良いと思います。

直前に出る重要判例解説や予備校の出すやま当て記事に目を通すかは人それぞれだと思います。私はこれらはやりませんでした。司法試験では基本知識から考えて論証するというのが求められており、最新判例等を知っていることが求められているのではないので、基本知識を固めるために基本書等を読むことを重視したからです。逆に、基本はもう十分だから穴をなくすという意味で重判等を読むというのも有りだと思います。各人の勉強の進み具合を見て判断してください。重要なのはまず基本を固めるということです。

この時期は不安になることも多いと思います。しかし、司法試験は、運によるところは少なく、自分の実力が如実に表れる試験です。これまで精一杯努力してきた人は合格できる試験です。自信を持って試験に臨んでください。

第4節 修了後

修了後については置かれる状況により過ごし方が変わるだろう。以下は2パターン（短答不合格者・論文不合格者）に分けて説明する。

短答不合格者

- 1 短答の結果が発表されるのは6月初旬である。この時点で足切となった者はおそらく気持ちが沈み、9月の最終発表まで再度挑戦に向けてのやる気がいま一つ湧かず、ダラダラと無駄な時間を過ごしてしまうことが考えられる。

しかし、論文で不合格になった場合も、択一で不合格になった場合も、来年の合格を目指すことに変わりはない。「論文不合格者は9月の発表まで、本腰を入れて勉強に取り掛かれない者が多い。自分は早めに結果が分かり、すぐに勉強再開ができるのだから良かった」というくらいの気持ちを持つことが大切である。

- 2 しかし、択一不合格になった者は論文不合格者より不利なこともある。もっとも大きい不利益は、論文の採点結果が分からないことである。これにより、自分の論文作成の感覚と採点委員との距離がつかみにくい。

そこで、再現答案を作成し、弁護士や修習生TA等に添削してもらう必要がある。なるべく多くの人に添削を依頼することをすすめる。合格者は採点委員とは違うのだから、人によって、指摘するポイントが違ってくこともあるからだ。詳しくは論文不合格の項目で述べる。

- 3 短答不合格者がまず取り組むべきことは、なんといっても短答の勉強である。

短答の勉強法としては、多数ある。私自身、短答が苦手かつ嫌いだったため、苦手かつ嫌いだという方の参考になればと以下の方法を掲載する。

(1) 肢別本をまわす

まず、辰巳法律研究所が出版している**肢別本を解く**ことである。私は、肢別本を解く時間は、休憩時間的な感覚で行っていた。肢別本を解くときは休めるという怠けた考えのもと、机以外のところで、休みながらクイズを解く様な感じで行っていた。

しかし、そこで**間違えた問題、分からなかった問題をチェックしておき、勉強モードで条文、基本書等を調べ、ノートにまとめる**という方法をとった。

勉強モードでまとめを作ることにはなるべく避けたかったため、1回間違えた問題は、もう間違えないという気持ちで、解いていた。

そこで作ったまとめノートは、答練、模試、**本番の前に見る**という形で使えるため、利用価値が高い。

肢別本については、3回以上はまわしたと思う。どんどんチェックする箇所が減っていき、勉強モードでノートにまとめる時間が減ることに喜びを覚えるという感じで、楽しみながら行うことで、**択一嫌いを克服**していった。

短答が嫌いという感覚がなくなってくると、肢別本を解きながら、この条文の趣旨は何だったかな、この定義は覚えるやつだなという感じで、論文の勉強も意識しながら行

うと効率がよいと思う。

(2) 過去問を解く

短答の合格において、様々な方法があると述べたが、最も多くの合格者が行っていることは、やはり**過去問を解く**ことであるといえる。

時間を計って過去問を解くということは最もやるべきことといえる。

私は、時間がいつも足りなくて、最後まで解けないことが頻繁にあった。分からない問題に時間をかけすぎていたためである。そこで、分からない問題に出くわしたら、飛ばして解く、または、直感で答えて次に行くという方法を徹底して行った。そして、解く時間に負荷をかけた。また、短答が得意な友達が短答を解く時に一緒に解いた。

(3) 基本書を読む

私自身、基本的な知識が足りないと感じたため、空いた時間に基本書を読んだ。基本書を読むことは、もちろん論文に向けての対策でもある。

9月の論文合格発表後においては、問題演習や答練等、実践的な勉強を行うため、基本書を読める時間は9月までしかないと考えていたからである。

- 4 以上が、私自身行った勉強法であり、この方法による本番での得点率は7割程度であったため、決して、短答で得点を稼げたという得点ではない。

したがって、短答が嫌いかつ苦手であり、7割程度の得点率を狙っている方に前記の方法を参考にしてもらえればと思う。

短答不合格者は、9月までは短答の勉強に比重を置き、後半の論文の勉強に集中できる態勢を整えるように心がけてほしい。

論文不合格者

- 1 論文の合格発表は9月の初旬にある。不合格となった場合は、落ち込んで、しばらく勉強が手に付かないという状態に陥るだろう。

しかし、不合格になった9月から年が明けるまでの体感速度は非常に早く、あっという間に、全国模試がやってくる。

そこで、気持ちを奮い立たせ、以下の方法を参考に、一日でも早く勉強を始めるように心がけてほしい。

2 (1) 再現答案の作成・その添削依頼

まず、再現答案を作成することをすすめる(再現答案を作れなかった場合は、改めて解いた過去問でもよい)。

その理由としては、自己の作成した答案に対して、採点委員が何点付けたかを、つまり自己の答案作成能力・感覚と採点委員との距離を把握するためである。

この距離を把握し、合格答案を書くためには、何が足りず、どこを治すべきかという自己分析を行う必要がある。

そして、自己分析を行うにおいては、合格者に添削を依頼することも必要となる。

合格者は、この答案にだいたい何点くらいつくかということが、感覚的に分かる者が多い。自分の書いた答案を客観的に分析してもらい、癖や欠点を指摘してもらうことが重要であるといえる。

もっとも、合格者は一定レベルの答案が書けるというだけであり、採点委員と同じ感覚を持っているとは限らないので、自分の好みで指摘する箇所もある。そこで、多くの合格者に添削を依頼し、より多くの意見を集めることをすすめる。

多くの人が指摘する箇所は、修正した方がいい箇所であるという感じで、修正箇所を見極め、自分に足りないことは何かを分析していくことがよいといえる。

(2) 自己分析・勉強計画

自己分析を行うと、合格に向けて自分に足りないことが把握できる。

前述した、添削に加え、**出題趣旨・採点実感**をしっかり読み、自分に何が足りないかを分析してほしい。

そして、全国模試(3月)までに、合格点に達するためには、どのように勉強をすすめればよいかの計画表を作成することが重要である。

ここで、私が個人的に行った自己分析と勉強計画をあげる。

(3) 自己分析の具体例

- ① 得意な箇所と不得意な箇所があり、問題によって得点にバラつきが生じる。
- ② 書くべき程度が把握できず(この論点ではどの程度論じる必要があり、ここはさらっとまとめるべきか)、配点の高いところで点を稼げず得点がのびない、また、点のないところで書きすぎ時間切れで途中答案になる。
- ③ 受験生が書く平均的な答案のレベルが分からない。

以上の自己分析の結果、以下の計画をたて、実行した。

(4) 勉強計画の具体例

ア 以下計画とその実行により、本番では5割程度の得点率となった。決して高得点ではないが、まもれる答案が書けるようになるものと理解してほしい。

イ ①に対して

予備校等で出されている論証、また問題集(問題集に関しては、予備校物は使用していない)をまわした。

論証は何回もまわし、問題集に関しては、少なくとも2回以上はまわした。

ウ ②に対して

出題趣旨・採点実感をファイルにして、それを読み込んだ。

それらは、採点委員の意見の集約であるので、司法試験において、何が求められているかを理解することができる。

エ ②、③に対して

(ア) 過去問のゼミ

週に一回、過去問を4～6人で解き、それをみんなが共有して、一人ひとり答案添削

を行うというゼミである。過去問は初見ではないため、答案作成時間に負荷をかけ、1時間40分とした。

このゼミのメリットとしては、自分の答案の悪いところを指摘してもらえるということはもちろんだが、受験生が書く平均的な答案のレベルが把握できること、また、人のミスに気付くことにより、点のつく答案、そうでない答案を把握できる能力が身に付くことである。

厳しいことをいうが、合格点に満たない答案は、欠点や癖があるし、論理が矛盾しているもの、点にならないことを書いているもの等、何らかのミスがある。

他人の答案を分析することによって、自分の答案を客観的に見ることができ、「変なこだわりできれいに書こうとしていたが、点のないところを書いていたんだな。たしかに、このような書き方だと読みにくいな。このように書いた方が点はつくんだな。」等、改めて、自分の欠点に気付かされる。

(イ) 予備校の答練

答練を受け、配点表を分析した。配点が高いところ、低いところをしっかりと把握し、配点バランスの感覚を身に付けた。

また、同じ受験生が書いた平均的な答案を見せてもらい、受験生の平均を分析した。

そして、①にも関係するが、どのような問題がでても、5割の得点率は切らないように心がけた。

3. おわりに

私は試験を乗り越えることに、長い年月がかかった。終わってみて思うことは、司法試験は、たしかに法律の理解度を示すものであることは否定できないが、理解できていなかったとしても、テクニックで乗り切れる面があるといえることである。

合格できなかった年は、自分が正しいと思うことを自分のこだわりのもと、自分が思うように書いていた。

しかし、前述した対策により、みんなが書くところは落とさないこと、点がつく箇所は点をできるだけ拾うことに徹底した。

試験である限り、答案用紙に現れた文章で点をつけるしかない。どれだけ法律を理解していたとしても、用紙にそれが表せない点が付けれないのである。また、逆を言えば、法律を理解していないとしても、得点になることを書いていたとしたら、点がつくのである。

試験に失敗した者の多くは、同じようなミスをしているケースが多いと感じる。

私の経験が、少しでも役立つことを願い、関大のみなさんのご検討を心よりお祈りする。

第6編 主な講義の紹介と活用法	206
第1章 講義の重要性（GPAと司法試験合格率の相関関係）	206
第1節 はじめに	206
第2節 GPAの構成図	206
第3節 GPAと司法試験合格率の相関関係	207
第4節 分析に基づくメッセージ	208
第2章 公法系科目	210
第1節 憲法Ⅰ（統治）	210
第2節 憲法Ⅱ（人権）	210
第3節 行政法総論	210
第4節 行政法演習	210
第5節 憲法演習（旧：公法総合演習Ⅰ）	211
第6節 公法総合演習	211
第3章 民事系科目	212
第1節 民法	212
第2節 会社法	212
第3節 民事訴訟法	212
第4節 民法演習	213
第5節 商法演習	213
第6節 会社法演習	213
第7節 民事訴訟法演習	213
第8節 民事法総合演習	213
第9節 民事訴訟実務の基礎	214
第10節 会社法発展講義	214
第11節 民事訴訟法発展講義	214
第4章 刑事系科目	215
第1節 刑法Ⅰ	215
第2節 刑法Ⅱ	215
第3節 刑法演習Ⅰ・Ⅱ	215
第4節 刑事訴訟法演習	215
第5節 刑事法総合演習	216

第6編 主な講義の紹介と活用法

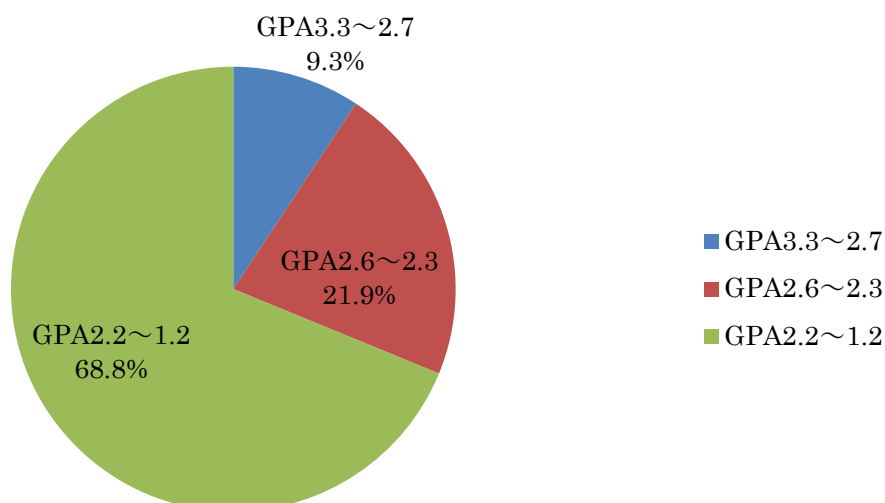
第1章 講義の重要性(GPAと司法試験合格率の相関関係)

第1節 はじめに

ロースクールでの成績が司法試験合格と関係があるのか。在学生の皆さんであれば誰もが気になるところだろう。「司法試験に受かりさえすればよい」として講義や演習を疎かにするか、それとも講義や演習を司法試験合格に役立つように活用するか、それは皆さんの戦略であるため自由である。しかし、私が分析した限りではロースクールの成績と司法試験合格率との間には相関関係があると思う。以下、具体的資料を提示して説明しよう（対象者は2004年入学～2010年入学の702人。内既修者452人、未修者250人）。

第2節 GPAの構成図

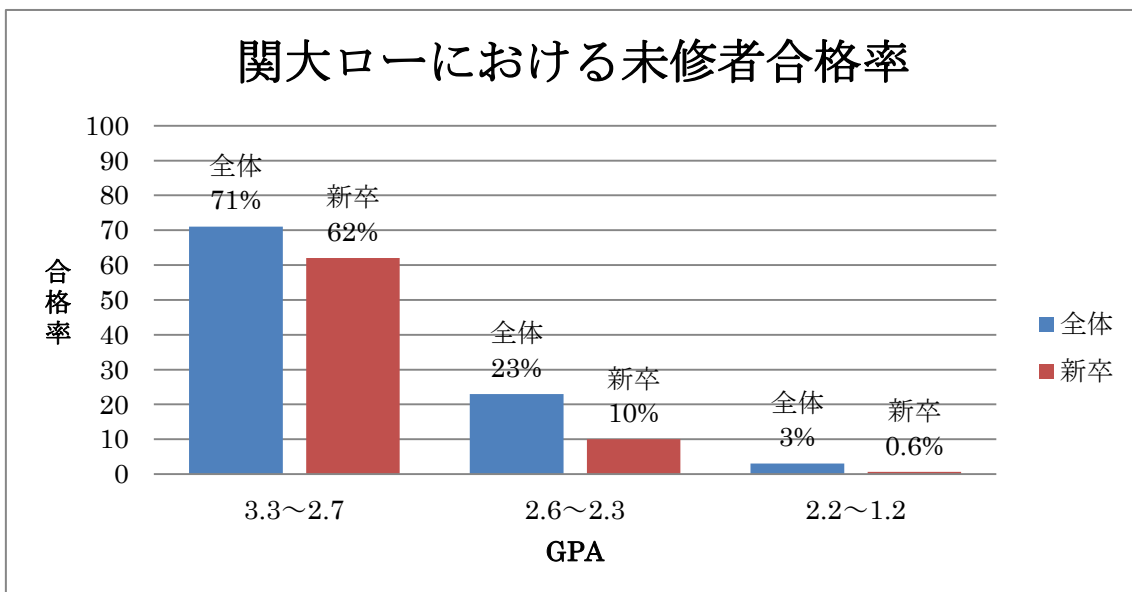
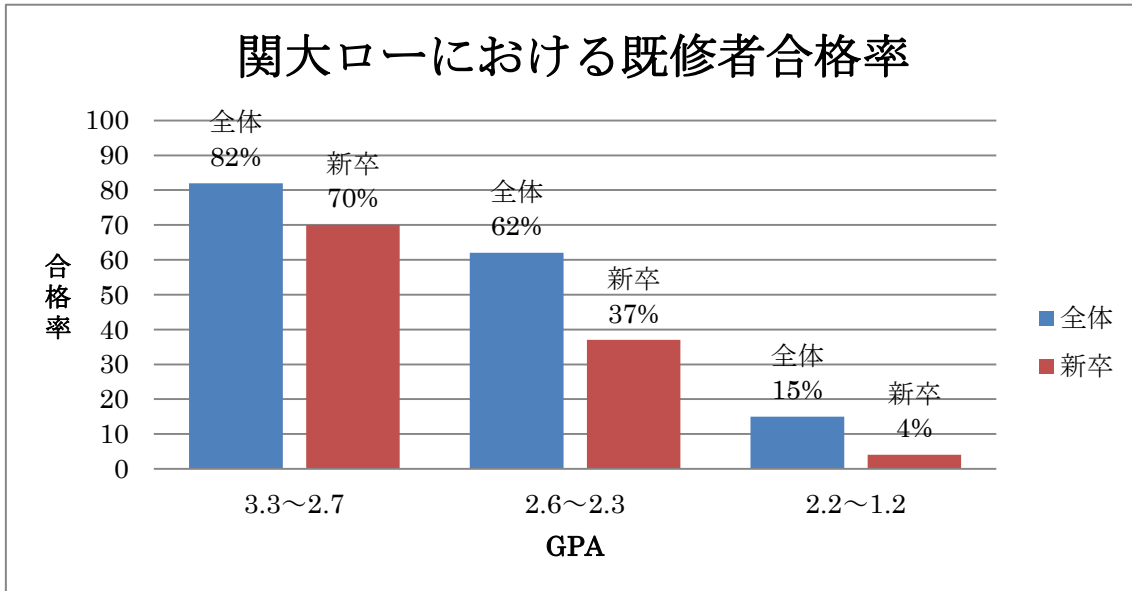
関大ローにおけるGPAの構成



まず、ロースクールのGPAの構成図である。ここでは成績の上位層（GPA 3.3～2.7）、授業料全額免除（以下「全免」）のおおよそのボーダーライン層（GPA 2.6～2.3）、全免ではない層（GPA 2.2～1.2）の3つに分類している。図表を見てもらうと成績上位層は全体の1割に過ぎない。また、全免ボーダーライン層は全体の2割ほど。つまり、成績上位3割が全免で構成されて、その他の学生が7割を占めている。

第3節 GPAと司法試験合格率の相関関係

次に、GPAと司法試験合格率の相関関係図を示す。「全体」とは複数回受験した合格者も含めた合格率をいう。「新卒」とは卒業後すぐに司法試験を受験し、1回で合格した者の合格率をいう。



この図表を見る限り、GPAと司法試験合格率に相関関係があることは一目瞭然だろう。GPA 2.7以上の既修者成績上位層に限って言えば全体で82%も合格している。新卒であっても70%の合格率であるため、ロースクールの2年間で講義や演習に積極的に参加し、レポートや小テストも活用しながら期末試験で良い成績を残すことが出来た者は、ほとんどが合格していると言って過言ではない。

第4節 分析に基づくメッセージ**●既修者の方へ**

上記の分析結果によると、既修者の場合、全免を取ることが出来るようにロースクールの勉強を頑張るということが一つの目標となる。もちろん、ロースクールの成績を上げるためだけの勉強をしても意味がないことは言うまでもないが。

また、新卒で合格することが出来なかったとしても、複数回の受験で合格している修了生が多くいることも図表から明らかである。自己分析や過去問分析を十分に行い、方向性を間違えずに勉強をすれば合格することが可能な試験であることを忘れないでほしい。

●未修者の方へ

未修者の場合でも、成績上位者は半分以上が合格している。出来ればGPA 2.7以上に入ることが望ましい。未修者の全免ボーダーライン層は既修者の場合と異なり、高い合格率を残すことはできていない。既修者と同じ全免でありながら合格率に40%もの開きが生じているのはなぜなのか。既修者であった私が推測するに、この原因は講義・演習のための勉強に終始しているからではないかということである。未修者の方々は先輩たちから講義ノートを受け継いでいるようで、それを使って講義や演習に参加しているのをよく見かけた。また、期末試験の過去問や出題教授の分析を熱心に行っており、期末試験の出題の趣旨を捉えた答案を作成することが出来ているのだろう。この努力自体は司法試験合格にも通じるものがあり否定はしない。しかし、高いGPAを修めることに終始して、司法試験とリンクした学習をしていないのではないかということが危惧される。講義や演習で得たものを司法試験の勉強に活かし、司法試験の勉強で得たものを講義や演習に活かす。両者は車の両輪のような関係なのであり、講義や演習だけで活躍しても自己満足に過ぎない。全免を取っているとしても、慢心せずに勉強をして欲しい。我々は「司法試験受験生」である以上、司法試験に受からなければ意味がない。

●GPA 2.2以下の方へ

上で示した図表によれば、GPA 2.2以下（つまり全免ではない人たち）の合格率は極めて低い。そのため愕然としてしまった在学生・修了生もいるだろう。だが、諦めるのはまだ早い。私は最終合格を果たすことができたが（合格までに3回かかってしまったが）、GPAは1.75しかなかったからである。

修了生にとってはもうGPAを変えることはできない。しかし、今後の勉強方法によって成績は向上しうる。合格者の合格ノウハウを凝縮したこの「リバイブル」を活用して、諦めずに勉強を続けてほしい。

●入学予定者および大学学部生の方へ

関大ロースクールの全体合格率は、おおよそその全国平均である25%を例年下回っているため、不安に感じるかもしれない。しかし、それはあくまでも既修・未修を合わせた全受験者の数字であって、必ずしも皆さんの合格率と直結して考えるべきものではない。

上記の図表からも明らかなように、GPAの高い成績上位者になれば上位ロースクールにも匹敵する合格率をマークしているのだから、要は自分の努力次第ということになるだろう。

もちろん、GPA 2.7以上を修めることは容易ではない。そのため、学部生のころから予備試験にも挑戦して高いモチベーションを維持しつつ、ロースクール入学時には全免を取って成績上位者のクラスに入ることが合格への1つの目安になるだろう。

関大の充実した施設に強力なバックアップ体制を活かすも殺すもあなた次第。全体の合格率に惑わされずに、自己研鑽に励んでほしい。

その際、以下の講義紹介とその活用法を大いに参考にして欲しい。

第2章 公法系科目

※カリキュラムは変更する可能性がありますので、ご注意ください。

第1節 憲法Ⅰ(統治)

初めて憲法を学ぶので、特に総論部分などがとても難解で分かりにくいかと思います。やるべきことは、しっかり考えた上で講義に臨み、授業中の村田先生の説明をしっかり聞くことです。初めて長い判例を読むことになろうかと思います、「今何について述べているのか」という点を意識して読んでください。読んでいるうちに始めの方を忘れてしまっただけでは時間だけが無駄になるだけです。

また、この講義で文言解釈の基礎を学べると思います。どの科目を勉強するについても基本ですので意識して習得してください。

第2節 憲法Ⅱ(人権)

いわば憲法判例百選掲載の重要判例すべてが課題です。事前配布の教材の量に目を疑うかと思います。「え？これで15回分全部じゃないの？」と（おそらく1回目と2回目だけでしょう）。

残念ですが、これをやらねばなりません。この講義の予習復習を真面目にこなすかこなさないかが、司法試験の択一の判例題材問題の出来を左右することになります。百選だけ読んでいてもなかなか対応できない問い方がされますし、試験直前期に百選判例をすべて読み直すのは非現実的ですので、この履修で百選判例を本気で潰してしましましょう。そうすれば、あとは百選をさっと見直すだけで択一对策になるはずですので。

また、憲法Ⅰに引き続き、一歩進んで判例のもう一つの読み方を教えていただけます。つまり判例の射程の読み方であり、それは「判例法理」の「使い方」です。論文試験に必須の能力ですので、膨大ですが乗り越えましょう。

第3節 行政法総論

芝池先生の読本の記述はわかりやすく丁寧です。執筆御本人によって講義を受けられるので、疑問はすべてぶつけて解消すべきです。予習・復習を怠らないでください。

第4節 行政法演習

自分がレポートの担当になっていない回についてまで、逐一答案を作成することまでは必要ありません（費用対効果が悪い）。

しかし、扱う判例は短答式・論文式に試験において重要なものばかりです。レポートを作成しなくても、試験本番で出題されたら答案を書けるように、しっかり理解しましょう。

第5節 憲法演習（旧：公法総合演習Ⅰ）

司法試験の憲法の出題傾向は全科目の中でもっとも安定しています。原告の主張→相手方の反論→私見を順に論じるわけですから、憲法演習で扱う判例を勉強する際も立場の違いからどのような主張が可能かを意識して講義に臨むべきです。

また憲法の答案を作成する際は①権利保障の範囲に含まれるか→②その人権が制約されているか→③権利と制約の調整（違憲審査基準）→あてはめという流れを踏むことが多いため、判例を勉強する際もこれらを意識しましょう。答案でどのように表現すべきかを強く意識してください。

さらにこれらは下級審判例で丁寧に論証されていることも多いため、最高裁判例だけ読めば良いわけではなく、講義に際しては下級審判例にも目を通すことにより憲法の思考の理解することが出来るようになります。

第6節 公法総合演習

現行カリキュラムでは、前半、行政法演習と同じくレポート担当者の発表と議論、後半は、元氏先生の作成した演習問題を行います。

この講義では重要判例や演習問題の学習をすることができます。行政法は短答で判例の詳細な論理構造を問う問題が出題されます。そのため、重要な判例を丁寧に学習する良い機会と考えましょう。

演習問題については訴訟要件の問題（処分性や原告適格など）と、本案要件の問題（個別法の解釈問題が中心）の両方を学習することができます。処分性や原告適格は毎年のように司法試験で問われる重要論点のため、しっかりと予習復習をしましょう。また、個別法の解釈は一朝一夕でできるようになるものではありません。初見の個別法の仕組みや趣旨などを素早く読み取り要件を検討することが出来るようになる必要があるため、その訓練として大変有意義な授業でもあります。元氏先生の解説は実践的で論文の勉強に直結するので大いに活用すべきです。

第7節 憲法訴訟

憲法訴訟の授業は必修科目ではありませんが、司法試験に生かせる要素が満載です。

この講義の前半では主に統治機構や憲法訴訟特有の問題点について学びます。憲法の問題では憲法訴訟に関する論点も出題されるため（例えば第三者の主張適格）、どのような場合にこれらを論じる必要があるのかを習得する必要があります。また、後半では、司法試験の問題を題材に実際どのように問題にアプローチして、どのように思考し、答案に表現するのかを学ぶことができます。この講義で重要な判例の整理・理解を深め、答案の作成方法を学びましょう。

第3章 民事系科目

※カリキュラムは変更する可能性がありますので、ご注意ください。

第1節 民法

この時期に膨大な財産法のすべてを理解するのはとても難しいことです。しかし、やるしかありません。細部にとらわれず、およそ民法とはこのような法律で、このような制度があり、…という大枠の理解に努めてください。大枠の理解のあと細かな論点を、しかるべき引出しに収めていく、という学習が望ましいです。各教材、各課題の消化にとらわれすぎずに全体を何度も見るような学習を心掛けてください。

民法がわからないというのはすなわち法律がわからないのと同じであるとよく聞きます。民法上の理論はさまざまな科目や分野に応用、借用されるからだと思います。刑法の財産犯も、民事実体上の権利義務関係がはっきりしなければ理解できません（今年のH24年度司法試験の刑法はまさに、民事上の財産の権利関係を前提に考える必要がある問題でした。）。基本事項の正確な理解を積み重ねてください。

第2節 会社法

会社法のレジュメは、必ず役立ちますのでデータごと保存しておくべきです。予めデータで配布されるレジュメに沿った解説を中心としながら、たまに設問もあり回答を用意してくるというスタイルです。この予習・復習時に勉強の軌跡をレジュメに残していけば質の高いサブノートにできます。会社法は商事実体法以外に法人の組織に関する手続きも規定されていて複雑ですが、なぜ民事一般原則を修正するのかや、当該会社を取り巻く株主や第三者(会社債権者)の利害関係を意識しながら組織上の制度の説明などをしてもらえますので、講義はしっかり集中しましょう。

第3節 民事訴訟法

およそ民訴を勉強するときは民法を意識して勉強してください。この講義では基本的な制度など民訴の仕組みを学びますが、実体法上の権利義務または法律関係の存否を判断するための手続法であることを念頭に置きながら学習してください。民訴特有の問題も当然大切ですが、実体法上の理解（ほぼ民法）を前提に司法試験の出題がなされますので、そのことを意識しなければなりません。概念や原理等について丁寧な説明があるかとおもいますので、これらの定義等はこの時期にしっかり頭に叩き込んで下さい。後に控える民事訴訟法演習の履修に重大な影響を与えることになります。

第4節 民法演習

刑法演習同様、ほとんどが、著名な重要判例を基に作成された事例が毎回の課題となります。履修にあたっては、関連する部分の基本書の確認はもちろん必要です。

大切なのは、単なる判例読破に陥らないことです。どうしても講義の予習・復習に追われてしまい、いわば解答探しのようになり、基となった判例を探して調査官解説や百選解説などを読み漁って何とか授業中の発言のネタを探すという作業をしてしまいがちですが、勉強に近道はありません。問題の事例から、どの条文の問題なのか、なぜ論点となるのかという基礎から取組み、どのような理由でどのような結論を出す、という本番で必要な思考の訓練として受講してください。基となった判例を読めば自然と短答対策にもなりますが、自分のみで予習を終えてからの方が良いでしょう。

第5節 商法演習

市販の有斐閣「会社法事例演習」を利用した演習です。この問題集はとてもよくできしており、できれば受験までにすべて通して解いてみるべきだと思います。特徴は、大きな問があり、その間に解答するならばおのずと書くべき点の小問として設定されているところです。「なぜこのような小問があるのか」という点にも注意しながら取り組むことで、答案構成力を付けるのにも役立ち、論文対策として有用だと思われます。ですので、新司の論文だ、という意識で、本番ならこのように書くという姿勢で予習してください。

第6節 会社法演習

司法試験でも比較的によく問われる重要論点について、掘り下げた演習を行います。授業で配布されるレジュメは分かりやすく、論文対策として十分に活用できます。

その場合も、論文で出題されたらどのように答案に表現するかを強く意識してください。

第7節 民事訴訟法演習

市販の有斐閣「事例演習民事訴訟法」を利用した演習です。例年、司法試験の民訴はひねくり回した問題のように感じますが、結局は弁論主義、処分権主義など、基本原理の正確な理解から出発すると事案の特殊性や論点に気づくことができる問題であると思います。事例演習民事訴訟法の問いに基本原理から立ち返って解答する姿勢で予習して臨んでください。

第8節 民事法総合演習

民法演習同様、重要判例を基にしたオリジナルの事例課題です。民法演習と同様の注意、意識が必要です。判例読破に陥ることなく、民法と民事訴訟法を連動させる勉強をしてください。

第9節 民事訴訟実務の基礎

民法と民訴の基礎知識を前提に、要件事実の主張整理や事実認定の入門的なことを行います。これらは合格後修習すべきことに直結することなので、真剣に取り組むことは当然です。平成25・26年の民法・民事訴訟法の本試験問題では、要件事実をそのまま答えさせる問題が出題されています。今後も出題される可能性が高いので、しっかり対策しましょう。ただし、あまり細かな要件事実にまで踏み込むのは試験との兼ね合いでは必須ではありませんので、この点は注意してください。

第10節 会社法発展講義

3年次配当の選択科目です。会社法演習で学んだところをより深く、また、会社法演習では触れることのできなかった分野を学ぶことができます。会社法の本試験問題は、事案が複雑で、論点も多いです。ここで基礎知識を固め、応用問題をどのように考えるかを学ぶことで、本試験でも安定した点数を取ることができます。必修科目ではありませんが、是非活用していただきたい授業です。

第11節 民事訴訟法発展講義

3年次配当の授業で、民事訴訟法の発展的な分野を学ぶことができます。有斐閣「ロースクール民事訴訟法」を用いて授業は進められます。この演習書を学習するときは、判例の事案や要旨をしっかり押さえてください。平成25・26年の本試験問題では、判例の理解・射程が問われています。判例をしっかり理解することで、本試験問題の事案の特殊性に気づくことができると思います。必修科目ではありませんが、本授業を是非活用してください。

第4章 刑事系科目

※カリキュラムは変更する可能性がありますので、ご注意ください。

第1節 刑法Ⅰ

刑法総論に関する講義です。旧カリキュラムでは4単位科目であったのが2単位科目となっています。学説が乱立し、難解に感じるでしょうが、各箇所では判例の立場を抑えることが必須です。

第2節 刑法Ⅱ

刑法各論の基幹講義です。先に学習した刑法総論とのリンクを意識しながら学習してください。

第3節 刑法演習Ⅰ・Ⅱ

この演習では刑法の中でも論文式・短答式の両方で出題可能性の高い分野を扱います。いずれのテーマも受験生の多くがマスターしてくるものであり、司法試験で問われた際には書き負けないように気を付けなければならないものばかりです。

司法試験が実務家登用試験である以上、判例の考え方を正確に理解しなければなりません。刑事系は特に判例と学説の対立が激しく、この演習でも学説の理解を細かく問われることがあると思います。しかし、本試験では特に設問に指示がない限り学説に触れている時間はありません。判例を中心とした勉強を行ってください。短答式では学説の対立から帰結がどうなるかを問われる設問があるので、それに出題されそうな分野（予備校本で図表にされていることが多い）について学説を整理・補充しておけば十分です。

刑法演習では、アカデミックな「学説オタク」のような方向へ走ってしまう学生が時々いますが、そのような者は過去問や合格者答案の分析を十分にしていないと自白しているに等しいといえます。最新の学説に振り回されて、判例の理解を疎かにすることのないようにして下さい。

第4節 刑事訴訟法演習

この演習では論文式・短答式の両方で出題可能性の高い分野を扱います。

過去問分析を行えば、刑事訴訟法では論文で出題されうるテーマは限られています。そのため本演習で扱うテーマについては重点的に学習して下さい。

刑事訴訟法も判例と学説の対立が激しいです。ただ、司法試験が実務家登用試験である以上、判例の理解が不十分であることは望ましくありません。出題趣旨でも判例に基づく議論が要求されています。判例を踏まえた論述ができれば点数を稼げるということです。優先的に学習すべきは判例であり、その理解を助ける材料として学説を学ぶという姿勢に

とどめて下さい。

伝聞については毎年出題される超重要分野です。合格者であってもその理解は不十分といえます。採点実感でも伝聞の基本的な理解が出来ていないことが毎年指摘されています。今後も頻出であると考えられるため、過去問をよく分析し、本演習を通して伝聞の理解を深めて下さい。

第5節 刑事法総合演習

この演習ではやや長めの事案を用いて、司法試験に出題可能性の高い分野を学習します。

事案はいずれも重要な判例を参考にして作成されたものであり、一度は見たことがあると思います。司法試験でも重要判例を参考に行っている事案が出題されますが、必ず事案のどこかを変えています。判例の事案を暗記して判旨を覚えるという勉強に終始していると、少し事案を変えられると対応できなくなる可能性があります。

本演習では事案を少し変えたら結論がどうなるか、ということがしばしば質問されます。これは頭の訓練にちょうど良く、本試験に直結するため、指名されていないときも真剣に考えましょう。

このように判例の射程を意識した勉強は全科目共通で重要であり、「参考判例」として挙げられている判例の中でも特に重要なものについては、自分で「どの事実を変えたら結論が変わるだろうか」と予習や復習のときに考えるようにしましょう。判例を漫然と読んで満足するのではなく、自分オリジナルの問題集として向き合えば、アウトプットの訓練にもなりオススメです。

なお、刑事系は実務家の視点が不可欠であるため、実務家教員の方の授業をよく聞きましょう。特に捜査については捜査機関が行う行為を細かく分析し、それに対して個々に法的評価を加えていくという姿勢が大変勉強になります。

第7編 学習支援	220
第1章 学習施設紹介	220
第1節 概要.....	220
第2節 以文館（いぶんかん）	220
第3節 尚文館（しょうぶんかん）	222
第4節 児島惟謙館（こじまいけんかん）	223
第2章 特別演習	224
第1節 在学生向け	224
第2節 修了生向け	225
第3章 TA (Teaching Assistant)	227
第1節 TA の説明	227
第2節 TA の活動	227
第3節 TA 執務室の様子	228
第4章 その他の取組み	229
第1節 司法試験合格体験報告会（毎年9月下旬～10月上旬に開催）	229
第2節 教員による論文過去問解説講義（毎年8～9月に実施）	229
第3節 若手弁護士による全面サポート（平成25年度から実施予定）	229

第7編 学習支援

第1章 学習施設紹介

第1節 概要

自習室 24時間、365日利用可能で、修了後も司法試験の受験資格を有する間は利用可能です（最大修了後5年。半年につき5000円）。

パソコン 各自習室やパソコンルームに設置されており、印刷数に制限はありません。

コピー機 毎年1人1枚コピーカードをもらい、年間1500枚まで無料で利用できます。

第2節 以文館(いぶんかん)

●施設説明



法科大学院の講義は主に以文館で実施されます。
また、3年次生の自習室も設置されています。

●内部施設の紹介

自習室 2階



3年次生（修了直後の司法試験受験まで）が使用します。
各自にキャレルが割り当てられ（固定席），教科書類を置いたままにできます。また，持ち込んだパソコンをネットワークにつなぐことができ，判例検索なども自席でできます。

利用時間 24時間 365日利用可能

ローライブラリー 3階

法科大学院生専用の図書室です。※修了後も利用できます（半年につき5000円）。

利用時間 8時半～23時 365日利用可能

蔵書数 法学の専門書や資料は6000冊を超える蔵書を有しています。

設備 コピー機や判例情報を検索するためのパソコン7台も整備されています。

教員研究室

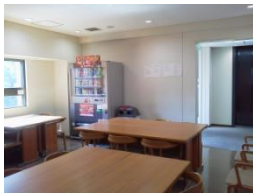
3階・4階



講義の実施される以文館内にあり，講義の直後や気になったときにすぐ質問できます。また，各専任教員は週1回90分のオフィスアワーを設けており，この時間であれば確実に質問に対応してもらえます。

ラウンジ（談話室）

2階



ラウンジ付近には、給湯器、電子レンジがあり、自由に使用できます。

食堂

1階



以文館内には、食堂もあり、自習や講義の合間に食事をすることができます。

第3節 尚文館(しょうぶんかん)

●施設説明



尚文館には、主に1年次生、2年次生の自習室があります。また、講義が実施される以文館とは隣接しており、いつでも、行き来できます。

●内部施設の紹介

自習室

2階



1・2年次生が使用します。利用方法・利用時間等は、以文館の自習室（前ページ参照）と同様です。

尚文館には、女性専用自習室もあります。女性専用自習室は安全面に配慮し、入室を許可された女子学生のみが入れるようICカードリーダーを設置しています。

資料室

3階

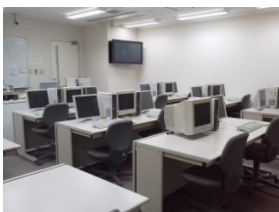


資料室には、カラーコピー機のほか、製本機、裁断機など、特殊な事務用機器が設置してあります。

また、好きなだけ製本をすることができるため、自分で印刷した資料も、製本することで、より使いやすくなります。

ワークステーション教室

2階



パソコンルームです。レポート作成の時などに、よく使います。

休憩スペース

2階



自習室のすぐ横にあり、自習で疲れた時などに一休みできます。

第4節 児島惟謙館(こじまいけんかん)

●施設説明



以文館や尚文館からは少し離れた所（徒歩2分程度）にあります。

主に、修了生の自習室があります。

ここには、自習室、パソコンルーム、ゼミ室等が設置されており、自習するために必要な物はほぼそろっているのです、快適に過ごすことができます。

●内部施設の紹介

自習室 3階

主に修了生が使用します。

利用方法・利用時間等は、以文館・尚文館の自習室と同様です。

※なお、修了後も、司法試験の受験資格を有する間は利用可能です（最大修了後5年。半年につき5000円）。

パソコンルーム 4階



児島惟謙館にあるパソコンルームは、自習室と同様、24時間、365日利用可能です。

ゼミ室 3階 ※正式には、「民事和解室」等の別の名称が付けられています。



友人や先輩・後輩とゼミを組んで、勉強する際に、使用できる部屋です。写真のように10人規模で使える広めの部屋と、4～5人で使用できる小規模の部屋があります。

※以文館や尚文館の教室であっても、ゼミの使用目的で申請すれば、利用可能です。

休憩室 4階



休憩室には、電子レンジ、オーブントースター、冷蔵庫があり、自由に使用することができます。食事をする際に、大変便利です。また、休憩室付近には、ポットも用意してあり、インスタントコーヒー等をいつでも飲むことができます。

第2章 特別演習

関西大学法科大学院では、正規授業とは別に、授業の補完や論文式試験対策を目的として、特別演習を開講しています。特別演習では、関大法曹会会員である若手弁護士を中心としたアカデミック・アドバイザー（AA）が受講生一人ひとりの個性に着目したきめ細かい指導をしています。

以下の表のように、司法試験合格者の特別演習受講率は、非常に高いものとなっています。関西大学法科大学院から、司法試験合格を目指すなら、**特別演習の受講は必須**といえます。

●司法試験合格者の特別演習受講率（年度別）

年度	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
コース	既修	未修	既修	未修	既修	未修
合格者の受講率	81%	100%	91%	83%	84%	100%

第1節 在学生向け

●指導内容

1年次	正規授業(講義科目が中心)を補完し、憲法・民法・刑法の3科目を中心に、基礎的知識を確実にするとともに、初歩的な応用力を養う。
2年次	正規授業(演習科目が中心)を補完し、憲法・民法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法・商法・行政法について事実整理能力と論点抽出能力を習得する。
3年次	司法試験の過去問を利用した論文作成を通じて、司法試験において要求されるアウトプット能力を養う。

●スケジュール（1回120分）

1クラス 2週間に1回

第2節 その他

●指導内容

司法試験論文過去問解説クラス	担当 AA が事前に指定した司法試験論文式試験の過去問について解説をします。添削を希望する者は事前に答案を提出します。提出された答案については2名の AA が同じ答案を添削し、本クラス時に返却します。
科目別クラス	憲法、民法、刑法について判例百選の解説を行います。判例の重要度の判断がつかない1年次生から、基本的事項を確認したい修了生まで、幅広く利用しています。
民事系クラス	答えがなく難解であるとされる松岡久和他『民事法総合・事例演習』（有斐閣）について担当 AA が解説します。国立ロースクール生が授業で使用されている問題集の解説を受けることができます。
特別クラス	受講生が講座案を作成し、受講生のニーズに合わせた形で演習が進められます。 事例研究行政法クラス、会社法事例演習教材クラスなどが実施されました。 なお、平成27年度は修習の準備のための合格者クラスも実施されました。
その他	以上の他にも、長期休暇には受験生のニーズに応じた短期集中クラスが設けられています。

●スケジュール

司法試験論文過去問解説クラス	選択科目以外の計7科目 毎週日曜日 2時間
科目別クラス	計3クラス（憲法・民法・刑法） 2週間に1回
民事系クラス	2週間に1回 2時間
特別クラス	受講生と AA が予定を調整して決定

<合格者の声> 平成27年度司法試験合格者 中村洋輔（総合成績90位）

私は基本的には、毎回答案を書いて添削をお願いしていました。答案添削で指摘された点は、素直に受け止めて、どうすれば改善できるのか考えました。自分の答案のどこが良くて、どこが悪いのか、改善すべきところはハッキリするので、効率よく勉強することができました。

また、特別演習では過去問が題材になることが多いですが、AAの先生方がどのような事実に着目して、問題文をどのように分析するのかという考え方を学ぶことができました。解説を聞いているだけでも、合格者の思考過程を追えるので、勉強の方向性の修正にも役立ちました。

特別演習は司法試験に合格したAAの先生方に答案を見てもらえる貴重な機会なので、合格に近づきたいのなら、積極的に利用するほかありません。特別演習は、答案を見てもらう絶好の機会なので、是非利用してください。特別演習を活用して答案の添削を受けている人は、合格率が高いのも事実です。

第3章 TA (Teaching Assistant)

第1節 TA の説明

関西大学法科大学院には、授業補助（資料収集、教材準備等）や法科大学院生の学習サポートを行うTA制度があり、（研究者）TAと修了生TAの2種類があります。

（研究者）TA

大学講師および大学院博士課程後期課程在籍者が中心となって、1年間を通じて、担当科目ごとの相談・質問に対応します。

修了生TA

本法科大学院を一定基準以上の成績で修了した者で構成され、主に法科大学院生からの質問・相談への対応を行っています。具体的には、以下の表の通りです。

修了生 TA	＜第1期＞	＜第2期＞	＜第3期＞
執務 期間	毎年6月中旬（短答試験 合格発表直後） ～9月中旬（最終合 格発表）まで	第1期終了後 ～11月下旬（司法修 習開始）まで	第2期終了後 ～11月下旬頃（司 法修習終了）まで
構 成 員	本法科大学院を一定基準 以上の成績で修了した、 司法試験短答式試験合格 者	本法科大学院を一定基準 以上の成績で修了し、司 法試験に最終合格した者	本法科大学院を一定基準 以上の成績で修了し、司 法試験に最終合格した者

第2節 TA の活動

1 法科大学院の指示に基づく業務【相談業務】

以文館3階にあるTA執務室に待機して、関西大学法科大学院生や同法学部生からの質問・相談を受け付けます。

授業の予習・復習に関する質問はもちろん、自主学習についての質問もできます。また、科目にかかわらず、法科大学院での勉強方法やレポート・論文の書き方に関するアドバイスを受けることもできます。

2 TA による自主的な取組み ※年度により取組みは異なります

短答解説の作成

第1期の修了生TAが、その年の司法試験短答式試験の解説を作成し、配布しました。

また、過去のTAが作成したプレテスト～平成27年までの短答式試験の解説・問題・マークシートもTA執務室にて1年中配布しています。

答案添削

平成27年は主に第2期修了生 TA が司法試験の過去問の添削を行いました。

短答過去問総まくりゼミ

内容 平成18年～平成26年までの短答過去問を毎日1科目ずつ演習してもらい（時間は本番と同じ）、演習後、解説をしました。

早起き勉強会

内容 毎朝、短答式試験の過去問を5問解いてもらい、TA が解説を行います。

日程 毎週月曜～金曜

8:10～8:30 問題を解く

8:30～8:50 解説

その他の勉強会

その他にも、「短答式試験の解答のコツを教える勉強会」「答案の書き方の基礎（法的三段論法）を教える勉強会」「選択科目紹介」なども実施しました。

再チャレンジゼミ

内容 論文過去問を1時間40分で書き、限られた時間内で1点でも多く点数を取っていく方法を話し合う。

日程 毎週火曜 13:00～17:00

第3節 TA執務室の様子

以文館3階TA執務室



TA執務室の内部



相談ブース



＜合格者の声＞ 平成27年度司法試験合格者 羽藤央貴（総合成績230位）

司法試験に合格する1つの近道は、多くの先輩合格者に話を聞くことです。

その点、関大法科大学院では、司法試験の合格発表から、司法修習の始まる11月下旬までの間、その年の司法試験合格者がTA執務室に常時1～3人程度勤務しており、いつでも話を聞くことができます。私も、この時に先輩から聞いた話を参考に勉強方法を確立し、最終合格を果たすことができました。

第4章 その他の取組み

第1節 司法試験合格体験報告会(毎年9月下旬～10月上旬に開催)



開催年度の司法試験に合格した修了生が、一斉に自身の合格体験を報告します。各合格者がどのようにして晴れてこの日を迎えたのか、在学中や修了後の過ごし方を紹介しながら発表します。

在学中どのような計画を立てて勉強していたか、直前の全国模試を受けたか、どのような基本書を使いどのような演習をしていたか、在学中の講義をどのように活用したか、などを赤裸々に聞くことができます。

例年在学生や修了生の参加は多く、この報告会で何かを得る学生は多いです。もちろん平成24年度の合格者の多くも、前年の報告会にて合格するためのエッセンスや、勉強に対する刺激等を得た結果、この晴れ舞台に立っています。

また、当報告会の後は懇親会も行われ、このときばかりは合格者のお祝いムードの中、在学生や先生方と打ち解けて話すことができます。

第2節 教員による論文過去問解説講義(毎年8～9月に実施)

専任教員が当該年度の司法試験論文式試験の解説および講評を行います。

必修7科目に加えて、選択科目の一部(倒産法、労働法、知的財産法等)についても行われます。

当日の参加者には、各教員が作成した講評を配布しており、また、科目によっては司法試験合格者が作成した再現答案も合わせて配布しています。

第3節 若手弁護士による全面サポート

若手弁護士により構成されるアカデミック・アドバイザー(AA)のバックアップ体制がより強化され、豊富な特別講義や特別演習が用意されます。例えば2～3年生を対象にした事例演習講座やロースクール入学予定者・1年生を対象にした基礎知識強化、苦手科目克服の特別演習が開かれる予定です。

また、正課授業のクラス担当教員と特別演習のクラス担当AAの連携が今まで以上に強化され、一人一人の学生の学習状況に合わせた指導を可能にします。さらに、一人ではなかなか難しい「学習計画」の作成を年間通じてAAが指導することで、皆さんを合格へのレールに導きます。

執筆担当箇所	232
執筆者等紹介	233
【監修】	233
【編集】・【執筆】	233
【執筆】（五十音順）	234

執筆担当箇所

第1編 司法試験紹介		第4編 ミニ講座	
第1章 制度概要	横枕 森田	第1章 論文の書き方ポイント『十戒』	小松弁護士
第2章 選択科目紹介	豊川・星野 柳澤・横枕	第2章 法的三段論法の基礎	星野・横枕
第2編 司法試験に合格する方法		第3章 伝聞証拠	石井元裁判官
第1章 はじめに	森若	第5編 プランニングのすすめ	
第2章 必要な能力		第1章 計画の重要性	豊川・柳澤
第3章 合格と不合格の分水嶺	柳澤	第2章 ロースクールの過ごし方	豊川・柳澤 森田・高尾 摸利・濱
第4章 論文対策総論	森若	第6編 主な講義の紹介と活用法	
第5章 論文対策各論	豊川 森若・柳澤 高尾 摸利・西河 坂本・濱 山本	第1章 講義の重要性	柳澤
第6章 現場での作法	豊川・横枕	第2章 公法系科目	豊川・柳澤
第3編 勉強方法		第3章 民事系科目	豊川
第1章 司法試験全般	星野 西河 坂本 山本	第4章 刑事系科目	豊川・柳澤
第2章 論文		第7編 学習支援	
第3章 短答		第1章 学習施設紹介	横枕
第4章 基本書		第2章 特別演習	森田
第5章 予備校の活用法		第3章 TA	山本
第6章 その他		第4章 その他の取り組み	柳澤・横枕
第7章 よくある質問			
第8章 グッズ紹介	横枕		

執筆者等紹介

【監修】

●小松 陽一郎(こまつ よういちろう)

関大法曹会 前幹事長 弁護士

＜経歴＞

昭和51年 関西大学大学院法学研究科私法学専攻修士課程 修了

●尾島 史賢(おじま ふみたか)



関大法曹会副幹事長 弁護士

＜経歴＞

平成12年 関西大学法学部法律学科 卒業

平成14年 関西大学大学院法学研究科私法学専攻(会社法)博士
課程前期課程 修了

【編集】・【執筆】

●横枕 真哉(よこまくら しんや)



第66期司法修習生

＜経歴＞

平成24年 関西大学法科大学院(既修者コース) 修了

平成24年 司法試験合格

【執筆】(五十音順)

● 豊川 大智(とよかわ だいち)



第66期司法修習生

＜経歴＞

平成22年 関西大学法科大学院(未修者コース) 修了

平成24年 司法試験合格

● 星野 峻三(ほしの しゅんぞう)



第66期司法修習生

＜経歴＞

平成24年 関西大学法科大学院(既修者コース) 修了

平成24年 司法試験合格

● 森若 利幸(もりわか としゆき)



第66期司法修習生

＜経歴＞

平成23年 関西大学法科大学院(既修者コース) 修了

平成24年 司法試験合格

● 柳澤 宏和(やなぎさわ ひろかず)



第66期司法修習生

＜経歴＞

平成22年 関西大学法科大学院(既修者コース) 修了

平成24年 司法試験合格

【改訂】

●坂本 啓順(さかもと ひろゆき)

第68期司法修習生

＜経歴＞

平成26年 関西大学法科大学院(既修者コース) 修了

平成26年 司法試験合格

●高尾 奈々(たかお なな)

第68期司法修習生

＜経歴＞

平成25年 関西大学法科大学院(未修者コース) 修了

平成26年 司法試験合格

●西河 英士(にしかわ えいじ)

第68期司法修習生

＜経歴＞

平成26年 関西大学法科大学院(既修者コース) 修了

平成26年 司法試験合格

●濱 有紀子(はま ゆきこ)

第68期司法修習生

＜経歴＞

平成23年 関西大学法科大学院(未修者コース) 修了

平成26年 司法試験合格

●摸利 純史(もうり よしふみ)

第68期司法修習生

＜経歴＞

平成26年 関西大学法科大学院(既修者コース) 修了

平成26年 司法試験合格

● 森田 拓士(もりた たかし)

第68期司法修習生

＜経歴＞

平成23年 関西大学法科大学院(既修者コース) 修了

平成26年 司法試験合格

● 伊藤 大樹(いとう ひろき)

第69期司法修習生

＜経歴＞

平成26年 関西大学法科大学院(既修者コース) 修了

平成27年 司法試験合格

● 植田 かおり(うえだ かおり)

第69期司法修習生

＜経歴＞

平成26年 関西大学法科大学院(既修者コース) 修了

平成27年 司法試験合格

● 宇都 文子(うと あやこ)

第69期司法修習生

＜経歴＞

平成25年 関西大学法科大学院(既修者コース) 修了

平成27年 司法試験合格

● 中村 洋輔(なかむら ようすけ)

第69期司法修習生

＜経歴＞

平成27年 関西大学法科大学院(既修者コース) 修了

平成27年 司法試験合格

● 藤原 杯花(ふじわら はいけ)

第69期司法修習生

＜経歴＞

平成25年 関西大学法科大学院(既修者コース) 修了

平成27年 司法試験合格

● 三嶋 隆子(みしま たかこ)

第69期司法修習生

＜経歴＞

平成26年 関西大学法科大学院(既修者コース) 修了

平成27年 司法試験合格

● 山本 知広(やまもと ともひろ)

第69期司法修習生

＜経歴＞

平成27年 関西大学法科大学院(既修者コース) 修了

平成27年 司法試験合格

REVIBLE ～関大法科大学院再生物語～

平成24年11月 初版発行

平成27年11月 第2版発行

関大法曹会

関 大 法 曹 会
B I B L E

関西大学法科大学院
R E V I V A L
Since 2012